

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月31日
【計算期間】	第33期（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）
【ファンド名】	UBS（Lux）エクイティ・ファンド （UBS（Lux）Equity Fund）
【発行者名】	UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）
【代表者の役職氏名】	メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード アンドレア・パパツォーニ （Andrea Papazzoni） メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード フェデリーカ・ギーランディーニ （Federica Ghirlandini）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、 J.F.ケネディ通り33A番 （33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）ユーロおよびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝144.61円、1米ドル＝136.33円）による。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券はユーロ建または米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨または米ドル貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは12月1日に始まり翌年の11月30日に終わる1年を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの形態

UBS（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款」という。）^{（注）}によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。ファンドのサブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンドーエマージング・マーケッツ・サステナブル・リーダーズ（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンドーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）、UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）、UBS（Lux）エクイティ・ファンドーグレーター・チャイナ（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）およびUBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）（以下それぞれ「サブ・ファンド」という。）の受益証券は、管理会社により、ファンド証券所持人（以下「受益者」という。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で約款に従い買い戻される仕組みとなっている。

（注）約款は、受益証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

ファンドは不可分の法主体を構成する。受益者との関係においては各サブ・ファンドは独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務はクラス間受益証券で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他のクラス受益証券の純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。2023年1月11日現在のファンドは15のサブ・ファンドで構成されている。

b. ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、ファンドの資産の安全性および流動性を適正に考慮しつつ、適当な水準の収益と共に高い成長を達成することである。

ファンド証券の発行限度額の制限はない。

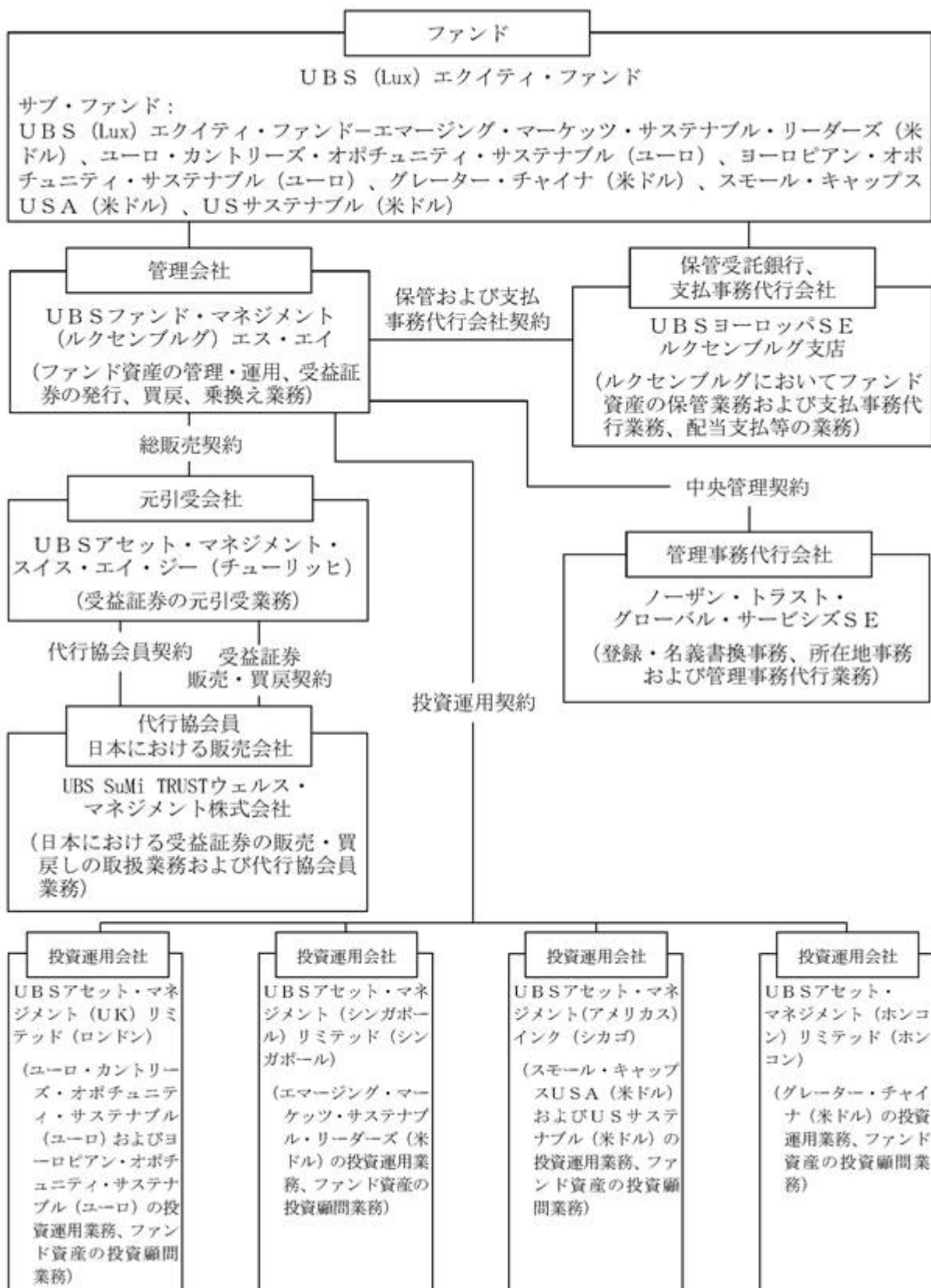
（2）【ファンドの沿革】

1989年10月18日	UBSエクイティ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（「旧管理会社」）の設立
1989年10月26日	ファンドの約款締結
1989年12月1日	ファンドの運用開始
1998年11月27日	改正ファンド約款締結（1998年12月効力発生）
1999年11月24日	改正ファンド約款締結（1999年12月効力発生）
2000年12月4日	改正ファンド約款締結（2000年12月効力発生）
2003年3月24日	改正ファンド約款締結（2003年5月効力発生）
2004年8月5日	改正ファンド約款締結（2004年10月効力発生）
2006年6月30日	改正ファンド約款効力発生
2007年12月14日	改正ファンド約款効力発生

2008年5月30日	改正ファンド約款効力発生
2010年10月15日	旧管理会社からUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへファンドの管理会社としての機能の承継 ファンド約款変更
2011年7月1日	改正ファンド約款効力発生
2012年8月27日	改正ファンド約款効力発生
2014年8月4日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドーエマージング・マーケット（米ドル）の解散
2014年8月29日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドーエマージング・マーケット・インフラストラクチャー（米ドル）の解散
2014年9月19日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドーユーロ・ストックス50アドバンスド（ユーロ）の解散
2015年4月30日	改正ファンド約款効力発生
2015年9月22日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン（日本円）の解散
2015年10月29日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドー台湾（米ドル）の解散
2015年11月12日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドーフィナンシャル（ユーロ）の解散
2016年9月23日	改正ファンド約款効力発生
2016年12月6日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドーセントラル・ヨーロッパ（ユーロ）の解散
2017年4月7日	改正ファンド約款効力発生
2018年8月3日	改正ファンド約款効力発生
2019年4月8日	UBS（Lux）エクイティ・ファンドーオーストラリア（豪ドル）の解散
2022年5月20日	改正ファンド約款効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント （ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management （Luxembourg）S.A.）	管理会社	2022年5月12日付（2022年5月20日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 （UBS Europe SE, Luxembourg Branch）	保管受託銀行、 支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE （Northern Trust Global Services SE）	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約（2017年10月1日効力発生）（注2）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （UK）リミテッド（ロンドン） （UBS Asset Management (UK) Ltd., London）	投資運用会社	2004年10月7日効力発生の投資運用契約（改訂済）（注3）を旧管理会社との間で締結。2010年9月15日付で地位譲渡契約を旧管理会社および管理会社との間で締結。ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）およびヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （シンガポール）リミテッド （シンガポール） （UBS Asset Management （Singapore） Ltd., Singapore）	投資運用会社	2014年9月12日付で投資運用契約（随時改訂）（注3）を管理会社との間で締結。エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （アメリカス）インク（シカゴ） （UBS Asset Management （Americas）Inc., Chicago）	投資運用会社	2013年2月15日付で投資運用契約（改訂済）（注3）を管理会社との間で締結。スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUSサステナブル（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント （ホンコン）リミテッド（ホンコン） （UBS Asset Management (Hong Kong) Limited, Hong Kong)	投資運用会社	2013年11月1日付で投資運用契約（改訂済）（注3）を管理会社との間で締結。グレーター・チャイナ（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	元引受会社	2014年8月22日付で管理会社との間で総販売契約（随時改訂）（注4）を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2004年8月13日付、2006年10月27日付、2008年3月12日付、2011年4月6日および2015年5月26日付で元引受会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2004年8月13日付（改訂済）、2006年10月27日付、2008年3月12日付、2011年4月11日付および2015年5月26日付で元引受会社との間で受益証券販売買戻契約（注6）を締結。受益証券の販売と買戻しについて規定している。

（注1）保管および支払事務代行契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、投資信託に関するルクセンブルグ法の規定に従い当該資格において行為することを約する契約である。主支払事務代行会社として、ファンドの受益者への分配金の支払いやその他の未払利益の支払いについての責任を負う。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注4）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、元引受会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売買戻契約とは、元引受会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概要

(a) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年7月1日に設立された。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(b) 事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

(c) 資本金の額

株式資本の13,000,000ユーロ（約18億7,993万円）は、1株2,000ユーロ（28万9,220円）の株式6,500株によって表章される。2023年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みである。

（注）ユーロの円貨換算は、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝144.61円）による。

(d) 会社の沿革

2010年7月1日に設立。

(e) 大株主の状況

（2023年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー	バーンホーフシュトラッセ 45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、規則、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

(b) 準拠法の内容

① 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

② 2010年法

（イ）2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCIITS（以下「パートI」という。）

パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）

パートIII 外国のUCI（以下「パートIII」という。）

パートIV 管理会社（以下「パートIV」という。）

パートV UCIITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートV」という。）

- 2010年法は、パート I が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパート II が適用される「その他の投資信託」（UCI）を区分して取り扱っている。
- （ロ）欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート I に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート I ファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。
- （ハ）2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート I ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。
- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
 - その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。
- （ニ）2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート I ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。
- a) クローズド・エンド型のUCITS
 - b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
 - c) 約款または設立文書に基づき、EUの加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
 - d) 2010年法第5章によりパート I のUCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS
- （ホ）上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関連して示達されたもののだが、2010年法に関しても有効である。）によって予め以下のとおり定義されている。
- a) 2002年法第41条第1項（現在は2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
 - b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
 - c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
 - d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート I （現在は2010年法のパート I ）の条項を充足していない投資信託
- （ヘ）2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート I ファンドおよびパート II ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP) , common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

税法上の多くの規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、C S S Fが行っている。

（５）【開示制度の概要】

（a）ルクセンブルグにおける開示

① 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をC S S Fに提出しなければならない。

さらに、後記「（６）監督官庁の概要（d）財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べたように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、C S S Fにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）、ルクセンブルグ事務所である。更に、ファンドは、1991年1月21日付通達 I M L 91/75（1997年6月13日付通達 I M L 97/136に改正済。）に基づき、金融庁（現C S S F）の1997年6月13日付通達97/136に基づき、C S S Fに対して月次報告書を提出することを要求されている。

② 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次財務報告書および半期財務報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれ入手することができる。約款の全文は、ルクセンブルグの商業および法人登録機関に預託され、閲覧することができる。

受益者への通知は、ウェブサイト（www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications）上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した受益者には、電子メールで送付できる。受益者が電子メールアドレスを提供していない場合、受益者への通知は、受益者名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、受益者への通知は郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

（b）日本における開示

① 監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書は電磁的方法によりファンドの代行協会のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ＣＳＳＦの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

（ａ）登録の届出の受理

- ① ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。
- ② 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）で、欧州連合（以下「EU」という。）加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付通達（2009／65／EC）の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、地元当局よりＣＳＳＦに事前に通知され、所定の書類が提出され、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行が任命され、かつＣＳＳＦが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に意義を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。
- ③ 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、ＣＳＳＦへの事前登録を要する。
- ④ ファンドは、2010年法パートIに従い設定されている。

（ｂ）登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびＣＳＳＦに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、ＣＳＳＦの要求される専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

（ｃ）目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にＣＳＳＦに提出されなければならない。ＣＳＳＦは書類が適用ある法律、勅令、規則、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（ｄ）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をＣＳＳＦに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

サブ・ファンドの資産は、リスク分散原則に従って投資される。特定のサブ・ファンドの投資方針において異なる比率が認められる場合の他、すべてのサブ・ファンドは、その資産の70%を最低額として株式、組合出資持分、および、当該サブ・ファンドの名称に表示されるセクターやテーマに関連することのある企業、またはサブ・ファンドの名称に表示される国、地域または経済セクターに所在するもしくはは主な活動を行っている企業の発行する参加証書（持分証書および持分権）、短期証券、分配請求権証券およびワラント等のその他の株式関連証券に投資する。

サブ・ファンドの投資方針に別段の定めがない限りすべてのサブ・ファンドは、その資産の30%を上限に、地域または経済地域に関する上記の制限または時価総額に関する要件に合致しない組合出資持分、参加証書（持分証券および持分権）、短期証券、分配請求権証券およびワラント等の株式ならびにその他の株式関連証券の他、国内または海外の借り手が発行する各種通貨建ての債券およびその他の債務証券および請求権に投資することができる。

下記「投資制限」の1.1g）および5に記載されるように、各サブ・ファンドの投資方針を達成するという主たる原則のために、証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付け資産とする特別な技法および手段が、法定制限の範囲内で使用されることがある。

ワラント、オプション、先物およびスワップは変動的であり、利益を達成する機会および損失を被るリスクの双方が、証券への投資の場合よりも高い。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針と一致し、これらの品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ用いられる。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産を保有することができる。20%の上限は一時的に超えることができるが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が受益者の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られる。かかる制約は、デリバティブ金融商品のエクスポージャーをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41（1）条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41（2）b）条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しない。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金（経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等）または2010年法第41（1）条に基づく適格資産への再投資に要する期間もしくはは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければならない。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできない。

個々のサブ・ファンドの投資方針と対立しない限りにおいて、サブ・ファンドは純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類している。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」という。）と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユ

ニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次を取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

投資運用会社は、根底となる戦略（対象投資信託を含む。）における配分時にESGインテグレーションを考慮に入れる。UBSが運用する根底となる戦略の場合、投資運用会社は、ESGインテグレーションに関する上記リサーチに基づきESG統合資産を特定する。外部により運用される戦略の場合、ESG統合資産は、第三者提供会社によるリサーチの過程で特定される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019／2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

アクティブに運用されるUBS（Lux）エクイティ・ファンドーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場に所在するか、または同市場で主に活動を行う企業の株式またはその他持分に投資する。

本サブ・ファンドは、消費、都市化、デジタル化、金融包摂、ヘルスケア、新技術等の長期的なトレンドおよびテーマから利益を享受することができるセクターの主要企業の株式に投資する。

本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分に限定されるものでもない。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの監視、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI エマージング・マーケット（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

本サブ・ファンドは、地域的な投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、関連する為替リスクを低減するために、ポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする場合がある。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海－香港ストック・コネクトまたは深圳－香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海－香港ストック・コネクトまたは深圳－香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。

こうした理由により、本サブ・ファンドは上記のリスクを認識している投資家に適している。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、新興国市場にあるまたは同地域で主に活動を行う企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および／または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、SFDR第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。サブ・ファンドは、その資産の少なくとも70%を欧州経済通貨同盟（E

MU)の加盟国に所在する、またはEMU加盟国で活発な活動を行っている企業の株式およびその他持分に投資する。EMUに属する国々は、EMUに参加しているため、その国の通貨がユーロである。

当該投資の範囲で、本サブ・ファンドは、（オープン・エンド型投資信託であり、一般投資方針に定められる投資制限（純資産の10%）に従う）ヨーロッパの小型株および／またはヨーロッパの中型株に直接的もしくは間接的に投資を行うこともできる。投資制限の「5証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESG特性を監視するため、またESGおよび投資リスク管理ならびにポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI EMU（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、ユーロ圏のヨーロッパの企業の株式ポートフォリオおよび環境および／または社会的特性を促進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、SFDR第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

アクティブに運用されるUBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他持分に投資する。かかる投資対象は、ヨーロッパ以外に所在し、またはヨーロッパ以外で主な活動を行っている企業の株式および株式持分により補完されることがある。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドはヨーロピアン・スモールおよび／またはミッド・キャップスに直接的もしくは間接的（すなわち、本サブ・ファンドの純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託）に投資を行うこともできる。投資制限の「5証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボー

ド・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。

サブ・ファンドの投資ユニバースは、（i）ヨーロッパ以外に所在し、またはヨーロッパ以外で主な活動を行っている企業の株式により補完される（ii）ヨーロッパに所在し、またはヨーロッパで主な活動を行っている企業の株式で主に構成される。投資ユニバースのこの2つの部分は分離されており、それぞれ少なくとも20%減少させることにより、UBS ESGコンセンサススコアが最も低い発行体が除外される。

サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESGコンセンサススコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルを維持する。サブ・ファンドはまた、参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または絶対値の低い炭素プロファイルも有する。算定には現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。よって、サブ・ファンドは、環境的、社会的特性およびガバナンス特性を促進させる。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの監視、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのヨーロッパ重視のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオに組み入れられている有価証券（現金、現金等価物およびヘッジ目的のデリバティブを除く。）の少なくとも90%についてUBS ESGコンセンサススコア評価を適用するものとする。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、ヨーロッパの企業のアクティブに運用される株式ポートフォリオおよび環境および／または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、SFDR第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。本サブ・ファンドは、中華人民共和国または台湾に拠点を置く企業ならびに中華人民共和国または台湾と密接な経済的関係のある東アジアに所在する企業の株式およびその他持分に主に投資する。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海－香港ストック・コネクトまたは深圳－香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するために、UBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドは、以下のESGを促進する特性を有する。

- － 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- － そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

算定には現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、ESG測定の監視、投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるUBSグレーター・チャイナ・インデックス（50%のMSCI中国、10%のMSCI中国Aオンショア、25%のMSCI香港および15%のMSCI台湾（すべて正味配当金再投資）の合成）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネージャーは、少なくとも（i）「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および（ii）（ベンチマークを参照することにより）「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコア（発行体数別）によるESG分析を含める。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海－香港ストック・コネクトまたは深圳－香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮すべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。

このような理由から、このサブ・ファンドは、これらのリスクを認識している投資家向けである。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、中国の企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および／または社会的特性を促進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、SFDR第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）

第14条（２））。本サブ・ファンドは、アメリカ合衆国に所在する、または主にアメリカ合衆国で活発な活動を行っている小規模企業が発行する株式およびその他持分に資産の最低70%を投資する。かかる小規模企業の株式時価総額は、代表的な米国の小規模企業の指数における最大の株式時価総額を有する企業の株式時価総額を超えることはない。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するために、UBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドは、以下のESGを促進する特性を有する。

- － 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- － そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

算定には現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、ESG測定の監視、投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるRussell 2000グロース（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネージャーは、少なくとも（i）「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および（ii）（ベンチマークを参照することにより）「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコア（発行体数別）によるESG分析を含める。

しかし、サブ・ファンドの投資対象は、アメリカ合衆国の小規模企業を代表する指数に含まれる企業の株式やその他持分に限られない。サブ・ファンドは、ファンドの約款および一般的な投資方針や投資制限に従い、その他の資産に投資する場合もある。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、米国の小規模企業の株式ポートフォリオおよび環境および／または社会的特性を促進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、SFDR第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）は、その資産の3分の2を、米国に所在するかまたは主として米国で事業を展開するあらゆる規模の会社の株式および持分権に投資する。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの監視、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるS&P 500（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、米国企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および／または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

リスクの注記

新興国への投資

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券
監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。
- 非流動性
証券の売買が、先進国市場よりコスト高で、期間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。
- ボラティリティ
新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。
- 通貨の変動
サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。
- 通貨流出の制限
新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことはできない。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。
- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

－ 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

－ 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

上記のリスクは、特に中国への投資にも該当する。

上海－香港ストック・コネクトまたは深圳－香港ストック・コネクト（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて取引される投資に関するリスクの情報

ストック・コネクトを通じて中国本土で取引する証券に関するリスク

サブ・ファンドの中国本土への投資がストック・コネクトを通じて取引される場合、かかる取引に関する追加のリスク要因がある。投資家は特に、ストック・コネクトが新しい取引制度であることに留意するべきである。現在、経験的データは存在しない。更に、対応する規定は将来変更される可能性がある。ストック・コネクトは、サブ・ファンドがストック・コネクトを通じて適時に取引を行う能力を制限する可能性のあるクォータ制限に従う。これは、サブ・ファンドが投資戦略を効果的に実施する能力を害する可能性がある。ストック・コネクトの範囲は、当初、SSE180インデックスおよびSSE380インデックスに含まれるすべての証券ならびに上海証券取引所（以下「SSE」という。）に上場されるすべての中国A株を含む。またその範囲は、深圳成分指標および深圳中小型イノベーション指数に含まれ最低60億人民元の時価総額を持つすべての証券ならびに深圳証券取引所（以下「SZSE」という。）に上場されたすべての中国A株に及ぶ。受益者は、適用される規則に基づき、証券がストック・コネクト制度から除外される可能性があることに留意するべきである。これは、例えば、ポートフォリオ・マネジャーがストック・コネクト制度から除外された証券を取得することを希望する場合など、サブ・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

SSE株式／SZSE株式の実質的所有者

ストック・コネクトは、サブ・ファンド等の香港および海外の投資家がSSEに上場される中国A株（以下「SSE株式」という。）および／またはSZSEに上場される中国A株（以下「SZSE株式」という。）を取得し、かつ、保有することのできる「ノースバウンド」リンクおよび中国本土の投資家が香港証券取引所（以下「SEHK」という。）に上場される株式を取得し、かつ、保有することのできる「サウスバウンド」リンクから構成される。サブ・ファンドは、ファンドの副保管銀行と関係があり、SEHKにおいて認められるそのブローカーを通じてSSE株式および／またはSZSE株式を取引する。ブローカーまたは保管銀行（清算代理人）が清算を行った後、これらのSSE株式またはSZSE株式は、香港の中央証券保管機関兼名義人である香港中央結算有限公司（以下「HKSCC」という。）により維持される香港中央清算決済システム（以下「CCASS」という。）の口座におい

て保有されるものとする。次に、HKSCCは、中国本土の中央証券保管機関である中国証券預託振替機構にその名義で登録される「単独名義人総合証券勘定」において参加者全員のSSE株式および／またはSZSE株式を保有する。

HKSCCが単なる名義人であり、SSE株式および／またはSZSE株式の実質的所有者ではないため、HKSCCが香港で清算された場合、SSE株式および／またはSZSE株式は、中国法上でも、債権者に分配可能なHKSCCの一般資産の一部とみなされない。ただし、HKSCCは、中国本土でSSE株式および／またはSZSE株式の投資家を代理して権利を行使するために、法的措置を講じるかまたは訴訟を開始する義務を負わない。ストック・コネクトを通じて投資を行い、HKSCCを通じてSSE株式および／またはSZSE株式を保有する海外投資家（当該本サブ・ファンドなど）は、資産の実質的所有者であるため、名義人を通じて、排他的にその権利を行使する権利を有する。

投資家補償基金

ストック・コネクトを通じた投資はブローカーを利用して行われ、かかるブローカーの債務弁済不履行のリスクにさらされる。2020年1月1日以降に生じる不履行については、香港の投資家補償基金が、SSEまたはSZSEによって運営される株式市場で取引され、その売買注文が、ストック・コネクト契約のノースバウンド・リンクを通じて出されることのある有価証券に関して投資家の損失を補填する。ただし、関連するサブ・ファンドは、中国本土の証券ブローカーではなく香港の証券ブローカーを通じてノースバウンド取引を行うため、当該サブ・ファンドは、中国本土の中国証券投資家保護基金によって保護されない。

クォータがすべて使用されるリスク

ノースバウンド取引およびサウスバウンド取引の1日のクォータがすべて利用された場合、相当する買い注文の受付は直ちに停止され、その日が終わるまで、追加の買い注文は受け付けられない。受付済の買い注文は1日のクォータがすべて利用されたことによる影響を受けない。売り注文は、引き続き受け付けられる。

中国証券預託振替機構における支払不履行のリスク

中国証券預託振替機構は、リスク管理システムを構築し、中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」という。）により承認された措置を講じており、CSRCの監督下にある。CCASSの一般規則に基づき、中国証券預託振替機構（主要な取引相手方として）がその義務を履行しない場合、HKSCCは、場合に依りて、利用可能な法的手段により、中国証券監督管理委員会の清算中に、ストック・コネクトの発行済証券および中国証券預託振替機構の資金を請求するよう誠実に努力するものとする。次に、HKSCCは、管轄権を有するストック・コネクトの機関の規則に従い、再請求されうるストック・コネクトの証券および／または資金を、資格を有する参加者に対して按分して分配するものとする。投資家は、サブ・ファンドに投資し、ノースバウンド取引に参加する前に、かかる規則および中国証券預託振替機構による支払不履行の潜在的なリスクを認識するべきである。

HKSCCにおける支払不履行のリスク

HKSCCがその義務の履行を遅滞することにより、またはその義務の履行を怠ることでも、支払不履行または関連するストック・コネクトの証券および／または資金の損失を生じさせる可能性がある。その結果、サブ・ファンドおよびその投資家は、損失を被る可能性がある。サブ・ファンドおよびポートフォリオ・マネジャーは、かかる損失について責任または債務を負わない。

ストック・コネクトの証券の所有権

ストック・コネクトの証券は証券化されず、HKSCCにより、それらの保有者を代理して保有される。ノースバウンド取引の対象であるサブ・ファンドは、ストック・コネクトの証券の物理的な預託および払戻を行うことはできない。

サブ・ファンドの所有および所有権ならびにストック・コネクトの証券の権利（その法的性質、エクイティ上その他にかかわらない。）は、適用される要件（外国株式の所有に関する権利および制限の開示に関する法律を含む。）に従う。紛争の場合には、中国の裁判所が投資家を正当と認め、中国企業に対して法的手段を開始する資格を投資家に付与するか否かは不明である。これは複雑な法的分野であり、投資家は、独立専門家の助言を求めるべきである。

UCIおよびUCITSへの投資

その純資産の少なくとも半分がその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資されるサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの仕組みとなっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、ファンドへの直接投資に比べて、より幅広い分散投資またはリスクの分散である。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（対象ファンド）も厳しいリスク分散原則に従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能となり、よって、個別の投資対象に固有のリスクを最小限に抑える。多くの投資が行われるUCITSおよびUCIの投資方針は、ファンドの投資方針にできる限り従わなければならない。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の証券へ間接投資を行う。

既存のファンドに投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央行政機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資が行われるUCIおよび／またはUCITSの発行／償還手数料）が何度も発生する。かかる手数料および費用は、対象ファンドおよびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

また、サブ・ファンドは、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたは同社と共同経営もしくは管理を通じまたは相当程度の直接もしくは間接保有により関係する会社が運営するUCIおよび／またはUCITSに投資することができる。この場合、発行または償還手数料は、当該受益証券の買付または償還について請求されない。もっとも、UCIおよびUCITSに投資される場合、前出の手数料および費用が二重に発生する。

既存のファンドに投資する際に発生する一般費用および経費については、「4 手数料等及び税金、（3）管理報酬等」ならびに「（4）その他の手数料等」に記載される。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、金融派生商品取引の特性により、上記リスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、金融派生商品取引の利用は投資先の商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。かかる保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために決済機関が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭

で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、管理会社は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の多くはそうであるといえる。）、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、または追加費用の発生によってしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手から求められる現金需要が上昇したり、ファンドに損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、管理会社による金融派生商品取引の利用が、必ずしもファンドの投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

管理会社は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、管理会社は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることもある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、またはファンドが多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、希望した時期および価格で投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは監督機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたはされ得ないリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸付された証券を返還しない場合、証券の不正確な価格設定、市況の不利な動き、証券発行体の信用度の低下、証券が取引される市場の流動性の欠如、証券を保有する保管会社の過失もしくは支払不能または（例えば支払不能による）法的契約の解除によるかを問わず、受け取った証券が貸付証券の価値よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取

引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約／リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	0%	15%	0%	25%	0%－40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	0%	15%	0%	25%	0%－40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	0%	15%	0%	25%	0%－40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －グレーター・チャイナ（米ドル）	0%	15%	0%	25%	0%－40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －スモール・キャップスUSA（米ドル）	0%	15%	0%	25%	0%－40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －USサステナブル（米ドル）	0%－10%	50%	0%	25%	0%－40%	50%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法やコミットメント手法（リスク総量を把握するリスク管理手法）により行われる。（上場投資信託（ETF）およびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14/592に従い、遅くともかかる指令に規定される経過措置期間の満了後に、リスク管理手続は、担保の運用（下記「担保の運用」の項を参照のこと。）ならびにポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（後記「（５）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項参照のこと。）の範囲内でも、適用される。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「額面総額」として確定される。受益者は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを反映していないことに留意するべきである。

- － 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、額面総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- － 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

VaRアプローチを用いるUCITSの経済的リスクには、UCITSのリスク管理手法が適用される。かかる手法は、とりわけ、VaRの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。VaRは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、額面総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ範囲	参照 ポートフォリオ
エマージング・マーケット・ サステナブル・リーダーズ (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
ユーロ・カントリーズ・オポチュ ニティ・サステナブル (ユーロ)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
ヨーロッパ・ オポチュニティ・サステナブル (ユーロ)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
グレーター・チャイナ (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
スモール・キャップスUSA (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
USサステナブル (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドが店頭（OTC）取引を実行する場合、ファンドはOTC取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約またはオプションを行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドはOTC取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、管理会社は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。管理会社は、認められる担保の種類、各担保に対して加算または控除される金額に加え、担保として預託される流動性資金に関する投資方針を中心に、上記の要件および価値の詳細を定めた内部規則を設ける。かかる枠組に関する取決めは、管理会社により定期的に検証され、必要に応じて採用される。

管理会社は、OTC派生商品取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 (時価に対する 控除率(％))
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよび オーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0%

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品（償還残存期間1年以内）	1%
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が中期（1年から5年）の商品	3%
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が長期（5年から10年）の商品	4%
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が超長期（10年超）の商品	5%
償還残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7%
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債（償還残存期間を問わない）	8%
償還残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%

証券貸付からの担保につき利用されるヘアカットについては、該当する場合、「5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に記載される。

担保として預託された証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。こうした理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託された証券は、ファンドに代わり保管受託銀行／保管会社が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のE T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関するE S M Aガイドライン（E S M A／2014／937）の改正後の第43条（e）に従い、ファンドは、E U加盟国、その一もしくは複数の現地当局、E U非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

管理会社は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、ファンドが投資することができる。投資対象は、後記「（5）投資制限 1. 投資商品 第1.1 f）項」に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、後記「5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定される買戻契約（当該取引の相手方が、「1. 投資商品 第1.1 f）項」に規定される金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびにC E S Rガイドライン10-049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

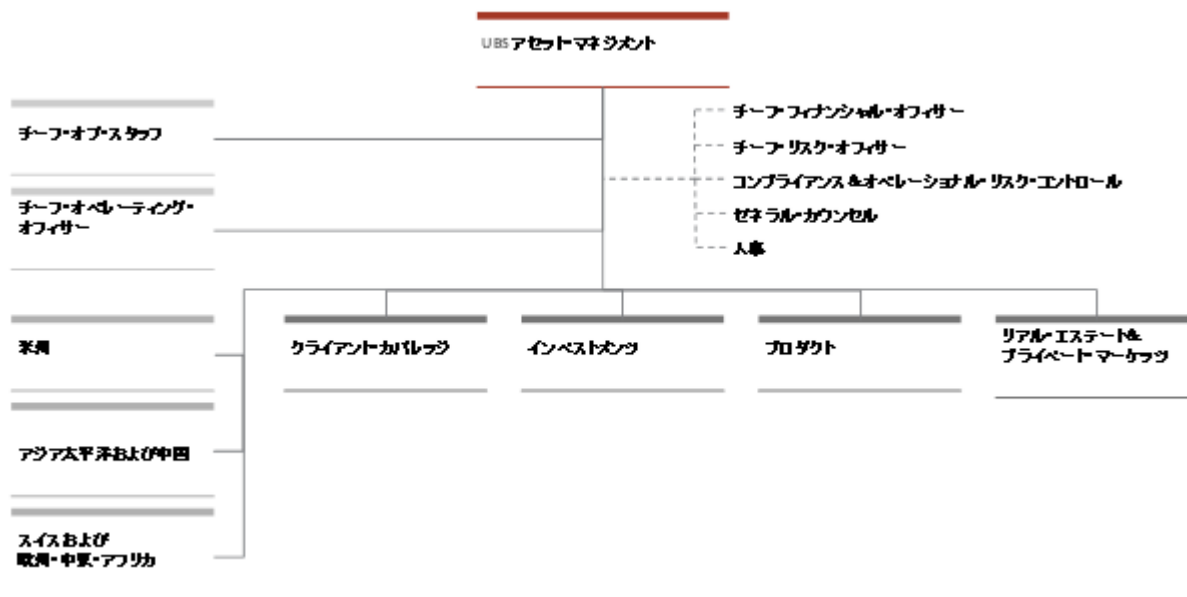
保管受託銀行またはその副保管受託銀行／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連するファンドの権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。ファンドが該当契約に基づきO T C取引相手に担保を提供している場合、当該担保はファンドとO T C取引相手との合意によりO T C取引相手に移転されることになる。O T C取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用破綻事由の結果、担保に関連するファンドの権利または認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、ファンドはO T C取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなる。

（２）【投資対象】

上記「投資方針」記載のとおり。

（３）【運用体制】

（ｉ）投資運用体制



2023年3月現在

2022年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約800名の運用プロフェッショナルを配している。

（ii）投資運用方針の決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのリターンを上げることを目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して限なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- － ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。ま

た、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより、より多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。

- 一 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界にリサーチ結果に関する論文を数多く寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチ努力は投資アプローチと結びついており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

（a）エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

- 1) ポートフォリオの構築は、チーム長、3名のポートフォリオ・マネジャーおよび1名のシニア・エクイティ・スペシャリストからなるエマージング・マーケット・エクイティ戦略委員会が責任を負う。この委員会はアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定に責任を負う。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、アジア株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、アジア株式のポートフォリオに適用するリサーチと銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーはポートフォリオに関する主な問題点と顧客の取引について協議するために毎週ミーティングを行う。銘柄選択に関して、このチームは、長期的な評価に重点を置きつつ、産業構造および競争上の地位、利益の持続可能性ならびにESG（社内および外部両方の評価を組み入れたもの）の観点から、被投資会社の質を考慮する。

2) リスク管理

個々の銘柄、国およびセクターへの投資について制限幅があり、ポートフォリオ・マネジャーは、POP（ポートフォリオ最適化のための社内ツール）、BarraおよびUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどの様々なシステムの助けを借りて、これらの制限幅を監視している。さらに、Sentinelというツールが、すべてのサブ・ファンドの投資ガイドラインを日々監視している（取引前後の監視を含む。）。

（b）ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

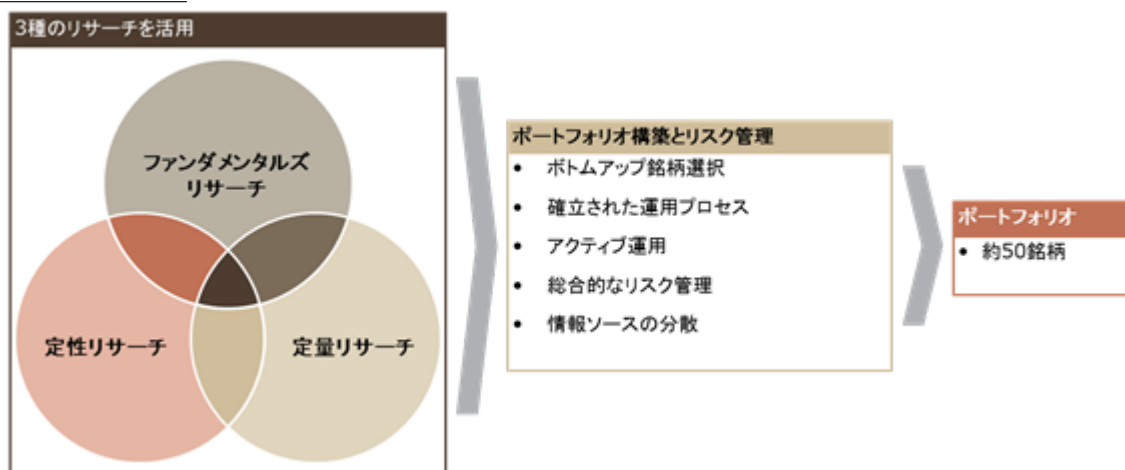
集中アルファ・ポートフォリオ運用チームは、集中アルファ・ヨーロッパ株式のポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定に責任を負う。

集中アルファ・ユニットは、予測できない投資環境の中で高いリターンの可能性のある戦略を提供するUBSアセット・マネジメント内の「専門」チームである。集中アルファ・ユニットは、UBSアセット・マネジメント・チームのコアとなる情報資源（会社のリサーチ結果、リスク分析、コンプライアンス、取引、コーポレート・ガバナンス等）すべてを活用するものの、別個の投資プロセスおよび別個の投資決定プロセスを備えている。

集中アルファ・チームは、市場の非効率性を利用することでその投資目的の達成を目指す。各ポートフォリオは、内部および外部両方のリサーチ資源を利用することで主にボトムアップ的に構築される。これらの相互に独立した情報源の組み合わせは、管理可能である枠組みにおいて、市場における変則的事象（アノマリー）および市場機会の全体像をポートフォリオ・マネジャーに提供

する。それにより、ポートフォリオ・マネジャーは、予想されるポートフォリオの値下がりリスクを抑えながら、バランスの取れた投資決定を行うことができる。

投資プロセスの概要



ポートフォリオ・マネジャーは、各銘柄の投資魅力に応じて、ポートフォリオに組み入れる銘柄およびその投資比率を決定する。この決定にあたっては、ポートフォリオ・マネジャーは、3つの相互に専門的な情報源を、投資の確信を得るために利用するだけでなく、銘柄の予想される株価の上下のプレ（リスク対リターン）を把握するために利用する。

投資運用会社の投資プロセスは、以下に要約される「三円」アプローチに依拠する。

- ・シナリオ分析ツールおよび内部／外部のアナリストを利用したファンダメンタル分析
- ・外部を情報源とするカスタム・メイドの定量的モデル5種で、比較的相関性がなく、かつ、異なる時間枠、複雑性および回転率に基づくもの
- ・内部チームのESG専門家から提供された各社のESGプロフィールおよびコーポレート・ガバナンス情報全般、ならびに外部のESG情報提供機関から提供されたデータおよびリサーチ結果を含む定性情報

投資運用会社は、「三円」アプローチにおいて魅力的に見える銘柄を購入する。通常、投資運用会社が選好する銘柄は、値下がりリスクに対して比較的良好な値上がりの可能性を有し、投資運用会社の情報源が示す魅力的な定量的および定性的な特徴を有する。

リスク管理は、投資運用会社のアプローチに対して基本的な重要性を有する。投資運用会社にとって最も重要なリスク要素は、顧客の投資元本の全部または一部喪失の可能性である。投資運用会社は、ボトム・アップでポートフォリオを構築しているため、銘柄レベルでこのリスクを最優先で取り扱う。リスク・システムにより、意図していなかった巨大なファクター・リスクが発生したかを把握することができる。このようなリスクが発生した場合には是正措置を講じる。

規律の一環として、すべての銘柄は、各保有に関する投資ケースの進展を監視するために、この「三円」アプローチを用いて6ヶ月から8ヶ月毎に正式に検討される。

投資運用会社は、各銘柄の保有理由を定期的に見直す。投資運用会社は、独立した情報源からの裏付けが減ってきた場合、投資比率を減らすか、または保有銘柄を売却することがある。あるいは、投資運用会社は、類似の特徴を持つ他の投資対象が保有銘柄より魅力的となった場合には、当該保有銘柄を売却することがある。サブ・ファンドは、アクティブに運用され、主に、柔軟な市場エクスポージャーを有する大中型株を利用する。

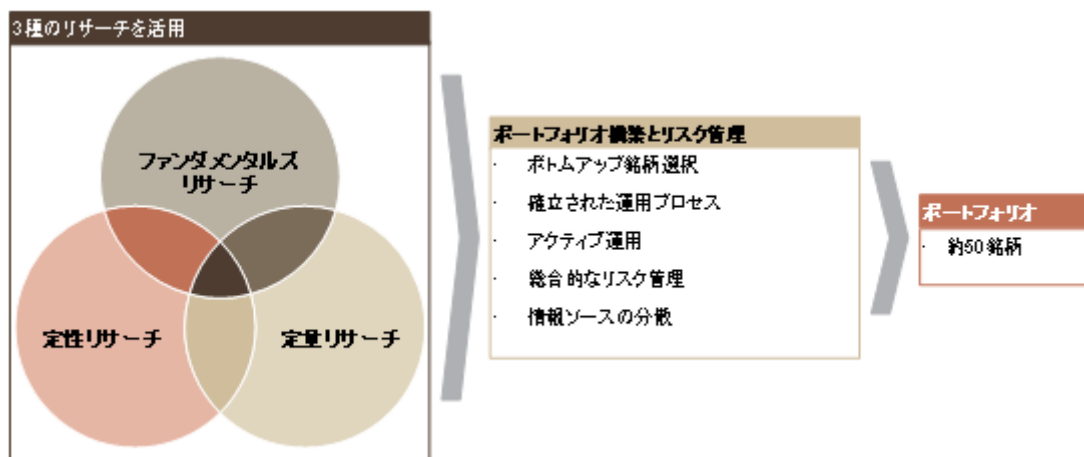
（c）ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

集中アルファ・ポートフォリオ運用チームは、集中アルファ・ヨーロッパ株式のポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定に責任を負う。

集中アルファ・ユニットは、予測できない投資環境の中で高いリターンの可能性のある戦略を提供するUBSアセット・マネジメント内の「専門」チームである。集中アルファ・ユニットは、UBSアセット・マネジメント・チームのコアとなる情報資源（会社のリサーチ結果、リスク分析、コンプライアンス、取引、コーポレート・ガバナンス等）すべてを活用するものの、別個の投資プロセスおよび別個の投資決定プロセスを備えている。

集中アルファ・チームは、市場の非効率性を利用することでその投資目的の達成を目指す。各ポートフォリオは、内部および外部両方のリサーチ資源を利用することで主にボトムアップ的に構築される。これらの相互に独立した情報源の組み合わせは、管理可能である枠組みにおいて、市場における変則的事象（アノマリー）および市場機会の全体像をポートフォリオ・マネジャーに提供する。それにより、ポートフォリオ・マネジャーは、予想されるポートフォリオの値下がりリスクを抑えながら、バランスの取れた投資決定を行うことができる。

投資プロセスの概要



ポートフォリオ・マネジャーは、各銘柄の投資魅力とそのESGプロフィール（社内および外部両方の評価を統合したもの）の組み合わせに基づいて、ポートフォリオに組み入れる銘柄およびその投資比率を決定する。この決定にあたっては、ポートフォリオ・マネジャーは、3つの相互に専門的な情報源を、投資の確信を得るために利用するだけでなく、銘柄の予想される株価の上下のブレ（リスク対リターン）を把握するために利用する。

投資運用会社の投資プロセスは、以下に要約される「三円」アプローチに依拠する。

- ・シナリオ分析ツールおよび内部／外部のアナリストを利用したファンダメンタル分析
- ・外部を情報源とするカスタム・メイドの定量的モデル5種で、比較的相関性がなく、かつ、異なる時間枠、複雑性および回転率に基づくもの
- ・内部チームのESG専門家から提供された各社のESGプロフィールおよびコーポレート・ガバナンス情報全般、ならびに外部のESG情報提供機関から提供されたデータおよびリサーチ結果を含む定性情報

投資運用会社は、「三円」アプローチにおいて魅力的に見える銘柄を購入する。通常、投資運用会社が選好する銘柄は、値下がりリスクに対して比較的良好な値上がりの可能性を有し、投資運用会社の情報源が示す魅力的な定量的および定性的な特徴を有する。

リスク管理は、投資運用会社のアプローチに対して基本的な重要性を有する。投資運用会社にとって最も重要なリスク要素は、顧客の投資元本の全部または一部喪失の可能性である。投資運用

会社は、ボトム・アップでポートフォリオを構築しているため、銘柄レベルでこのリスクを最優先で取り扱う。リスク・システムにより、意図していなかった巨大なファクター・リスクが発生したかを把握することができる。このようなリスクが発生した場合には是正措置を講じる。

規律の一環として、すべての銘柄は、各保有に関する投資ケースの進展を監視するために、この「三門」アプローチを用いて6ヶ月から8ヶ月毎に正式に検討される。

投資運用会社は、各銘柄の保有理由を定期的に見直す。投資運用会社は、独立した情報源からの裏付けが減ってきた場合、投資比率を減らすか、または保有銘柄を売却することがある。あるいは、投資運用会社は、類似の特徴を持つ他の投資対象が保有銘柄より魅力的となった場合には、当該保有銘柄を売却することがある。サブ・ファンドは、アクティブに運用され、主に、柔軟な市場エクスポージャーを有する大中型株を利用する。

(d) グレーター・チャイナ（米ドル）

- 1) ポートフォリオの構築はエマージング・マーケットおよびアジア・パシフィック株式担当の責任者とシニア・ポートフォリオ・マネジャーが責任を負う。このグループはアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定に責任を負う。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、アジア株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、アジア株式のポートフォリオに適用するリサーチと銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーはポートフォリオに関する主な問題点と顧客の取引について協議するために毎週ミーティングを行う。銘柄選択に関して、このチームは、長期的な評価に重点を置きつつ、産業構造および競争上の地位、利益の持続可能性ならびにESG（社内および外部両方の評価を組み入れたもの）の観点から、被投資会社の質を考慮する。

2) リスク管理

ポートフォリオ・マネジャーは、POP（ポートフォリオ最適化のための社内ツール）、BarraおよびUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどの様々なシステムの助けを借りて、ポートフォリオ・リスクを監視している。さらに、Sentinelというツールが、すべてのサブ・ファンドの投資ガイドラインを日々監視している（取引前後の監視を含む。）。

(e) スモール・キャップスUSA（米ドル）

投資運用会社の投資哲学は、「急速に成長する売上および利益を生み出す強固な事業基盤および魅力的な競争上の地位を有する企業への投資により優れた長期リターンを獲得すること」を基本としている。

投資プロセスは、1) 投資案件の発掘、2) 投資テーマの策定、および3) ポートフォリオの構築の3部から構成される。

1) 投資案件の発掘

このパートは、綿密なリサーチに関して見込みのある投資案件を発掘するため、定量面と定性面の考察を組み合わせたものである。

定性的評価は以下を含む。

- ・会社経営陣との会合
- ・業界アナリストとの話合い
- ・サプライ・チェーンおよび競合他社の分析
- ・テーマ別影響およびマクロ経済に与える影響の検討

- ・リスク考慮

定量的スクリーニングは以下を対象とする。

- ・収益の質および収益動向
- ・資本の活用
- ・評価
- ・業績および株価モメンタム

2) 投資テーマの策定

銘柄の評価については、3段階の枠組みから構成される。

第一段階は「ビジネス・モデル評価」といい、ここでは、a) 競争上の地位、b) 商品のライフ・サイクル、c) 増益率の持続可能性およびリスク・プロファイルを評価する。

第二段階は、a) キャッシュフロー、b) 利益率の拡大、c) 資産活用、およびd) 相対評価を対象とした「トレンドおよび評価分析」を行う。

第三段階は「経営陣の評価」といい、ここでは、a) 経営陣の率直さおよび質、b) 経営陣のインセンティブ報酬、c) 予想外の情報または意外性の要素の評価および見直しを行い、投資テーマを確認する。

3) ポートフォリオの構築

売買に関し厳格な規律あるポートフォリオ構築を行う。

購入／買増し／保有

- ・堅固なビジネス・モデル
- ・強力かつ持続可能な成長トレンド
- ・基本的な確認
- ・魅力的な評価
- ・十分な取引流動性

売却／削減／見直し

- ・投資テーマ違反-売上予想または利益予想の未達成およびリスク・プロファイルの悪化
- ・成長見通しは評価への裏付けをしないこと
- ・近く予定されている二者択一事由
- ・時価総額の上昇
- ・最低水準を下回る取引流動性の低下
- ・主要な業界またはセクターへの懸念
- ・ポートフォリオに関するより優れたアイディア

4) リスク管理

リスク管理は、ポートフォリオ構築プロセスに不可欠な要素である。ポートフォリオ・マネジャーは2つのリスクモデルを利用することができる。一つは業界の標準的なBARRAモデルであり、もう一つは社内で開発されたグローバル株式リスク管理システムと呼ばれるモデルである。どちらのモデルも、個別のポジション、セクター、国、要因および通貨見通しにより発生するリスクに関する知見ならびに全体の予想トラッキング・エラーの推定値を提供する。投資運用会社は、リスクモデルを用いてポートフォリオを最適化するのではなく、むしろ、アクティブなウェイトिंगがポートフォリオ・リスクに及ぼす影響の把握に努める。

上記のリスクモデルに加えて、以下の3つの主要な方法でポートフォリオ・リスクを見直し、統制する。

- a) 銘柄の分散化（ポジション金額および保有銘柄の口数）
- b) セクターの分散化（指数の組入比率に対し最大±15%）
- c) 流動性（銘柄の月間取引額の40%未満を保有）

(f) U Sサステナブル（米ドル）

投資運用会社の投資哲学および投資プロセスは、ボトムアップのファンダメンタルなリサーチと綿密なサステナビリティ分析を組み合わせたものである。投資運用会社は、魅力的な評価とサステナビリティ面で高格付の両方を有する企業を積極的に探している。

UBS独自のサステナビリティ・データベースおよびスコアリング手法を継続してアップデートしている。各業種のビジネス・モデルに適合したKPI（重要業績評価指標）を設定し、業界セクターに対する各KPIの重要性に基づいてウェイト付けを行う。このように独自にデータ収集することにより、企業のサステナビリティへの取り組みについて、より適時かつ正確に把握することができると考えている。

ポートフォリオ構築プロセスは、ポートフォリオ構築チームおよび複数のアナリストによる一連の総合的な意思決定から構成されている。ポートフォリオ・マネジメント・チームは、ポートフォリオのポジショニングの見直しおよび変更候補の検証を定期的に行う。さらに、ポートフォリオ・マネジメント・チームは、投資モデルに対するアップデートおよび直近の調査出張の成果等について意見交換をするために、複数のアナリストを交えたグループ・ミーティングを行っている。この他、具体的なトレードに関するアイデアを検討するために個別のミーティングを行っている。この個別のミーティングでは通常、ポートフォリオ・マネジャーとアナリストとの間で、前述した評価を得るために必要な投資テーマ、評価モデルおよびカタリストについての全面的な検証を含む徹底的な話し合いが行われる。各アナリストが自身でリサーチを行い各々の対象地域分野における投資機会を特定する中で、チーム内では定例会議外での議論も頻繁に交わされている。

投資運用会社のポートフォリオ構築手法は、独自の「ポートフォリオ・オプティマイゼーション・プラットフォーム」により強化されている。これは、アルファ、リスクおよび取引コストを単一のプラットフォームに統合した双方向の意思決定支援ツールであり、ポートフォリオ構築チームはこれにより、シナリオ分析を行い、トレード候補のポジションがポートフォリオのリスク特性に与える影響をリアルタイムで評価することが可能となる。

(iii) 会合、委員会またはその他の社内組織

リスク管理／リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループは、ポートフォリオ・マネジャーが全社にわたりリスクを調整した最大のリターンを上げるのを補助することを主な目的としている。

リスク・モデルおよびリスク・システムはすべて、投資プロセスにわたり開発される。投資運用会社の目的のために設計されるリスク管理ツールの要件は、「レディーメイド」のリスク管理プロダクトへの依存から踏み出す助けとなっている。投資運用会社は、すべての資産クラスの投資決定プロセスと連携する最先端の独自モデルを開発するために多くの資源を注いできた。

投資運用会社の独自のリスク管理システムは、株式、債券および資産分散型ポートフォリオをカバーしている。毎営業日の終了時にファンドの会計システムからポジションがダウンロードされ夜のうちに処理が行われる。その結果は、イントラネットを通してポートフォリオ・マネジャーに配信される。このように、ポートフォリオ・マネジャーは、正確かつ最新のリスク情報を入手することができる。

グローバル株式リスク管理システムは、UBS独自の株式のリスク・モデルを提供している。これらは、リスクの長期的および短期的な展望を提供する。リスク・モデル要因は、業種別、国別および規模別に分類され、投資プロセスとの調和を図る。また、グローバル株式リスク管理システム内にBarrarisk・モデルを設けて、ポートフォリオ・マネジャーにリスクの選択的および補足的な視点も提供している。

リスク統制は、特に責任や評判に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとっては重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクの動きに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、適切な職務分掌を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、グループ最高リスク管理責任者と緊密に連携している運用グループ内の権限を付与されたリスク統制部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守に関するポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

管理会社の管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

管理会社は、2018年7月2日付（2018年8月3日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

ポートフォリオ・マネジャーは、2004年10月7日効力発生の投資運用契約（改訂済）を旧管理会社との間で締結。同契約は、ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）およびヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。旧管理会社および管理会社は2010年9月15日付で地位譲渡契約を締結した。

UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

ポートフォリオ・マネジャーは、2014年9月12日付で投資運用契約（随時改訂）を管理会社との間で締結。同契約は、エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

ポートフォリオ・マネジャーは、2013年2月15日付で投資運用契約（改訂済）を管理会社との間で締結。同契約は、スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUSサステナブル（米ドル）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

ポートフォリオ・マネジャーは、2013年11月1日付で投資運用契約（改訂済）を管理会社との間で締結。同契約は、グレーター・チャイナ（米ドル）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

（４）【分配方針】

約款第10条に従い、年次決算の終了後、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うか否かおよび分配額を決定する。分配は、収益（配当収益および利息収益）または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス受益証券（－d i s tクラス受益証券）より成長型クラス受益証券（－a c cクラス受益証券）の申込みを、選好する場合がある。成長型クラス受益証券（－a c cクラス受益証券）の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券（－d i s tクラス受益証券）の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、各自の状況に関して有資格の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。分配金の支払が、ファンドの純資産が2010年法が定めるファンド資産の最低額を下回る結果となることはない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了の4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

支払日から5年以内に請求されない分配金および割当の請求権は、失効し、関連するサブ・ファンドまたはその受益証券クラスに払い戻される。当該サブ・ファンドまたは受益証券クラスが既に清算され

ている場合、分配金および割当は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドの残存する受益証券クラスの権利に帰属する。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償での受益証券の発行を決定することができる。分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

「－ a c c」を名称に含むクラス受益証券については、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行わない。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

原則として、分配金が支払われる予定はない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（注）日本においては、クラスP－ a c c 受益証券が有価証券届出書に基づき募集される。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

１．投資商品

１.１ サブ・ファンドの投資対象は、以下のものに限られるものとする。

- a) 欧州議会と2014年5月15日会議の金融商品市場に関する指令2014／65／E Uに定義される、規制ある市場に上場されまたはかかる市場で取引される証券および短期金融商品。
- b) E U加盟国の、公認の、規制され、定期的に取りが行われている公開の他の市場で取引される証券および短期金融商品。「E U加盟国」とは、欧州連合加盟国をいう。欧州経済地域を構成する契約の当事者であるがE U加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内においてE U加盟国と同一であるものとする。
- c) E U非加盟国の証券取引所の市場に公式上場が認められている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラレイシア諸国（以下「承認国」という。）の定期的に取りが行われ公認かつ公開の他の市場で取引される証券および短期金融商品。
- d) 新規発行された証券および短期金融商品。ただし、発行要項において、本項 a) から c) に記載された証券取引所または規制ある市場の一つへ公式上場の認可申請を行う必要があり、当該認可を証券の当初発行から1年以内に受けなければならない旨規定されているもの。
- e) 指令2009／65／E Cに基づき認可されるU C I T Sの受益証券および／または2010年法に定義されるE U加盟国、またはE U非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009／65／E C第1条（2）a) およびb) に規定されるその他のU C I。ただし、
 - － 当該その他のU C Iは、C S S Fの見解により、欧州共同体の法律に基づき適用されるものと同等の健全性監督に服させる法令に従い承認されていること、および監督当局間の協力を確保するための適切な条項が存在すること
 - － その他のU C Iの受益者に提供される保護水準が、ファンドの受益者に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに証券および短期金融商品の空売りについて、理事会指令2009／65／E Cに規定される要件と同等の規則が適用されること
 - － その他のU C Iの運営活動が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生した資産および負債、収益および取引について評価が行われること
 - － 受益証券を取得する予定のU C I T Sまたはその他のU C Iは、その約款または設立文書に基づきその資産額の10%を上限として他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に投資することができること

を条件とする。

サブ・ファンドの投資方針と異なる場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のU C I T SもしくはU C Iの資産に投資することができる。

- f) 満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置くものでなければならず、またはその登記上の事務所がEU非加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグの監督当局が欧州共同体の法律に基づくものと同様であるとみなす監督規制に従っているものとする。
- g) 現金決済商品を含む金融派生商品（「派生商品」）で上記a）、b）およびc）に掲げる規制ある市場で取引されるもの、および／または証券取引所もしくは規制ある市場で取引されない派生商品（「OTC派生商品」）。ただし、
- － 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
 - － 対象は2010年法第41条（1）に規定する商品、またはサブ・ファンドの投資方針により直接的または他の既存のUCI／UCITSを通じて間接的に、投資を行うことが許可されているマクロ経済指数、金利、為替レートなどの金融指数であること
 - － サブ・ファンドが、原資産の適切な分散を通じて、後記「リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
 - － OTC派生商品に関する取引において、相手方当事者が健全性監督に服しておりかつCSSFにより承認された範疇に属する機関であり、かつファンドにより明示的に承認されていること。取締役会による承認手続が、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくもので、取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること、
 - － OTC派生商品は、毎日、信頼できる検証可能な評価が行われ、ファンドの主導により適切な公正価格でバック・ツー・バック取引によりいつでも売却、清算または決済を行うことができること、および
 - － 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合）、またはOTC派生商品の原資産の構成につき裁量権を付与されていないこと
- を条件とする。
- h) 規制ある市場で取引されない、2010年法第1条に基づき定義される短期金融商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とする。
- － 中央、地域もしくは地方機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または最低一加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されていること。
 - － 本項a）、b）およびc）に記載された規制ある市場で取引される企業により発行されていること。
 - － 欧州共同体の法律が規定する基準に従った健全性監督に服する機関もしくは欧州共同体の法律による規定と少なくとも同等に厳格であるとCSSFが判断する監督に服しかつこれを遵守する機関により発行または保証されていること、または
 - － CSSFにより承認された範疇に属するその他の発行体により発行されていること。ただし、当該商品への投資に対し、上記に挙げた3点のものと同等の投資者の保護が適用されるものとし、また発行体は、最低1,000万ユーロの株式資本を有し第4回理事会指令78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成し、開示する会社、または一もしくは複数の上場企業を含みその資金調達に専従するグループ内の法主体、または銀行により提供される与信枠を利用して債務の証券化の資金調達を行う予定の法主体であるものとする。

- 1.2 1.1項に記載された投資制限に反して、各サブ・ファンドはその純資産額の10%を上限として1.1項で指定されていない証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 管理会社は、派生商品に関連する全般的リスクがファンドの組入資産の純資産総額を超えないことを確保する。投資戦略の一環として、2.2項および2.3項に規定する限度において、各サブ・ファンドは派生商品に投資することができる。ただし、裏付商品の全般的リスクにつき以下の2項において規定される投資制限を超えないことを条件とする。
- 1.4 各サブ・ファンドは付随的流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の10%を超えて単一機関の証券もしくは短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の20%を超えて単一機関の預金に投資することができない。一つのサブ・ファンドによるOTC派生商品の取引の際、取引相手方が1.1項f)で定義される金融機関である場合、取引相手方リスクは当該サブ・ファンドの資産額の10%を超えてはならない。最大限許容可能な取引相手方リスクは他の相手方との取引において5%まで減じられる。一つのサブ・ファンドの純資産額の5%超を占める上記機関の証券および短期金融商品の全ポジションの総額は、各サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性監督に従うべき金融機関に係る預金およびOTC派生商品の取引には適用されない。
- 2.2 2.1項に規定された上限に関わらず、各サブ・ファンドはその純資産額の20%を超えて以下を組み合わせる投資することができない。
- － かかる機関が発行した証券または短期金融商品
 - － かかる機関への預金、ならびに／または
 - － かかる機関とのOTC派生商品契約
- 2.3 上記に反し、以下が適用される。
- a) 2.1項に定める最大10%の制限は、欧州議会／理事会指令（EU）2019／2162の第3条（1）に定義されるカバードボンドおよびEU加盟国に本拠地を有し、かつ債券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服する金融機関が2022年7月8日より前に発行した債券については、25%まで引き上げられる。特に、かかる2022年7月8日より前に発行された債券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中に生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資される。一つのサブ・ファンドが、単一発行体が発行する債券にその純資産額の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額は当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えることができない。
- b) この10%の制限は、EU加盟国またはその地方機関、別の承認国または一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が発行または保証する証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。
- 2.3項a) およびb) で定められる特別規則に該当する証券および短期金融商品は、上記の40%のリスク分散の上限の算定の際には計上されない。
- c) 2.1項、2.2項、2.3項a) およびb) に規定された制限は累積することができない。そのため、単一発行体の証券もしくは短期金融商品または上記機関への預金またはその派生商品に対する上記の各項に挙げた投資は、当該サブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。
- d) 理事会指令83／349／EECまたは公認の国際的会計規則に定義される連結決算書の目的において同一のグループ会社に属する会社は、本条に規定される投資制限の計算において単一発行体とみなされなければならない。

ただし、単一のグループ会社の証券および短期金融商品に対するサブ・ファンドの投資は、合計で当該サブ・ファンドの資産額の20%まで認められる。

- e) 管理会社は、リスク分散を考慮して、一つのサブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方機関、その他の公認のOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が保証または発行する様々な募集形態による証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該証券および短期金融商品は少なくとも6銘柄に分散されていなければならない。単一銘柄の証券および短期金融商品は一つのサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIへの投資は、以下の条件に従う。

- a) 管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の20%を上限として、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の解釈において、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、第三者に対し個別に責任を負うことを条件に、独立した発行体とみなされる。
- b) UCITSを除くUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。UCITSまたはその他のUCIに投資された資産は、2.1項、2.2項および2.3項に規定される上限の計算には含まれないものとする。
- c) 投資方針に従いその資産の相当部分をその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンド自体およびサブ・ファンドが投資するその他のUCITSおよび／またはUCIが請求し得る上限報酬額は、「4 手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」ならびに「(4) その他の手数料等」に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの受益証券を買付、取得および／または保有することができるが、以下を条件とする。

- － 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- － 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資できる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または定款に従いその資産額の10%を超えてはならないこと。
- － 財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、当該証券に付随する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中停止されていること。
- － いずれの場合にも、サブ・ファンドがこれらの証券を保有する限り、その価値が2010年法下における最低純資産の検証を目的とした2010年法に基づく純資産価格の計算において考慮されないこと。
- － 対象サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドまたは対象サブ・ファンドのいずれのレベルにおいても運用／申込みまたは買戻しに対し手数料が重複して請求されることはないこと。

2.6 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がCSSFの承認する株式または債券指数に追従すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および／または債券に投資することができる。ただし、

- － 指数の構成が十分多様化していること
- － 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること
- － 指数が適切な方法で公表されていること

かかる上限は35%だが、特に特定の証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況に基づいて正当化される。かかる上限までの投資は、単一発行体にのみ許可される。

1項および2項の制限を故意にではなく、または引受権の行使により超過した場合、管理会社は、証券の売却に際してかかる状況を是正することを最優先させるが、同時に受益者の最大の利益に留意しなければならない。

新規に設定されるサブ・ファンドは、リスク分散原則の遵守を継続することを条件に、関係当局から承認された後6か月間は、2.1項から2.4項までに規定された特定の制限を免除されることができ

3. 投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない証券をファンドのために取得すること。
- 3.2 管理会社が、場合により管理会社の監督下にある他の投資信託と共同して、当該発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を超えて取得すること。

- － 単一発行体の議決権のない株式の10%
- － 単一発行体の債券の10%
- － 単一のUCITSまたはUCIの受益証券の25%
- － 単一発行体の短期金融商品の10%

最後の3つの場合において、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

以下の場合、上記の3.2項および3.3項の適用から除外される。

- － EU加盟国またはその地方政府機関または別の承認国が発行または保証する証券および短期金融商品。
- － EU非加盟国が発行または保証する証券および短期金融商品。
- － 一または複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行する証券または短期金融商品。
- － EU非加盟国の法律に基づき当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、かつ住所を当該非加盟国に置く発行体の証券にその資産を主に投資する会社の資本として保有される株式。かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
- － 子会社が所在する国において専らファンドを代理して、受益者の請求による受益証券の買戻しに関して、一定の管理、助言、もしくは販売等の業務を行う子会社の株式。

- 3.4 1.1項 f) および g) に列挙された証券、短期金融商品またはその他の商品の空売りを行うこと。

- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。

- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。

- 3.7 借入れを行うこと。ただし、

- － バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
- － 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ

を除く。

- 3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない、1.1項 e)、g) および h) に列挙された証券、短期金融商品またはその他の商品の購入には適用されない。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守するため必要である場合には、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有する。

4. 資産のプーリング

取締役会は効率化のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産は一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、正式なファンドではなく、受益者が直接プールを利用することはできない。

プーリング

管理会社は2つ以上のサブ・ファンド（以下「参加サブ・ファンド」という。）のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で設定し、運用することができる。こうした資産プールは特定のサブ・ファンドから現金およびその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合は）関係する資産プールに移し替えることによって設定される。それ以降、管理会社は、当該資産プールに移し替えを行うことができる。同様に、資産プール内における参加額を限度として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。各資産プール内で参加サブ・ファンドが保有する有価証券は、同じ価値を有する帰属受益証券を基準にして評価される。資産プールを設定する際、取締役会は帰属受益証券の当初価値を定め（取締役会が適当と判断する通貨で）、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）の合計額に相当する参加サブ・ファンドに受益証券を割り当てる。その後、資産プールの純資産を既存の帰属受益証券の口数で除して、帰属受益証券の価値が決定される。

追加の現金または資産が資産プールに移され、または資産プールから引き出された場合、資産プールに移され、または引き出された現金の額または資産をプールの参加サブ・ファンドの口数の現在価値で除して計算した数だけ、関係する参加サブ・ファンドに配分された帰属受益証券の口数を増減させる。現金を資産プールに投資する場合、計算上、かかる現金投資に関連する税務費用、償還費用および取得費用を考慮して取締役会が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

ある資産プール内に保有する資産から発生した配当、利息およびその他の所得は当該プールに配分され、その結果として純資産が増加することになる。ファンドが清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の保有資産に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、取締役会は1つ以上のサブ・ファンドの資産をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは共同管理の契約が存在する可能性のあるファンド、その各サブ・ファンドおよびあらゆる法的主体をいい、「共同管理資産」とは前述の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各ポートフォリオ・マネジャーは、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、ファンドおよびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却に関する決定を下す権利を有する。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の合計評価額に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。こうした比例ベースの資産保有（以下「参加比率」という。）は共同管理下で保有または取得したすべての投資クラスに適用される。投資および／または資産の売却に関する決定は上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ比率で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産より比例して差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを修正する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

取締役会のメンバーまたは管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係するイベントに影響される点に投資家の注意を喚起する。つまり、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、取締役会または取締役会の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、ファンドと受益者の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはそのポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の発生によって、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じポートフォリオ・マネジャーが投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が受託機関を務め、ファンドおよびそのサブ・ファンドに適用される2010年法および適用のあるの法規定に従って任務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管受託銀行は常にファンドの資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行はいつでも個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないため、個別のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

取締役会はいつでも予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

受益者はいつでも共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、管理会社の登録上の事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）共同管理下の各ファンドがルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者および破産管財人も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および手段（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限は2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載されるとおり継続的に使用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が随時決定されることがある。このような技法および手段の利用は、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入

すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、もしくはかかる取引を専門とする一流金融機関を通じて、かつかかる機関の指定する条件で行う場合にのみ、証券貸付を行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、当該取引が貸付証券価額を返済することをファンドに保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内でファンドに提供された担保の運用に従い適用される。

証券貸付の分野でファンドに業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで見直され、採用される。現在、独立当事者間の条件による証券貸付取引から受け取る総収益の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収益の40%は、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付サービス提供会社たるUBSスイスAGによってコスト／費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト／費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコスト／費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびUBSスイスAGは、UBSグループの一員である。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する社内規則を作成している。これらの枠組みに関する取決めに、関連する定義、証券貸付取引契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済み取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬およびファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸借取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 (時価に対する 控除率(％))
固定および変動利付き商品	
G10に属する国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州を含む。）を除く。）が発行し、かつ格付がA格*以上の商品	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州**を含む。）が発行する商品	0 %
格付がA格以上の債券	2 %
公的国際機関が発行する商品	2 %
事業体が発行し、かつ格付がA以上の商品	4 %
各地の当局が発行する、A以上の格付の債券	4 %
株式	8 %
以下のインデックスに上場されている株式は、許容される担保として認められる。	ブルームバーグの I D
オーストラリア（S & P / A S X 50インデックス）	A S 31
オーストリア（オーストリア T R A D E D A T X インデックス）	A T X
ベルギー（B E L 20インデックス）	B E L 20
デンマーク（OMXコペンハーゲン20インデックス）	K F X
欧州（欧州Stoxx50 Pr）	S X 5 E
フィンランド（OMXヘルシンキ25インデックス）	H E X 25
フランス（C A C 40インデックス）	C A C
ドイツ（D A Xインデックス）	D A X
香港（ハンセン・インデックス）	H S I
日本（日経225）	N K Y
オランダ（A E Xインデックス）	A E X
ニュージーランド（ニュージーランド T O P 10インデックス）	N Z S E 10
ノルウェー（O B X S T O C Kインデックス）	O B X
シンガポール（Straits Times インデックス S T I）	F S S T I
スウェーデン（OMX ストックホルム30インデックス）	O M X
スイス（スイス・マーケット・インデックス）	S M I
スイス（S P I スイス・パフォーマンス・インデックス）	S P I
英国（F T S E 100インデックス）	U K X
米国（ダウ・ジョーンズ工業株平均）	I N D U
米国（N A S D A Q 100ストック・インデックス）	N D X
米国（S & P 500インデックス）	S P X
米国（Russell 1000インデックス）	R I Y

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）が使用している格付基準を指している。S & P、ムーディーズ（Moody's）およびフィッチ（Fitch）も、これに相当するそれぞれの基準を利用している。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの州が発行する無格付の債券も、認められる。これらの債券に対しては、ヘアカットも適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- (i) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。
- (ii) 管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- (iii) 管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- (iv) 管理会社がレポ契約を締結する場合、管理会社は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- (vi) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- (i) トータル・リターン・スワップからの総リターンの100%から直接および間接の運営コスト／費用を差し引いたものがサブ・ファンドに送金される。
- (ii) トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。
- (iii) トータル・リターン・スワップについては費用分割の取決めはない。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて

実施される。また、管理会社は、これらの技法および手段を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

① リスク要因

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因として、主に以下のものがあるが、リスク要因はこれらに限られるものではない。リスクについては本書「2 投資方針、（1）投資方針」および「（5）投資制限」も参照のこと。

1）有価証券（株式等）の価格変動リスク

ファンドは、各種通貨建て有価証券（株式等）への投資を行う。また、一部のファンドについては、スワップ等金融派生商品によりファンドの金利リスク感応度等の調整を行う。したがって、ファンドに組入れられた株式等や金融派生商品等（以下併せて「組入資産」という。）の値動きによりファンドの純資産価格は変動し、これにより投資元本に損失が生じることがある。ファンドの資産価値は、株価の動きを反映して変動する。株価は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済状況の影響を受け、大きく変動することがある。

2）為替リスク

ファンドは、世界各国の各種通貨建て有価証券（株式等）に投資する各表示通貨建ての外国投資信託であり、その円換算資産価値は、為替レートの動向により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、これに伴いファンドの円換算価値も大きく変動する場合がある。為替レートは、一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、不介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

3）信用リスク

ファンドの純資産価格は、組入資産の発行者や契約相手方の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価または市場の変化等により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。

4）金融派生商品を用いた投資手法のリスク

一部のファンドについては、運用の効率を高め、金利リスク等から基準価格を守る目的で、スワップ等金融派生商品による投資手法が用いられることがある。一方、この様な投資手法は、コストや別の金利リスク・信用リスク等のリスクを伴い、その結果投資元本に損失を生じることがある。

5）エマージング・マーケット・リスク

各国の金融・証券市場に投資を行う場合、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、ファンドの資産価値に大きな変動をもたらす可能性がある。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システムなど市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定される。

6）買戻しによる資金流出に伴うファンド資産価値の変動リスク

買戻資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがある。その際には、市況動向や取引量等の状況によってファンドの資産価値が大きく変動する可能性がある。

② リスクに対する管理体制

（３）運用体制、「リスク管理／リスク統制」参照。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、受益証券一口当たり純資産価格の最大５％とする。

b. 日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の上限3.30％（税抜3.00％）である。申込手数料は、事務処理費用およびファンドに関する情報提供の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドは、クラスP受益証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬 (上限管理報酬)
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	年率1.920% (年率1.540%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	年率1.720% (年率1.380%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	年率1.780% (年率1.420%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー グレーター・チャイナ（米ドル）	年率2.340% (年率1.870%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー スモール・キャップスUSA（米ドル）	年率1.800% (年率1.440%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー USサステナブル（米ドル）	年率1.650% (年率1.320%)

当該報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従いファンドの資産からファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬率が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。関連する上限定率報酬は対応する受益証券のクラスが設定されるまで請求されない。

実際に適用される上限定率報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2022年11月30日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下の報酬を支払った。

サブ・ファンド	報酬
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	1,779,484.01米ドル

UBS（Lux）エクイティ・ファンドー ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	3,729,163.52ユーロ
UBS（Lux）エクイティ・ファンドー ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	6,445,333.18ユーロ
UBS（Lux）エクイティ・ファンドー グレーター・チャイナ（米ドル）	21,880,095.21米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンドー スモール・キャップスUSA（米ドル）	1,317,465.22米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンドー USサステナブル（米ドル）	1,111,378.58米ドル

（注）上記報酬にルクセンブルグの年次税は含まれていない。

（４）【その他の手数料等】

上限定率報酬は、ファンド資産から差し引かれる以下の報酬および追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースの仲介手数料、手数料および報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 年次監査およびファンドの設立、変更、清算および合併に関連する認可に関する監査人の報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供される、法律によって許可されているサービスに関して監査法人に支払われる一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（以下「KIID」という。）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録（該当する場合）に関するコスト（外国の監督官庁への手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（TER）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売のためにトレーラー報酬を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・ リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し（例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および／またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など）、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・ リベートの対象となるサブ・ファンドの受益証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・ 投資者が保有するUBS集团投資スキームの資産総額、および／または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

ファンドはまた、ファンドの資産および収益に対し課せられる一切の税金、特に、ルクセンブルグの年次税を負担する。

定率報酬を採用しない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

特定のサブ・ファンドに割り当てられる一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

受益証券のクラスに計上される費用は当該受益証券のクラスに請求される。

複数またはすべてのサブ・ファンド／受益証券のクラスに係る費用は、関係するサブ・ファンド／受益証券のクラスの純資産額に比例して当該関係するサブ・ファンド／受益証券のクラスに請求される。

投資方針の規定により、他のUCISまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（成功報酬を除く。）は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

ファンドの継続費用の詳細は、KIIDに記載されている。

2022年11月30日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下のその他費用を支払った。

サブ・ファンド	その他の費用
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	161,317.11米ドル
UBS (Lux) エクイティ・ファンドー ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	279,342.52ユーロ

UBS（Lux）エクイティ・ファンドー ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	346,559.66ユーロ
UBS（Lux）エクイティ・ファンドー グレーター・チャイナ（米ドル）	675,805.33米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンドー スモール・キャップスUSA（米ドル）	76,904.66米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンドー USサステナブル（米ドル）	55,999.06米ドル

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限等を表示することができない。

管理会社の報酬方針

取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、（i）UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ii）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（改正済）をもってルクセンブルグ大公国において国内法化された。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（iii）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定）に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針のガイドラインを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、堅実かつ効果的なリスク管理の枠組みの形成を促し、受益者の利益を守り、かつ本UCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、利益相反を防止する措置を含む管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守ること確保する。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける受益者の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、ファンドの長期的なパフォーマンスおよび投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり実際に支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分を組み合わせたバランスが取れている報酬に従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割（彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連するすべての情報は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において開示されるものとする。受益者は、直近の報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

2023年５月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。
- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に基づく。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%の年次税を各四半期末にルクセンブルグに支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスF、I-A1、I-A2、I-A3、I-B、I-XおよびU-X受益証券^(注)に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄権を有する税務当局が投資家の課税上の地位を変更した場合、クラスF、I-A1、I-A2、I-A3、I-B、I-XおよびU-Xのすべての投資証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは受益者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または常用の住居を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前居住しており、ファンドの受益証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要であり、完全であると断言するものではない。受益権の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

情報自動交換－FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍のファンドは、その受益者および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」と総称する。）に基づき、ファンドは、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。ファンドは、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。IGAに従い、ファンドは「遵守（Compliant）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域に設立された金融機関（ファンド等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、ファンドは、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、ファンドがFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報をファンドに提供し、これらの情報を常に最新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、ファンドがかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、ファンドが、上記の要求された情報を投資者がファンドに提供しなかった場合にファンドに課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者のファンドにおける持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および／または当該投資者のファンドにおける持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（i）米国の裁判所が適用法に基づき信託の運営の何らかの面に関して命令または判決を下すことを認められている場合、または（ii）一または複数の特定米国人が信

託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日および2016年12月2日に、中国当局は、ストック・コネクトに関する中国の税制についての疑問を明確にするため、財税通達（2014年）第81号（以下「通達第81号」という。）および財税通達（2016年）第127号（以下「通達第127号」という。）を発表した。通達第81号および通達第127号に従い、外国投資家がストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得たキャピタル・ゲインは、中国において適用される法人所得税ならびに個人所得税および個人事業税を一時的に免除される。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払われる。税務上の目的で中国と租税条約を締結する法域に居住する投資家は、支払済みの源泉徴収超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約は、中国において支払われた税率よりも低い税率の分配源泉徴収税を定める。

ファンドは、ストック・コネクトを通じて中国A株式を売却する場合、中国で適用される0.1%の印紙税を課税される。

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

管理会社は、以下のサブ・ファンドを運用する際、サブ・ファンドの特別な投資方針に示される投資制限に加え、2018年ドイツ投資税法（InvStG）第20条第（1）項および第（2）項に基づき部分的課税免除に関する条項も考慮する。

投資対象ファンドに投資している場合、サブ・ファンドは、自己のエクイティ参加比率を計算する際に当該対象投資ファンドを考慮に入れる。エクイティ参加比率が少なくとも毎週計算・公表される対象投資ファンドは、そのデータが利用可能な範囲において、同法第2条第（6）項および第（7）項に従い当該エクイティ参加比率が計算に加えられる。

これに基づき、以下のサブ・ファンドは、同法第20条第（1）項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第（6）項に規定される「エクイティ・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の50%以上をエクイティ投資対象（同法第2条第（8）項および関連ガイドラインに定義される。）に継続的に投資する。

- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンドーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンドーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第（2）項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第（7）項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象（同法第2条（8）項および関連ガイドラインに定義される。）に継続的に投資する。

- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンドーグレーター・チャイナ（米ドル）

DAC6ー報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令（EU）2018/822（以下「DAC6」という。）が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6により課される要請は2020年7月1日までは適用されず、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントを報告しなければならない。同通達はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドは報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関して所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。これらの法規定は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）) (2023年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	中国	86,539,888.77	22.80
	インド	76,482,841.80	20.15
	韓国	50,971,772.09	13.43
	台湾	46,177,341.35	12.17
	南アフリカ	34,631,823.55	9.12
	ブラジル	18,930,068.81	4.99
	香港	18,265,583.80	4.81
	インドネシア	13,699,866.82	3.61
	アルゼンチン	11,195,817.36	2.95
	メキシコ	9,870,844.20	2.60
	バミューダ	3,785,943.04	1.00
	ルクセンブルグ	3,292,542.00	0.87
合計		373,844,333.59	98.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		5,702,796.41	1.50
総計（純資産総額）		379,547,130.00 (約51,744百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）) (2023年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
株式	フランス	187,485,759.23	35.08
	ドイツ	105,136,384.74	19.67
	オランダ	95,714,227.05	17.91
	スペイン	49,319,482.73	9.23
	フィンランド	19,455,109.83	3.64
	イタリア	14,300,514.92	2.68
	アイルランド	11,558,870.19	2.16
	イギリス	9,516,485.85	1.78
	ルクセンブルグ	7,892,013.00	1.48
	ベルギー	4,907,583.48	0.92
	小計	505,286,431.02	94.54
投資信託	アイルランド	19,000,000.00	3.56
	小計	19,000,000.00	3.56
従来型オプション	ドイツ	1,220.00	0.00
	小計	1,220.00	0.00
合計		524,287,651.02	98.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,153,562.01	1.90
総計（純資産総額）		534,441,213.03 (約77,286百万円)	100.00

（ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

（2023年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
株式	フランス	83,472,569.93	18.73
	イギリス	71,563,579.94	16.06
	ドイツ	57,844,020.78	12.98
	スイス	56,393,184.65	12.66
	オランダ	42,731,521.72	9.59
	デンマーク	31,871,588.29	7.15
	スペイン	25,363,872.79	5.69
	フィンランド	19,186,899.74	4.31
	アイルランド	8,877,171.17	1.99
	ノルウェー	8,315,169.41	1.87
	ルクセンブルグ	5,550,544.00	1.25
	イタリア	2,340,617.79	0.53
	ベルギー	1,519,554.08	0.34
	小計	415,030,294.29	93.15
投資信託	アイルランド	19,000,000.00	4.26
	小計	19,000,000.00	4.26
合計		434,030,294.29	97.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		11,519,460.75	2.59
総計（純資産総額）		445,549,755.04 (約64,431百万円)	100.00

（グレーター・チャイナ（米ドル））

（2023年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	中国	653,230,364.33	65.79
	香港	191,930,387.55	19.33
	台湾	93,357,945.07	9.40
合計		938,518,696.95	94.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		54,311,735.52	5.47
総計（純資産総額）		992,830,432.47 (約135,353百万円)	100.00

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

（2023年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	アメリカ合衆国	62,582,835.70	92.92
	イスラエル	1,821,786.97	2.70
	イギリス	493,650.00	0.73
	バミューダ	469,271.70	0.70
合計		65,367,544.37	97.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,982,102.17	2.94
総計（純資産総額）		67,349,646.54 (約9,182百万円)	100.00

（USサステナブル（米ドル））

（2023年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	アメリカ合衆国	57,330,704.85	90.96
	アイルランド	1,730,827.80	2.75
	オランダ	1,410,705.92	2.24
	イスラエル	319,509.60	0.51
合計		60,791,748.17	96.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,236,369.59	3.55
総計（純資産総額）		63,028,117.76 (約8,593百万円)	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））（2023年２月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	TAIWAN SEMICON MAN TWD10	台湾	株式	電子機器・半導体	2,037.500	19.61	39,956,412.90	16.77	34,170,646.11	9.00
2	NASPERS 'N' ZAR0.02	南アフリカ	株式	グラフィック・ 出版・印刷媒体	138.467	144.42	19,996,718.01	177.01	24,510,357.60	6.46
3	SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	韓国	株式	電子機器・半導体	494.475	58.92	29,135,855.62	45.80	22,645,142.78	5.97
4	ALIBABA GROUP HLDG USD1	中国	株式	その他サービス業	1,308.900	16.10	21,067,881.10	11.02	14,423,829.55	3.80
5	HDFC BANK INR1	インド	株式	銀行・ その他金融機関	741.222	16.95	12,561,930.68	19.35	14,342,501.06	3.78
6	BANK CENTRAL ASIA IDR62.5	インドネシア	株式	銀行・ その他金融機関	23,876.900	0.52	12,461,520.48	0.57	13,699,866.82	3.61
7	MEDIATEK INC TWD10	台湾	株式	電子機器・部品	506.000	29.15	14,749,464.30	23.73	12,006,695.24	3.16
8	CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	香港	株式	食品・清涼飲料	2,680.000	4.95	13,274,169.28	4.40	11,779,094.21	3.10
9	MERCADOLIBRE INC COM STK USD0.001	アルゼンチン	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	9.464	1,207.36	11,426,501.14	1,182.99	11,195,817.36	2.95
10	SK HYNIX INC KRW5000	韓国	株式	電子機器・半導体	154.448	93.75	14,479,847.49	67.56	10,434,650.51	2.75
11	CEMEX SAB DE CV SPON ADR 5 ORD	メキシコ	株式	建材・建設業	2,014.458	5.42	10,922,421.15	4.90	9,870,844.20	2.60
12	GODREJ CONSUMER PR INR1	インド	株式	食品・清涼飲料	865.775	9.91	8,577,474.27	11.17	9,669,701.56	2.55
13	PING AN INSURANCE 'H'CNY1	中国	株式	保険会社	1,387.500	7.85	10,892,000.30	6.79	9,421,459.97	2.48
14	EICHER MOTORS INR1	インド	株式	車両	250.145	34.39	8,601,366.78	37.57	9,398,195.81	2.48
15	SAMSUNG SDI KRW5000	韓国	株式	電子機器・半導体	17.455	577.24	10,075,694.86	525.98	9,180,940.92	2.42
16	PINDUODUO INC-4 SHS-A- ADR	中国	株式	グラフィック・ 出版・印刷媒体	104.171	63.50	6,614,354.57	86.00	8,958,706.00	2.36
17	LG ELECTRONICS INC KRW5000	韓国	株式	電子機器・半導体	103.659	98.15	10,173,697.65	84.04	8,711,037.88	2.30
18	LONGI GREEN ENERGY 'A'CNY1	中国	株式	電子機器・半導体	1,341.080	8.19	10,984,001.83	6.38	8,549,641.06	2.25
19	SUZANO SA SPON ADS EACH REP 1 ORD SHS	ブラジル	株式	林業・紙製品・ 林産物	949.317	11.12	10,560,469.17	8.93	8,477,400.81	2.23
20	MARUTI UDYOG INR5	インド	株式	車両	78.492	101.28	7,949,440.83	104.33	8,188,737.74	2.16
21	HINDUSTAN UNILEVER INR1	インド	株式	医薬品・ 化粧品・医療用品	263.331	29.45	7,754,007.67	29.77	7,838,212.39	2.07
22	CROMPTON GREAVES C INR2	インド	株式	電子機器・部品	2,064.221	4.57	9,433,119.51	3.68	7,587,184.18	2.00
23	INFOSYS LTD INR5	インド	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	418.232	20.58	8,605,250.31	17.99	7,525,823.44	1.98
24	BANDHAN BANK LTD	インド	株式	商業銀行 (非米国系)	2,638.039	3.93	10,380,582.57	2.79	7,368,351.56	1.94
25	CHINA MERCHANTS BK 'H'CNY1	中国	株式	銀行・ その他金融機関	1,332.500	7.25	9,665,379.17	5.41	7,214,631.51	1.90
26	KANZHUN LTD SPON EACH ADR REP 2 ORD SHS	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	345.800	22.99	7,950,368.90	20.05	6,933,290.00	1.83
27	JD.COM INC SPON ADS EACH REP 2 ORD SHS	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	146.956	58.65	8,619,503.32	44.74	6,574,811.44	1.73
28	AIA GROUP LTD NPV	香港	株式	保険会社	611.600	10.47	6,404,670.83	10.61	6,486,489.59	1.71
29	MEITUAN USD0.00001 (A & B CLASS)	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	320.800	24.95	8,005,414.09	17.34	5,562,249.83	1.47
30	ZHONGSHENG GROUP H HKD0.0001 REG'S	中国	株式	車両	1,096.500	6.27	6,880,125.26	4.99	5,468,880.18	1.44

(ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）) (2023年2月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 (1,000)	ユーロ				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	LVMH MOET HENNESSY EURO.30	フランス	株式	繊維・衣料・革製品	44.526	388.12	17,281,214.46	789.00	35,131,014.00	6.57
2	ASML HOLDING NV EURO.09	オランダ	株式	電子機器・半導体	52.244	250.16	13,069,313.03	584.00	30,510,496.00	5.71
3	SANOFI EUR2	フランス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	331.377	87.93	29,139,239.77	88.89	29,456,101.53	5.51
4	IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	スペイン	株式	エネルギー・水	2,054.301	9.48	19,465,420.49	10.87	22,319,980.37	4.18
5	HEINEKEN NV EUR1.60	オランダ	株式	タバコ・ アルコール飲料	206.851	90.63	18,746,923.22	96.50	19,961,121.50	3.73
6	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	アイルランド	投資 信託	-	1.900	10,000.00	19,000,000.00	10,000.00	19,000,000.00	3.56
7	DEUTSCHE TELEKOM NPV (REGD)	ドイツ	株式	電気通信	834.824	18.86	15,748,171.92	21.24	17,727,487.64	3.32
8	SAMPO PLC SER'A'NPV	フィンランド	株式	保険会社	373.971	38.29	14,319,677.62	46.04	17,217,624.84	3.22
9	AIR LIQUIDE (L') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	フランス	株式	化学	113.612	111.27	12,641,324.76	150.56	17,105,422.72	3.20
10	PERNOD RICARD EUR1.55	フランス	株式	タバコ・ アルコール飲料	81.099	164.61	13,350,076.72	197.70	16,033,272.30	3.00
11	SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	フランス	株式	電子機器・部品	100.584	93.44	9,398,580.69	152.12	15,300,838.08	2.86
12	MUENCHENER RUECKVE NPV (REGD)	ドイツ	株式	保険会社	46.133	262.60	12,114,376.51	326.10	15,043,971.30	2.81
13	L'OREAL EURO.20	フランス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	36.494	338.42	12,350,202.08	375.10	13,688,899.40	2.56
14	TOTALENERGIES SE EUR2.5	フランス	株式	石油	232.076	53.24	12,354,904.62	58.57	13,592,691.32	2.54
15	ALLIANZ SE NPV (REGD) (VINKULIERT)	ドイツ	株式	保険会社	59.974	204.05	12,237,708.11	222.15	13,323,224.10	2.49
16	VINCI EUR2.50	フランス	株式	建材・建設業	119.920	89.08	10,682,745.24	107.84	12,932,172.80	2.42
17	ING GROEP N.V. EURO.01	オランダ	株式	銀行・ その他金融機関	956.808	11.45	10,951,712.55	13.27	12,693,014.93	2.38
18	WOLTERS KLUWER EURO.12	オランダ	株式	グラフィック・ 出版・印刷媒体	113.825	83.98	9,559,257.45	109.45	12,458,146.25	2.33
19	BANK OF IRELAND GR EUR1	アイルランド	株式	銀行・ その他金融機関	1,108.233	5.92	6,556,979.16	10.43	11,558,870.19	2.16
20	BEIERSDORF AG NPV	ドイツ	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	97.077	104.94	10,186,931.33	113.00	10,969,701.00	2.05
21	ESSILORLUXOTTICA EURO.18	フランス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	62.232	161.06	10,023,024.98	164.40	10,230,940.80	1.91
22	TELEPERFORMANCE EUR2.50	フランス	株式	電気通信	41.587	217.55	9,047,151.80	246.00	10,230,402.00	1.91
23	SAP AG ORD NPV	ドイツ	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	93.209	99.27	9,252,485.82	107.48	10,018,103.32	1.87
24	RELX PLC GBPO.1444	イギリス	株式	グラフィック・ 出版・印刷媒体	333.327	26.64	8,878,919.62	28.55	9,516,485.85	1.78
25	BBVA (BILB-VIZ-ARG) EURO.49	スペイン	株式	銀行・ その他金融機関	1,263.253	6.09	7,693,408.50	7.37	9,313,964.37	1.74
26	ABN AMRO BANK N.V. DR EACH REP SHS	オランダ	株式	銀行・ その他金融機関	555.938	16.40	9,120,058.91	16.71	9,286,944.29	1.74
27	AXA EUR2.29	フランス	株式	保険会社	306.536	23.71	7,268,318.60	29.85	9,150,099.60	1.71
28	BCO DE SABADELL EURO.125	スペイン	株式	銀行・ その他金融機関	6,864.736	0.75	5,159,215.58	1.23	8,471,084.22	1.59
29	HANNOVER RUECKVERS ORD NPV (REGD)	ドイツ	株式	保険会社	45.815	169.83	7,780,566.25	183.70	8,416,215.50	1.57
30	MAJOREL GRP SA (LUX EURO.01	ルクセンブルグ	株式	金融・投資・ 多角化企業	343.131	32.61	11,189,126.20	23.00	7,892,013.00	1.48

（ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

（2023年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 (1,000)	ユーロ				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	NESTLE SA CHF0.10 (REGD)	スイス	株式	食品・清涼飲料	215.171	98.75	21,248,055.88	106.73	22,964,189.78	5.15
2	LVMH MOET HENNESSY EURO.30	フランス	株式	繊維・衣料・革製品	25.758	413.24	10,644,147.53	789.00	20,323,062.00	4.56
3	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	アイルランド	投資 信託	—	1.900	10,000.00	19,000,000.00	10,000.00	19,000,000.00	4.26
4	NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SER'B'	デンマーク	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	135.203	79.00	10,681,521.51	133.85	18,097,093.44	4.06
5	NOVARTIS AG CHF0.50 (REGD)	スイス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	220.918	82.86	18,305,433.22	79.76	17,620,921.74	3.95
6	ASTRAZENECA ORD USD0.25	イギリス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	136.247	97.13	13,233,358.33	124.20	16,922,470.95	3.80
7	HEINEKEN NV EUR1.60	オランダ	株式	タバコ・ アルコール飲料	150.053	91.76	13,768,537.81	96.50	14,480,114.50	3.25
8	SANOFI EUR2	フランス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	159.399	92.91	14,809,991.01	88.89	14,168,977.11	3.18
9	SAMPO PLC SER'A'NPV	フィンランド	株式	保険会社	294.424	36.49	10,742,989.86	46.04	13,555,280.96	3.04
10	ASML HOLDING NV EURO.09	オランダ	株式	電子機器・半導体	20.435	297.37	6,076,790.65	584.00	11,934,040.00	2.68
11	RELX PLC GBPO.1444	イギリス	株式	グラフィック・ 出版・印刷媒体	416.374	27.37	11,397,364.97	28.57	11,897,408.84	2.67
12	IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	スペイン	株式	エネルギー・水	1,080.140	10.16	10,969,537.62	10.87	11,735,721.10	2.63
13	PERNOD RICARD EUR1.55	フランス	株式	タバコ・ アルコール飲料	58.152	179.51	10,438,644.83	197.70	11,496,650.40	2.58
14	DEUTSCHE TELEKOM NPV (REGD)	ドイツ	株式	電気通信	528.754	18.95	10,018,225.16	21.24	11,228,091.19	2.52
15	MUENCHENER RUECKVE NPV (REGD)	ドイツ	株式	保険会社	30.533	266.53	8,137,961.62	326.10	9,956,811.30	2.23
16	AIR LIQUIDE (L') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	フランス	株式	化学	63.993	107.55	6,882,273.34	150.56	9,634,786.08	2.16
17	BEIERSDORF AG NPV	ドイツ	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	80.926	107.94	8,734,816.34	113.00	9,144,638.00	2.05
18	BANK OF IRELAND GR EUR1	アイルランド	株式	銀行・ その他金融機関	851.119	6.39	5,440,966.83	10.43	8,877,171.17	1.99
19	SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	フランス	株式	電子機器・部品	57.637	112.58	6,488,816.99	152.12	8,767,740.44	1.97
20	ALLIANZ SE NPV (REGD) (VINKULIERT)	ドイツ	株式	保険会社	38.059	208.44	7,933,181.83	222.15	8,454,806.85	1.90
21	DNB BANK ASA NOK12.50	ノルウェー	株式	銀行・ その他金融機関	439.491	17.56	7,718,600.79	18.92	8,315,169.41	1.87
22	ING GROEP N.V. EURO.01	オランダ	株式	銀行・ その他金融機関	605.880	11.63	7,045,888.01	13.27	8,037,604.08	1.80
23	TELEPERFORMANCE EUR2.50	フランス	株式	電気通信	30.714	252.32	7,749,604.23	246.00	7,555,644.00	1.70
24	BBVA (BILB-VIZ-ARG) EURO.49	スペイン	株式	銀行・ その他金融機関	994.442	6.10	6,062,681.62	7.37	7,332,020.87	1.65
25	TRYG A/S DKK5	デンマーク	株式	保険会社	348.923	21.10	7,362,174.50	20.95	7,311,238.31	1.64
26	RECKITT BENCK GRP ORD GBPO.10	イギリス	株式	その他の消費財	109.812	67.52	7,413,992.68	65.78	7,223,222.43	1.62
27	L'OREAL EURO.20	フランス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	18.832	326.62	6,150,955.65	375.10	7,063,883.20	1.59
28	LONDON STOCK EXCH ORD GBPO.06918604	イギリス	株式	金融・投資・ 多角化企業	75.454	72.50	5,470,494.70	84.84	6,401,708.61	1.44
29	COMPASS GROUP ORD GBPO.1105	イギリス	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	280.997	21.25	5,972,452.92	21.92	6,159,009.10	1.38
30	MAJOREL GRP SA (LUX EURO.01	ルクセンブルグ	株式	金融・投資・ 多角化企業	241.328	23.64	5,705,790.51	23.00	5,550,544.00	1.25

(グレーター・チャイナ（米ドル）)

(2023年2月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	KWEICHOW MOUTAI 'A'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	384.507	175.87	67,625,124.08	261.37	100,497,986.28	10.12
2	TENCENT HLDGS LIMI HKD0.00002	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	2,169.800	44.12	95,731,316.89	43.77	94,979,715.93	9.57
3	TAIWAN SEMICON MAN TWD10	台湾	株式	電子機器・半導体	5,566.673	8.39	46,715,580.22	16.77	93,357,945.07	9.40
4	PING AN INSURANCE 'H'CNY1	中国	株式	保険会社	7,223.300	9.77	70,599,723.61	6.79	49,047,950.84	4.94
5	ANHUI GUJING DISTL 'B'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	2,676.112	0.93	2,496,863.62	17.20	46,025,239.84	4.64
6	CSPC PHARMACEUTICA HKD0.10	香港	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	41,717.760	0.99	41,489,587.36	1.07	44,802,945.01	4.51
7	CHINA MERCHANTS BK 'H'CNY1	中国	株式	銀行・ その他金融機関	8,231.080	4.10	33,758,614.56	5.41	44,566,010.59	4.49
8	NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	485.399	64.61	31,360,848.40	78.98	38,336,813.02	3.86
9	PING AN BANK CO LT 'A'CNY1	中国	株式	銀行・ その他金融機関	17,328.257	2.35	40,717,199.19	1.99	34,409,802.20	3.47
10	FAR EAST HORIZON L HKD0.01	香港	株式	金融・投資・ 多角化企業	34,779.000	0.95	32,899,449.26	0.88	30,749,252.82	3.10
11	NETEASE INC USD0.0001	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	1,936.900	18.43	35,702,399.55	15.43	29,881,978.48	3.01
12	MEITUAN USD0.00001 (A & B CLASS)	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	1,532.450	37.92	58,110,271.91	17.34	26,570,666.29	2.68
13	AIA GROUP LTD NPV	香港	株式	保険会社	2,492.200	10.60	26,423,351.14	10.61	26,431,702.66	2.66
14	ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	中国	株式	その他の サービス業	284.062	171.31	48,662,084.03	89.25	25,352,533.50	2.55
15	CHINA RES LAND HKD0.10	香港	株式	不動産	5,640.000	3.19	18,015,933.52	4.43	25,004,395.19	2.52
16	LI NING CO LTD HKD0.1	中国	株式	小売り・百貨店	2,629.082	3.23	8,483,902.50	8.50	22,356,993.89	2.25
17	SHN INTL HLDGS HKD1	香港	株式	金融・投資・ 多角化企業	21,472.409	1.31	28,137,483.02	0.87	18,656,198.41	1.88
18	LONGFOR GROUP HLDG HKD0.10	中国	株式	不動産	6,346.500	4.69	29,765,904.58	2.85	18,110,911.53	1.82
19	HAINAN MEILAN INTL 'H'CNY1	中国	株式	運輸	6,949.100	0.69	4,826,520.25	2.46	17,103,842.54	1.72
20	SSY GROUP LIMITED HKD0.02	香港	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	26,789.066	0.43	11,402,668.76	0.60	16,040,335.08	1.62
21	KANZHUN LTD SPON EACH ADR REP 2 ORD SHS	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	746.095	29.14	21,739,984.35	20.05	14,959,204.75	1.51
22	CHINASOFT INTL LTD HKD0.05 (POST B/L CHANGE)	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	20,202.000	0.47	9,583,294.96	0.72	14,489,745.85	1.46
23	ALIBABA GROUP HLDG USD1	中国	株式	その他の サービス業	1,147.400	26.41	30,307,961.35	11.02	12,644,130.20	1.27
24	YIHAI INTERNATIONA USD0.00001	中国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	3,607.000	3.33	12,025,244.41	2.90	10,477,049.49	1.06
25	CHINA O/SEAS LAND HKD0.10	香港	株式	不動産	4,110.438	2.25	9,259,267.45	2.48	10,190,346.33	1.03
26	CHINA JINMAO HOLDI NPV	香港	株式	不動産	51,462.000	0.51	26,289,877.87	0.19	9,965,251.29	1.00
27	YIBIN WULIANGYE 'A'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	332.066	27.44	9,111,662.02	29.46	9,781,959.78	0.99
28	ANHUI CONCH CEMENT 'H'CNY1	中国	株式	建材・建設業	2,629.500	6.64	17,459,537.26	3.67	9,647,697.31	0.97
29	JIANGSU HENGRUI ME 'A'CNY1	中国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	1,019.881	8.65	8,826,320.28	6.27	6,393,178.59	0.64
30	AK MEDICAL HLDGS L HKD0.01	中国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	5,186.000	2.21	11,436,102.63	1.19	6,190,562.46	0.62

(スモール・キャップスUSA（米ドル）)

(2023年2月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	RYMAN HOSPITALITY COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	18.902	68.31	1,291,133.37	92.77	1,753,538.54	2.60
2	PERFORMANCE FOOD G COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	食品・清涼飲料	30.750	44.39	1,365,137.11	56.59	1,740,142.50	2.58
3	VISTEON CORP COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	車両	10.007	122.63	1,227,170.19	167.04	1,671,569.28	2.48
4	EVOQUA WATER TECHN COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	エネルギー・水	30.604	40.00	1,224,142.33	48.56	1,486,130.24	2.21
5	REGAL BELOIT CORP. COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	機械工学／産業設 備	8.604	120.72	1,038,691.36	157.64	1,356,334.56	2.01
6	WEATHERFORD INTL. COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	石油	20.103	43.04	865,291.24	66.62	1,339,261.86	1.99
7	CHART INDS INC COM PAR \$0.01	アメリカ合衆国	株式	機械工学／産業設 備	9.749	114.15	1,112,879.33	133.50	1,301,491.50	1.93
8	SUMO LOGIC INC COM USD0.0001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	108.598	10.51	1,141,220.59	11.87	1,289,058.26	1.91
9	SHIFT4 PMTS INC COM USD0.0001 CLASS A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	19.385	62.02	1,202,256.03	64.50	1,250,332.50	1.86
10	UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	9.116	175.21	1,597,177.62	135.85	1,238,408.60	1.84
11	INSPIRE MEDICAL SY COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	4.702	157.89	742,405.52	259.93	1,222,190.86	1.81
12	MASTEC INC COM	アメリカ合衆国	株式	電子機器・部品	12.040	63.47	764,157.22	97.72	1,176,548.80	1.75
13	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP COM	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	13.619	36.93	502,901.67	84.96	1,157,070.24	1.72
14	HERC HOLDINGS INC COM	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	8.049	71.65	576,711.25	143.59	1,155,755.91	1.72
15	MEDPACE HOLDINGS COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	バイオテクノロ ジー	5.815	136.44	793,398.43	193.88	1,127,412.20	1.67
16	ALTERYX INC COM USD0.0001 CL A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	16.804	78.29	1,315,527.74	65.31	1,097,469.24	1.63
17	FORWARD AIR CORP COM	アメリカ合衆国	株式	運輸	10.317	106.52	1,099,006.80	103.21	1,064,817.57	1.58
18	PLANET FITNESS INC COM USD0.0001 A	アメリカ合衆国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	13.090	72.39	947,608.95	81.05	1,060,944.50	1.58
19	PURE STORAGE INC COM USD0.0001 CL A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	36.471	26.23	956,476.90	28.54	1,040,882.34	1.55
20	FIRST BANCORP N C COM	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	25.021	43.30	1,083,349.47	41.49	1,038,121.29	1.54
21	TENABLE HOLDINGS I COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	22.755	39.76	904,848.23	44.23	1,006,453.65	1.49
22	CHURCHILL DOWNS INC COM	アメリカ合衆国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	4.084	183.40	749,007.35	245.78	1,003,765.52	1.49
23	WEBSTER FINL CORP CONN COM	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	18.558	45.93	852,410.49	53.12	985,800.96	1.46
24	REPLIGEN CORP COM	アメリカ合衆国	株式	バイオテクノロ ジー	5.446	174.21	948,756.79	174.37	949,619.02	1.41
25	KBR INC COM STK USD0.001	アメリカ合衆国	株式	建材・建設業	16.876	48.24	814,169.03	55.11	930,036.36	1.38
26	CYBER-ARK SOFTWARE COM ILS0.01	イスラエル	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	6.300	162.27	1,022,281.22	144.77	912,051.00	1.35
27	WIX.COM LTD COM ILS0.01	イスラエル	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	10.049	114.69	1,152,479.32	90.53	909,735.97	1.35
28	BOISE CASCADE COMP COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	林業・紙製品・ 林産物	13.111	46.66	611,726.07	69.11	906,101.21	1.35
29	BLOOMIN BRANDS INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	食品・清涼飲料	34.602	21.89	757,324.53	26.10	903,112.20	1.34
30	NATIONAL VISION HL COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	23.878	41.64	994,192.64	37.36	892,082.08	1.32

(USサステナブル（米ドル）)

(2023年2月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	15.808	232.89	3,681,517.32	249.42	3,942,831.36	6.26
2	UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	6.068	261.21	1,585,032.13	475.94	2,888,003.92	4.58
3	COSTCO WHSL CORP NEW COM	アメリカ合衆国	株式	小売・百貨店	5.198	298.91	1,553,738.34	484.18	2,516,767.64	3.99
4	AMERIPRISE FINL INC COM	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	7.335	133.26	977,476.58	342.87	2,514,951.45	3.99
5	VISA INC COM STK USD0.0001	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	10.866	137.78	1,497,091.28	219.94	2,389,868.04	3.79
6	ABBVIE INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	14.572	95.48	1,391,366.61	153.90	2,242,630.80	3.56
7	MARSH & MCLENNAN COM USD1	アメリカ合衆国	株式	保険会社	12.566	106.24	1,334,988.99	162.14	2,037,451.24	3.23
8	TJX COS INC COM USD1	アメリカ合衆国	株式	小売・百貨店	26.296	66.66	1,752,824.86	76.60	2,014,273.60	3.20
9	CADENCE DESIGN SYS COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	9.909	135.85	1,346,186.82	192.94	1,911,842.46	3.03
10	VERTEX PHARMACEUTI COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	バイオテクノロジー	6.175	195.76	1,208,825.75	290.29	1,792,540.75	2.84
11	VMWARE INC COM STK USD0.01 CLASS 'A'	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	16.214	148.41	2,406,327.23	110.13	1,785,647.82	2.83
12	APTIV PLC COM USD0.01	アイルランド	株式	車両	14.885	82.19	1,223,365.49	116.28	1,730,827.80	2.75
13	DOLLAR TREE INC	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	11.719	111.83	1,310,513.51	145.28	1,702,536.32	2.70
14	PROLOGIS INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	不動産	13.527	82.73	1,119,027.82	123.40	1,669,231.80	2.65
15	VOYA FINL INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	21.580	59.01	1,273,421.65	74.49	1,607,494.20	2.55
16	ALLSTATE CORP COM	アメリカ合衆国	株式	保険会社	12.346	109.64	1,353,567.86	128.78	1,589,917.88	2.52
17	BIO RAD LABS INC CL A	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	3.296	382.66	1,261,233.91	477.84	1,574,960.64	2.50
18	ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	19.344	74.41	1,439,309.75	78.58	1,520,051.52	2.41
19	MSA SAFETY INC COM NPV	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	11.201	100.30	1,123,426.64	134.35	1,504,854.35	2.39
20	BANK OZK COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	30.940	41.99	1,299,293.10	46.03	1,424,168.20	2.26
21	NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	オランダ	株式	電子機器・半導体	7.904	124.59	984,785.30	178.48	1,410,705.92	2.24
22	STARBUCKS CORP COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	12.703	81.70	1,037,801.52	102.09	1,296,849.27	2.06
23	ELI LILLY AND CO COM NPV	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	3.949	290.86	1,148,622.33	311.22	1,229,007.78	1.95
24	MONTROSE ENVIRONME COM USD0.000004	アメリカ合衆国	株式	環境サービス・ リサイクル	24.838	32.18	799,368.00	48.69	1,209,362.22	1.92
25	SALESFORCE.COM INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	7.339	240.31	1,763,668.02	163.61	1,200,733.79	1.91
26	AKAMAI TECHNOLOGIES INC COM	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	16.236	101.05	1,640,591.77	72.60	1,178,733.60	1.87
27	TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	10.640	126.82	1,349,398.43	109.55	1,165,612.00	1.85
28	THE AZEK COMPANY I COM USD0.001 CLASS A	アメリカ合衆国	株式	建材・建設業	47.626	34.51	1,643,748.33	24.09	1,147,310.34	1.82
29	ESTEE LAUDER COS CLASS'A'COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	4.126	262.57	1,083,368.43	243.05	1,002,824.30	1.59
30	REGAL BELOIT CORP. COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	機械工学／産業設 備	6.359	144.97	921,887.81	157.64	1,002,432.76	1.59

②【投資不動産物件】

該当事項なし

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2023年２月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））

		純資産総額		１口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第24会計年度末 (2013年11月30日)		432,050.94	58,902	P	109.07	14,870
第25会計年度末 (2014年11月30日)		346,575.03	47,249	P	110.44	15,056
第26会計年度末 (2015年11月30日)		238,731.56	32,546	P	97.23	13,255
第27会計年度末 (2016年11月30日)		146,170.80	19,927	P	98.47	13,424
第28会計年度末 (2017年11月30日)		159,570.12	21,754	P	138.68	18,906
第29会計年度末 (2018年11月30日)		118,341.18	16,133	P	121.15	16,516
第30会計年度末 (2019年11月30日)		141,655.79	19,312	P	144.98	19,765
第31会計年度末 (2020年11月30日)		188,219.46	25,660	P	184.38	25,137
第32会計年度末 (2021年11月30日)		229,872.60	31,339	P	180.57	24,617
第33会計年度末 (2022年11月30日)		409,087.18	55,771	P	130.63	17,809
2022年	３月末日	332,886.92	45,382	P	157.45	21,465
	４月末日	336,060.61	45,815	P	144.48	19,697
	５月末日	379,510.54	51,739	P	145.14	19,787
	６月末日	352,486.66	48,055	P	135.16	18,426
	７月末日	365,163.21	49,783	P	135.35	18,452
	８月末日	399,706.69	54,492	P	134.19	18,294
	９月末日	362,642.92	49,439	P	119.28	16,261
	10月末日	359,414.70	48,999	P	112.57	15,347
	11月末日	409,087.18	55,771	P	130.63	17,809
	12月末日	390,021.72	53,172	P	128.34	17,497
2023年	１月末日	432,662.02	58,985	P	141.28	19,261
	２月末日	379,547.13	51,744	P	130.30	17,764

（注１）2008年12月８日付でクラスB受益証券はクラスP受益証券に名称が変更された。以下同じ。

（注２）2008年４月以降の各取引に使用された１口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある（財務書類に対する注記１参照）。以下同じ。

（注３）「１口当たりの純資産価格」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千ユーロ	百万円		ユーロ	円
第24会計年度末 (2013年11月30日)		90,363.50	13,067	P	73.16	10,580
第25会計年度末 (2014年11月30日)		671,868.83	97,159	P	77.89	11,264
第26会計年度末 (2015年11月30日)		883,004.66	127,691	P	92.98	13,446
第27会計年度末 (2016年11月30日)		666,800.94	96,426	P	83.81	12,120
第28会計年度末 (2017年11月30日)		688,248.23	99,528	P	99.35	14,367
第29会計年度末 (2018年11月30日)		573,343.11	82,911	P	93.35	13,499
第30会計年度末 (2019年11月30日)		551,834.84	79,801	P	105.60	15,271
第31会計年度末 (2020年11月30日)		535,037.90	77,372	P	113.26	16,379
第32会計年度末 (2021年11月30日)		679,917.43	98,323	P	134.27	19,417
第33会計年度末 (2022年11月30日)		560,456.93	81,048	P	117.65	17,013
2022年	3月末日	621,140.23	89,823	P	124.45	17,997
	4月末日	605,865.49	87,614	P	121.91	17,629
	5月末日	583,345.01	84,358	P	119.11	17,224
	6月末日	536,459.36	77,577	P	109.46	15,829
	7月末日	575,034.11	83,156	P	117.10	16,934
	8月末日	538,056.78	77,808	P	110.40	15,965
	9月末日	509,883.65	73,734	P	104.91	15,171
	10月末日	542,533.70	78,456	P	111.41	16,111
	11月末日	560,456.93	81,048	P	117.65	17,013
	12月末日	540,239.33	78,124	P	114.43	16,548
2023年	1月末日	543,172.85	78,548	P	122.70	17,744
	2月末日	534,441.21	77,286	P	123.71	17,890

（ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千ユーロ	百万円		ユーロ	円
第24会計年度末 (2013年11月30日)		446,451.94	64,561	P	631.17	91,273
第25会計年度末 (2014年11月30日)		890,540.74	128,781	P	691.36	99,978
第26会計年度末 (2015年11月30日)		1,105,120.30	159,811	P	818.58	118,375
第27会計年度末 (2016年11月30日)		745,976.87	107,876	P	701.10	101,386
第28会計年度末 (2017年11月30日)		578,752.41	83,693	P	787.54	113,886
第29会計年度末 (2018年11月30日)		428,307.99	61,938	P	782.87	113,211
第30会計年度末 (2019年11月30日)		424,756.63	61,424	P	908.31	131,351
第31会計年度末 (2020年11月30日)		465,448.85	67,309	P	967.05	139,845
第32会計年度末 (2021年11月30日)		632,550.98	91,473	P	1,170.15	169,215
第33会計年度末 (2022年11月30日)		487,277.27	70,465	P	1,032.41	149,297
2022年	3月末日	568,497.64	82,210	P	1,105.52	159,869
	4月末日	517,567.33	74,845	P	1,095.51	158,422
	5月末日	496,047.79	71,733	P	1,051.68	152,083
	6月末日	464,926.66	67,233	P	992.70	143,554
	7月末日	519,555.76	75,133	P	1,071.39	154,934
	8月末日	485,855.41	70,260	P	1,011.59	146,286
	9月末日	456,079.06	65,954	P	953.64	137,906
	10月末日	471,312.12	68,156	P	987.90	142,860
	11月末日	487,277.27	70,465	P	1,032.41	149,297
	12月末日	457,080.16	66,098	P	1,007.19	145,650
2023年	1月末日	456,960.96	66,081	P	1,048.06	151,560
	2月末日	445,549.76	64,431	P	1,054.27	152,458

（グレーター・チャイナ（米ドル））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第24会計年度末 (2013年11月30日)		864,162.79	117,811	P	234.23	31,933
第25会計年度末 (2014年11月30日)		604,181.80	82,368	P	244.54	33,338
第26会計年度末 (2015年11月30日)		427,903.99	58,336	P	259.14	35,329
第27会計年度末 (2016年11月30日)		388,149.11	52,916	P	279.54	38,110
第28会計年度末 (2017年11月30日)		819,464.44	111,718	P	402.52	54,876
第29会計年度末 (2018年11月30日)		872,831.52	118,993	P	376.03	51,264
第30会計年度末 (2019年11月30日)		1,294,085.22	176,423	P	477.25	65,063
第31会計年度末 (2020年11月30日)		1,804,959.24	246,070	P	649.67	88,570
第32会計年度末 (2021年11月30日)		1,380,690.34	188,230	P	540.78	73,725
第33会計年度末 (2022年11月30日)		915,163.52	124,764	P	400.55	54,607
2022年	3月末日	1,175,585.63	160,268	P	477.65	65,118
	4月末日	1,077,420.64	146,885	P	450.24	61,381
	5月末日	1,104,405.65	150,564	P	460.01	62,713
	6月末日	1,133,665.14	154,553	P	473.67	64,575
	7月末日	1,067,168.97	145,487	P	439.98	59,982
	8月末日	1,012,749.30	138,068	P	428.38	58,401
	9月末日	876,808.38	119,535	P	376.47	51,324
	10月末日	702,164.67	95,726	P	307.16	41,875
	11月末日	915,163.52	124,764	P	400.55	54,607
	12月末日	972,278.48	132,551	P	422.22	57,561
2023年	1月末日	1,118,838.91	152,531	P	471.79	64,319
	2月末日	992,830.43	135,353	P	427.09	58,225

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第24会計年度末 (2013年11月30日)		288,283.87	39,302	P	656.74	89,533
第25会計年度末 (2014年11月30日)		152,743.91	20,824	P	662.66	90,340
第26会計年度末 (2015年11月30日)		122,445.14	16,693	P	665.85	90,775
第27会計年度末 (2016年11月30日)		82,664.02	11,270	P	673.97	91,882
第28会計年度末 (2017年11月30日)		44,009.21	6,000	P	784.18	106,907
第29会計年度末 (2018年11月30日)		58,594.74	7,988	P	849.90	115,867
第30会計年度末 (2019年11月30日)		45,672.77	6,227	P	930.84	126,901
第31会計年度末 (2020年11月30日)		113,958.68	15,536	P	1,286.71	175,417
第32会計年度末 (2021年11月30日)		156,804.01	21,377	P	1,449.89	197,664
第33会計年度末 (2022年11月30日)		68,093.72	9,283	P	1,116.63	152,230
2022年	3月末日	98,734.31	13,460	P	1,332.58	181,671
	4月末日	85,701.97	11,684	P	1,162.07	158,425
	5月末日	71,487.27	9,746	P	1,106.60	150,863
	6月末日	64,755.70	8,828	P	1,013.24	138,135
	7月末日	71,480.32	9,745	P	1,122.40	153,017
	8月末日	70,307.11	9,585	P	1,099.12	149,843
	9月末日	62,512.22	8,522	P	996.97	135,917
	10月末日	65,904.92	8,985	P	1,092.38	148,924
	11月末日	68,093.72	9,283	P	1,116.63	152,230
	12月末日	63,291.06	8,628	P	1,053.78	143,662
2023年	1月末日	69,188.12	9,432	P	1,160.74	158,244
	2月末日	67,349.65	9,182	P	1,130.55	154,128

（USサステナブル（米ドル））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第24会計年度末 (2013年11月30日)		1,226,855.79	167,257	P	130.66	17,813
第25会計年度末 (2014年11月30日)		505,505.60	68,916	P	149.91	20,437
第26会計年度末 (2015年11月30日)		666,447.95	90,857	P	150.70	20,545
第27会計年度末 (2016年11月30日)		76,070.31	10,371	P	151.39	20,639
第28会計年度末 (2017年11月30日)		80,303.87	10,948	P	189.37	25,817
第29会計年度末 (2018年11月30日)		72,042.33	9,822	P	194.18	26,473
第30会計年度末 (2019年11月30日)		75,881.67	10,345	P	221.10	30,143
第31会計年度末 (2020年11月30日)		71,830.02	9,793	P	245.41	33,457
第32会計年度末 (2021年11月30日)		83,407.90	11,371	P	308.08	42,001
第33会計年度末 (2022年11月30日)		65,393.69	8,915	P	270.13	36,827
2022年	3月末日	78,344.78	10,681	P	296.32	40,397
	4月末日	72,369.82	9,866	P	274.05	37,361
	5月末日	70,844.53	9,658	P	273.15	37,239
	6月末日	64,628.35	8,811	P	250.14	34,102
	7月末日	70,016.47	9,545	P	272.79	37,189
	8月末日	63,283.39	8,627	P	258.87	35,292
	9月末日	57,748.37	7,873	P	237.74	32,411
	10月末日	61,842.29	8,431	P	254.97	34,760
	11月末日	65,393.69	8,915	P	270.13	36,827
	12月末日	60,974.08	8,313	P	254.23	34,659
2023年	1月末日	65,608.21	8,944	P	273.74	37,319
	2月末日	63,028.12	8,593	P	263.65	35,943

②【分配の推移】

該当事項なし

③【収益率の推移】

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第24会計年度	P	2.52%
第25会計年度	P	1.26%
第26会計年度	P	－11.96%
第27会計年度	P	1.28%
第28会計年度	P	40.83%
第29会計年度	P	－12.64%
第30会計年度	P	19.67%
第31会計年度	P	27.18%
第32会計年度	P	－2.07%
第33会計年度	P	－27.66%

（注）「収益率の推移」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

会計年度	収益率（注）	
第24会計年度	P	22.16%
第25会計年度	P	6.47%
第26会計年度	P	19.37%
第27会計年度	P	－9.86%
第28会計年度	P	18.54%
第29会計年度	P	－6.04%
第30会計年度	P	13.12%
第31会計年度	P	7.25%
第32会計年度	P	18.55%
第33会計年度	P	－12.38%

（ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

会計年度	収益率（注）	
第24会計年度	P	22.01%
第25会計年度	P	9.54%
第26会計年度	P	18.40%
第27会計年度	P	－14.35%
第28会計年度	P	12.33%
第29会計年度	P	－0.59%
第30会計年度	P	16.02%
第31会計年度	P	6.47%
第32会計年度	P	21.00%
第33会計年度	P	－11.77%

（グレーター・チャイナ（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第24会計年度	P	23.73%
第25会計年度	P	4.40%
第26会計年度	P	5.97%
第27会計年度	P	7.87%
第28会計年度	P	43.99%
第29会計年度	P	－6.58%
第30会計年度	P	26.92%
第31会計年度	P	36.13%
第32会計年度	P	－16.76%
第33会計年度	P	－25.93%

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第24会計年度	P	34.78%
第25会計年度	P	0.90%
第26会計年度	P	0.48%
第27会計年度	P	1.22%
第28会計年度	P	16.35%
第29会計年度	P	8.38%
第30会計年度	P	9.52%
第31会計年度	P	38.23%
第32会計年度	P	12.68%
第33会計年度	P	－22.99%

（USサステナブル（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第24会計年度	P	29.07%
第25会計年度	P	14.73%
第26会計年度	P	0.53%
第27会計年度	P	0.46%
第28会計年度	P	25.09%
第29会計年度	P	2.54%
第30会計年度	P	13.86%
第31会計年度	P	11.00%
第32会計年度	P	25.54%
第33会計年度	P	－12.32%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

または運用開始時の発行価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第24会計年度末 (2013年11月30日)	P	753,124.888 (69,432.000)	1,956,444.668 (113,246.000)	2,533,186.358 (135,161.000)
第25会計年度末 (2014年11月30日)	P	160,622.813 (7,570.000)	855,017.480 (32,878.000)	1,838,791.691 (109,853.000)
第26会計年度末 (2015年11月30日)	P	111,595.487 (8,700.000)	662,278.946 (40,025.000)	1,288,108.232 (78,528.000)
第27会計年度末 (2016年11月30日)	P	94,630.478 (0.000)	601,702.235 (15,700.000)	781,036.475 (62,828.000)
第28会計年度末 (2017年11月30日)	P	347,033.225 (4,397.785)	549,809.551 (37,097.785)	578,260.149 (22,928.000)
第29会計年度末 (2018年11月30日)	P	379,048.345 (0.000)	473,068.349 (3,885.000)	484,240.145 (19,043.000)
第30会計年度末 (2019年11月30日)	P	329,690.032 (0.000)	353,542.808 (0.000)	460,387.369 (19,043.000)
第31会計年度末 (2020年11月30日)	P	406,813.595 (0.000)	386,590.791 (1,023.000)	480,610.173 (18,020.000)
第32会計年度末 (2021年11月30日)	P	184,399.012 (0.000)	262,817.573 (0.000)	402,191.612 (18,020.000)
第33会計年度末 (2022年11月30日)	P	500,015.018 (0.000)	485,346.336 (3,950.000)	416,860.294 (14,070.000)

（注）上記は日本で販売しているクラスの販売・買戻しおよび発行済口数である。なお、（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数であり、受渡日を基準として算出しているが、本邦内において販売会社に外国証券取引口座約款に基づき保管を委託しているファンド証券以外の口数は含まれていない。一方、（ ）の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下同じ。

（ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第24会計年度末 (2013年11月30日)	P	113,596.736 (0.000)	300,179.534 (0.000)	364,073.677 (0.000)
第25会計年度末 (2014年11月30日)	P	4,938,341.923 (0.000)	555,021.884 (0.000)	4,747,393.716 (4,549.646)
第26会計年度末 (2015年11月30日)	P	1,944,643.042 (0.000)	2,748,372.448 (0.000)	3,943,664.310 (4,549.646)
第27会計年度末 (2016年11月30日)	P	233,234.153 (0.000)	1,020,377.803 (0.000)	3,156,520.660 (4,549.646)
第28会計年度末 (2017年11月30日)	P	155,942.005 (0.000)	643,863.624 (0.000)	2,668,599.041 (4,549.646)
第29会計年度末 (2018年11月30日)	P	66,665.756 (0.000)	372,156.005 (0.000)	2,363,108.792 (4,549.646)
第30会計年度末 (2019年11月30日)	P	53,178.733 (0.000)	433,692.581 (0.000)	1,982,594.944 (4,549.646)
第31会計年度末 (2020年11月30日)	P	37,641.695 (0.000)	215,311.866 (0.000)	1,804,924.773 (4,549.646)
第32会計年度末 (2021年11月30日)	P	51,129.187 (0.000)	260,829.090 (0.000)	1,595,224.870 (4,549.646)
第33会計年度末 (2022年11月30日)	P	24,187.200 (0.000)	139,447.424 (0.000)	1,479,964.646 (4,549.646)

（ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第24会計年度末 (2013年11月30日)	P	174,270.311 (0.000)	204,735.369 (3,147.000)	535,920.287 (828.000)
第25会計年度末 (2014年11月30日)	P	101,850.138 (2,478.000)	151,841.902 (683.000)	485,928.523 (2,623.000)
第26会計年度末 (2015年11月30日)	P	123,660.293 (377.000)	121,064.885 (1,250.000)	488,523.931 (1,750.000)
第27会計年度末 (2016年11月30日)	P	45,197.979 (0.000)	143,909.452 (365.000)	389,812.458 (1,385.000)
第28会計年度末 (2017年11月30日)	P	35,629.432 (0.000)	73,538.740 (0.000)	351,903.150 (1,385.000)
第29会計年度末 (2018年11月30日)	P	17,879.313 (0.000)	82,010.034 (0.000)	287,772.429 (1,385.000)
第30会計年度末 (2019年11月30日)	P	5,259.936 (2,278.708)	77,364.745 (83.000)	215,667.620 (3,580.708)
第31会計年度末 (2020年11月30日)	P	33,326.460 (556.847)	38,372.249 (2,278.708)	210,621.831 (1,858.847)
第32会計年度末 (2021年11月30日)	P	77,808.045 (1,131.081)	30,371.417 (186.254)	258,058.459 (2,803.674)
第33会計年度末 (2022年11月30日)	P	13,165.401 (0.000)	36,307.801 (598.593)	234,916.059 (2,205.081)

（グレーター・チャイナ（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第24会計年度末 (2013年11月30日)	P	980,624.477 (570.000)	1,814,295.024 (11,809.000)	3,120,482.122 (15,753.000)
第25会計年度末 (2014年11月30日)	P	245,976.913 (4,590.000)	1,376,737.352 (12,283.000)	1,989,721.683 (8,060.000)
第26会計年度末 (2015年11月30日)	P	407,052.379 (27.000)	996,843.278 (5,270.000)	1,399,930.784 (2,817.000)
第27会計年度末 (2016年11月30日)	P	110,150.609 (0.000)	444,285.262 (1,300.000)	1,065,796.131 (1,517.000)
第28会計年度末 (2017年11月30日)	P	967,280.804 (0.000)	425,528.388 (517.000)	1,607,548.547 (1,000.000)
第29会計年度末 (2018年11月30日)	P	1,245,157.927 (1,239.836)	1,252,316.055 (0.000)	1,600,390.419 (2,239.836)
第30会計年度末 (2019年11月30日)	P	1,069,859.566 (154.629)	902,775.934 (488.483)	1,767,474.051 (1,905.982)
第31会計年度末 (2020年11月30日)	P	845,312.761 (4,034.401)	1,558,336.745 (80.000)	1,054,450.067 (5,860.383)
第32会計年度末 (2021年11月30日)	P	414,243.796 (25,130.876)	485,777.544 (4,632.759)	982,916.319 (26,358.500)
第33会計年度末 (2022年11月30日)	P	303,638.347 (89.272)	365,867.388 (6,599.200)	920,687.278 (19,848.572)

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第24会計年度末 (2013年11月30日)	P	325,359.444 (1,048.000)	699,237.915 (1,808.000)	285,175.456 (1,951.000)
第25会計年度末 (2014年11月30日)	P	68,792.313 (1,095.000)	141,033.840 (1,401.000)	212,933.929 (1,645.000)
第26会計年度末 (2015年11月30日)	P	82,667.341 (1,230.000)	188,455.352 (1,250.000)	107,145.918 (1,625.000)
第27会計年度末 (2016年11月30日)	P	21,686.049 (0.000)	53,725.928 (570.000)	75,106.039 (1,055.000)
第28会計年度末 (2017年11月30日)	P	11,578.130 (310.000)	36,329.841 (1,110.000)	50,354.328 (255.000)
第29会計年度末 (2018年11月30日)	P	55,223.368 (0.000)	43,287.802 (0.000)	62,289.894 (255.000)
第30会計年度末 (2019年11月30日)	P	14,320.398 (0.000)	32,178.716 (145.000)	44,431.576 (110.000)
第31会計年度末 (2020年11月30日)	P	21,881.738 (0.000)	26,259.400 (110.000)	40,053.914 (0.000)
第32会計年度末 (2021年11月30日)	P	79,217.309 (0.000)	57,521.632 (0.000)	61,749.591 (0.000)
第33会計年度末 (2022年11月30日)	P	12,522.057 (0.000)	18,333.736 (0.000)	55,937.912 (0.000)

（USサステナブル（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第24会計年度末 (2013年11月30日)	P	311,261.412 (111,386.000)	506,787.054 (60,364.000)	1,062,138.079 (116,518.000)
第25会計年度末 (2014年11月30日)	P	216,757.790 (23,717.000)	333,538.278 (79,372.000)	945,357.591 (60,863.000)
第26会計年度末 (2015年11月30日)	P	200,408.155 (1,000.000)	467,714.388 (16,452.000)	678,051.358 (45,411.000)
第27会計年度末 (2016年11月30日)	P	16,536.860 (1,720.000)	207,810.059 (14,634.000)	486,778.159 (32,497.000)
第28会計年度末 (2017年11月30日)	P	87,396.089 (20,918.277)	162,285.076 (27,721.413)	411,889.172 (25,693.864)
第29会計年度末 (2018年11月30日)	P	11,948.125 (0.000)	86,311.159 (3,181.823)	337,526.138 (22,512.041)
第30会計年度末 (2019年11月30日)	P	9,842.738 (0.000)	37,769.702 (572.000)	309,599.174 (21,940.041)
第31会計年度末 (2020年11月30日)	P	12,100.042 (0.000)	62,629.855 (11,500.000)	259,069.361 (10,440.041)
第32会計年度末 (2021年11月30日)	P	8,239.549 (0.000)	30,991.811 (622.666)	236,317.099 (9,817.375)
第33会計年度末 (2022年11月30日)	P	2,307.133 (0.000)	30,376.191 (0.000)	208,248.041 (9,817.375)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（a）海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価」における記載にしたがって決定される。

別途規定されない限り、各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、5%を上限とする購入時手数料が投資額から控除（もしくは追加で徴収）または純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および／または金融仲介機関に支払われることがある。

ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。追加情報は適用される現地の販売資料を参照されたい。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用は、投資家に課することができる。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社に要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の翌日から起算して3日後、UBS（Lux）エクイティ・ファンド・グレーター・チャイナ（米ドル）については遅くとも注文日の翌日から起算して3営業日後（以下それぞれ「決済日」という。）までに保管受託銀行に開設した関連するサブ・ファンドの口座に払い込む。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

管理会社は、その裁量により、全部または一部の現物による受益証券の購入申込を受諾することができる。この場合、現物で申込みを受けた資産は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限に従わなければならない。また、かかる現物での支払いは、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿におけるかかる投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を請求することはできない。受益者は、また、記名式受益証券が、クリアストリームといった公認の外部決済機関を通じて決済される場合があることを考慮すべきである。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内に特別の内容を持つ様々な受益証券クラスを発行できると規定している。さらに、すべてのサブ・ファンドまたは受益証券クラスに関し、端数の受益証券の発行も可能である。かかる端数の受益証券は、小数点第3位まで表示される。関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラスが清算される

場合、端数の受益証券の保有者は、収益の分配または清算による受取金の比例配分を受領する権利が認められる。

(b) 日本における申込（販売）手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される募集期間中の各日に同書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。ファンド証券の申込みは、原則として、営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に取扱いが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。UBS（Lux）エクイティ・ファンド・グレーター・チャイナ（米ドル）については、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、有価証券届出書「第一部 証券情報、（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」を参照）において申込を受け付けられない場合がある。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」に照会のこと。

注文は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド・エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド・グレーター・チャイナ（米ドル）

日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS SuMi TRUSTの場合、申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限とする。

販売会社は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、円貨で支払われる場合、各サブ・ファンドの表示通貨と円貨との換算は、裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における申込（販売）手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（a）海外における買戻し手続等

買戻請求には、管理会社、管理事務代行会社もしくは保管受託銀行または他の授権された販売会社もしくは支払代行会社がこれを受諾する。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の買戻代金は、遅くとも注文日の翌日から起算して3日後、UBS（Lux）エクイティ・ファンド・グレーター・チャイナ（米ドル）については遅くとも注文日の翌日から起算して3営業日後（以下それぞれ「決済日」という。）に支払われる。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「5 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるスイング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨の複数の受益証券クラスを有するサブ・ファンドについては、原則として、買戻された受益証券の価額は当該受益証券クラスの通貨で支払われる。適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの手数料と、これらの手数料と、各販売国で発生しうる、例えばコルレス銀行により課されるいずれかの公租公課、手数料またはその他の費用は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料またはその他の報酬（コルレス銀行により課されるものも含む。）も請求される。

追加の買戻手数料が販売会社により課されることはない。

純資産価格の推移が、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高くなるかまたは低くなるかを決定する。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する（買戻しゲート）。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、不必要に遅滞することなく、相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の実行延期を決定することができる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で計算される。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用およびコルレス銀行の手数料は、投資家に課することができる。

管理会社は、その裁量により、受益証券の現物による全部または一部の買戻しを投資家に提供することができる。その場合、現物により元本が買い戻された後も、残りのポートフォリオは当該サブ・ファ

ンドの投資方針および投資制限を引き続き遵守していなければならない、サブ・ファンドの残存投資家が現物による買戻しにより不利益を被ることがないようにしなければならない。また、かかる支払は、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）については、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社（「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」を参照）において買戻請求を受付けられない場合がある。

注文は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、各サブ・ファンドの表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

（a）海外における乗換え

あるサブ・ファンドの受益者は、適宜自己の受益証券を同じサブ・ファンド内の他の受益証券クラスおよび／または別のサブ・ファンドの受益証券に乘換えることができる。乗換請求の提出には、受益証券の発行および買戻しに適用されるものと同様の手続が適用される。

受益者が既存の受益証券の乗換の結果得られる受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- － A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- － B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の口数。
- － C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- － D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスがその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- － E 乗換えを行う新サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスの純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が投資額から控除（もしくは追加で徴収）または純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および／または金融仲介機関へ支払われる場合がある。かかる場合、前記「2 買戻し手続等（イ）海外における買戻し手続等」の規定により、買戻し手数料は課されない。

適用法令に従い、乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および／または乗換え予定の受益証券クラスに関連する通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換時に各販売国で発生する手数料、公租公課および印紙税は、受益者に対し請求される。

（b）日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

4【その他】

受益証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの受益証券は各営業日に発行され、買い戻される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の証券取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。なお、UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）において、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。管理会社が後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価（ii）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行または買戻しは行われない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込を拒絶する権限を授与されている。

管理会社は、「マーケット・タイミング取引」または「時間外取引」を含む受益者の利益に悪影響を及ぼしうると判断されるすべての取引を禁止する。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込を拒絶する権利を有する。さらに管理会社は、当該行為から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行することができる。

注文は、ある注文日の締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される（以下、当該計算を行った日を「評価日」という。）。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、下記の締切時間が適用される。

サブ・ファンド	締切時間
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	中央ヨーロッパ標準時間 13時
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －グレーター・チャイナ（米ドル）	

ファクシミリにより送付されるすべての注文は、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への注文を期限どおり確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関は、各顧客に対し上記より早い締切時間を適用することができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、関連する販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された注文の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS（Lux）エクイティ・ファンドの異なるサブ・ファンドの受益証券に転換する場合にも適用される。つまり、清算のための純資産価格は、注文が行われた時点では分かっていない（将来価格）。かかる価格は、最新の知れている市場価格（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「5 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令または規則で別段の定めがある場合を除き、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および／または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする（電子的手段による注文の受領を含む。）。同意書または注文書と同等の手段を書面として使用するためには、管理会社および／またはU

BSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法（改正済）の条項ならびにC S S Fの関連法規および該当指令を遵守しなければならない。

従って投資家は申込みを受け付ける販売会社または販売代理店に対して、本人であることを証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資家に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。個人に対しては、パスポート／身分証明書の謄本（販売会社または販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）。法人およびその他の法的機関に対しては、基本定款の謄本、商業および法人登記簿の抄本、最新の公表された年次決算書の写し、実質的所有者の姓名。状況に応じ、販売会社または販売代理店は、受益証券の申込人または買戻人に対し追加の本人確認書類および情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続きを厳守することを確実にしなければならない。管理事務代行会社と管理会社は、いつでも、手続きが忠実に行われている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売代理店または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々にある販売代理店や販売会社からのすべての販売および買戻しの申込みに対して、上記規程の厳守を監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネー・ロンダリング防止およびテロリスト金融のためのすべての規則に従わなければならない。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、ファンドは、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、ファンドの法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、ファンドへの投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、ファンドへの個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、ファンドは、受益証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、ファンドとの関係を結んだ際に、受益証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、ファンドの正当な利益の保護、およびファンドの法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）受益証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ii）顧客との関係を管理するため、（iii）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（iv）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。受益者から提供されたデータは、（v）ファンドの受益者名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（vi）マーケティング目的で使用するすることができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- ー このデータ保護セクションの前項（ii）号および（vi）号に記載されたデータ処理の目的
- ー ファンドの会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- ー 適切な市場基準に従いファンドの事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、ファンドは、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という。）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連するファンドの活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、ファンドの管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査役および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者がファンドのためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（E E A）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないE E A外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、ファンドは、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

受益証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（E E A外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、ファンドの指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。ファンドはまた、E E A内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、以下に対する権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かをファンドに確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正をファンドに要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することをファンドに禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることをファンドが証明できない限り、ファンドは、当該データの処理を中止する。）

- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、ファンドが当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他の欧州連合加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

指数提供者

インデックスに使用される算定方法は、指数提供者により定められる。

MSCI

MSCIデータは、内部での使用に限定されている。MSCIデータは、いかなる形においても複製または再配布してはならず、金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCIデータのいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと（もしくは行わないこと）の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCIデータは、「現状のままで」提供され、その使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、そのすべての関連会社およびMSCIデータの編集、計算または作成に関与したまたは関連するその他のすべての個人（総称して、以下「MSCI当事者」という。）は、当該情報に関するすべての保証（創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含む。）を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的（高収益を含むが、これに限られない。）またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。

S&P

S&P 500（以下「本指数」という。）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズ・エル・エル・シーまたはその関連会社（以下「SPDJI」という。）およびあらゆる第三者ライセンサーの商品であり、UBS エー・ジーおよびその関連会社（以下「ライセンサー」という。）による使用が許諾されている。Standard & Poor's®およびS&P®は、スタンダード・プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エル・エル・シー（以下「S&P」という。）の登録商標であり、Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。第三者ライセンサーの商標は、当該第三者ライセンサーの商標であり、これらの商標は、SPDJIによる使用が許諾されており、一定の目的においてライセンサーによる使用が再許諾されている。ファンドは、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、S&Pおよびこれらの各関連会社（総称して、以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズ」という。）または第三者ライセンサーにより後援、援助、販売または販売促進されていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよび第三者ライセンサーのいずれも、一般的に証券に投資することもしくは特にファンドに投資することの当否に関して、または、指数が一般的な市場動向を追跡する能力に関して、ファンドの受益者または公衆に対し、明示・黙示を問わず、いかなる表明または保証も行っていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびいずれかの第三者ライセンサーが本指数に関してライセンサーとの間に有する唯一の関係は、本指数ならびにS&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよび／またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマークおよび／または商号の使用

許諾である。本指数は、ライセンシーおよびファンドとは無関係に、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズまたは第三者ライセンサーにより決定され、編集されおよび計算される。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、本指数を決定し、構成しおよび計算する際に、ライセンシーまたはファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、ファンドの価格もしくは規模の決定またはファンドの発行もしくは販売の時期の決定について責任を負っておらず、ファンドの現金への転換、譲渡または買戻し（場合に依りて）を行う際の基準を決定するために用いられる方程式の決定または計算について責任を負っておらず、かつ、これらの決定および計算に関与していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、ファンドの運営、販売または取引に関連していかなる義務または責任も負っていない。本指数に基づく投資商品が本指数を正確に複製またはプラスの投資リターンを生み出す保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズ・エル・エル・シーは、投資顧問会社ではない。本指数への証券の組込みは、当該証券を購入し、売却または保有することのS&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズによる推奨ではなく、また、これは投資アドバイスとはみなされない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよび第三者ライセンサーのいずれも、本指数もしくは関連データまたはこれらに関する口頭もしくは書面による通信を含むあらゆる通信（電子通信を含む。）の適切性、正確性、適時性および／または完全性を保証しない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、これらにおける誤り、脱落または遅延に対する損害賠償または責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、商品性または特定目的もしくは使用への適合性についても、本指数の使用を通じてまたはこれに関連するあらゆるデータに関してライセンシー、ファンドの受益者またはその他の者もしくは法人が得る結果に関して、明示または黙示のいかなる保証も行わず、すべての保証を明示的に否認する。いかなる場合も、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズまたは第三者ライセンサーは、契約によるか、不法行為によるか、厳格責任によるか、その他によるかを問わず、かかる損害賠償の可能性についてS&Pダウ・ジョーンズが知らされていた場合であっても、あらゆる間接的、特別、付随的、懲罰的または派生的損害賠償（逸失利益、取引の喪失、時間の喪失または営業権の喪失を含む。）について責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズのライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびライセンシーの間における何らかの契約または取決めの第三者たる受益者は存在しない。

FTSE Russell

出典：ロンドン証券取引所グループ・ピー・エル・シーおよびそのグループ会社（総称して、以下「LSEグループ」という。）。©2020年LSEグループ。

FTSE Russellは、一部のLSEグループ会社の商号である。「FTSE®」は、関連するLSEグループ会社の商標であり、使用許諾に基づき、LSEグループのその他の各会社により使用されている。FTSE Russellの指数またはデータに対するすべての権利は、当該指数またはデータを所有する各LSEグループ会社に移転されている。LSEグループおよびそのライセンサーのいずれも、当該指数またはデータにおける誤りまたは脱落について責任を負わず、いずれの者も、この通知における指数またはデータに依拠するべきではない。LSEグループからのデータは、各LSEグループ会社の明示的な書面による同意なしに譲渡されてはならない。LSEグループは、この通知の内容につき販売促進、後援または援助を行っていない。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

- (i) ベンチマーク規則第36条に従ってE SMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿に記載されているベンチマーク管理者。ベンチマークが管理者およびベンチマークのE SMA登録簿に記載されているEUおよび第三国の管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/>で入手可能である。
- (ii) ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿（この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。）に記載されている、英国の2019年ベンチマーク（変更および移行規定）（EU離脱）規則（以下「英国ベンチマーク規則」という。）に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。
- (iii) ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、E SMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録を申請しなければならない期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条（2）で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

5【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（i）純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは各受益証券クラスの1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、関係する各サブ・ファンドまたは各受益証券クラスの参照通貨で表示され、また各営業日に、各受益証券クラスが指定されるサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの関係クラスの発行済受益証券の口数により除することにより決定される。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。サブ・ファンドの各受益証券のクラスに配分される純資産価格の割合は、受益証券の発行または買戻しの度に変更する。かかる割合は、かかる受益証券に生じる手数料を考慮の上、各クラスの発行済受益証券とサブ・ファンドの発行済受益証券の総口数との関係により決定される。

各サブ・ファンドの資産は、以下のように評価される。

- a) 流動資産は（現金、預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。
有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品および投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（O T C 派生商品）の評価は、独立した価格決定資料を参照して行われる。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が1つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの会計監査人により許可される評価方法によって証明される。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（U C I T S）および／または投資信託（U C I）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- f) 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場のレートを用いて評価される。
- h) 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- i) スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フローの両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価原則を適用することが認められている。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場の

ボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要な場合には、さらなる評価を当該日を通じて行うことができる。かかる新たな評価は、受益証券の追加発行および買戻しにも適用される。

(ii) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一または複数の営業日にわたり、一時的に停止する権限を授与されている。

- 純資産の相当部分について評価の基礎となる一もしくは複数の証券取引所もしくはその他の市場が、通常の休日以外に閉鎖されている場合もしくは当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられもしくは一時的に極立った短期的な変動を生じている場合。
- 受益者に重大な不利益をもたらすことなく純資産の通常の処理を行うことを妨げる、管理会社の支配、責任または影響力の及ぶ範囲を超える事由。
- 通信機能の故障または純資産の相当部分の評価額の算出を妨げるその他の事由。

- － 当該サブ・ファンドの買戻請求の支払のための本国送金、または投資証券の販売または取得もしくは受益証券の買戻しによる支払に伴う送金が通常の為替レートで行えないと管理会社が判断する場合。
- － 受益者の利益を著しく損なうことなくファンドの資産の通常の処分を行うことを妨げる、管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況。
- － その他の理由により、サブ・ファンドの保有資産の価格が迅速または正確に決定されない場合。
- － ファンドの清算に関する管理会社の決定の公告。
- － 受益者の保護のために当該停止が正当であると判断される、一または複数のサブ・ファンドの合併に関する管理会社の決定の公表。
- － 為替または資本取引に関する制限により、ファンドが取引を行うことができない場合。

純資産価格の計算、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの停止は、ファンドの公募が承認されている国々のすべての管轄機関に遅滞なく届け出られ、「開示制度の概要」に記載されている方法により公告される。

投資家が受益証券クラスの要件を満たさない場合、管理会社は、さらに当該投資家に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 受益証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその受益証券を返還すること、
- b) 当該受益証券クラスの取得に関する上記の要件を満たす者に対してその受益証券を譲渡すること、または
- c) その受益証券から、当該投資家が満たすことの可能な受益証券クラスの取得要件を有する関連するサブ・ファンドの他の受益証券クラスに乗り換えること。

さらに、管理会社は以下の権利を付与されている。

- － 自己の裁量による受益証券買付申込を拒絶すること。
- － 随時、排斥条項を無視して申込まれたまたは買い付けられた受益証券を買い戻すこと。

（２）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、受益証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無制限として設定される。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年11月30日である。

（５）【その他】

（a）ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算および合併

ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算

受益者、その相続人およびその他の受益権者は、ファンド、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または清算を要求することはできない。一方で、管理会社は、ファンド、各々のサブ・ファンドおよび受益証券クラスを清算する権限を授与されている。ただし、受益者の利益を考慮した上で、かかる清算が管理会社もしくはファンドを保護するため、または投資方針を理由に、妥当または必要であると判断される場合に限る。

一つのサブ・ファンドまたは一つのサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、当該サブ・ファンドまたは当該受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要な額に達しないまたはそれ以下まで減少した場合、または政治、経済もしくは金融環境に著しい変化があった場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または有効な決定が行われた時点の純資産価額にて（実際の換金価格および換金費用を考慮して）、該当する受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻す旨の決定を行うことができる。

あるサブ・ファンドまたは受益証券クラスを清算する旨の決定は、「開示制度の概要」に記載されている方法により公告される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、該当サブ・ファンドまたは受益証券クラスへの全ての乗換えは停止される。受益証券の買戻しおよび該当サブ・ファンドまたは受益証券クラスからの乗換えは当該決定後も可能である。清算費用は、サブ・ファンドまたは該当するクラスの受益証券によって考慮され、清算する旨の決定がなされた時点で当該サブ・ファンドまたは該当するクラスの受益証券を保有する受益者が負担することとなる。清算の場合には、管理会社は、受益者にとって最大の利益が得られるように、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの清算によって生じた純手取金を各々の受益証券数に比例してかかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益者に分配するよう保管受託銀行に指示する。清算を開始する決定をしてから遅くとも9ヵ月以内に、（i）清算完了後受益者に分配できないまたはできなかった清算手取金は当該請求権の時効までルクセンブルグの「供託機関」に保管され、そして（ii）清算手続きは完了されなければならない。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを清算しなければならない。かかる清算は、少なくとも2種の日刊新聞（このうち少なくとも一紙はルクセンブルグの日刊新聞とする。）および会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）において公告される。かかる清算手続は、いずれの場合も同様であるが、ファンドの清算の場合には、清算手続終了時に受益者に分配されなかった清算手取金は直ちに「供託機関」に保管される。

サブ・ファンド間またはサブ・ファンドと他の投資信託との合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、全ての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、全ての資産および負債をこれらが設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンドが設立した別のUCITS（「吸収UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。
- c) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、負債が完済されるまで存続し続ける際に、純資産の全てを同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収UCITS」）に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の結果は、2010年法に準拠する。

「ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたは受益証券クラスの資産を、管理会社の他の既存のサブ・ファンドもしくは受益証券クラスまたは2010年法パートIに基づく他のルクセンブルグのUCIまたは2010年法

の規定に基づく外国のUCITSに配分することを決定することができる。管理会社はまた、当該サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスを（必要な場合、分割または統合により、および受益者の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）別のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券として指定変更することを決定することができる。

受益者は、管理会社のかかる決定を「開示制度の概要」に記載されている方法により通知される。管理会社がかかる決定を行った場合、決定が公告された日から30日の期間を経過後、関連するサブ・ファンドの受益者すべてを拘束する。かかる30日の期間中、受益者は、買戻し手数料または管理事務代行手数料を支払わずに買戻し請求を行うことができる。買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率の決定に使用された日と同じ日に計算した、関係するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額に基づいて交換される。

(b) 約款

約款は、ルクセンブルグの商業および法人登録機関に寄託され、同所で閲覧することができる。

管理会社は、法律規定の遵守の下、保管約款を変更することができる。各変更は、保管通知により「RESA」に、また「開示制度の概要」に記載されている他の方法で公告される。変更された約款は、当該約款に管理会社および保管受託銀行が署名を行った日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、日本の受益者に通知される。

(c) ワラント、新受益証券引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社または管理会社のいずれかにより、違約金を支払うことなく、相手方当事者に3か月前に書面で通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

本契約は、やむを得ない理由がある場合、一方当事者から相手方当事者への通知により、解約することができる。やむを得ない理由とは、本契約により課される義務に関する故意および重大な過失によるものである。管理会社は、受益者の利益となる場合、本契約の条項を直ちに撤回する権利を付与される。

同契約のいかなる条項も、同契約の両当事者が署名した書面による場合を除き、変更、放棄、解除または無視することはできない。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、存続期間を無期限として締結され、また一方当事者が書留郵便による3か月の事前通知を他方当事者に発することによっていつでも解約することができる。前述の通知期間の期日までに、管理会社は、資産の移管先で、またファンドの保管受託銀行業務を継承する後任の保管受託銀行を指名する。

一方の当事者による同契約の義務について重大な不履行がある場合で、かつ不履行当事者に対し発された書面による通知の30日以内に当該不履行が改善されない場合、同契約は、後任の保管受託銀行の指定後即時の効力をもって解約される。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または

投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- － 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- － 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- － 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(e) 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行の手続きに関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

6【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利に基づいてのみ利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的に投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることを推奨される。

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （i）管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、
- （ii）日本におけるファンド証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人および金

融庁長官への届出代理人は、

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. ファンドの原文の財務書類は、UBS（Lux）エクイティ・ファンドおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス受益証券以外のクラス受益証券も存在するが、本書においては下記のクラス受益証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。

エマージング・マーケット・サステナブル ・リーダーズ（米ドル） クラスP－a c c 受益証券	グレーター・チャイナ（米ドル） クラスP－a c c 受益証券
ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ） クラスP－a c c 受益証券	スモール・キャップスUSA（米ドル） クラスP－a c c 受益証券
ヨーロピアン・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ） クラスP－a c c 受益証券	USサステナブル（米ドル） クラスP－a c c 受益証券

c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

d. ファンドの原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2023年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝144.61円および1米ドル＝136.33円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【2022年11月30日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産計算書

	2022年11月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	10,493,417,619.42	1,517,453,122
投資有価証券、未実現評価（損）益	(1,488,958,306.37)	(215,318,261)
投資有価証券合計（注１）	9,004,459,313.05	1,302,134,861
現金預金、要求払預金および預託金勘定	306,845,588.23	44,372,941
有価証券売却未収金（注１）	1,864,113.42	269,569
受益証券発行未収金	32,046,285.13	4,634,213
未収配当金	3,438,284.02	497,210
前払費用	660,951.24	95,580
その他の未収金	934,382.02	135,121
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	301,753.82	43,637
資産合計	9,350,550,670.93	1,352,183,133
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(3,333,849.60)	(482,108)
当座借越	(861,209.44)	(124,539)
当座借越に係る未払利息	(837.50)	(121)
有価証券購入未払金（注１）	(5,445.80)	(788)
受益証券買戻未払金	(16,356,087.66)	(2,365,254)
その他の負債	(796,681.95)	(115,208)
定率報酬引当金（注２）	(10,457,880.84)	(1,512,314)
年次税引当金（注３）	(580,352.95)	(83,925)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(631,352.21)	(91,300)
引当金合計	(11,669,586.00)	(1,687,539)
負債合計	(33,023,697.95)	(4,775,557)
期末純資産額	9,317,526,972.98	1,347,407,576

注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

連結運用計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	865,490.81	125,159
配当金	211,076,376.88	30,523,755
貸付証券に係る純収益（注13）	3,130,994.40	452,773
その他の収益（注4）	6,361,708.15	919,967
収益合計	221,434,570.24	32,021,653
費用		
定率報酬（注2）	(163,736,341.33)	(23,677,912)
年次税（注3）	(3,889,657.69)	(562,483)
その他の手数料および報酬（注2）	(1,026,546.04)	(148,449)
現金および当座借越に係る利息	(543,398.06)	(78,581)
費用合計	(169,195,943.12)	(24,467,425)
投資純（損）益	52,238,627.12	7,554,228
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(559,036,633.74)	(80,842,288)
金融先物に係る実現（損）益	2,080,921.40	300,922
先渡為替契約に係る実現（損）益	(92,634,293.37)	(13,395,845)
為替差（損）益	13,780,595.77	1,992,812
実現（損）益合計	(635,809,409.94)	(91,944,399)
当期実現純（損）益	(583,570,782.82)	(84,390,171)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(2,426,288,814.18)	(350,865,625)
金融先物に係る未実現評価（損）益	294,226.20	42,548
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(8,987,486.91)	(1,299,680)
未実現評価（損）益の変動合計	(2,434,982,074.89)	(352,122,758)
運用の結果による純資産の純増（減）	(3,018,552,857.71)	(436,512,929)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産変動計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
期首純資産額	14,077,911,627.18 *	2,035,806,800
受益証券の発行受取額	2,925,409,610.85	423,043,484
受益証券の買戻支払額	(4,662,868,329.95)	(674,297,389)
純発行（買戻）合計	(1,737,458,719.10)	(251,253,905)
配当金支払額	(4,373,077.39)	(632,391)
投資純（損）益	52,238,627.12	7,554,228
実現（損）益合計	(635,809,409.94)	(91,944,399)
未実現評価（損）益の変動合計	(2,434,982,074.89)	(352,122,758)
運用の結果による純資産の純増（減）	(3,018,552,857.71)	(436,512,929)
期末純資産額	9,317,526,972.98	1,347,407,576

* 2022年11月30日の為替レートを使用して計算されている。2021年11月30日の為替レートによる期首連結純資産は、13,019,027,727.08ユーロであった。

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

3年度比較数値

	ISIN	2022年11月30日	2021年11月30日	2020年11月30日
純資産額（米ドル）		409 087 179.11	229 872 603.94	188 219 458.38
クラスP-a c c	LU0106959298			
発行済受益証券数（口）		416 860.2940	402 191.6120	480 610.1730
1口当たり純資産価格（米ドル）		130.63	180.57	184.38
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		130.33	180.57	184.38

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2021年／2022年	2020年／2021年 ¹	2019年／2020年
クラスP-a c c	米ドル	-27.8%	-	27.2%
ベンチマーク： ³				
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	米ドル	-17.4%	3.2%	42.3%

¹ 2021年1月末の戦略変更により、2020年／2021年の会計年度に関するパフォーマンスの数値はない。

³ サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

(純資産に対する百分率)

中国	23.30%
インド	21.81
台湾	14.16
韓国	11.15
南アフリカ	7.61
香港	4.43
ブラジル	4.27
インドネシア	3.59
アルゼンチン	2.94
メキシコ	2.22
バミューダ	1.11
ルクセンブルグ	0.85
合計	<u>97.44</u>

業種別分布表

(純資産に対する百分率)

電子機器・半導体	23.71%
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	11.69
銀行・金融機関	10.70
自動車	8.46
電子部品・デバイス	6.50
グラフィックデザイン・出版・メディア	6.41
食品・清涼飲料	5.42
保険	3.57
その他のサービス業	3.40
医薬品・化粧品・医療品	3.24
林業・紙・パルプ製品	2.44
建築業・資材	2.23
金融・持株会社	2.07
その他の非分類会社	1.97
通信	1.71
写真・光学	1.59
貴金属・宝石	1.29
小売り・百貨店	1.04
合計	<u>97.44</u>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

純資産計算書

	2022年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	476,347,974.02	64,940,519
投資有価証券、未実現評価（損）益	(77,732,076.90)	(10,597,214)
投資有価証券合計（注１）	398,615,897.12	54,343,305
現金預金、要求払預金および預託金勘定	8,260,768.24	1,126,191
受益証券発行未収金	3,811,134.42	519,572
未収配当金	86,375.37	11,776
前払費用	69,794.26	9,515
資産合計	410,843,969.41	56,010,358
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(137,104.79)	(18,691)
当座借越	(536,212.18)	(73,102)
受益証券買戻未払金	(116,083.09)	(15,826)
その他の負債	(820,303.57)	(111,832)
定率報酬引当金（注２）	(116,689.01)	(15,908)
年次税引当金（注３）	(12,361.28)	(1,685)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(18,036.38)	(2,459)
引当金合計	(147,086.67)	(20,052)
負債合計	(1,756,790.30)	(239,503)
期末純資産額	409,087,179.11	55,770,855

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

運用計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	73,182.93	9,977
配当金	5,169,859.74	704,807
貸付証券に係る純収益（注13）	84,789.02	11,559
その他の収益（注4）	1,334,356.78	181,913
収益合計	6,662,188.47	908,256
費用		
定率報酬（注2）	(1,779,484.01)	(242,597)
年次税（注3）	(73,995.34)	(10,088)
その他の手数料および報酬（注2）	(71,910.26)	(9,804)
現金および当座借越に係る利息	(15,411.51)	(2,101)
費用合計	(1,940,801.12)	(264,589)
投資純（損）益	4,721,387.35	643,667
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(25,037,635.15)	(3,413,381)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(1,180,376.00)	(160,921)
為替差（損）益	454,330.37	61,939
実現（損）益合計	(25,763,680.78)	(3,512,363)
当期実現純（損）益	(21,042,293.43)	(2,868,696)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(68,472,707.94)	(9,334,884)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(506,853.84)	(69,099)
未実現評価（損）益の変動合計	(68,979,561.78)	(9,403,984)
運用の結果による純資産の純増（減）	(90,021,855.21)	(12,272,680)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

純資産変動計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首純資産額	229,872,603.94	31,338,532
受益証券の発行受取額	397,647,834.50	54,211,329
受益証券の買戻支払額	(128,411,404.12)	(17,506,327)
純発行（買戻）合計	269,236,430.38	36,705,003
投資純（損）益	4,721,387.35	643,667
実現（損）益合計	(25,763,680.78)	(3,512,363)
未実現評価（損）益の変動合計	(68,979,561.78)	(9,403,984)
運用の結果による純資産の純増（減）	(90,021,855.21)	(12,272,680)
期末純資産額	409,087,179.11	55,770,855

発行済受益証券数の変動表

	自2021年12月1日 至2022年11月30日
クラスP-a c c	(口)
期首現在発行済受益証券数	402,191.6120
期中発行受益証券数	500,015.0180
期中買戻受益証券数	(485,346.3360)
期末現在発行済受益証券数	416,860.2940

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

3年度比較数値

	ISIN	2022年11月30日	2021年11月30日	2020年11月30日
純資産額（ユーロ）		560 456 926.36	679 917 432.90	535 037 897.22
クラスP－a c c	LU0085870433			
発行済受益証券数（口）		1 479 964.6460	1 595 224.8700	1 804 924.7730
1口当たり純資産価格（ユーロ）		117.65	134.27	113.26
1口当たり発行および買戻価格（ユーロ） ¹		117.65	134.27	113.46

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2021年／2022年	2020年／2021年	2019年／2020年
クラスP－a c c	ユーロ	-12.4%	18.3%	7.4%
ベンチマーク： ²				
MSCI EMU（net div. reinv.）	ユーロ	-4.7%	18.7%	-1.8%

² サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

フランス	34.33%
ドイツ	17.47
オランダ	12.94
スペイン	7.69
フィンランド	5.44
イタリア	2.89
イギリス	2.66
ベルギー	1.85
アイルランド	1.83
ルクセンブルグ	1.30
合計	<u>88.40</u>

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

医薬品・化粧品・医療品	14.06%
保険	9.70
たばこ・アルコール	7.46
繊維・衣服・革製品	7.40
化学	6.86
電子機器・半導体	6.23
通信	5.32
銀行・金融機関	4.52
エネルギー・水道	4.27
グラフィックデザイン・出版・メディア	3.88
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	3.59
電子部品・デバイス	2.86
自動車	2.50
石油	2.46
金融・持株会社	1.91
その他のサービス業	1.38
建築業・資材	1.27
環境サービス・リサイクル	1.20
食品・清涼飲料	0.92
各種資本財	0.61
合計	<u>88.40</u>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

純資産計算書

	2022年11月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	435,827,476.93	63,025,011
投資有価証券、未実現評価（損）益	59,635,075.27	8,623,828
投資有価証券合計（注１）	495,462,552.20	71,648,840
現金預金、要求払預金および預託金勘定	63,900,122.17	9,240,597
有価証券売却未収金（注１）	1,575,529.34	227,837
受益証券発行未収金	20,068.40	2,902
未収配当金	61,344.68	8,871
前払費用	59,628.10	8,623
その他の未収金	231,814.06	33,523
資産合計	561,311,058.95	81,171,192
負債		
受益証券買戻未払金	(515,194.60)	(74,502)
定率報酬引当金（注２）	(284,446.00)	(41,134)
年次税引当金（注３）	(22,265.80)	(3,220)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(32,226.19)	(4,660)
引当金合計	(338,937.99)	(49,014)
負債合計	(854,132.59)	(123,516)
期末純資産額	560,456,926.36	81,047,676

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

運用計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	24,419.48	3,531
配当金	13,471,911.34	1,948,173
貸付証券に係る純収益（注13）	266,684.13	38,565
その他の収益（注4）	99,246.10	14,352
収益合計	13,862,261.05	2,004,622
費用		
定率報酬（注2）	(3,729,163.52)	(539,274)
年次税（注3）	(137,690.65)	(19,911)
その他の手数料および報酬（注2）	(56,878.60)	(8,225)
現金および当座借越に係る利息	(84,773.27)	(12,259)
費用合計	(4,008,506.04)	(579,670)
投資純（損）益	9,853,755.01	1,424,952
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(7,264,696.87)	(1,050,548)
為替差（損）益	7,195.19	1,040
実現（損）益合計	(7,257,501.68)	(1,049,507)
当期実現純（損）益	2,596,253.33	375,444
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(78,055,634.90)	(11,287,625)
未実現評価（損）益の変動合計	(78,055,634.90)	(11,287,625)
運用の結果による純資産の純増（減）	(75,459,381.57)	(10,912,181)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

純資産変動計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
期首純資産額	679,917,432.90	98,322,860
受益証券の発行受取額	99,898,273.99	14,446,289
受益証券の買戻支払額	(143,899,398.96)	(20,809,292)
純発行（買戻）合計	(44,001,124.97)	(6,363,003)
投資純（損）益	9,853,755.01	1,424,952
実現（損）益合計	(7,257,501.68)	(1,049,507)
未実現評価（損）益の変動合計	(78,055,634.90)	(11,287,625)
運用の結果による純資産の純増（減）	(75,459,381.57)	(10,912,181)
期末純資産額	560,456,926.36	81,047,676

発行済受益証券数の変動表

	自2021年12月1日 至2022年11月30日
クラスP－a c c	(口)
期首現在発行済受益証券数	1,595,224.8700
期中発行受益証券数	24,187.2000
期中買戻受益証券数	(139,447.4240)
期末現在発行済受益証券数	1,479,964.6460

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

3年度比較数値

	ISIN	2022年11月30日	2021年11月30日	2020年11月30日
純資産額（ユーロ）		487 277 274.01	632 550 982.64	465 448 850.54
クラスP－a c c	LU0006391097			
発行済受益証券数（口）		234 916.0590	258 058.4590	210 621.8310
1口当たり純資産価格（ユーロ）		1 032.41	1 170.15	967.05
1口当たり発行および買戻価格（ユーロ） ¹		1 032.41	1 170.15	967.05

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2021年／2022年	2020年／2021年	2019年／2020年
クラスP－a c c	ユーロ	-11.8%	21.0%	6.5%
ベンチマーク： ¹				
MSCI Europe (net div. reinv.)	ユーロ	-1.0%	21.4%	-3.6%

¹ サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

(純資産に対する百分率)

イギリス	20.27%
フランス	18.68
スイス	13.55
ドイツ	8.71
デンマーク	8.18
オランダ	5.81
スペイン	4.88
フィンランド	4.72
ノルウェー	2.45
アイルランド	1.42
ルクセンブルグ	0.94
イタリア	0.63
ベルギー	0.39
合計	<u>90.63</u>

業種別分布表

(純資産に対する百分率)

医薬品・化粧品・医療品	19.30%
たばこ・アルコール	9.51
保険	8.06
食品・清涼飲料	6.66
金融・持株会社	5.24
化学	4.98
銀行・金融機関	4.73
繊維・衣服・革製品	4.38
エネルギー・水道	3.97
電子機器・半導体	3.85
通信	3.83
電子部品・デバイス	3.09
グラフィックデザイン・出版・メディア	2.57
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	1.98
石油	1.72
宿泊・仕出し・レジャー	1.69
バイオテクノロジー	1.60
その他のサービス業	1.22
自動車	1.07
環境サービス・リサイクル	1.06
機械工学・産業機器	0.12
合計	<u>90.63</u>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

純資産計算書

	2022年11月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	394,072,320.44	56,986,798
投資有価証券、未実現評価（損）益	47,528,058.29	6,873,033
投資有価証券合計（注１）	441,600,378.73	63,859,831
現金預金、要求払預金および預託金勘定	46,313,994.60	6,697,467
有価証券売却未収金（注１）	288,571.28	41,730
受益証券発行未収金	47,288.73	6,838
未収配当金	261,526.27	37,819
前払費用	55,543.56	8,032
その他の未収金	145,501.97	21,041
資産合計	488,712,805.14	70,672,759
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(6,575.29)	(951)
有価証券購入未払金（注１）	(1,448.67)	(209)
受益証券買戻未払金	(892,148.05)	(129,014)
定率報酬引当金（注２）	(475,234.63)	(68,724)
年次税引当金（注３）	(31,602.35)	(4,570)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(28,522.14)	(4,125)
引当金合計	(535,359.12)	(77,418)
負債合計	(1,435,531.13)	(207,592)
期末純資産額	487,277,274.01	70,465,167

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

運用計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	34,694.80	5,017
配当金	10,072,309.72	1,456,557
貸付証券に係る純収益（注13）	337,124.37	48,752
その他の収益（注4）	131,853.91	19,067
収益合計	10,575,982.80	1,529,393
費用		
定率報酬（注2）	(6,445,333.18)	(932,060)
年次税（注3）	(201,430.04)	(29,129)
その他の手数料および報酬（注2）	(72,020.78)	(10,415)
現金および当座借越に係る利息	(73,108.84)	(10,572)
費用合計	(6,791,892.84)	(982,176)
投資純（損）益	3,784,089.96	547,217
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(4,306,060.35)	(622,699)
金融先物に係る実現（損）益	1,662,114.29	240,358
先渡為替契約に係る実現（損）益	1,263,865.14	182,768
為替差（損）益	(469,450.08)	(67,887)
実現（損）益合計	(1,849,531.00)	(267,461)
当期実現純（損）益	1,934,558.96	279,757
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(67,734,046.74)	(9,795,020)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	21,546.52	3,116
未実現評価（損）益の変動合計	(67,712,500.22)	(9,791,905)
運用の結果による純資産の純増（減）	(65,777,941.26)	(9,512,148)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

純資産変動計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
期首純資産額	632,550,982.64	91,473,198
受益証券の発行受取額	81,137,449.66	11,733,287
受益証券の買戻支払額	(160,633,217.03)	(23,229,170)
純発行（買戻）合計	(79,495,767.37)	(11,495,883)
投資純（損）益	3,784,089.96	547,217
実現（損）益合計	(1,849,531.00)	(267,461)
未実現評価（損）益の変動合計	(67,712,500.22)	(9,791,905)
運用の結果による純資産の純増（減）	(65,777,941.26)	(9,512,148)
期末純資産額	487,277,274.01	70,465,167

発行済受益証券数の変動表

	自2021年12月1日 至2022年11月30日
クラスP－a c c	(口)
期首現在発行済受益証券数	258,058.4590
期中発行受益証券数	13,165.4010
期中買戻受益証券数	(36,307.8010)
期末現在発行済受益証券数	234,916.0590

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

3年度比較数値

	ISIN	2022年11月30日	2021年11月30日	2020年11月30日
純資産額（米ドル）		915 163 520.00	1 380 690 335.98	1 804 959 242.88
クラスP－a c c	LU0072913022			
発行済受益証券数（口）		920 687.2780	982 916.3190	1 054 450.0670
1口当たり純資産価格（米ドル）		400.55	540.78	649.67
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		400.55	540.78	651.16

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2021年／2022年	2020年／2021年	2019年／2020年
クラスP－a c c	米ドル	-25.9%	-17.0%	36.2%
ベンチマーク： ¹				
UBS Greater China Index	米ドル	-22.6%	-3.5%	29.1%

¹ サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

中国	63.97%
香港	20.92
台湾	9.29
合計	<u>94.18</u>

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

インターネット・ソフトウェア・ITサービス	22.33%
たばこ・アルコール	12.90
電子機器・半導体	9.46
医薬品・化粧品・医療品	9.25
銀行・金融機関	7.97
保険	7.23
不動産	6.73
金融・持株会社	5.96
その他のサービス業	3.94
交通・運輸	2.39
小売り・百貨店	2.26
宿泊・仕出し・レジャー	1.45
建築業・資材	1.04
ヘルスケア・社会福祉	0.45
通信	0.39
包装業	0.16
バイオテクノロジー	0.14
食品・清涼飲料	0.08
機械工学・産業機器	0.05
合計	<u>94.18</u>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産計算書

	2022年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	980,362,753.60	133,652,854
投資有価証券、未実現評価（損）益	(118,461,895.64)	(16,149,910)
投資有価証券合計（注１）	861,900,857.96	117,502,944
現金預金、要求払預金および預託金勘定	53,592,971.06	7,306,330
受益証券発行未収金	5,264,926.32	717,767
未収配当金	234,762.25	32,005
前払費用	103,565.10	14,119
資産合計	921,097,082.69	125,573,165
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(2,132,574.73)	(290,734)
当座借越に係る未払利息	(6.76)	(1)
受益証券買戻未払金	(2,282,580.75)	(311,184)
定率報酬引当金（注２）	(1,388,285.37)	(189,265)
年次税引当金（注３）	(72,182.84)	(9,841)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(57,932.24)	(7,898)
引当金合計	(1,518,400.45)	(207,004)
負債合計	(5,933,562.69)	(808,923)
期末純資産額	915,163,520.00	124,764,243

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

運用計算書

	自2021年12月1日	至2022年11月30日
	(米ドル)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	110,974.91	15,129
配当金	22,729,443.57	3,098,705
貸付証券に係る純収益（注13）	159,854.95	21,793
その他の収益（注4）	840,903.38	114,640
収益合計	23,841,176.81	3,250,268
費用		
定率報酬（注2）	(21,880,095.21)	(2,982,913)
年次税（注3）	(493,536.04)	(67,284)
その他の手数料および報酬（注2）	(67,666.55)	(9,225)
現金および当座借越に係る利息	(114,602.74)	(15,624)
費用合計	(22,555,900.54)	(3,075,046)
投資純（損）益	1,285,276.27	175,222
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(37,842,652.01)	(5,159,089)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(50,528,748.62)	(6,888,584)
為替差（損）益	19,837,469.22	2,704,442
実現（損）益合計	(68,533,931.41)	(9,343,231)
当期実現純（損）益	(67,248,655.14)	(9,168,009)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(309,300,131.91)	(42,166,887)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(8,893,914.18)	(1,212,507)
未実現評価（損）益の変動合計	(318,194,046.09)	(43,379,394)
運用の結果による純資産の純増（減）	(385,442,701.23)	(52,547,403)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産変動計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首純資産額	1,380,690,335.98	188,229,514
受益証券の発行受取額	408,848,788.29	55,738,355
受益証券の買戻支払額	(488,932,903.04)	(66,656,223)
純発行（買戻）合計	(80,084,114.75)	(10,917,867)
投資純（損）益	1,285,276.27	175,222
実現（損）益合計	(68,533,931.41)	(9,343,231)
未実現評価（損）益の変動合計	(318,194,046.09)	(43,379,394)
運用の結果による純資産の純増（減）	(385,442,701.23)	(52,547,403)
期末純資産額	915,163,520.00	124,764,243

発行済受益証券数の変動表

	自2021年12月1日 至2022年11月30日
クラスP－a c c	(口)
期首現在発行済受益証券数	982,916.3190
期中発行受益証券数	303,638.3470
期中買戻受益証券数	(365,867.3880)
期末現在発行済受益証券数	920,687.2780

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

3年度比較数値

	ISIN	2022年11月30日	2021年11月30日	2020年11月30日
純資産額（米ドル）		68 093 716.73	156 804 006.55	113 958 675.67
クラスP-a c c	LU0038842364			
発行済受益証券数（口）		55 937.9120	61 749.5910	40 053.9140
1口当たり純資産価格（米ドル）		1 116.63	1 449.89	1 286.71
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ²		1 116.63	1 449.89	1 287.74

² 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2021年／2022年	2020年／2021年	2019年／2020年
クラスP-a c c	米ドル	-23.0%	12.6%	38.3%
ベンチマーク： ⁴				
Russell 2000 Growth (net div. reinv.)	米ドル	-21.1%	11.8%	25.7%

⁴ サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

アメリカ合衆国	91.19%
イスラエル	2.81
イギリス	0.85
オランダ	0.67
バミューダ	0.66
カナダ	0.25
合計	96.43

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

インターネット・ソフトウェア・ITサービス	16.12%
バイオテクノロジー	8.42
医薬品・化粧品・医療品	7.92
金融・持株会社	6.93
宿泊・仕出し・レジャー	6.80
電子機器・半導体	6.43
石油	5.94
食品・清涼飲料	5.37
銀行・金融機関	4.69
エネルギー・水道	4.45
機械工学・産業機器	4.23
建築業・資材	3.05
ヘルスケア・社会福祉	2.96
自動車	2.22
電子部品・デバイス	2.08
交通・運輸	1.75
小売り・百貨店	1.71
林業・紙・パルプ製品	1.47
繊維・衣服・革製品	1.21
その他のサービス業	1.10
たばこ・アルコール	0.92
保険	0.66
合計	96.43

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

純資産計算書

	2022年11月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	72,833,120.36	9,929,339
投資有価証券、未実現評価（損）益	(7,168,358.69)	(977,262)
投資有価証券合計（注1）	65,664,761.67	8,952,077
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,386,519.58	325,354
受益証券発行未収金	79,332.17	10,815
未収配当金	49,652.76	6,769
前払費用	29,306.86	3,995
資産合計	68,209,573.04	9,299,011
負債		
受益証券買戻未払金	(12,712.62)	(1,733)
定率報酬引当金（注2）	(93,057.45)	(12,687)
年次税引当金（注3）	(5,573.88)	(760)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(4,512.36)	(615)
引当金合計	(103,143.69)	(14,062)
負債合計	(115,856.31)	(15,795)
期末純資産額	68,093,716.73	9,283,216

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

運用計算書

	自2021年12月1日	至2022年11月30日
	(米ドル)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	12,205.59	1,664
配当金	381,902.22	52,065
貸付証券に係る純収益（注13）	29,248.63	3,987
その他の収益（注4）	47,537.23	6,481
収益合計	470,893.67	64,197
費用		
定率報酬（注2）	(1,317,465.22)	(179,610)
年次税（注3）	(37,165.46)	(5,067)
その他の手数料および報酬（注2）	(39,695.53)	(5,412)
現金および当座借越に係る利息	(43.67)	(6)
費用合計	(1,394,369.88)	(190,094)
投資純（損）益	(923,476.21)	(125,898)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(8,950,176.73)	(1,220,178)
為替差（損）益	(1,370.95)	(187)
実現（損）益合計	(8,951,547.68)	(1,220,364)
当期実現純（損）益	(9,875,023.89)	(1,346,262)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(20,647,968.00)	(2,814,937)
未実現評価（損）益の変動合計	(20,647,968.00)	(2,814,937)
運用の結果による純資産の純増（減）	(30,522,991.89)	(4,161,199)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

純資産変動計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首純資産額	156,804,006.55	21,377,090
受益証券の発行受取額	18,709,895.97	2,550,720
受益証券の買戻支払額	(76,897,193.90)	(10,483,394)
純発行（買戻）合計	(58,187,297.93)	(7,932,674)
投資純（損）益	(923,476.21)	(125,898)
実現（損）益合計	(8,951,547.68)	(1,220,364)
未実現評価（損）益の変動合計	(20,647,968.00)	(2,814,937)
運用の結果による純資産の純増（減）	(30,522,991.89)	(4,161,199)
期末純資産額	68,093,716.73	9,283,216

発行済受益証券数の変動表

	自2021年12月1日 至2022年11月30日
クラスP-a c c	(口)
期首現在発行済受益証券数	61,749.5910
期中発行受益証券数	12,522.0570
期中買戻受益証券数	(18,333.7360)
期末現在発行済受益証券数	55,937.9120

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

3年度比較数値

	ISIN	2022年11月30日	2021年11月30日	2020年11月30日
純資産額（米ドル）		65 393 691.81	83 407 896.20	71 830 020.15
クラスP-a c c	LU0098995292			
発行済受益証券数（口）		208 248.0410	236 317.0990	259 069.3610
1口当たり純資産価格（米ドル）		270.13	308.08	245.41
1口当たり発行および買戻価格（米ドル）		270.13	308.08	245.41

1

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2021年／2022年	2020年／2021年	2019年／2020年
クラスP-a c c	米ドル	-12.3%	25.5%	11.0%
ベンチマーク： ¹				
S&P 500 (net div. reinv.)	米ドル	-9.6%	27.4%	16.8%

¹ サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

アメリカ合衆国	93.38%
アイルランド	2.52
オランダ	2.17
イスラエル	0.47
合計	<u>98.54</u>

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

インターネット・ソフトウェア・ITサービス	20.32%
医薬品・化粧品・医療品	10.90
小売り・百貨店	9.62
金融・持株会社	9.54
銀行・金融機関	8.33
保険	6.10
ヘルスケア・社会福祉	5.31
電子機器・半導体	5.23
宿泊・仕出し・レジャー	4.06
バイオテクノロジー	3.10
自動車	2.97
不動産	2.54
機械工学・産業機器	2.31
環境サービス・リサイクル	1.96
エネルギー・水道	1.94
化学	1.45
建築業・資材	1.43
モーゲージ・資金調達機関	0.96
電子部品・デバイス	0.47
合計	<u>98.54</u>

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

純資産計算書

	2022年11月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	55,520,597.22	7,569,123
投資有価証券、未実現評価（損）益	8,918,932.53	1,215,918
投資有価証券合計（注1）	64,439,529.75	8,785,041
現金預金、要求払預金および預託金勘定	1,006,665.67	137,239
受益証券発行未収金	1,148.78	157
未収配当金	43,444.90	5,923
前払費用	39,733.78	5,417
その他の未収金	16,004.90	2,182
資産合計	65,546,527.78	8,935,958
負債		
受益証券買戻未払金	(63,269.42)	(8,626)
定率報酬引当金（注2）	(80,373.42)	(10,957)
年次税引当金（注3）	(5,419.88)	(739)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(3,773.25)	(514)
引当金合計	(89,566.55)	(12,211)
負債合計	(152,835.97)	(20,836)
期末純資産額	65,393,691.81	8,915,122

運用計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(米ドル)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	8,883.90	1,211
配当金	644,240.19	87,829
貸付証券に係る純収益（注13）	77,851.64	10,614
その他の収益（注4）	4,283.94	584
収益合計	735,259.67	100,238
費用		
定率報酬（注2）	(1,111,378.58)	(151,514)
年次税（注3）	(34,308.98)	(4,677)
その他の手数料および報酬（注2）	(21,689.20)	(2,957)
現金および当座借越に係る利息	(0.88)	(0)
費用合計	(1,167,377.64)	(159,149)
投資純（損）益	(432,117.97)	(58,911)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	757,460.03	103,265
為替差（損）益	(3,328.00)	(454)
実現（損）益合計	754,132.03	102,811
当期実現純（損）益	322,014.06	43,900
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(10,377,089.84)	(1,414,709)
未実現評価（損）益の変動合計	(10,377,089.84)	(1,414,709)
運用の結果による純資産の純増（減）	(10,055,075.78)	(1,370,808)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

純資産変動計算書

	自2021年12月1日 至2022年11月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首純資産額	83,407,896.20	11,370,998
受益証券の発行受取額	679,758.15	92,671
受益証券の買戻支払額	(8,638,886.76)	(1,177,739)
純発行（買戻）合計	(7,959,128.61)	(1,085,068)
投資純（損）益	(432,117.97)	(58,911)
実現（損）益合計	754,132.03	102,811
未実現評価（損）益の変動合計	(10,377,089.84)	(1,414,709)
運用の結果による純資産の純増（減）	(10,055,075.78)	(1,370,808)
期末純資産額	65,393,691.81	8,915,122

発行済受益証券数の変動表

	自2021年12月1日 至2022年11月30日
クラスP-a c c	(口)
期首現在発行済受益証券数	236,317.0990
期中発行受益証券数	2,307.1330
期中買戻受益証券数	(30,376.1910)
期末現在発行済受益証券数	208,248.0410

注記は当財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

2022年11月30日現在

注1－重要な会計方針の要約

当財務書類はルクセンブルグにおいて一般に認められた投資信託の会計原則に従って作成されている。

重要な会計方針は以下に要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドのクラス受益証券の発行済受益証券口数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の百分率は、受益証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、サブ・ファンドの発行済受益証券総数に対する各クラス受益証券における発行済受益証券数の比率により決定され、当該クラス受益証券に課せられる費用が考慮される。

b) 評価原則

- － 流動資産（現金および預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）は、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- － 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。
- － 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- － 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立した価格決定資料に基づき評価される。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が1つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人により許可される計算モデルを使用して証明される。
- － 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCIs）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- － 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存

期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートを使用して評価される。
- － 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フロー両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供される。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、当該証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価基準を適用することが認められている。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある

受益証券1口当たり純資産価格の最大2％に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2％を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資者の取引の特定の状況には関連しない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの最重要数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、その資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

この報告において財務書類が2022年11月30日現在の最終の入手可能な市場価格に基づいて作成されていた場合、純資産価額に以下の影響を与えた可能性があった。

サブ・ファンド	変動（％）
UBS（Lux）エクイティ・ファンドーチャイナ・オポチュニティ（米ドル）	0.76%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	0.59%
UBS（Lux）エクイティ・ファンドーグレーター・チャイナ（米ドル）	0.40%

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要に応じて、追加的评价は一日を通じて行うことができる。かかる新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用される。

c) 証券売却実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。

公認の証券取引所に上場されていないオプション（OTCオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。

オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現損益の項目において開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は、運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の実勢最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類は、EUR（ユーロ）で表示されている。ファンドの2022年11月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種項目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類上の対応する項目の合計に等しい。

以下の為替レートは、2022年11月30日現在で連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ = 143.677361 日本円

1 ユーロ = 1.029650 米ドル

j) 投資有価証券売却未収金、投資有価証券購入未払金

「投資有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「投資有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2－報酬

ファンドは、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.920%	1.970%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.720%	1.770%

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.040% ¹	2.090% ²

¹ 上限2.040%、実効1.780%² 上限2.090%、実効1.830%

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーグレーター・チャイナ（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.340%	2.390%

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%	1.850%

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.650%	1.700%

上記の定率報酬は以下のとおり使用される。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率管理報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。定率管理報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

この報酬は、「定率報酬」として運用計算書に表示される。

2. 上限定率管理報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。その結果、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。
 - c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネージャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（T E R）において説明される。
- これらの手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に表示される。

3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

ファンドの収益および資産に関するすべての税金、特に年次税 ("taxe d'abonnement") についても、ファンドが負担する。

定率管理報酬を用いていない他のファンド・プロバイダーとの報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限定率管理報酬」は報酬の80%と定められている。

クラス受益証券「F」についての追加報酬もまた、請求される。当該報酬は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーのうち1社との個別契約を通じて決定される。

クラス受益証券「I-B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人のうち1社との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

クラス受益証券「I-X」「K-X」および「U-X」の資産運用、ファンド管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコス

トは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

資産運用目的で受益証券クラス「K-B」に対して実施された業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその承認された販売会社の一社が受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

クラス受益証券に割当てられる費用は、それらのクラス受益証券に請求される。複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関連する費用は、当該サブ・ファンド／クラス受益証券に対して、それぞれの純資産額に比例して請求される。

投資方針の規定により、他のUCISまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

KIIDsには、ファンドの現行の手数料に関する詳細が記載されている。

注3－年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、ファンドは、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課されているが、幾つかのクラス受益証券に関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定規則に準拠して既に年次税を支払っているその他の投資信託の受益証券または株式へ投資されたファンド資産の部分に関して、年次税は適用されない。

注4－その他の収益

その他の収益は、主にスイング・プライシングからの収益で構成される。

注5－関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンズに関するSFC規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

a) 証券取引および金融派生商品取引

2021年12月1日から2022年11月30日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドについて、管理会社（オプションを除く）、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関連会社であるブローカーを通して行われた、有価証券とデリバティブ金融商品の取引数量は以下のとおりであった。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社との株式および株式類似証券の取引数量	証券取引比率
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	62 679 578.33 米ドル	9.84%
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	36 686 729.72 ユーロ	4.14%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	144 304 000.17 ユーロ	12.12%
－グレート・チャイナ（米ドル）	156 269 917.38 米ドル	3.25%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	関連会社との株式および 株式類似証券の取引の手数料	手数料比率
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	24 696.89 米ドル	0.00%
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	7 333.09 ユーロ	0.00%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	5 853.52 ユーロ	0.00%
－グレーター・チャイナ（米ドル）	66 598.96 米ドル	0.00%

注記10「取引費用」に開示されているとおり、固定利付証券、上場先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

通常の市場慣行に従って、関連当事者との「その他の証券（株式および株式類似証券を除く）」にかかる取引についてファンドに手数料は請求されない。当該取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

関連当事者との取引量をサブ・ファンド通貨へ転換するため、2022年11月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) ファンドの受益証券取引

サブ・ファンド／受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資を続けることを意図して、関連当事者は、シード・キャピタル（以下「直接投資」という。）を提供する目的で、新しいサブ・ファンド／受益証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引／マーケットタイミングの防止要件に従う。関連当事者が、いずれのファンドまたは投資法人に対しても管理または支配力行使する目的で投資することはない。

2022年11月30日現在、管理会社およびその関連会社／関連当事者は、香港において登録されているサブ・ファンド／受益証券クラスにいかなるシード・キャピタルの拠出もなかった。

c) 管理会社の取締役会の保有高

管理会社の取締役会の役員およびその関連当事者は、サブ・ファンドの受益証券の申込みおよび買戻しができる。

2022年11月30日現在、管理会社の取締役2名が以下の受益証券を保有している。

保有者	サブ・ファンド	受益証券 口数	総純資産 比率
取締役1	UBS（Lux）エクイティ・ファンド	60	0.00%
	－グレーター・チャイナ（米ドル）P-a c c		
取締役2	UBS（Lux）エクイティ・ファンド	3 125	0.06%
	－グレーター・チャイナ（米ドル）（スイス・フラン・ヘッジ）P-a c c		

2022年11月30日現在、その他の取締役による香港において登録されているサブ・ファンドの保有高はなかった。

注6－収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うかどうか、および分配の程度を決定する。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注7－ソフト・コミッションの取決め

ポートフォリオ・マネージャーを規定する法律によって認められている場合、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関係会社は、直接の支払いと引き換えることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品やサービスが受け取られるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッションの取決めを締結することができる。かかる手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引約定が最良の約定基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する約定および／または仲介業務の価値に関連して、仲介手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品やサービスには調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、受領した調査が、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関連会社とそのクライアントまたは運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体としての支援であると考えられているため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。ソフト・コミッションの取決めを締結しているブローカーと約定した取引の金額およびこれらの取引のためにサブ・ファンドが支払った関連手数料は、以下のとおりである。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド	ソフト・コミッションの 取決めを実施する ブローカーと 締結した取引金額 (米ドル)	これらの取引に サブ・ファンドが 支払っている 関連手数料 (米ドル)
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル)	442 785 996.59	83 048.69
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ)	931 156 073.91	-
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ)	948 225 882.93	-
－グレーター・チャイナ (米ドル)	304 369 625.89	59 243.72

上記の項目を除き、その他のサブ・ファンドについて他の類似契約はない。

注8－総費用比率（TER）

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）およびスイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド	総費用比率（TER）
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル) P-a c c	2.00%
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ) P-a c c	1.78%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ) P-a c c	1.84%
－グレーター・チャイナ (米ドル) P-a c c	2.39%
－スモール・キャップスUSA (米ドル) P-a c c	1.88%
－USサステナブル (米ドル) P-a c c	1.73%

運用されていたのが12ヶ月未満のクラス受益証券のTERは年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注9 ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	ポートフォリオ回転率（PTR）
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	-26.11%
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	109.09%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	125.48%
－グレーター・チャイナ（米ドル）	-53.34%
－スモール・キャップスUSA（米ドル）	18.95%
－USサステナブル（米ドル）	31.31%

注10 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれる。

2022年11月30日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	取引費用
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	620 624.00 米ドル
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	728 170.18 ユーロ
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	965 422.92 ユーロ
－グレーター・チャイナ（米ドル）	600 241.52 米ドル
－スモール・キャップスUSA（米ドル）	57 281.67 米ドル
－USサステナブル（米ドル）	12 769.59 米ドル

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではない。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれる。当該取引費用は、個別に識別することができないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスに反映される。

注11－デフォルト証券

期末現在、デフォルト状態にある多くの証券が存在する。これらの証券は投資有価証券明細表に開示されている。

さらに、相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン（すなわち配当）を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注において個別に表示されている。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ミッド・キャップス・ヨーロッパ・サステナブル（ユーロ）		
株式	通貨	数量
IRISH BK RESOL CP COM EURO.16	ユーロ	73 000.00
LERNOUT HAUSPIE SPEECH －DEFAULT	ユーロ	10 800.00

注12－適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、ファンド受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して受益証券が販売される場

合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らおよびファンドが拘束されるものと認めることができる。

注13－店頭派生商品および証券貸付

ファンドが店頭取引を実行する場合、ファンドは店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドは店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。ファンドが適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、ファンドのため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関するファンドの権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、ファンドは、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

ファンドは、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領担保
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）		
モルガン・スタンレー	-140 398.36米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	2 887.17米ドル	0.00米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	406.40米ドル	0.00米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）		
バンク・オブ・アメリカ	80 457.96ユーロ	0.00 ユーロ
ステート・ストリート	-86 791.24ユーロ	0.00 ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	-242.01ユーロ	0.00 ユーロ
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －グレーター・チャイナ（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	-1 167 533.44米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	-936 267.64米ドル	0.00 米ドル
スタンダードチャータード銀行	-17 551.95米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	1 801.29米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-13 022.99米ドル	0.00 米ドル

貸付証券

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	2022年11月30日現在		2022年11月30日現在		
	貸付証券による取引相手方エクスポージャー*		担保内訳（比率%）		
	貸付証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	21 845 777.95米ドル	23 191 625.25米ドル	63.72	36.28	0.00
－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	67 176 362.79ユーロ	71 314 879.93ユーロ	63.72	36.28	0.00
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	33 058 025.18ユーロ	35 094 622.55ユーロ	63.72	36.28	0.00
－グレーター・チャイナ（米ドル）	62 372 839.98米ドル	66 215 427.71米ドル	63.72	36.28	0.00
－スモール・キャップスUSA（米ドル）	17 950 801.85米ドル	19 056 692.34米ドル	63.72	36.28	0.00
－USサステナブル（米ドル）	5 599 345.71米ドル	5 944 303.18米ドル	63.72	36.28	0.00

* 取引相手方エクスポージャーについての価格設定および為替レートの情報は、2022年11月30日に有価証券貸付代理人から直接入手しているため、2022年11月30日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なることがある。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド			
	－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）
貸付証券収益	141 315.03 米ドル	444 473.55 ユーロ	561 873.95 ユーロ
貸付証券コスト*			
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	47 991.53 米ドル	151 818.53 ユーロ	203 630.05 ユーロ
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	8 534.48 米ドル	25 970.89 ユーロ	21 119.53 ユーロ
純貸付証券収益	84 789.02 米ドル	266 684.13 ユーロ	337 124.37 ユーロ

UBS（Lux）エクイティ・ファンド			
	－グレーター・チャイナ（米ドル）	－スモール・キャップスUSA（米ドル）	－USサステナブル（米ドル）
貸付証券収益	266 424.92 米ドル	48 747.72 米ドル	129 752.73 米ドル
貸付証券コスト*			
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	87 281.78 米ドル	18 005.79 米ドル	43 576.75 米ドル
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	19 288.19 米ドル	1 493.30 米ドル	8 324.34 米ドル
純貸付証券収益	159 854.95米 米ドル	29 248.63 米ドル	77 851.64 米ドル

* 2022年 6月1日より、総収入の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を貸付証券機関であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

③【投資有価証券明細表等】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

2022年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
アルゼンチン			
USD MERCADOLIBRE INC COM STK USD0.001	13 531.00	12 032 577.06	2.94
アルゼンチン合計		12 032 577.06	2.94
バミューダ			
USD CREDICORP COM USD5	30 925.00	4 543 810.25	1.11
バミューダ合計		4 543 810.25	1.11
ブラジル			
BRL COMPANHIA BRASIL COM NPV	1 733 000.00	3 595 075.00	0.88
BRL INTER & CO INC BDR EACH REP 1 COM A	1 017 000.00	2 471 637.72	0.61
USD SUZANO SA SPON ADS EACH REP 1 ORD SHS	993 517.00	9 994 781.02	2.44
USD XP INC COM USD0.00001 CLASS A	84 707.00	1 396 818.43	0.34
ブラジル合計		17 458 312.17	4.27
中国			
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	1 357 400.00	13 904 292.20	3.40
HKD CHINA MERCHANTS BK ‘H’ CNY1	1 374 000.00	6 905 053.72	1.69
HKD HANGZHOU TIGERMED NPV	451 100.00	4 262 207.38	1.04
USD JD.COM INC SPON ADS EACH REP 2 ORD SHS	207 671.00	11 058 480.75	2.70
USD LI AUTO INC SPN ADS ECH REP 2 ORD SHS	296 858.00	5 500 778.74	1.34
CNY LONGI GREEN ENERGY ‘A’ CNY1	1 405 780.00	9 009 808.05	2.20
HKD MEITUAN USD0.00001 (A & B CLASS)	433 000.00	9 081 664.57	2.22
CNY MIDEA GROUP CO LTD CNY1	714 700.00	4 789 714.19	1.17
HKD NETEASE INC USD0.0001	139 300.00	1 951 935.85	0.48
USD PINDUODUO INC-4 SHS-A-ADR	94 330.00	7 398 301.90	1.81
CNY PING AN BANK CO LT ‘A’ CNY1	1 325 000.00	2 417 033.58	0.59
HKD PING AN INSURANCE ‘H’ CNY1	1 467 000.00	8 980 442.81	2.20
USD VIPSHOP HLDGS LTD SPON ADR EA REPR 2 ORD SHS	422 500.00	4 263 025.00	1.04
HKD ZHONGSHENG GROUP H HKD0.0001 REG ‘S	1 136 000.00	5 796 364.20	1.42
中国合計		95 319 102.94	23.30
キプロス			
USD TCS GROUP HLDG PLC GDR EACH REPR 1 A REGS	86 515.00	0.00	0.00
キプロス合計		0.00	0.00
香港			
HKD AIA GROUP LTD NPV	560 600.00	5 641 791.24	1.38
HKD CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	2 801 000.00	12 496 448.81	3.05
香港合計		18 138 240.05	4.43

* 公正価値

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
インド			
INR BANDHAN BANK LTD	2 748 776.00	8 046 885.72	1.97
INR CROMPTON GREAVES C INR2	2 128 543.00	9 484 005.30	2.32
INR EICHER MOTORS INR1	261 255.00	11 178 597.32	2.73
INR GODREJ CONSUMER PR INR1	892 226.00	9 657 279.24	2.36
INR HDFC BANK INR1	770 155.00	15 211 356.22	3.72
INR HINDUSTAN UNILEVER INR1	272 880.00	8 994 832.49	2.20
INR INFOSYS LTD INR5	559 409.00	11 230 941.30	2.75
INR MARUTI UDYOG INR5	80 927.00	8 918 031.42	2.18
INR ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISES LIMITED INR1	1 995 327.00	6 483 151.22	1.58
インド合計		89 205 080.23	21.81
インドネシア			
IDR BANK CENTRAL ASIA IDR62.5	24 828 600.00	14 677 954.25	3.59
インドネシア合計		14 677 954.25	3.59
ルクセンブルグ			
USD GLOBANT SA USD1.20	19 900.00	3 466 978.00	0.85
ルクセンブルグ合計		3 466 978.00	0.85
メキシコ			
USD CEMEX SAB DE CV SPON ADR 5 ORD	2 073 258.00	9 101 602.62	2.22
メキシコ合計		9 101 602.62	2.22
ロシア連邦 (CIS)			
USD YANDEX N.V. COM USD0.01 CL ‘A’ *	57 100.00	0.00	0.00
ロシア連邦 (CIS)合計		0.00	0.00
南アフリカ			
ZAR IMPALA PLATINUM ZAR0.025	424 213.00	5 275 617.04	1.29
ZAR MTN GROUP LTD ZAR0.0001	400 647.00	3 303 327.42	0.81
ZAR NASPERS ‘N’ ZAR0.02	122 429.00	18 830 722.10	4.60
ZAR VODACOM GROUP LIM1 ZAR0.01	497 920.00	3 705 594.71	0.91
南アフリカ合計		31 115 261.27	7.61
韓国			
KRW HYUNDAI MOTOR CO KRW5000	25 175.00	3 225 973.63	0.79
KRW LG ELECTRONICS INC KRW5000	106 692.00	7 895 621.18	1.93
KRW SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	514 694.00	24 274 154.94	5.93
KRW SK HYNIX INC KRW5000	158 972.00	10 245 760.34	2.50
韓国合計		45 641 510.09	11.15
台湾			
TWD HON HAI PRECISION TWD10	3 703 000.00	12 041 594.55	2.94
TWD MEDIATEK INC TWD10	520 000.00	12 333 079.89	3.02
TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	2 115 500.00	33 540 793.75	8.20
台湾合計		57 915 468.19	14.16
株式合計		398 615 897.12	97.44
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		398 615 897.12	97.44
投資有価証券合計		398 615 897.12	97.44

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
先渡為替契約			
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日（日-月-年）			
CHF 11 485 800.00	USD 12 301 183.98	12.1.2023	-140 398.36 -0.03
USD 50 486.08	CHF 47 300.00	12.1.2023	406.40 0.00
USD 387 219.58	CHF 363 000.00	12.1.2023	2 887.17 0.00
先渡為替契約合計			-137 104.79 -0.03
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		8 260 768.24	2.02
当座借越およびその他の短期負債		-536 212.18	-0.13
その他の資産および負債		2 883 830.72	0.70
純資産総額		409 087 179.11	100.00

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

2022年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数／ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
ベルギー			
EUR AZELIS GROUP NV NPV	57 700.00	1 477 120.00	0.26
EUR RECTICEL NPV	45 845.00	684 007.40	0.12
EUR SA D'ETEREN NV NPV	41 092.00	7 425 324.40	1.33
EUR UNIFIEDPOST GROUP EURO.01	225 387.00	787 727.57	0.14
ベルギー合計		10 374 179.37	1.85
フィンランド			
EUR NESTE OIL OYJ NPV	66 135.00	3 263 100.90	0.58
EUR NORDEA HOLDING ABP NPV	801 161.00	8 021 223.93	1.43
EUR SAMPO PLC SER'A NPV	396 168.00	19 229 994.72	3.43
フィンランド合計		30 514 319.55	5.44
フランス			
EUR AIR LIQUIDE(L') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	129 411.00	17 887 188.42	3.19
EUR ANTIN INFRA PARTN EURO.01 (PROMESSES)	24 500.00	545 860.00	0.10
EUR AXA EUR2.29	408 200.00	11 029 564.00	1.97
EUR ESSILORLUXOTTICA EURO.18	84 322.00	14 950 290.60	2.67
EUR EUROAPI SA EUR1	12 773.00	218 290.57	0.04
EUR L'OREAL EURO.20	45 798.00	16 249 130.40	2.90
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO.30	48 385.00	35 674 260.50	6.37
EUR NEOEN SA EUR2	39 942.00	1 536 968.16	0.27
EUR PERNOD RICARD EUR1.55	107 937.00	20 394 696.15	3.64
EUR SANOFI EUR2	337 500.00	29 187 000.00	5.21
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	115 360.00	16 025 811.20	2.86
EUR TELEPERFORMANCE EUR2.50	50 956.00	10 975 922.40	1.96
EUR TOTALENERGIES SE EUR2.5	174 748.00	10 539 051.88	1.88
EUR VINCI EUR2.50	73 385.00	7 090 458.70	1.27
フランス合計		192 304 492.98	34.33
ドイツ			
EUR APONTIS PHARMA AG EUR1	88 018.00	844 972.80	0.15
EUR BAYER AG NPV (REGD)	192 393.00	10 654 724.34	1.90
EUR BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG EUR1	76 331.00	6 588 128.61	1.18
EUR BEIERSDORF AG NPV	64 038.00	6 656 750.10	1.19
EUR DEUTSCHE TELEKOM NPV(REGD)	970 231.00	18 828 302.79	3.36
EUR EXASOL AG ORD NPV	133 239.00	390 390.27	0.07
EUR GERRESHEIMER GROUP NPV (BR)	48 695.00	3 418 389.00	0.61
EUR HANNOVER RUECKVERS ORD NPV(REGD)	39 679.00	7 205 706.40	1.29
EUR INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	162 801.00	5 131 487.52	0.92
EUR MEDIOS AG NPV	68 227.00	1 371 362.70	0.24
EUR MUENCHENER RUECKVE NPV(REGD)	38 220.00	11 511 864.00	2.05
EUR NEXUS AG NPV	65 283.00	3 890 866.80	0.69
EUR SAP AG ORD NPV	140 161.00	14 641 218.06	2.61
EUR SERVICEWARE SE NPV	54 260.00	391 757.20	0.07
EUR SYMRISE AG NPV (BR)	58 762.00	6 402 119.90	1.14
ドイツ合計		97 928 040.49	17.47

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

銘柄	株数／ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
アイルランド			
EUR BANK OF IRELAND GR EUR1	1 316 176.00	10 276 702.21	1.83
アイルランド合計		10 276 702.21	1.83
イタリア			
EUR DIASORIN SPA EUR1	52 691.00	6 689 122.45	1.19
EUR INTERCOS SPA NPV	296 548.00	3 683 126.16	0.66
EUR MONCLER SPA NPV	118 367.00	5 805 901.35	1.04
イタリア合計		16 178 149.96	2.89
ルクセンブルグ			
EUR MAJOREL GRP SA(LUX) EURO.01	366 783.00	7 313 653.02	1.30
ルクセンブルグ合計		7 313 653.02	1.30
オランダ			
EUR ASML HOLDING NV EURO.09	53 113.00	29 801 704.30	5.32
EUR ASR NEDERLAND N.V. EURO.16	123 250.00	5 360 142.50	0.95
EUR HEINEKEN NV EUR1.60	242 801.00	21 434 472.28	3.82
EUR NX FILTRATION N.V EURO.01	122 423.00	1 346 653.00	0.24
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	62 059.00	2 626 336.88	0.47
EUR WOLTERS KLUWER EURO.12	113 825.00	11 974 390.00	2.14
オランダ合計		72 543 698.96	12.94
スペイン			
EUR BCO DE SABADELL EURO.125	7 903 207.00	7 029 112.31	1.25
EUR CORP ACCIONA ENERG EUR1	47 867.00	1 812 244.62	0.32
EUR EDP RENOVAVEIS SA EUR5	306 282.00	6 753 518.10	1.21
EUR GREENERGY RENEVABLE EURO.35	164 335.00	5 367 181.10	0.96
EUR IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	2 054 301.00	22 145 364.78	3.95
スペイン合計		43 107 420.91	7.69
イギリス			
EUR RELX PLC GBP0.1444	363 452.00	9 747 782.64	1.74
EUR UNILEVER PLC ORD GBP0.031111	107 369.00	5 174 112.11	0.92
イギリス合計		14 921 894.75	2.66
株式合計		495 462 552.20	88.40
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		495 462 552.20	88.40
投資有価証券合計		495 462 552.20	88.40
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		63 900 122.17	11.40
その他の資産および負債		1 094 251.99	0.20
純資産総額		560 456 926.36	100.00

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド
ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

2022年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数／ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
ベルギー			
EUR AZELIS GROUP NV NPV	51 700.00	1 323 520.00	0.27
EUR EKOPAK NV	33 458.00	582 838.36	0.12
ベルギー合計		1 906 358.36	0.39
デンマーク			
DKK CARLSBERG SER ' B ' DKK20	79 989.00	9 607 864.96	1.97
DKK GENMAB AS DKK1	17 423.00	7 657 526.91	1.57
DKK NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SER ' B '	134 546.00	15 990 930.31	3.28
DKK TRYG A/S DKK5	297 695.00	6 623 998.31	1.36
デンマーク合計		39 880 320.49	8.18
フィンランド			
EUR NESTE OIL OYJ NPV	92 000.00	4 539 280.00	0.93
SEK NORDEA HOLDING ABP NPV	369 785.00	3 687 752.74	0.76
EUR SAMPO PLC SER ' A ' NPV	303 929.00	14 752 713.66	3.03
フィンランド合計		22 979 746.40	4.72
フランス			
EUR AIR LIQUIDE(L ') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	75 213.00	10 395 940.86	2.13
EUR ANTIN INFRA PARTN EURO0.01 (PROMESSES)	15 144.00	337 408.32	0.07
EUR AXA EUR2.29	86 847.00	2 346 605.94	0.48
EUR L ' OREAL EURO0.20	21 566.00	7 651 616.80	1.57
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO0.30	28 948.00	21 343 360.40	4.38
EUR NEOEN SA EUR2	24 115.00	927 945.20	0.19
EUR PERNOD RICARD EUR1.55	64 143.00	12 119 819.85	2.49
EUR SANOFI EUR2	226 609.00	19 597 146.32	4.02
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	66 087.00	9 180 806.04	1.88
EUR TELEPERFORMANCE EUR2.50	33 172.00	7 145 248.80	1.47
フランス合計		91 045 898.53	18.68
ドイツ			
EUR BAYER AG NPV (REGD)	108 778.00	6 024 125.64	1.24
EUR BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG EUR1	60 178.00	5 193 963.18	1.07
EUR DEUTSCHE TELEKOM NPV(REGD)	594 835.00	11 543 368.01	2.37
EUR INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	67 856.00	2 138 821.12	0.44
EUR MUENCHENER RUECKVE NPV(REGD)	23 673.00	7 130 307.60	1.46
EUR SAP AG ORD NPV	61 595.00	6 434 213.70	1.32
EUR SYMRISE AG NPV (BR)	36 473.00	3 973 733.35	0.81
ドイツ合計		42 438 532.60	8.71
アイルランド			
EUR BANK OF IRELAND GR EUR1	885 823.00	6 916 505.98	1.42
アイルランド合計		6 916 505.98	1.42
イタリア			
EUR INTERCOS SPA NPV	248 000.00	3 080 160.00	0.63
イタリア合計		3 080 160.00	0.63

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド
ーヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

銘柄	株数／ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
ルクセンブルグ			
EUR MAJOREL GRP SA(LUX EURO.01)	229 577.00	4 577 765.38	0.94
ルクセンブルグ合計		4 577 765.38	0.94
オランダ			
EUR ALFEN NV EURO.10	20 245.00	1 857 681.20	0.38
EUR ASML HOLDING NV EURO.09	21 629.00	12 136 031.90	2.49
EUR HEINEKEN NV EUR1.60	134 547.00	11 877 809.16	2.44
EUR NX FILTRATION N.V EURO.01	99 909.00	1 098 999.00	0.23
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	31 525.00	1 334 138.00	0.27
オランダ合計		28 304 659.26	5.81
ノルウェー			
NOK DNB BANK ASA NOK12.50	430 966.00	7 996 558.44	1.64
NOK OCEAN SUN AS NOK0.01	173 620.00	122 265.29	0.02
NOK VAR ENERGI ASA NOK0.16	1 089 385.00	3 830 484.59	0.79
ノルウェー合計		11 949 308.32	2.45
スペイン			
EUR EDP RENOVAVEIS SA EUR5	235 145.00	5 184 947.25	1.07
EUR GREENERGY RENOVABLE EURO.35	154 181.00	5 035 551.46	1.03
EUR IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	1 257 780.00	13 558 868.40	2.78
スペイン合計		23 779 367.11	4.88
スイス			
CHF ABB LTD CHF0.12 (REGD)	195 812.00	5 860 393.44	1.20
CHF LONZA GROUP AG CHF1(REGD)	2 862.00	1 430 126.17	0.30
CHF NESTLE SA CHF0.10(REGD)	236 587.00	27 092 976.20	5.56
CHF NOVARTIS AG CHF0.50(REGD)	121 132.00	10 328 951.83	2.12
CHF ROCHE HLDGS AG GENUSSSCHEINE NPV	41 019.00	12 870 194.28	2.64
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHF0.10	18 248.00	8 424 594.61	1.73
スイス合計		66 007 236.53	13.55
イギリス			
GBP ASTRAZENECA ORD USD0.25	189 792.00	24 511 009.44	5.03
GBP COMPASS GROUP ORD GBP0.1105	379 806.00	8 223 436.38	1.69
GBP DIAGEO ORD GBP0.28 101/108	289 772.00	12 762 596.22	2.62
GBP DRAX GROUP ORD GBP0.1155172	825 031.00	5 796 985.60	1.19
GBP GB GROUP ORD GBP0.025	372 261.00	1 395 874.01	0.29
GBP HALEON PLC ORD GBP1.25	2 602 103.00	8 550 300.70	1.75
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.06918604	93 079.00	8 879 449.31	1.82
GBP NATWEST GROUP PLC ORD GBP1.0769	1 463 780.00	4 434 013.17	0.91
GBP RELX PLC GBP0.1444	468 278.00	12 522 102.55	2.57
GBP SPECTRIS ORD GBP0.05	122 849.00	4 509 872.04	0.93
GBP TEAM17 GROUP PLC ORD GBP0.01	345 799.00	1 799 790.35	0.37
EUR UNILEVER PLC ORD GBP0.031111	111 000.00	5 349 090.00	1.10
イギリス合計		98 734 519.77	20.27
株式合計		441 600 378.73	90.63
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		441 600 378.73	90.63
投資有価証券合計		441 600 378.73	90.63

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド
ーヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

銘柄	株数／ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 （損）益（注1）	純資産 比率 （%）
先渡為替契約			
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日（日-月-年）			
CHF 17 835 000.00	EUR 18 239 418.99	12.1.2023	-21 906.63 0.00
USD 6 368 700.00	EUR 6 082 616.31	12.1.2023	80 457.96 0.02
EUR 4 754 051.02	GBP 4 175 000.00	12.1.2023	-64 884.61 -0.02
USD 129 600.00	EUR 125 657.62	12.1.2023	-242.01 0.00
先渡為替契約合計			-6 575.29 0.00
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産			46 313 994.60 9.50
その他の資産および負債			-630 524.03 -0.13
純資産総額			487 277 274.01 100.00

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

2022年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
中国			
HKD ABBISKO CAYMAN LTD USD0.00001	1 188 000.00	566 570.09	0.06
HKD AK MEDICAL HLDGS L HKD0.01	5 186 000.00	5 112 733.01	0.56
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	284 062.00	22 685 191.32	2.48
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	1 147 400.00	11 753 193.51	1.28
HKD ALPHAMAB ONCOLOGY USD0.000002	1 053 611.00	1 195 412.60	0.13
HKD ANHUI CONCH CEMENT ‘H’ CNY1	2 629 500.00	9 523 265.43	1.04
HKD ANHUI GUJING DISTL ‘B’ CNY1	2 676 112.00	39 180 019.80	4.28
HKD BRII BIOSCIENCES L USD0.000005	620 000.00	685 161.92	0.07
HKD CHINA MERCHANTS BK ‘H’ CNY1	8 231 080.00	41 365 392.69	4.52
HKD CHINA TOURISM GROU HKD1 H	116 300.00	2 925 317.30	0.32
HKD CHINASOFT INTL LTD HKD0.05 (POST B/L CHANGE)	20 808 000.00	17 686 346.51	1.93
HKD CLOUD VILLAGE INC USD0.0001	96 450.00	913 778.49	0.10
HKD HAINAN MEILAN INTL ‘H’ CNY1	6 949 100.00	18 931 357.53	2.07
CNY JIANGSU HENGRUI ME ‘A’ CNY1	1 408 281.00	7 852 754.43	0.86
USD KANZHUN LTD SPON EACH ADR REP 2 ORD SHS	628 600.00	10 353 042.00	1.13
HKD KEYMED BIOSCIENCES USD0.0001	509 500.00	3 301 867.26	0.36
HKD KINGSOFT CORP USD0.0005	2 643 000.00	8 301 517.91	0.91
CNY KWEICHOW MOUTAI ‘A’ CNY1	340 399.00	76 200 729.52	8.33
HKD LI NING CO LTD HKD0.1	2 629 082.00	20 644 505.59	2.26
HKD LONGFOR GROUP HLDG HKD0.10	5 081 500.00	15 341 827.78	1.68
HKD MEITUAN USD0.00001 (A & B CLASS)	1 312 900.00	27 536 529.84	3.01
HKD MICROTECH MEDICAL CNY1 H	600 500.00	520 419.99	0.06
HKD NAYUKI HOLDINGS LI USD0.00005	984 500.00	777 482.63	0.09
USD NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	485 399.00	33 385 743.22	3.65
HKD NETEASE INC USD0.0001	1 936 900.00	27 140 736.14	2.97
USD NEW ORIENTAL EDUCA ADR EACH REPR 10 ORD SHS SP	58 336.00	1 573 321.92	0.17
HKD PEIJIA MEDICAL LIM USD0.0001	1 120 020.00	1 109 940.08	0.12
CNY PING AN BANK CO LT ‘A’ CNY1	17 328 257.00	31 609 795.49	3.45
HKD PING AN INSURANCE ‘H’ CNY1	7 392 300.00	45 252 983.90	4.94
HKD PRECISION TSUGAMI HKD1	437 000.00	437 549.04	0.05
HKD SUNKING POWER ELEC HKD0.10	7 236 000.00	1 558 483.12	0.17
USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	717 334.00	4 139 017.18	0.45
HKD TENCENT HLDGS LIM HKD0.00002	2 147 100.00	79 055 296.03	8.64
USD TUYA INC SPON ADS EACH REP 1 CL A OR	618 700.00	680 570.00	0.07
CNY YIBIN WULIANGYE ‘A’ CNY1	121 166.00	2 660 819.24	0.29
HKD YIHAI INTERNATIONA USD0.00001	4 290 000.00	13 309 658.73	1.45
中国合計		585 268 331.24	63.95
香港			
HKD AIA GROUP LTD NPV	2 076 000.00	20 892 541.22	2.28
HKD CHINA EVERBRIGHT HKD1	6 684 000.00	4 644 403.99	0.51
HKD CHINA GAS HOLDINGS HKD0.01	2 388 400.00	3 034 415.02	0.33
HKD CHINA JINMAO HOLDI NPV	51 462 000.00	12 073 467.35	1.32
HKD CHINA O/SEAS LAND HKD0.10	3 756 938.00	10 162 738.36	1.11
HKD CHINA RES LAND HKD0.10	4 970 000.00	22 937 873.39	2.51
HKD CSPC PHARMACEUTICA HKD0.10	40 897 760.00	52 379 249.57	5.72
HKD FAR EAST HORIZON L HKD0.01	34 779 000.00	26 440 279.74	2.89
HKD JINMAO PROPERTY SERVICES CO LTD	777 372.00	361 767.69	0.04
HKD ONEWO INC CNY1 H	647 200.00	3 609 292.07	0.40
HKD OVERSEAS CHINESE T HKD0.1	12 446 000.00	1 483 908.11	0.16

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
HKD SHENZHEN INVESTMEN HKD0.05	4 215 104.00	686 287.80	0.08
HKD SHN INTL HLDGS HKD1	21 472 409.00	19 765 120.98	2.16
HKD SSY GROUP LIMITED HKD0.02	25 931 066.00	12 931 956.46	1.41
香港合計		191 403 301.75	20.92
台湾			
TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	5 362 673.00	85 024 017.50	9.29
台湾合計		85 024 017.50	9.29
株式合計		861 695 650.49	94.16
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		861 695 650.49	94.16
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない 譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
中国			
HKD BRNCUS HOLDING CO USD0.000025	792 000.00	205 102.43	0.02
HKD CHINA FORESTRY HOL USD0.001 ‘ REG S ’	23 052 000.00	29.55	0.00
中国合計		205 131.98	0.02
香港			
HKD HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	58 882 197.00	75.49	0.00
香港合計		75.49	0.00
株式合計		205 207.47	0.02
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で 取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品合計		205 207.47	0.02
投資有価証券合計		861 900 857.96	94.18
先渡為替契約			
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日（日-月-年）			
CHF 75 603 500.00	USD 80 970 638.79	12.1.2023	-924 150.47 -0.10
EUR 159 380 900.00	USD 166 877 061.87	12.1.2023	-1 167 533.44 -0.13
CHF 1 409 700.00	USD 1 504 660.96	12.1.2023	-12 117.17 0.00
EUR 2 693 300.00	USD 2 813 267.39	12.1.2023	-13 022.99 0.00
USD 1 439 286.30	EUR 1 401 200.00	12.1.2023	-17 551.95 0.00
USD 949 806.65	EUR 911 800.00	12.1.2023	1 801.29 0.00
先渡為替契約合計			-2 132 574.73 -0.23
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		53 592 971.06	5.86
その他の資産および負債		1 802 265.71	0.19
純資産総額		915 163 520.00	100.00

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

2022年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
バミューダ			
USD ESSENT GRP LTD COM USD0.015	11 266.00	451 653.94	0.66
バミューダ合計		451 653.94	0.66
カナダ			
USD REPAIR THERAPEUTIC COM NPV	10 530.00	168 795.90	0.25
カナダ合計		168 795.90	0.25
イスラエル			
USD CYBER-ARK SOFTWARE COM ILS0.01	6 500.00	968 955.00	1.43
USD WIX.COM LTD COM ILS0.01	10 405.00	941 548.45	1.38
イスラエル合計		1 910 503.45	2.81
オランダ			
USD ARGENT SE SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	1 141.00	454 083.77	0.67
オランダ合計		454 083.77	0.67
イギリス			
USD IMMUNOCORE HLDGS P SPON ADS EACH REP ONE ORD	9 200.00	577 852.00	0.85
イギリス合計		577 852.00	0.85
アメリカ合衆国			
USD ALLOGENE THERAPEUT COM USD0.001	31 341.00	309 022.26	0.45
USD ALTERYX INC COM USD0.0001 CL A	17 332.00	777 340.20	1.14
USD AMERESCO INC COM USD0.0001 CL 'A'	17 813.00	1 167 107.76	1.71
USD ARVINAS INC COM USD0.001	10 154.00	416 720.16	0.61
USD ASPEN AEROGELS INC COM USD0.00001	24 034.00	289 850.04	0.43
USD ASTEC INDS INC COM	6 383.00	282 383.92	0.41
USD ATRICURE INC COM USD0.001	18 055.00	822 585.80	1.21
USD AZENTA INC COM USD0.01	15 727.00	946 922.67	1.39
USD BLOOMIN BRANDS INC COM USD0.01	35 703.00	804 031.56	1.18
USD BOISE CASCADE COMP COM USD0.01	13 536.00	1 002 205.44	1.47
USD CASTLE BIOSCIENCES COM USD0.001	10 770.00	254 064.30	0.37
USD CHART INDS INC COM PAR \$0.01	10 031.00	1 434 332.69	2.11
USD CHESAPEAKE ENERGY COM USD0.01	10 758.00	1 113 453.00	1.64
USD CHILDRENS PLACE IN COM USD0.10	10 120.00	359 260.00	0.53
USD CHURCHILL DOWNS INC COM	4 214.00	935 339.44	1.37
USD CLEARWATER ANALYTICAL COM USD0.001 CLASS A	38 600.00	724 136.00	1.06
USD DAVE & BUSTER'S INC COM USD0.01	18 055.00	716 061.30	1.05
USD DIGITALOCEAN HLDGS COM USD0.000025	20 530.00	612 409.90	0.90
USD ELASTIC NV COM USD0.01	12 365.00	756 614.35	1.11
USD EVOQUA WATER TECHN COM USD0.01	31 490.00	1 369 500.10	2.01
USD FIRST BANCORP NC COM	25 803.00	1 254 799.89	1.84
USD FORWARD AIR CORP COM	10 633.00	1 194 830.21	1.76
USD HASHICORP INC COM USD0.000015 CL A	5 100.00	139 230.00	0.20
USD HENRY JACK & ASSOC COM USD0.01	7 072.00	1 339 083.20	1.97
USD HERC HOLDINGS INC COM	8 292.00	1 062 785.64	1.56
USD IGM BIOSCIENCES INC COM USD0.01	8 923.00	196 395.23	0.29
USD INSMED INC COM USD0.01	17 496.00	323 501.04	0.48
USD INSPIRE MEDICAL SY COM USD0.001	4 884.00	1 179 827.88	1.73

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD INTELLIA THERAPEUT COM USD0.0001	5 488.00	282 412.48	0.42
USD INTRA-CELLUAR THER USD0.0001	8 612.00	466 942.64	0.69
USD JAMF HOLDING CORP COM USD0.001	34 688.00	738 160.64	1.08
USD KBR INC COM STK USD0.001	17 410.00	899 574.70	1.32
USD KYMERA THERAPEUTIC USD0.0001	12 265.00	355 439.70	0.52
USD LATTICE SEMICONDUCTOR CORP COM	20 271.00	1 476 336.93	2.17
USD MAGNITE INC COM USD0.00001	40 059.00	445 055.49	0.65
USD MASTEC INC COM	12 405.00	1 126 746.15	1.66
USD MATADOR RESOURCES COM USD0.01	13 584.00	901 434.24	1.32
USD MAXLINEAR INC COM USD0.01 CL 'A'	24 543.00	898 273.80	1.32
USD MEDPACE HOLDINGS COM USD0.01	5 983.00	1 255 771.87	1.84
USD MEIRAGTX HLDGS PLC COM USD0.00003881	20 233.00	124 635.28	0.18
USD NANOSTRING TECHNOL COM USD0.0001	13 613.00	95 154.87	0.14
USD NATIONAL BANK HOLD COM USD0.01	16 741.00	778 623.91	1.14
USD NATIONAL VISION HL COM USD0.01	24 651.00	997 379.46	1.47
USD NEOGENOMICS INC COM NPV	20 319.00	227 775.99	0.33
USD NURIX THERAPEUTICS USD0.001	18 011.00	223 156.29	0.33
USD OLLIES BARGAIN OUT COM USD0.001	13 220.00	805 098.00	1.18
USD OVINTIV INC COM USD0.01	20 344.00	1 134 381.44	1.67
USD PERFORMANCE FOOD G COM USD0.01	35 015.00	2 135 214.70	3.14
USD PLANET FITNESS INC COM USD0.0001 A	13 503.00	1 058 095.08	1.55
USD PMV PHARMACEUTICAL COM USD0.00001	11 727.00	117 035.46	0.17
USD PURE STORAGE INC COM USD0.0001 CL A	50 014.00	1 459 908.66	2.14
USD R1 RCM INC COM USD0.01	50 043.00	452 889.15	0.67
USD REGAL BELOIT CORP. COM USD0.01	8 865.00	1 162 290.15	1.71
USD RELAY THERAPEUTICS COM USD0.001	15 964.00	296 611.12	0.44
USD REPLIGEN CORP COM	5 609.00	1 003 113.56	1.47
USD RYMAN HOSPITALITY COM USD0.01	19 436.00	1 778 977.08	2.61
USD SHIFT4 PMTS INC COM USD0.0001 CLASS A	19 988.00	926 243.92	1.36
USD SHOALS TECHNOLOGIE COM USD0.00001 CLASS A	17 028.00	493 301.16	0.72
USD SILK ROAD MEDICAL COM USD0.001	16 892.00	899 499.00	1.32
USD SIMPSON MANUFACTURING CO INC COM	7 178.00	667 912.90	0.98
USD SIX FLAGS ENT CORP COM USD0.01	31 099.00	749 174.91	1.10
USD STAAR SURGICAL CO COM USD0.01	13 368.00	763 446.48	1.12
USD SUMO LOGIC INC COM USD0.0001	111 994.00	851 154.40	1.25
USD SURGERY PARTNERS COM USD0.01	25 201.00	713 440.31	1.05
USD TAPESTRY INC COM USD0.01	21 731.00	820 779.87	1.21
USD TENABLE HOLDINGS I COM USD0.01	23 511.00	897 649.98	1.32
USD TEXAS CAPITAL BANCSHARES INC COM	11 232.00	673 807.68	0.99
USD THE DUCKHORN PORTF COM USD0.01	39 115.00	628 186.90	0.92
USD TOPBUILD CORP COM USD0.01 'WI'	3 324.00	512 161.92	0.75
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	9 393.00	1 057 839.66	1.55
USD VARONIS SYSTEMS IN COM USD0.001	25 573.00	543 170.52	0.80
USD VERITEX HLDGS INC COM USD0.01	28 847.00	942 143.02	1.38
USD VISTEON CORP COM USD0.01	10 290.00	1 510 572.00	2.22
USD WEATHERFORD INTL. COM USD0.001	20 700.00	898 380.00	1.32
USD WEBSTER FINL CORP CONN COM	19 132.00	1 039 632.88	1.53
USD WYNDHAM HOTELS R COM USD0.01 WI	11 685.00	856 744.20	1.26
USD XENCOR INC COM USD0.01	16 380.00	486 813.60	0.72
USD ZENTALIS PHARMACEU COM USD0.001 CL A	16 054.00	355 114.48	0.52
アメリカ合衆国合計		61 767 452.61	90.70
株式合計		65 330 341.67	95.94
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		65 330 341.67	95.94

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
アメリカ合衆国			
USD STERLING CHECK COR COM USD0.01	23 000.00	334 420.00	0.49
アメリカ合衆国合計		334 420.00	0.49
株式合計		334 420.00	0.49
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		334 420.00	0.49
投資有価証券合計		65 664 761.67	96.43
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		2 386 519.58	3.50
その他の資産および負債		42 435.48	0.07
純資産総額		68 093 716.73	100.00

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンドーU S サステナブル（米ドル）

2022年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
株式			
アイルランド			
USD APTIV PLC COM USD0.01	15 455.00	1 648 584.85	2.52
アイルランド合計		1 648 584.85	2.52
イスラエル			
USD SOLAREEDGE TECHNOLO USD0.0001	1 025.00	306 331.50	0.47
イスラエル合計		306 331.50	0.47
オランダ			
USD NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	8 086.00	1 421 842.24	2.17
オランダ合計		1 421 842.24	2.17
アメリカ合衆国			
USD ABBVIE INC COM USD0.01	15 238.00	2 456 060.84	3.76
USD ADOBE INC COM USD0.0001	2 757.00	950 972.01	1.45
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	20 083.00	1 559 043.29	2.38
USD AKAMAI TECHNOLOGIES INC COM	20 917.00	1 984 186.62	3.03
USD ALLSTATE CORP COM	12 817.00	1 716 196.30	2.62
USD AMERICAN WATER WOR COM STK USD0.01	4 491.00	681 554.16	1.04
USD AMERICAN WELL CORP COM USD0.01 CL A	62 264.00	227 263.60	0.35
USD AMERIPRISE FINL INC COM	7 627.00	2 531 782.65	3.87
USD BANK OZK COM USD0.01	32 386.00	1 494 613.90	2.29
USD BIO RAD LABS INC CL A	3 339.00	1 384 716.69	2.12
USD BLOOM ENERGY CORP COM USD0.0001 CL A	29 556.00	629 247.24	0.96
USD BRUNSWICK CORP COM	8 563.00	635 374.60	0.97
USD CADENCE DESIGN SYS COM USD0.01	10 292.00	1 770 635.68	2.71
USD COSTCO WHSL CORP NEW COM	5 406.00	2 915 185.50	4.46
USD DOLLAR TREE INC	12 171.00	1 829 179.59	2.80
USD ECOLAB INC COM	6 313.00	945 876.79	1.45
USD ELI LILLY AND CO COM NPV	4 045.00	1 501 018.60	2.30
USD ESTEE LAUDER COS CLASS 'A' COM USD0.01	4 181.00	985 837.99	1.51
USD INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANC COM	7 571.00	801 163.22	1.22
USD MARAVAI LIFESCIENC USD0.01 A	15 805.00	235 178.40	0.36
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	13 140.00	2 275 585.20	3.48
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	7 617.00	439 120.05	0.67
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	15 271.00	3 896 242.94	5.96
USD MONTROSE ENVIRONME COM USD0.000004	27 778.00	1 282 232.48	1.96
USD MSA SAFETY INC COM NPV	11 623.00	1 638 959.23	2.51
USD PROLOGIS INC COM USD0.01	14 119.00	1 663 077.01	2.54
USD REGAL BELOIT CORP. COM USD0.01	6 667.00	874 110.37	1.34
USD RIVIAN AUTOMOTIVE COM USD0.001 CL A	9 157.00	293 390.28	0.45
USD SALESFORCE.COM INC COM USD0.001	7 688.00	1 232 002.00	1.88
USD SHOALS TECHNOLOGIE COM USD0.00001 CLASS A	20 223.00	585 860.31	0.90
USD SPROUTS FMRS MKT I COM USD0.001	31 734.00	1 089 428.22	1.67
USD STARBUCKS CORP COM USD0.001	12 876.00	1 315 927.20	2.01
USD SWEETGREEN INC COM USD0.001 CL A	36 898.00	528 748.34	0.81
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	11 149.00	1 178 337.81	1.80
USD THE AZEK COMPANY I COM USD0.001 CLASS A	48 296.00	934 044.64	1.43
USD TJX COS INC COM USD1	28 535.00	2 284 226.75	3.49
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	6 342.00	3 473 893.92	5.31

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

銘柄	株数／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD VAIL RESORTS INC COM	3 154.00	812 281.16	1.24
USD VERTEX PHARMACEUTI COM USD0.01	6 414.00	2 029 389.60	3.10
USD VISA INC COM STK USD0.0001	11 358.00	2 464 686.00	3.77
USD VMWARE INC COM STK USD0.01 CLASS ‘ A ’	16 844.00	2 046 377.56	3.13
USD VOYA FINL INC COM USD0.01	22 579.00	1 489 762.42	2.28
アメリカ合衆国合計		61 062 771.16	93.38
株式合計		64 439 529.75	98.54
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		4 439 529.75	98.54
投資有価証券合計		64 439 529.75	98.54
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		1 006 665.67	1.54
その他の資産および負債		-52 503.61	-0.08
純資産総額		65 393 691.81	100.00

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

UBS (Lux) Equity Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2022
Investments in securities, cost	10 493 417 619.42
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-1 488 958 306.37
Total investments in securities (Note 1)	9 004 459 313.05
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	306 845 588.23
Receivable on securities sales (Note 1)	1 864 113.42
Receivable on subscriptions	32 046 285.13
Receivable on dividends	3 438 284.02
Prepaid expenses	660 951.24
Other receivables	934 382.02
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	301 753.82
Total Assets	9 350 550 670.93
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-3 333 849.60
Bank overdraft	-861 209.44
Interest payable on bank overdraft	-837.50
Payable on securities purchases (Note 1)	-5 445.80
Payable on redemptions	-16 356 087.66
Other liabilities	-796 681.95
Provisions for flat fee (Note 2)	-10 457 880.84
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-580 352.95
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-631 352.21
Total provisions	-11 669 586.00
Total Liabilities	-33 023 697.95
Net assets at the end of the financial year	9 317 526 972.98

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Combined Statement of Operations

	EUR
	1.12.2021-30.11.2022
Income	
Interest on liquid assets	865 490.81
Dividends	211 076 376.88
Net income on securities lending (Note 13)	3 130 994.40
Other income (Note 4)	6 361 708.15
Total income	221 434 570.24
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-163 736 341.33
Taxe d'abonnement (Note 3)	-3 889 657.69
Other commissions and fees (Note 2)	-1 026 546.04
Interest on cash and bank overdraft	-543 398.06
Total expenses	-169 195 943.12
Net income (loss) on investments	52 238 627.12
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-559 036 633.74
Realized gain (loss) on financial futures	2 080 921.40
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-92 634 293.37
Realized gain (loss) on foreign exchange	13 780 595.77
Total realized gain (loss)	-635 809 409.94
Net realized gain (loss) of the financial year	-583 570 782.82
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-2 426 288 814.18
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	294 226.20
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-8 987 486.91
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-2 434 982 074.89
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-3 018 552 857.71

Combined Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2021-30.11.2022
Net assets at the beginning of the financial year	14 077 911 627.18*
Subscriptions	2 925 409 610.85
Redemptions	-4 662 868 329.95
Total net subscriptions (redemptions)	-1 737 458 719.10
Dividend paid	-4 373 077.39
Net income (loss) on investments	52 238 627.12
Total realized gain (loss)	-635 809 409.94
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-2 434 982 074.89
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-3 018 552 857.71
Net assets at the end of the financial year	9 317 526 972.98

* Calculated using 30 November 2022 exchange rates. Using 30 November 2021 exchange rates, the combined net asset at the beginning of the year was EUR 13 019 027 727.08.

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

15

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2022	30.11.2021	30.11.2020
Net assets in USD		409 087 179.11	229 872 603.94	188 219 458.38
Class I-B-acc	LU0400030887			
Units outstanding		458 338.0030	448 045.3920	282 666.1010
Net asset value per unit in USD		149.59	203.11	203.69
Issue and redemption price per unit in USD ¹		149.25	203.11	203.69
Class (CHF) I-X-acc²	LU2459597451			
Units outstanding		2 778 885.9050	-	-
Net asset value per unit in CHF		86.64	-	-
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		86.44	-	-
Class K-B-acc³	LU2340118129			
Units outstanding		77 685.0660	49 107.2770	-
Net asset value per unit in USD		66.20	89.93	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		66.05	89.93	-
Class (EUR) N-acc	LU0577512071			
Units outstanding		16 100.4700	19 757.1930	17 715.3090
Net asset value per unit in EUR		171.34	216.63	210.57
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		170.95	216.63	210.57
Class P-acc	LU0106959298			
Units outstanding		416 860.2940	402 191.6120	480 610.1730
Net asset value per unit in USD		130.63	180.57	184.38
Issue and redemption price per unit in USD ¹		130.33	180.57	184.38
Class (CHF hedged) P-acc	LU0763732723			
Units outstanding		36 151.0860	41 247.2660	42 874.1380
Net asset value per unit in CHF		103.61	148.17	153.08
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		103.37	148.17	153.08
Class (SGD) P-acc	LU0443062806			
Units outstanding		15 582.8050	18 513.3880	17 262.6800
Net asset value per unit in SGD		185.76	256.67	256.37
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		185.33	256.67	256.37
Class Q-acc	LU0400029954			
Units outstanding		52 678.3850	180 333.8450	76 220.9740
Net asset value per unit in USD		138.25	189.30	191.47
Issue and redemption price per unit in USD ¹		137.93	189.30	191.47
Class (CHF hedged) Q-acc	LU1240778859			
Units outstanding		66 811.5590	69 240.6680	64 900.6430
Net asset value per unit in CHF		118.89	168.43	172.37
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		118.62	168.43	172.37
Class U-X-acc⁴	LU2505401757			
Units outstanding		302.0000	-	-
Net asset value per unit in USD		9 574.96	-	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		9 552.94	-	-

¹ See note 1

² First NAV: 28.9.2022

³ First NAV: 14.7.2021

⁴ First NAV: 17.8.2022

Performance

	Currency	2021/2022	2020/2021 ¹	2019/2020
Class I-B-acc	USD	-26.4%	-	29.7%
Class (CHF) I-X-acc ²	CHF	-	-	-
Class K-B-acc	USD	-26.6%	-	-
Class (EUR) N-acc	EUR	-21.1%	-	16.0%
Class P-acc	USD	-27.8%	-	27.2%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	-30.2%	-	23.3%
Class (SGD) P-acc	SGD	-27.8%	-	24.5%
Class Q-acc	USD	-27.1%	-	28.5%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	-29.6%	-	24.6%
Class U-X-acc ²	USD	-	-	-
Benchmark ³				
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	USD	-17.4%	3.2%	42.3%
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	EUR	-9.7%	9.6%	31.1%
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	SGD	-17.5%	5.6%	39.4%
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	CHF ⁴	-17.4%	3.2%	42.3%

¹ Due to the strategy change End of January 2021 no performance figures are given for the fiscal year 2020/2021.

² Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

⁴ The benchmark of the (CHF hedged) classes is linked to the USD benchmark.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

During the financial year, from 1 December 2021 to 30 November 2022, the broader market had a negative return driven by Russia's invasion of Ukraine, persistent higher-than-expected inflation as well as real estate and Covid-19 related worries in China. In terms of sectors, Communication Services and Health Care were the worst performing sectors.

The subfund posted a negative performance during the reporting period. Our stock selection in Financials and Communication Services detracted the most. In contrast, stock selection in Consumer Discretionary added value.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
China	23.30
India	21.81
Taiwan	14.16
South Korea	11.15
South Africa	7.61
Hong Kong	4.43
Brazil	4.27
Indonesia	3.59
Argentina	2.94
Mexico	2.22
Bermuda	1.11
Luxembourg	0.85
Total	97.44

Economic Breakdown as a % of net assets	
Electronics & semiconductors	23.71
Internet, software & IT services	11.69
Banks & credit institutions	10.70
Vehicles	8.46
Electrical devices & components	6.50
Graphic design, publishing & media	6.41
Food & soft drinks	5.42
Insurance	3.57
Miscellaneous services	3.40
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	3.24
Forestry, paper & pulp products	2.44
Building industry & materials	2.23
Finance & holding companies	2.07
Miscellaneous unclassified companies	1.97
Telecommunications	1.71
Photographic & optics	1.59
Precious metals & stones	1.29
Retail trade, department stores	1.04
Total	97.44

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Net Assets

	USD
	30.11.2022
Assets	
Investments in securities, cost	476 347 974.02
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-77 732 076.90
Total investments in securities (Note 1)	398 615 897.12
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	8 260 768.24
Receivable on subscriptions	3 811 134.42
Receivable on dividends	86 375.37
Prepaid expenses	69 794.26
Total Assets	410 843 969.41
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-137 104.79
Bank overdraft	-536 212.18
Payable on redemptions	-116 083.09
Other liabilities	-820 303.57
Provisions for flat fee (Note 2)	-116 689.01
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-12 361.28
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-18 036.38
Total provisions	-147 086.67
Total Liabilities	-1 756 790.30
Net assets at the end of the financial year	409 087 179.11

Statement of Operations

	USD
	1.12.2021-30.11.2022
Income	
Interest on liquid assets	73 182.93
Dividends	5 169 859.74
Net income on securities lending (Note 13)	84 789.02
Other income (Note 4)	1 334 356.78
Total income	6 662 188.47
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 779 484.01
Taxe d'abonnement (Note 3)	-73 995.34
Other commissions and fees (Note 2)	-71 910.26
Interest on cash and bank overdraft	-15 411.51
Total expenses	-1 940 801.12
Net income (loss) on investments	4 721 387.35
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-25 037 635.15
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-1 180 376.00
Realized gain (loss) on foreign exchange	454 330.37
Total realized gain (loss)	-25 763 680.78
Net realized gain (loss) of the financial year	-21 042 293.43
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-68 472 707.94
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-506 853.84
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-68 979 561.78
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-90 021 855.21

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

31

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2021-30.11.2022
Net assets at the beginning of the financial year	229 872 603.94
Subscriptions	397 647 834.50
Redemptions	-128 411 404.12
Total net subscriptions (redemptions)	269 236 430.38
Net income (loss) on investments	4 721 387.35
Total realized gain (loss)	-25 763 680.78
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-68 979 561.78
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-90 021 855.21
Net assets at the end of the financial year	409 087 179.11

Development of the outstanding units

	1.12.2021-30.11.2022
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	448 045.3920
Number of units issued	215 380.6910
Number of units redeemed	-205 088.0800
Number of units outstanding at the end of the financial year	458 338.0030
Class	(CHF) I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	2 796 850.9050
Number of units redeemed	-17 965.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 778 885.9050
Class	K-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	49 107.2770
Number of units issued	28 577.7890
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	77 685.0660
Class	(EUR) N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	19 757.1930
Number of units issued	602.2970
Number of units redeemed	-4 259.0200
Number of units outstanding at the end of the financial year	16 100.4700
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	402 191.6120
Number of units issued	500 015.0180
Number of units redeemed	-485 346.3360
Number of units outstanding at the end of the financial year	416 860.2940
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	41 247.2660
Number of units issued	2 038.8200
Number of units redeemed	-7 135.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	36 151.0860
Class	(SGD) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	18 513.3880
Number of units issued	993.0760
Number of units redeemed	-3 923.6590
Number of units outstanding at the end of the financial year	15 582.8050
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	180 333.8450
Number of units issued	16 500.5810
Number of units redeemed	-144 156.0410
Number of units outstanding at the end of the financial year	52 678.3850
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	69 240.6680
Number of units issued	3 491.8730
Number of units redeemed	-5 920.9820
Number of units outstanding at the end of the financial year	66 811.5590
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	302.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	302.0000

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2022	30.11.2021	30.11.2020
Net assets in EUR		560 456 926.36	679 917 432.90	535 037 897.22
Class I-A1-acc	LU0401310601			
Units outstanding		79 505.6360	345 663.9790	175 250.5210
Net asset value per unit in EUR		167.49	189.09	157.77
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		167.49	189.09	158.05
Class I-A3-acc²	LU2450200667			
Units outstanding		2 19 935.3030	-	-
Net asset value per unit in EUR		192.64	-	-
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		192.64	-	-
Class I-B-acc	LU0401311328			
Units outstanding		4 877.0040	4 877.0040	5 588.2310
Net asset value per unit in EUR		182.44	204.72	169.65
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		182.44	204.72	169.96
Class I-X-acc	LU0401311674			
Units outstanding		2 18 286.1500	198 457.6380	42 857.6380
Net asset value per unit in EUR		209.73	235.18	194.77
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		209.73	235.18	195.12
Class P-acc	LU0085870433			
Units outstanding		1 479 964.6460	1 595 224.8700	1 804 924.7730
Net asset value per unit in EUR		117.65	134.27	113.26
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		117.65	134.27	113.46
Class Q-acc	LU0401310437			
Units outstanding		124 662.2870	136 891.1310	178 320.0620
Net asset value per unit in EUR		173.06	195.90	163.76
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		173.06	195.90	164.05
Class U-X-acc	LU0401311831			
Units outstanding		9 801.4930	10 854.4930	10 637.4930
Net asset value per unit in EUR		26 771.98	30 021.46	24 862.36
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		26 771.98	30 021.46	24 907.11

¹ See note 1

² First NAV: 22.9.2022

Performance

	Currency	2021/2022	2020/2021	2019/2020
Class I-A1-acc	EUR	-11.4%	19.9%	8.4%
Class I-A3-acc ¹	EUR	-	-	-
Class I-B-acc	EUR	-10.9%	20.7%	9.2%
Class I-X-acc	EUR	-10.8%	20.7%	9.2%
Class P-acc	EUR	-12.4%	18.3%	7.4%
Class Q-acc	EUR	-11.7%	19.4%	8.4%
Class U-X-acc	EUR	-10.8%	20.8%	9.3%
Benchmark ²				
MSCI EMU (net div. reinv.)	EUR	-4.7%	18.7%	-1.8%

¹ Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

² The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 December 2021 to 30 November 2022, posed an unusually top-down driven backdrop for markets due to factors such as bond yields, inflation and geopolitics. Global equities initially had a robust start thanks to solid company earnings and entered 2022 close to record highs. However, they soon came under pressure in early 2022, with a sharp pullback driven primarily by the Federal Reserve's pivot to a more hawkish policy stance. The rise in US bond yields weighed on growth stocks in particular. Global equities fell further following the war in Ukraine, which added to worries about the outlook for growth, inflation and central bank policy. In addition, the energy crisis in Europe and China's twin COVID-19 and real estate challenges became prominent market drivers.

The subfund posted a negative absolute return during the financial year, driven by negative contributions from most sectors due to the market weakness but notably in IT, industrials and materials. Within industrials, our holdings in Teleperformance and Kingspan were the largest detractors while in IT holdings in ASML and Adyen also detracted, driven in part by rotation in the market. Defensive names such as Iberdrola within utilities were more resilient during the market weakness.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
France	34.33
Germany	17.47
The Netherlands	12.94
Spain	7.69
Finland	5.44
Italy	2.89
United Kingdom	2.66
Belgium	1.85
Ireland	1.83
Luxembourg	1.30
Total	88.40

Economic Breakdown as a % of net assets	
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	14.06
Insurance	9.70
Tobacco & alcohol	7.46
Textiles, garments & leather goods	7.40
Chemicals	6.86
Electronics & semiconductors	6.23
Telecommunications	5.32
Banks & credit institutions	4.52
Energy & water supply	4.27
Graphic design, publishing & media	3.88
Internet, software & IT services	3.59
Electrical devices & components	2.86
Vehicles	2.50
Petroleum	2.46
Finance & holding companies	1.91
Miscellaneous services	1.38
Building industry & materials	1.27
Environmental services & recycling	1.20
Food & soft drinks	0.92
Various capital goods	0.61
Total	88.40

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2022
Investments in securities, cost	435 827 476.933
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	59 635 075.27
Total investments in securities (Note 1)	495 462 552.20
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	63 900 122.17
Receivable on securities sales (Note 1)	1 575 529.34
Receivable on subscriptions	20 068.40
Receivable on dividends	61 344.68
Prepaid expenses	59 628.10
Other receivables	231 814.06
Total Assets	561 311 058.95
Liabilities	
Payable on redemptions	-515 194.60
Provisions for flat fee (Note 2)	-284 446.00
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-22 265.80
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-32 226.19
Total provisions	-338 937.99
Total Liabilities	-854 132.59
Net assets at the end of the financial year	560 456 926.36

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2021-30.11.2022
Interest on liquid assets	24 419.48
Dividends	13 471 911.34
Net income on securities lending (Note 13)	266 684.13
Other income (Note 4)	99 246.10
Total income	13 862 261.05
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-3 729 163.52
Taxe d'abonnement (Note 3)	-137 690.65
Other commissions and fees (Note 2)	-56 878.60
Interest on cash and bank overdraft	-84 773.27
Total expenses	-4 008 506.04
Net income (loss) on investments	9 853 755.01
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-7 264 696.87
Realized gain (loss) on foreign exchange	7 195.19
Total realized gain (loss)	-7 257 501.68
Net realized gain (loss) of the financial year	2 596 253.33
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-78 055 634.90
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-78 055 634.90
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-75 459 381.57

UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

37

Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2021-30.11.2022
Net assets at the beginning of the financial year	679 917 432.90
Subscriptions	99 898 273.99
Redemptions	-143 899 398.96
Total net subscriptions (redemptions)	-44 001 124.97
Net income (loss) on investments	9 853 755.01
Total realized gain (loss)	-7 257 501.68
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-78 055 634.90
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-75 459 381.57
Net assets at the end of the financial year	560 456 926.36

Development of the outstanding units

	1.12.2021-30.11.2022
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	345 663.9790
Number of units issued	4 588.1480
Number of units redeemed	-270 746.4910
Number of units outstanding at the end of the financial year	79 505.6360
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	219 935.3030
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	219 935.3030
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 877.0040
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	4 877.0040
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	198 457.6380
Number of units issued	72 353.1450
Number of units redeemed	-52 524.6330
Number of units outstanding at the end of the financial year	218 286.1500
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 595 224.8700
Number of units issued	24 187.2000
Number of units redeemed	-139 447.4240
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 479 964.6460
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	136 891.1310
Number of units issued	9 126.5050
Number of units redeemed	-21 355.3490
Number of units outstanding at the end of the financial year	124 662.2870
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	10 854.4930
Number of units issued	1 363.5000
Number of units redeemed	-2 416.5000
Number of units outstanding at the end of the financial year	9 801.4930

UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2022	30.11.2021	30.11.2020
Net assets in EUR		487 277 274.01	632 550 982.64	465 448 850.54
Class I-A1-acc	LU0401336408			
Units outstanding		55 461,5020	164 641,6490	40 188,3590
Net asset value per unit in EUR		265.74	297.85	243.42
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		265.74	297.85	243.42
Class I-A2-acc	LU0401337042			
Units outstanding		56 677,9410	69 171,5930	103 648,4630
Net asset value per unit in EUR		205.53	230.25	188.06
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		205.53	230.25	188.06
Class I-A3-acc	LU1202188246			
Units outstanding		159 959,0720	160 797,0720	148 107,2470
Net asset value per unit in EUR		280.50	314.07	256.41
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		280.50	314.07	256.41
Class I-X-acc	LU0401338529			
Units outstanding		154 000,2410	86 491,7920	63 813,3940
Net asset value per unit in EUR		124.08	138.10	112.07
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		124.08	138.10	112.07
Class K-B-acc²	LU2282402812			
Units outstanding		40 085,1300	79 518,9020	-
Net asset value per unit in EUR		102.83	114.55	-
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		102.83	114.55	-
Class P-acc	LU0006391097			
Units outstanding		234 916,0590	258 058,4590	210 621,8310
Net asset value per unit in EUR		1 032.41	1 170.15	967.05
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		1 032.41	1 170.15	967.05
Class (USD hedged) P-acc	LU0964806797			
Units outstanding		26 291,8580	26 296,5020	27 764,0310
Net asset value per unit in USD		197.61	218.75	179.36
Issue and redemption price per unit in USD ¹		197.61	218.75	179.36
Class Q-acc	LU0358043668			
Units outstanding		386 270,2110	465 137,5030	535 105,8550
Net asset value per unit in EUR		263.26	296.03	242.72
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		263.26	296.03	242.72
Class (USD hedged) Q-acc	LU1240779741			
Units outstanding		8 402,0920	9 013,0650	6 864,8660
Net asset value per unit in USD		173.93	191.02	155.39
Issue and redemption price per unit in USD ¹		173.93	191.02	155.39
Class U-X-acc	LU0401339337			
Units outstanding		1 275,4160	1 353,4160	1 758,4160
Net asset value per unit in EUR		33 013.59	36 743.48	29 817.44
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		33 013.59	36 743.48	29 817.44

¹ See note 1² First NAV: 11.2.2021

Performance

	Currency	2021/2022	2020/2021	2019/2020
Class I-A1-acc	EUR	-10.8%	22.4%	7.6%
Class I-A2-acc	EUR	-10.7%	22.4%	7.7%
Class I-A3-acc	EUR	-10.7%	22.5%	7.8%
Class I-X-acc	EUR	-10.2%	23.2%	8.7%
Class K-B-acc	EUR	-10.2%	-	-
Class P-acc	EUR	-11.8%	21.0%	6.5%
Class (USD hedged) P-acc	USD	-9.7%	22.0%	8.7%
Class Q-acc	EUR	-11.1%	22.0%	7.5%
Class (USD hedged) Q-acc	USD	-8.9%	22.9%	9.7%
Class U-X-acc	EUR	-10.2%	23.2%	8.7%
Benchmark ¹				
MSCI Europe (net div. reinv.)	EUR	-1.0%	21.4%	-3.6%
MSCI Europe (net div. reinv.) (hedged USD)	USD	1.3%	20.1%	-0.8%

¹ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units. The performance data were not audited.

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 December 2021 to 30 November 2022, posed an unusually top-down driven backdrop for markets due to factors such as bond yields, inflation and geopolitics. Global equities initially had a robust start thanks to solid company earnings and entered 2022 close to record highs. However, they soon came under pressure in early 2022, with a sharp pullback driven primarily by the Federal Reserve's pivot to a more hawkish policy stance. The rise in US bond yields weighed on growth stocks in particular. Global equities fell further following the war in Ukraine, which added to worries about the outlook for growth, inflation and central bank policy. In addition, the energy crisis in Europe and China's twin COVID-19 and real estate challenges became prominent market drivers.

The subfund posted a negative absolute return during the financial year, driven by negative contributions from most sectors due to the market weakness but notably in communication services, industrials and IT. Within industrials, our holdings in Teleperformance and Kingspan were the largest detractors at the stock level, while our IT holdings ASML and Adyen also detracted, driven in part by rotation in the market. Defensive names such as Carlsberg within consumer staples were more resilient during the market weakness.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United Kingdom	20.27
France	18.68
Switzerland	13.55
Germany	8.71
Denmark	8.18
The Netherlands	5.81
Spain	4.88
Finland	4.72
Norway	2.45
Ireland	1.42
Luxembourg	0.94
Italy	0.63
Belgium	0.39
Total	90.63

Economic Breakdown as a % of net assets	
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	19.30
Tobacco & alcohol	9.51
Insurance	8.06
Food & soft drinks	6.66
Finance & holding companies	5.24
Chemicals	4.98
Banks & credit institutions	4.73
Textiles, garments & leather goods	4.38
Energy & water supply	3.97
Electronics & semiconductors	3.85
Telecommunications	3.83
Electrical devices & components	3.09
Graphic design, publishing & media	2.57
Internet, software & IT services	1.98
Petroleum	1.72
Lodging, catering & leisure	1.69
Biotechnology	1.60
Miscellaneous services	1.22
Vehicles	1.07
Environmental services & recycling	1.06
Mechanical engineering & industrial equipment	0.12
Total	90.63

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2022
Investments in securities, cost	394 072 320.44
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	47 528 058.29
Total investments in securities (Note 1)	441 600 378.73
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	46 313 994.60
Receivable on securities sales (Note 1)	288 571.28
Receivable on subscriptions	47 288.73
Receivable on dividends	261 526.27
Prepaid expenses	55 543.56
Other receivables	145 501.97
Total Assets	488 712 805.14
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-6 575.29
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 448.67
Payable on redemptions	-892 148.05
Provisions for flat fee (Note 2)	-475 234.63
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-31 602.35
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-28 522.14
Total provisions	-535 359.12
Total Liabilities	-1 435 531.13
Net assets at the end of the financial year	487 277 274.01

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2021-30.11.2022
Interest on liquid assets	34 694.80
Dividends	10 072 309.72
Net income on securities lending (Note 13)	337 124.37
Other income (Note 4)	131 853.91
Total income	10 575 982.80
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-6 445 333.18
Taxe d'abonnement (Note 3)	-201 430.04
Other commissions and fees (Note 2)	-72 020.78
Interest on cash and bank overdraft	-73 108.84
Total expenses	-6 791 892.84
Net income (loss) on investments	3 784 089.96
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-4 306 060.35
Realized gain (loss) on financial futures	1 662 114.29
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	1 263 865.14
Realized gain (loss) on foreign exchange	-469 450.08
Total realized gain (loss)	-1 849 531.00
Net realized gain (loss) of the financial year	1 934 558.96
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-67 734 046.74
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	21 546.52
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-67 712 500.22
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-65 777 941.26

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

43

Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2021-30.11.2022
Net assets at the beginning of the financial year	632 550 982.64
Subscriptions	81 137 449.66
Redemptions	-160 633 217.03
Total net subscriptions (redemptions)	-79 495 767.37
Net income (loss) on investments	3 784 089.96
Total realized gain (loss)	-1 849 531.00
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-67 712 500.22
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-65 777 941.26
Net assets at the end of the financial year	487 277 274.01

Development of the outstanding units

	1.12.2021-30.11.2022
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	164 641,6490
Number of units issued	56 827.3470
Number of units redeemed	-166 007.4940
Number of units outstanding at the end of the financial year	55 461.5020
Class	I-A2-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	69 171.5930
Number of units issued	9 889.9420
Number of units redeemed	-22 383.5940
Number of units outstanding at the end of the financial year	56 677.9410
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	160 797.0720
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-838.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	159 959.0720
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	86 491.7920
Number of units issued	81 608.4490
Number of units redeemed	-14 100.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	154 000.2410
Class	K-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	79 518.9020
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-39 433.7720
Number of units outstanding at the end of the financial year	40 085.1300
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	258 058.4590
Number of units issued	13 165.4010
Number of units redeemed	-36 307.8010
Number of units outstanding at the end of the financial year	234 916.0590
Class	(USD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	26 296.5020
Number of units issued	415.1130
Number of units redeemed	-419.7570
Number of units outstanding at the end of the financial year	26 291.8580
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	465 137.5030
Number of units issued	79 733.8230
Number of units redeemed	-158 601.1150
Number of units outstanding at the end of the financial year	386 270.2110
Class	(USD hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	9 013.0650
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-610.9730
Number of units outstanding at the end of the financial year	8 402.0920
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 353.4160
Number of units issued	515.0000
Number of units redeemed	-593.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 275.4160

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2022	30.11.2021	30.11.2020
Net assets in USD		915 163 520.00	1 380 690 335.98	1 804 959 242.88
Class F-acc	LU0403290058			
Units outstanding		2 400.0000	2 635.0000	2 635.0000
Net asset value per unit in USD		460.62	612.62	725.03
Issue and redemption price per unit in USD ¹		460.62	612.62	726.70
Class I-A1-acc	LU0403290488			
Units outstanding		111 699.6950	285 580.2740	562 868.0540
Net asset value per unit in USD		225.48	300.40	356.12
Issue and redemption price per unit in USD ¹		225.48	300.40	356.94
Class I-A2-acc	LU0403290645			
Units outstanding		5 200.0000	5 440.0000	121 500.0000
Net asset value per unit in USD		98.78	131.51	155.78
Issue and redemption price per unit in USD ¹		98.78	131.51	156.14
Class I-A3-acc	LU2059875505			
Units outstanding		181 135.0550	218 635.7500	743 735.5100
Net asset value per unit in USD		82.35	109.52	129.62
Issue and redemption price per unit in USD ¹		82.35	109.52	129.92
Class I-X-acc	LU0403291452			
Units outstanding		51 682.0550	19 393.2520	893.2590
Net asset value per unit in USD		262.71	346.35	406.32
Issue and redemption price per unit in USD ¹		262.71	346.35	407.25
Class (EUR) N-acc	LU0577510026			
Units outstanding		434 849.6400	421 054.4100	371 066.1930
Net asset value per unit in EUR		225.20	278.31	318.33
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		225.20	278.31	319.06
Class P-acc	LU0072913022			
Units outstanding		920 687.2780	982 916.3190	1 054 450.0670
Net asset value per unit in USD		400.55	540.78	649.67
Issue and redemption price per unit in USD ¹		400.55	540.78	651.16
Class (CHF hedged) P-acc	LU0763739066			
Units outstanding		201 182.0840	176 575.5310	167 641.7660
Net asset value per unit in CHF		178.68	249.18	303.07
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		178.68	249.18	303.77
Class (EUR hedged) P-acc	LU0763739140			
Units outstanding		542 012.5040	768 156.1480	575 241.3270
Net asset value per unit in EUR		186.39	259.12	314.54
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		186.39	259.12	315.26
Class (SGD) P-acc	LU0501845795			
Units outstanding		101 590.5000	86 234.8930	62 869.6610
Net asset value per unit in SGD		184.78	249.37	293.06
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		184.78	249.37	293.73
Class Q-acc	LU0403290215			
Units outstanding		495 524.6810	488 582.9660	574 516.6450
Net asset value per unit in USD		222.33	296.76	352.47
Issue and redemption price per unit in USD ¹		222.33	296.76	353.28
Class (CHF hedged) Q-acc	LU1240780590			
Units outstanding		287 461.1600	325 173.1550	251 554.3130
Net asset value per unit in CHF		162.70	224.32	269.74
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		162.70	224.32	270.36
Class (EUR hedged) Q-acc	LU1240780673			
Units outstanding		427 311.3840	317 699.1330	289 894.1030
Net asset value per unit in EUR		167.15	229.76	275.73
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		167.15	229.76	276.36

¹ See note 1

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Performance

	Currency	2021/2022	2020/2021	2019/2020
Class F-acc	USD	-24.8%	-15.7%	38.2%
Class I-A1-acc	USD	-24.9%	-15.6%	38.0%
Class I-A2-acc	USD	-24.9%	-15.6%	38.1%
Class I-A3-acc	USD	-24.8%	-15.5%	-
Class I-X-acc	USD	-24.1%	-14.8%	39.4%
Class (EUR) N-acc	EUR	-19.1%	-12.8%	24.5%
Class P-acc	USD	-25.9%	-17.0%	36.2%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	-28.3%	-18.0%	32.1%
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	-28.1%	-17.8%	32.6%
Class (SGD) P-acc	SGD	-25.9%	-15.1%	33.2%
Class Q-acc	USD	-25.1%	-16.0%	37.7%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	-27.5%	-17.0%	33.6%
Class (EUR hedged) Q-acc	EUR	-27.3%	-16.9%	34.1%
Benchmark ¹				
UBS Greater China Index	USD	-22.6%	-3.5%	29.1%
UBS Greater China Index (hedged CHF)	CHF	-22.0%	-5.7%	22.5%
UBS Greater China Index	EUR	-15.4%	2.5%	18.3%
UBS Greater China Index (hedged EUR)	EUR	-21.7%	-5.6%	22.8%
UBS Greater China Index	SGD	-22.6%	-1.3%	26.1%

¹ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

For the year ending 30 November 2022, Greater China markets consolidated meaningfully on the back of a confluence of global (geopolitical tensions, ADR delisting) and domestic factors (regulatory pressures, COVID outbreak and lockdowns, property downturn, lukewarm results in 1H 2022). Almost all sectors posted double-digit losses over the period, with the exception of Energy which gained as the oil price was on the rise.

The subfund delivered a negative performance in absolute terms on a net of fee basis. Holdings in Financials detracted the most, while holdings in Health Care added value. On a stock level, CSPC Pharmaceutical, China Resources Land and TAL Education were the main stock contributors, while Tencent Holdings, Kweichow Moutai and Hong Kong Exchange and Clearing were the key detractors.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
China	63.97
Hong Kong	20.92
Taiwan	9.29
Total	94.18

Economic Breakdown as a % of net assets	
Internet, software & IT services	22.33
Tobacco & alcohol	12.90
Electronics & semiconductors	9.46
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	9.25
Banks & credit institutions	7.97
Insurance	7.23
Real Estate	6.73
Finance & holding companies	5.96
Miscellaneous services	3.94
Traffic & transportation	2.39
Retail trade, department stores	2.26
Lodging, catering & leisure	1.45
Building industry & materials	1.04
Healthcare & social services	0.45
Telecommunications	0.39
Packaging industry	0.16
Biotechnology	0.14
Food & soft drinks	0.08
Mechanical engineering & industrial equipment	0.05
Total	94.18

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2022
Investments in securities, cost	980 362 753.60
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-118 461 895.64
Total investments in securities (Note 1)	861 900 857.96
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	53 592 971.06
Receivable on subscriptions	5 264 926.32
Receivable on dividends	234 762.25
Prepaid expenses	103 565.10
Total Assets	921 097 082.69
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-2 132 574.73
Interest payable on bank overdraft	-6.76
Payable on redemptions	-2 282 580.75
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 388 285.37
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-72 182.84
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-57 932.24
Total provisions	-1 518 400.45
Total Liabilities	-5 933 562.69
Net assets at the end of the financial year	915 163 520.00

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2021-30.11.2022
Interest on liquid assets	110 974.91
Dividends	22 729 443.57
Net income on securities lending (Note 13)	159 854.95
Other income (Note 4)	840 903.38
Total income	23 841 176.81
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-21 880 095.21
Taxe d'abonnement (Note 3)	-493 536.04
Other commissions and fees (Note 2)	-67 666.55
Interest on cash and bank overdraft	-114 602.74
Total expenses	-22 555 900.54
Net income (loss) on investments	1 285 276.27
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-37 842 652.01
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-50 528 748.62
Realized gain (loss) on foreign exchange	19 837 469.22
Total realized gain (loss)	-68 533 931.41
Net realized gain (loss) of the financial year	-67 248 655.14
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-309 300 131.91
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-8 893 914.18
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-318 194 046.09
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-385 442 701.23

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2021-30.11.2022
Net assets at the beginning of the financial year	1 380 690 335.98
Subscriptions	408 848 788.29
Redemptions	-488 932 903.04
Total net subscriptions (redemptions)	-80 084 114.75
Net income (loss) on investments	1 285 276.27
Total realized gain (loss)	-68 533 931.41
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-318 194 046.09
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-385 442 701.23
Net assets at the end of the financial year	915 163 520.00

Development of the outstanding units

	1.12.2021-30.11.2022
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 635.0000
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-235.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 400.0000
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	285 580.2740
Number of units issued	9 973.2010
Number of units redeemed	-183 853.7800
Number of units outstanding at the end of the financial year	111 699.6950
Class	I-A2-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	5 440.0000
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-240.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	5 200.0000
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	218 635.7500
Number of units issued	58 852.0270
Number of units redeemed	-96 352.7220
Number of units outstanding at the end of the financial year	181 135.0550
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	19 393.2520
Number of units issued	39 787.8760
Number of units redeemed	-7 499.0730
Number of units outstanding at the end of the financial year	51 682.0550
Class	(EUR) N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	421 054.4100
Number of units issued	81 109.3200
Number of units redeemed	-67 314.0900
Number of units outstanding at the end of the financial year	434 849.6400
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	982 916.3190
Number of units issued	303 638.3470
Number of units redeemed	-365 867.3880
Number of units outstanding at the end of the financial year	920 687.2780
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	176 575.5310
Number of units issued	50 180.7520
Number of units redeemed	-25 574.1990
Number of units outstanding at the end of the financial year	201 182.0840
Class	(EUR hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	768 156.1480
Number of units issued	137 809.3950
Number of units redeemed	-363 953.0390
Number of units outstanding at the end of the financial year	542 012.5040
Class	(SGD) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	86 234.8930
Number of units issued	30 701.1060
Number of units redeemed	-15 345.4990
Number of units outstanding at the end of the financial year	101 590.5000
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	488 582.9660
Number of units issued	307 148.8830
Number of units redeemed	-300 207.1680
Number of units outstanding at the end of the financial year	495 524.6810
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	325 173.1550
Number of units issued	35 029.6280
Number of units redeemed	-72 741.6230
Number of units outstanding at the end of the financial year	287 461.1600
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	317 699.1330
Number of units issued	370 189.5240
Number of units redeemed	-260 577.2730
Number of units outstanding at the end of the financial year	427 311.3840

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

63

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2022	30.11.2021	30.11.2020
Net assets in USD		68 093 716.73	156 804 006.55	113 958 675.67
Class F-acc¹	LU0404627084			
Units outstanding		-	-	53.0000
Net asset value per unit in USD		-	-	1 390.93
Issue and redemption price per unit in USD ²		-	-	1 392.04
Class I-B-acc³	LU2245806570			
Units outstanding		-	380 278.7050	363 478.4510
Net asset value per unit in USD		-	121.16	105.63
Issue and redemption price per unit in USD ²		-	121.16	105.71
Class P-acc	LU0038842364			
Units outstanding		55 937.9120	61 749.5910	40 053.9140
Net asset value per unit in USD		1 116.63	1 449.89	1 286.71
Issue and redemption price per unit in USD ²		1 116.63	1 449.89	1 287.74
Class Q-acc	LU0404627241			
Units outstanding		23 332.4090	20 995.0930	17 570.2730
Net asset value per unit in USD		197.24	254.12	223.78
Issue and redemption price per unit in USD ²		197.24	254.12	223.96
Class U-X-acc	LU2227885360			
Units outstanding		122.0000	1 139.0000	1 650.0000
Net asset value per unit in USD		8 440.56	13 926.44	12 133.31
Issue and redemption price per unit in USD ²		8 440.56	13 926.44	12 143.02

¹ The unit class F-acc was in circulation until 10.12.2020.

² See note 1

³ The unit class I-B-acc was in circulation until 23.5.2022.

Performance

	Currency	2021/2022	2020/2021	2019/2020
Class F-acc ¹	USD	-	-	39.8%
Class I-B-acc ²	USD	-	14.7%	-
Class P-acc	USD	-23.0%	12.6%	38.3%
Class Q-acc	USD	-22.4%	13.5%	39.5%
Class U-X-acc ³	USD	-	14.8%	-
Benchmark ⁴				
Russell 2000 Growth (net div. reinv.)	USD	-21.1%	11.8%	25.7%

¹ The unit class F-acc was in circulation until 10.12.2020. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The unit class I-B-acc was in circulation until 23.5.2022. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The unit class U-X-acc was active until 9.2.2022 - reactivated 21.3.2022. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

⁴ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

US small cap growth equities had a difficult year from 1 December 2021 to 30 November 2022, trading lower alongside broader global equity markets as inflation and macroeconomic concerns drove market volatility and stoked recessionary concerns worldwide. However, risk-on sentiment re-emerged in October and November to end the period on a positive note, amid rising hopes that the worst of the inflation scare is over.

The subfund posted a negative performance during the financial year, modestly underperforming its benchmark. Relative performance was negatively impacted by the strategy's underweight in the Energy, Materials and Consumer Staples sectors, offset in part by the benefit from its cash position and underweight in the Communication Services sector. From a stock selection perspective, the strategy had positive contributions from its holdings within the Consumer Discretionary, Financials and Real Estate sectors that were offset by weaker stock selection within the Health Care, Information Technology and Materials sectors.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	91.19
Israel	2.81
United Kingdom	0.85
The Netherlands	0.67
Bermuda	0.66
Canada	0.25
Total	96.43

Economic Breakdown as a % of net assets	
Internet, software & IT services	16.12
Biotechnology	8.42
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	7.92
Finance & holding companies	6.93
Lodging, catering & leisure	6.80
Electronics & semiconductors	6.43
Petroleum	5.94
Food & soft drinks	5.37
Banks & credit institutions	4.69
Energy & water supply	4.45
Mechanical engineering & industrial equipment	4.23
Building industry & materials	3.05
Healthcare & social services	2.96
Vehicles	2.22
Electrical devices & components	2.08
Traffic & transportation	1.75
Retail trade, department stores	1.71
Forestry, paper & pulp products	1.47
Textiles, garments & leather goods	1.21
Miscellaneous services	1.10
Tobacco & alcohol	0.92
Insurance	0.66
Total	96.43

Statement of Net Assets

	USD
	30.11.2022
Assets	
Investments in securities, cost	72 833 120.36
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-7 168 358.69
Total investments in securities (Note 1)	65 664 761.67
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	2 386 519.58
Receivable on subscriptions	79 332.17
Receivable on dividends	49 652.76
Prepaid expenses	29 306.86
Total Assets	68 209 573.04
Liabilities	
Payable on redemptions	-12 712.62
Provisions for flat fee (Note 2)	-93 057.45
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-5 573.88
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-4 512.36
Total provisions	-103 143.69
Total Liabilities	-115 856.31
Net assets at the end of the financial year	68 093 716.73

Statement of Operations

	USD
	1.12.2021-30.11.2022
Income	
Interest on liquid assets	12 205.59
Dividends	381 902.22
Net income on securities lending (Note 13)	29 248.63
Other income (Note 4)	47 537.23
Total income	470 893.67
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 317 465.22
Taxe d'abonnement (Note 3)	-37 165.46
Other commissions and fees (Note 2)	-39 695.53
Interest on cash and bank overdraft	-43.67
Total expenses	-1 394 369.88
Net income (loss) on investments	-923 476.21
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-8 950 176.73
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 370.95
Total realized gain (loss)	-8 951 547.68
Net realized gain (loss) of the financial year	-9 875 023.89
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-20 647 968.00
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-20 647 968.00
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-30 522 991.89

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

83

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2021-30.11.2022
Net assets at the beginning of the financial year	156 804 006.55
Subscriptions	18 709 895.97
Redemptions	-76 897 193.90
Total net subscriptions (redemptions)	-58 187 297.93
Net income (loss) on investments	-923 476.21
Total realized gain (loss)	-8 951 547.68
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-20 647 968.00
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-30 522 991.89
Net assets at the end of the financial year	68 093 716.73

Development of the outstanding units

	1.12.2021-30.11.2022
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	380 278.7050
Number of units issued	1 655.7550
Number of units redeemed	-381 934.4600
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	61 749.5910
Number of units issued	12 522.0570
Number of units redeemed	-18 333.7360
Number of units outstanding at the end of the financial year	55 937.9120
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	20 995.0930
Number of units issued	9 510.7810
Number of units redeemed	-7 173.4650
Number of units outstanding at the end of the financial year	23 332.4090
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 139.0000
Number of units issued	122.0000
Number of units redeemed	-1 139.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	122.0000

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2022	30.11.2021	30.11.2020
Net assets in USD		65 393 691.81	83 407 896.20	71 830 020.15
Class P-acc	LU0098995292			
Units outstanding		208 248,0410	236 317,0990	259 069,3610
Net asset value per unit in USD		270.13	308.08	245.41
Issue and redemption price per unit in USD ¹		270.13	308.08	245.41
Class Q-acc	LU0358044989			
Units outstanding		47 899,6790	49 052,8370	48 244,2360
Net asset value per unit in USD		190.79	216.16	171.06
Issue and redemption price per unit in USD ¹		190.79	216.16	171.06

¹ See note 1

Performance

	Currency	2021/2022	2020/2021	2019/2020
Class P-acc	USD	-12.3%	25.5%	11.0%
Class Q-acc	USD	-11.7%	26.4%	11.7%
Benchmark ¹				
S&P 500 (net div. reinv.)	USD	-9.6%	27.4%	16.8%

¹ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 December 2021 to 30 November 2022, posed an unusually top-down driven backdrop for markets with macro concerns being the main driver of volatility and the sharp sell-off of risk assets. Coming into 2022, investors were faced with the challenge of fading fiscal stimulus, high inflation, supply chain pressures, and monetary policy on the horizon. Then, the onset of the Russia-Ukraine war further exacerbated concerns over economic slowdown and recession globally. Overall, earnings were less broad-based than in the bulk of 2021, market volatility was elevated, Fed balance sheet reduction and rate increases weighed on longer duration assets, and inflation and supply chain challenges continued to place upward pressure on price cost.

The subfund had a negative performance during the financial year. Stock selection in Industrials and Materials detracted the most from performance, where some of our holdings were weighed by supply chain pressures, in addition to recession fears which dampened some of our cyclically-exposed names. Meanwhile stock selection contributed in Consumer Discretionary where some of our holdings in retailers outperformed the broader market; followed by stock selection in Financials as rising interest rates boosted profitability in some of our insurance names.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	93.38
Ireland	2.52
The Netherlands	2.17
Israel	0.47
Total	98.54

Economic Breakdown as a % of net assets	
Internet, software & IT services	20.32
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	10.90
Retail trade, department stores	9.62
Finance & holding companies	9.54
Banks & credit institutions	8.33
Insurance	6.10
Healthcare & social services	5.31
Electronics & semiconductors	5.23
Lodging, catering & leisure	4.06
Biotechnology	3.10
Vehicles	2.97
Real Estate	2.54
Mechanical engineering & industrial equipment	2.31
Environmental services & recycling	1.96
Energy & water supply	1.94
Chemicals	1.45
Building industry & materials	1.43
Mortgage & funding institutions	0.96
Electrical devices & components	0.47
Total	98.54

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2022
Investments in securities, cost	55 520 597.22
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	8 918 932.53
Total investments in securities (Note 1)	64 439 529.75
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	1 006 665.67
Receivable on subscriptions	1 148.78
Receivable on dividends	43 444.90
Prepaid expenses	39 733.78
Other receivables	16 004.90
Total Assets	65 546 527.78
Liabilities	
Payable on redemptions	-63 269.42
Provisions for flat fee (Note 2)	-80 373.42
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-5 419.88
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-3 773.25
Total provisions	-89 566.55
Total Liabilities	-152 835.97
Net assets at the end of the financial year	65 393 691.81

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2021-30.11.2022
Interest on liquid assets	8 883.90
Dividends	644 240.19
Net income on securities lending (Note 13)	77 851.64
Other income (Note 4)	4 283.94
Total income	735 259.67
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 111 378.58
Taxe d'abonnement (Note 3)	-34 308.98
Other commissions and fees (Note 2)	-21 689.20
Interest on cash and bank overdraft	-0.88
Total expenses	-1 167 377.64
Net income (loss) on investments	-432 117.97
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	757 460.03
Realized gain (loss) on foreign exchange	-3 328.00
Total realized gain (loss)	754 132.03
Net realized gain (loss) of the financial year	322 014.06
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-10 377 089.84
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-10 377 089.84
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-10 055 075.78

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

99

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2021-30.11.2022
Net assets at the beginning of the financial year	83 407 896.20
Subscriptions	679 758.15
Redemptions	-8 638 886.76
Total net subscriptions (redemptions)	-7 959 128.61
Net income (loss) on investments	-432 117.97
Total realized gain (loss)	754 132.03
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-10 377 089.84
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-10 055 075.78
Net assets at the end of the financial year	65 393 691.81

Development of the outstanding units

	1.12.2021-30.11.2022
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	236 317.0990
Number of units issued	2 307.1330
Number of units redeemed	-30 376.1910
Number of units outstanding at the end of the financial year	208 248.0410
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	49 052.8370
Number of units issued	67.3970
Number of units redeemed	-1 220.5550
Number of units outstanding at the end of the financial year	47 899.6790

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currency of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in this unit class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of subfund units in circulation, taking into account the fees charged to that unit class.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and

other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.

- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company and the Fund’s auditor, based on the market value of that derivative’s underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower’s credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund’s currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the

respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Directors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended. The net asset value shall be calculated separately for each class of the subfund. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the year, this can be seen from the most important figures of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

As some of the Fund's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Management Company may – by way of derogation to the aforementioned provisions – allow the net asset value per unit to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per unit, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

Had the financial statements in this report been prepared on the last available market prices as of 30 November 2022, the net asset value would have been impacted as following:

Subfunds	Variation (%)
UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)	0.76%
UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	0.59%
UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)	0.40%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the time of valuation are not generally taken into account in the net asset value per unit of the subfund concerned. If, as a result of this, the Management Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per unit to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Management Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all unit classes in the same subfund.

The Management Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Fund whenever it deems this to be appropriate.

Evaluating assets at fair value calls for greater reliability of judgement than evaluating assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Fund will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Fund determines the net asset value per unit. As a consequence, if the Fund sells or redeems units at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing unitholders.

If necessary, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments.

Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents.

The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the currency of account of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies is other than the currency of account of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as at 30 November 2022 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 November 2022:

Exchange rates			
EUR 1	=	JPY	143.677361
EUR 1	=	USD	1.029650

j) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities

are first listed as “ex-dividend”. Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with “N” in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with “K-1” in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with “K-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “Q-L” in their name	0.820%	0.870%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with “N” in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with “K-1” in their name	1.700%	1.730%
Unit classes with “K-B” in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with “Q” in their name	1.400%	1.450%
Unit classes with “I-A1” in their name	1.200%	1.230%
Unit classes with “I-A2” in their name	1.130%	1.160%
Unit classes with “I-A3” in their name	1.000%	1.030%

¹ max 0.180% / all 0.180%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “I-B” in their name	0.180% ¹	0.180%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with “N” in their name	2.250%	2.300%
Unit classes with “K-1” in their name	1.400%	1.430%
Unit classes with “K-B” in their name	0.180% ¹	0.180%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with “Q” in their name	0.980%	1.030%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with “I-B” in their name	0.180% ²	0.180%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

¹ max 0.180% / all 0.180%

² max 0.180% / all 0.180%

UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.720%	1.770%
Unit classes with “N” in their name	2.200%	2.250%
Unit classes with “K-1” in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with “K-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with “Q” in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.590%	0.620%

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-B" in their name	0.065 %	0.065 %
Unit classes with "I-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "U-X" in their name	0.000 %	0.000 %

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040% ¹	2.090% ²
Unit classes with "N" in their name	2.310 %	2.360 %
Unit classes with "K-1" in their name	1.150 %	1.180 %
Unit classes with "K-B" in their name	0.065 %	0.065 %
Unit classes with "K-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "F" in their name	0.600 %	0.630 %
Unit classes with "Q" in their name	1.020 % ³	1.070 % ⁴
Unit classes with "I-A1" in their name	1.000 % ⁵	0.730 %
Unit classes with "I-A2" in their name	0.940 % ⁶	0.680 %
Unit classes with "I-A3" in their name	0.820 % ⁷	0.630 %
Unit classes with "I-B" in their name	0.065 %	0.065 %
Unit classes with "I-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "U-X" in their name	0.000 %	0.000 %

¹ max 2.040% / all. 1.780%² max 2.090% / all. 1.830%³ max 1.020% / all. 0.990%⁴ max 1.070% / all. 1.040%⁵ max 1.000% / all. 0.700%⁶ max 0.940% / all. 0.650%⁷ max 0.820% / all. 0.600%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.740 %	1.790 %
Unit classes with "N" in their name	2.260 %	2.310 %
Unit classes with "K-1" in their name	1.080 %	1.110 %
Unit classes with "K-B" in their name	0.065 %	0.065 %
Unit classes with "K-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "F" in their name	0.600 %	0.630 %
Unit classes with "Q" in their name	1.020 %	1.070 %
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720 %	0.750 %

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680 %	0.710 %
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600 %	0.630 %
Unit classes with "I-B" in their name	0.065 %	0.065 %
Unit classes with "I-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "U-X" in their name	0.000 %	0.000 %

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Improvers (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650 %	1.700 %
Unit classes with "N" in their name	2.500 %	2.550 %
Unit classes with "K-1" in their name	1.080 %	1.110 %
Unit classes with "K-B" in their name	0.065 %	0.065 %
Unit classes with "K-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "F" in their name	0.600 %	0.630 %
Unit classes with "Q" in their name	0.920 %	0.970 %
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720 %	0.750 %
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680 %	0.710 %
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600 %	0.630 %
Unit classes with "I-B" in their name	0.065 %	0.065 %
Unit classes with "I-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "U-X" in their name	0.000 %	0.000 %

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340 %	2.390 %
Unit classes with "N" in their name	2.750 %	2.800 %
Unit classes with "K-1" in their name	1.500 %	1.530 %
Unit classes with "K-B" in their name	0.180 %	0.180 %
Unit classes with "K-X" in their name	0.000 %	0.000 %
Unit classes with "F" in their name	0.880 %	0.910 %
Unit classes with "Q" in their name	1.200 %	1.250 %
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050 %	1.080 %

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A2" in their name	0.980%	1.010%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Unit classes with "N" in their name	2.200%	2.250%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.560%	0.590%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A3" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.710%	1.760%
Unit classes with "N" in their name	2.250%	2.300%
Unit classes with "K-1" in their name	0.970%	1.000%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "Q" in their name	0.910%	0.960%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.830%	0.860%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with "N" in their name	2.130%	2.180%
Unit classes with "K-1" in their name	1.090%	1.120%
Unit classes with "K-B" in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "Q" in their name	0.990%	1.040%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-B" in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus. The actual maximum rate applied to the flat management fee can be found in the annual and semi-annual reports.

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

This fee is shown in the Statement of Operations as “Flat fee”.

2. The maximum flat management fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:

- a) all other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section titled “Net asset value, issue, redemption and conversion price” of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
- d) fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in classaction suits in the interests of investors, it

may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as “Other commissions and fees”.

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

All taxes on the Fund's income and assets, particularly the “taxe d'abonnement”, shall also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term “maximum management fee” is set at 80% of the flat management fee.

For unit class F, an additional fee will also be charged; this shall be determined via a separate contract between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners.

For unit class “I-B”, a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the services to be performed for share classes “K-B” for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs that can be allocated to unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Fund's ongoing charges can be found in the KIIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for some unit classes only a reduced "taxe d'abonnement" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the Fund assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "taxe d'abonnement" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 December 2021 to 30 November 2022 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Opportunity (USD)	680 446 343.85 USD	10.29%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	62 679 578.33 USD	9.84%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	36 686 729.72 EUR	4.14%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	144 304 000.17 EUR	12.12%
– Greater China (USD)	156 269 917.38 USD	3.25%
– Tech Opportunity (USD)	936 400.82 USD	0.06%

UBS (Lux) Equity Fund	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security commission
– China Opportunity (USD)	377 643.72 USD	0.01%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	24 696.89 USD	0.00%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	7 333.09 EUR	0.00%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	5 853.52 EUR	0.00%
– Greater China (USD)	66 598.96 USD	0.00%
– Tech Opportunity (USD)	272.93 USD	0.00%

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Fund on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties. Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 November 2022 were used.

b) Transactions in Units of the Fund

Connected persons may invest in a new subfund/share-class for the purpose of providing seed capital ("Direct Investment"), with the intent of remaining invested until the subfund/shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm's length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 30 November 2022, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / share classes registered in Hong Kong.

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The members of the Board of Directors of the Management Company and their affiliated persons may subscribe and redeem units in the subfunds.

As of 30 November 2022, two Directors of the Management Company hold units as follows:

Holder	Subfunds	Number of units	% per Total Net Asset Value
Director 1	UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD) P-acc	60	0.00%
Director 2	UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD) (CHF hedged) P-acc	3 125	0.06%

No other Directors had holdings in the subfunds registered in Hong Kong as of 30 November 2022.

Note 6 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the Fund falling below the minimum amount for Fund's assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients

or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. The amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and the related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions are as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place (in USD)	Related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions (in USD)
– China Opportunity (USD)	1 759 247 846.46	277 523.81
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	442 785 996.59	83 048.69
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	931 156 073.91	-
– European Opportunity Sustainable (EUR)	948 225 882.93	-
– Greater China (USD)	304 369 626.89	59 243.72
– Tech Opportunity (USD)	484 630 087.55	34 961.27

Except of the above item there are no other comparable agreements for the other subfunds.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) / Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Biotech (USD) P-acc	2.09%
– Biotech (USD) (SEK) P-acc	2.09%
– Biotech (USD) Q-acc	1.07%
– Biotech (USD) QL-acc	0.87%
– China Opportunity (USD) F-acc	1.01%
– China Opportunity (USD) I-A1-acc	1.21%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A1-acc	1.21%
– China Opportunity (USD) I-A2-acc	1.12%
– China Opportunity (USD) I-A3-acc	1.01%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A3-dist	1.01%
– China Opportunity (USD) I-B-acc	0.18%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-B-acc	0.18%
– China Opportunity (USD) I-X-acc	0.02%
– China Opportunity (USD) K-1-acc	1.75%
– China Opportunity (USD) (HKD) K-1-acc	1.75%
– China Opportunity (USD) K-X-acc	0.05%
– China Opportunity (USD) P-acc	2.39%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-acc	2.44%
– China Opportunity (USD) (EUR) P-acc	2.38%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.44%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-acc	2.39%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) P-acc	2.44%
– China Opportunity (USD) (SEK) P-acc	2.37%
– China Opportunity (USD) (SGD) P-acc	2.39%
– China Opportunity (USD) P-dist	2.39%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-dist	2.44%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-dist	2.39%
– China Opportunity (USD) Q-acc	1.45%
– China Opportunity (USD) (EUR) Q-acc	1.45%
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.50%
– China Opportunity (USD) (HKD) Q-acc	1.45%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) Q-acc	1.50%
– China Opportunity (USD) (SGD) Q-acc	1.45%
– China Opportunity (USD) U-X-acc	0.02%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) I-B-acc	0.21%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF) I-X-acc	0.02%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) K-B-acc	0.25%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (EUR) N-acc	2.33%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) P-acc	2.00%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF hedged) P-acc	2.05%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (SGD) P-acc	2.00%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) Q-acc	1.07%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.11%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) U-X-acc	0.02%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.69%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.61%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-B-acc	0.08%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-X-acc	0.02%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) P-acc	1.78%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) Q-acc	0.96%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) U-X-acc	0.02%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.72%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A2-acc	0.67%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.62%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-X-acc	0.02%
– European Opportunity Sustainable (EUR) K-B-acc	0.12%
– European Opportunity Sustainable (EUR) P-acc	1.84%
– European Opportunity Sustainable (EUR) (USD hedged) P-acc	1.89%
– European Opportunity Sustainable (EUR) Q-acc	1.05%
– European Opportunity Sustainable (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.10%
– European Opportunity Sustainable (EUR) U-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) I-A1-acc	0.74%
– Global Sustainable (USD) I-A2-acc	0.70%
– Global Sustainable (USD) (EUR) I-A3-acc	0.62%
– Global Sustainable (USD) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) (EUR) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) (JPY hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) (CAD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) P-acc	1.80%
– Global Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.85%
– Global Sustainable (USD) (EUR) P-dist	1.80%
– Global Sustainable (USD) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) (EUR) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) U-X-acc	0.02%
– Global Sustainable Improvers (USD) (JPY) I-B-acc	0.08%
– Global Sustainable Improvers (USD) P-acc	1.68%
– Global Sustainable Improvers (USD) Q-acc	0.96%
– Global Sustainable Improvers (USD) U-X-acc	0.01%
– Greater China (USD) F-acc	0.89%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Greater China (USD) I-A1-acc	1.06%
– Greater China (USD) I-A2-acc	0.99%
– Greater China (USD) I-A3-acc	0.90%
– Greater China (USD) I-X-acc	0.02%
– Greater China (USD) (EUR) N-acc	2.80%
– Greater China (USD) P-acc	2.39%
– Greater China (USD) (CHF hedged) P-acc	2.44%
– Greater China (USD) (EUR hedged) P-acc	2.43%
– Greater China (USD) (SGD) P-acc	2.40%
– Greater China (USD) Q-acc	1.25%
– Greater China (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.30%
– Greater China (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.31%
– Japan (JPY) I-A1-acc	0.70%
– Japan (JPY) P-acc	1.57%
– Japan (JPY) Q-acc	1.09%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) I-B-acc	0.11%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) P-acc	1.78%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) Q-acc	1.03%
– Mid Caps USA (USD) I-B-acc	0.11%
– Mid Caps USA (USD) P-acc	1.87%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) P-acc	1.92%
– Mid Caps USA (USD) Q-acc	1.09%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.14%
– Mid Caps USA (USD) U-X-acc	0.01%
– Small Caps USA (USD) P-acc	1.88%
– Small Caps USA (USD) Q-acc	1.10%
– Small Caps USA (USD) U-X-acc	0.02%
– Sustainable Health Transformation (USD) F-acc	0.67%
– Sustainable Health Transformation (USD) P-acc	1.79%
– Sustainable Health Transformation (USD) (CHF hedged) P-acc	1.84%
– Sustainable Health Transformation (USD) (EUR hedged) P-acc	1.84%
– Sustainable Health Transformation (USD) Q-acc	0.99%
– Sustainable Health Transformation (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.04%
– Sustainable Health Transformation (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.04%
– Tech Opportunity (USD) P-acc	2.11%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) P-acc	2.16%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.16%
– Tech Opportunity (USD) Q-acc	1.09%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.14%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.14%
– US Sustainable (USD) P-acc	1.73%
– US Sustainable (USD) Q-acc	1.07%

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Equity Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Biotech (USD)	81.79%
– China Opportunity (USD)	-43.69%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	-26.11%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	109.09%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	125.48%
– Global Sustainable (USD)	28.35%
– Global Sustainable Improvers (USD)	28.58%
– Greater China (USD)	-53.34%
– Japan (JPY)	6.36%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	15.14%
– Mid Caps USA (USD)	145.45%
– Small Caps USA (USD)	18.95%
– Sustainable Health Transformation (USD)	20.89%
– Tech Opportunity (USD)	210.03%
– US Sustainable (USD)	31.31%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 November 2022, the Fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Biotech (USD)	226 613.63 USD
– China Opportunity (USD)	3 389 145.67 USD
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	620 624.00 USD
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	728 170.18 EUR
– European Opportunity Sustainable (EUR)	965 422.92 EUR
– Global Sustainable (USD)	356 986.58 USD
– Global Sustainable Improvers (USD)	289 589.10 USD
– Greater China (USD)	600 241.52 USD
– Japan (JPY)	2 634 009 JPY
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	85 269.86 EUR
– Mid Caps USA (USD)	130 788.97 USD
– Small Caps USA (USD)	57 281.67 USD
– Sustainable Health Transformation (USD)	153 114.57 USD
– Tech Opportunity (USD)	187 658.23 USD
– US Sustainable (USD)	12 769.59 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfunds.

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Note 11 – Defaulted securities

There are a number of securities that – at the year end – are in default. These securities are disclosed in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the Fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16	EUR	73 000.00
LEINOUT HAUSPIE SPEECH-DEFAILL	EUR	10 800.00

Note 12 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 13 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)		
Bank of America	-113 128.73 USD	0.00 USD
HSBC	423 527.48 USD	0.00 USD
JP Morgan	10 147.22 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-12 305.68 USD	0.00 USD
UBS AG	2 460.53 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)		
Morgan Stanley	-140 398.36 USD	0.00 USD
UBS AG	2 887.17 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	406.40 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)		
Bank of America	80 457.96 EUR	0.00 EUR
State Street	-86 791.24 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-242.01 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)		
Bank of America	-506.65 USD	0.00 USD
HSBC	-26 615.08 USD	0.00 USD
JP Morgan	-158.19 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-45 373.24 USD	0.00 USD
State Street	-74.53 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)		
Bank of America	-1 167 533.44 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-936 267.64 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-17 551.95 USD	0.00 USD
State Street	1 801.29 USD	0.00 USD
UBS AG	-13 022.99 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)		
Canadian Imperial Bank	-1 341.88 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-227 179.08 USD	0.00 USD
State Street	1.01 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)		
Bank of America	-32 997.23 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	293.86 USD	0.00 USD
JP Morgan	-47 225.86 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	310.52 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)		
Bank of America	-551 247.79 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-1 235.18 USD	0.00 USD
JP Morgan	-2 605.96 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-220 294.35 USD	0.00 USD
State Street	1.16 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Securities Lending

UBS (Lux) Equity Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 November 2022*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 November 2022		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Biotech (USD)	89 751 485.64 USD	95 280 782.65 USD	63.72	36.28	0.00
– China Opportunity (USD)	181 198 210.75 USD	192 361 242.94 USD	63.72	36.28	0.00
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	21 845 777.95 USD	23 191 625.25 USD	63.72	36.28	0.00
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	67 176 362.79 EUR	71 314 879.93 EUR	63.72	36.28	0.00
– European Opportunity Sustainable (EUR)	33 058 025.18 EUR	35 094 622.55 EUR	63.72	36.28	0.00
– Global Sustainable (USD)	81 402 157.22 USD	86 417 079.27 USD	63.72	36.28	0.00
– Global Sustainable Improvers (USD)	39 100 476.93 USD	41 509 330.09 USD	63.72	36.28	0.00
– Greater China (USD)	62 372 839.98 USD	66 215 427.71 USD	63.72	36.28	0.00
– Japan (JPY)	188 668 296 JPY	200 291 536 JPY	63.72	36.28	0.00
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	18 576 841.20 EUR	19 721 299.94 EUR	63.72	36.28	0.00
– Mid Caps USA (USD)	18 287 975.77 USD	19 414 638.46 USD	63.72	36.28	0.00
– Small Caps USA (USD)	17 950 801.85 USD	19 056 692.34 USD	63.72	36.28	0.00
– Sustainable Health Transformation (USD)	6 094 323.11 USD	6 469 774.53 USD	63.72	36.28	0.00
– Tech Opportunity (USD)	29 729 716.53 USD	31 561 267.63 USD	63.72	36.28	0.00
– US Sustainable (USD)	5 599 345.71 USD	5 944 303.18 USD	63.72	36.28	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 30 November 2022 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 30 November 2022.

	UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	280 621.83	1 658 968.23	141 315.03	444 473.55	561 873.95
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	95 525.73 USD	563 946.21 USD	47 991.53 USD	151 818.53 EUR	203 630.05 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	16 723.00 USD	99 639.88 USD	8 534.48 USD	25 970.89 EUR	21 119.53 EUR
Net Securities Lending revenues	168 373.10 USD	995 379.14 USD	84 789.02 USD	266 684.13 EUR	337 124.37 EUR

	UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Improvers (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	1 325 174.52	138 610.68	266 424.92	3 447 100	133 768.53
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	453 773.58 USD	44 349.68 USD	87 281.78 USD	1 252 495 JPY	44 998.72 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	76 296.23 USD	11 094.59 USD	19 288.19 USD	126 345 JPY	8 508.69 EUR
Net Securities Lending revenues	795 104.71 USD	83 166.41 USD	159 854.95 USD	2 068 260 JPY	80 261.12 EUR

	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	70 278.30	48 747.72	45 258.27	68 274.28	129 752.73
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	26 347.20 USD	18 005.79 USD	15 256.39 USD	24 954.24 USD	43 576.75 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 764.12 USD	1 493.30 USD	3 246.92 USD	2 355.47 USD	8 324.34 USD
Net Securities Lending revenues	42 166.98 USD	29 248.63 USD	27 754.96 USD	40 964.57 USD	77 851.64 USD

* Effective 1 June 2022, 10% of the gross revenue are retained as cost/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2022

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Equities

Argentina			
USD MERCADOLIBRE INC COM STK USD0.001	13 531.00	12 032 577.06	2.94
Total Argentina		12 032 577.06	2.94
Bermuda			
USD CREDICORP COM USD5	90 925.00	4 543 810.25	1.11
Total Bermuda		4 543 810.25	1.11
Brazil			
BRL COMPANHIA BRASIL COM NPV	1 733 000.00	3 595 075.00	0.88
BRL INTER & CO INC BDR EACH REP 1 COM A	1 017 000.00	2 471 637.72	0.61
USD SUZANO SA SPON ADS EACH REP 1 ORD SHS	993 517.00	9 994 781.02	2.44
USD XP INC COM USD0.00001 CLASS A	84 707.00	1 396 818.43	0.34
Total Brazil		17 458 312.17	4.27
China			
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	1 357 400.00	13 904 292.20	3.40
HKD CHINA MERCHANTS BK "H"CNV1	1 374 000.00	8 905 053.72	1.89
HKD HANGZHOU TIGER MED NPV	451 100.00	4 282 207.38	1.04
USD JD.COM INC SPN ADS EACH REP 2 ORD SHS	207 871.00	11 058 480.75	2.70
USD LI AUTO INC SPN ADS EACH REP 2 ORD SHS	298 858.00	5 500 778.74	1.34
CNY LONGI GREEN ENERGY "A"CNV1	1 405 780.00	9 009 808.05	2.20
HKD MEITUAN USD0.00001 (A & B CLASS)	433 000.00	9 081 664.57	2.22
CNY MIDEA GROUP CO LTD CNV1	714 700.00	4 789 714.19	1.17
HKD NETEASE INC USD0.0001	139 300.00	1 951 935.85	0.48
USD PINDUODUO INC-A SHS-A-ADR	94 330.00	7 396 301.90	1.81
CNY PING AN BANK CO LT "A"CNV1	1 325 000.00	2 817 033.58	0.59
HKD PING AN INSURANCE "H"CNV1	1 467 000.00	8 980 442.01	2.20
USD VIPSHOP HLDGS LTD SPON ADR EA REPR 2 ORD SHS	422 500.00	4 283 025.00	1.04
HKD ZHONGSHENG GROUP H HKD0.0001 REG'S	1 136 000.00	5 796 364.20	1.42
Total China		95 319 162.98	23.30
Cyprus			
USD TCS GROUP HLDG PLC GDR EACH REPR 1 A REG'S*	88 515.00	0.00	0.00
Total Cyprus		0.00	0.00
Hong Kong			
HKD AIA GROUP LTD NPV	560 600.00	5 641 791.24	1.38
HKD CHINA MINGNIU DAIR HKD0.1	2 801 000.00	12 436 448.81	3.05
Total Hong Kong		18 138 240.05	4.43
India			
INR BANDHAN BANK LTD	2 748 776.00	8 046 885.72	1.97
INR CROMPTON GREAVES C NR2	2 128 543.00	9 484 005.30	2.32
INR EICHER MOTORS NR1	281 255.00	11 178 597.32	2.73
INR GOOREJ CONSUMER PR NR1	892 226.00	9 657 279.24	2.36
INR HDFC BANK NR1	770 155.00	15 211 356.22	3.72
INR HINDUSTAN UNILEVER NR1	272 880.00	8 994 832.49	2.20
INR INFOSYS LTD NR5	559 459.00	11 230 941.30	2.75
INR MAARUTI UDYOG NR5	80 927.00	8 918 031.42	2.18
INR ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISES LIMITED NR1	1 995 327.00	6 483 151.22	1.58
Total India		89 205 680.23	21.81
Indonesia			
IDR BANK CENTRAL ASIA KB62.5	24 828 800.00	14 677 954.25	3.59
Total Indonesia		14 677 954.25	3.59
Luxembourg			
USD GLOBANT SA USD1.20	19 900.00	3 466 978.00	0.85
Total Luxembourg		3 466 978.00	0.85
Mexico			
USD CEMEX SAB DE CV SPON ADR 5 ORD	2 079 258.00	9 101 602.62	2.22
Total Mexico		9 101 602.62	2.22
Russian Federation (CIS)			
USD YANDEX NLV COM USD0.01 CL "A"*	57 100.00	0.00	0.00
Total Russian Federation (CIS)		0.00	0.00
South Africa			
ZAR IMPHILA PLATINUM ZARD 025	424 213.00	5 275 617.04	1.29
ZAR MTN GROUP LTD ZARD 0001	400 647.00	3 503 327.42	0.81
ZAR NASPERS "M" ZARD 02	122 429.00	18 830 722.10	4.60
ZAR VODACOM GROUP LMB ZARD 01	497 920.00	3 705 594.71	0.91
Total South Africa		31 115 261.27	7.61
South Korea			
KRW HYUNDAI MOTOR CO KRW5000	25 175.00	3 225 973.68	0.79
KRW LG ELECTRONICS INC KRW5000	106 892.00	7 895 621.18	1.93
KRW SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	514 894.00	24 274 154.94	5.93
KRW SK HYNDX INC KRW5000	158 972.00	10 245 780.34	2.50
Total South Korea		35 641 510.09	8.15

* Fair-valued

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

33

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Taiwan			
TWD HON HAI PRECISION TWD10	3 703 000.00	12 041 594.55	2.94
TWD MEGATEK INC TWD10	520 000.00	12 333 079.89	3.02
TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	2 115 500.00	33 540 793.75	8.20
Total Taiwan		57 915 468.19	14.16
Total Equities		398 615 897.12	97.44
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		398 615 897.12	97.44
Total investments in securities		398 615 897.12	97.44
Forward Foreign Exchange contracts			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
CHF 11 485 800.00	USD 12 301 183.96	12.1.2023	-140 998.36
USD 50 488.08	CHF 47 300.00	12.1.2023	406.40
USD 387 219.58	CHF 363 000.00	12.1.2023	2 887.17
Total Forward Foreign Exchange contracts			-137 104.79
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		8 260 768.24	2.02
Bank overdraft and other short-term liabilities		-536 212.18	-0.13
Other assets and liabilities		2 883 830.72	0.70
Total net assets		409 087 179.11	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2022

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Equities

Belgium			
EUR AZEUS GROUP NV NPV	57 700.00	1 477 120.00	0.26
EUR RECTICEL NPV	45 845.00	684 007.40	0.12
EUR SA D'ETEREN NV NPV	41 092.00	7 425 324.40	1.33
EUR UNIFIDPOST GROUP EURO 01	225 367.00	787 727.57	0.14
Total Belgium		90 374 179.37	1.65
Finland			
EUR NESTE OIL OY NPV	66 135.00	3 269 100.90	0.58
EUR NORDEA HOLDING ABP NPV	401 181.00	8 021 223.93	1.43
EUR SAMPO PLC SER'A NPV	398 158.00	19 229 994.72	3.43
Total Finland		30 554 319.55	5.44
France			
EUR AIR LIQUEFIED EURO 5 (POST SUBORDINATED)	129 411.00	17 887 186.42	3.19
EUR ANTIN INFRA PARTN EURO 01 (PROMESSES)	24 500.00	545 660.00	0.10
EUR AXA EUR 29	408 200.00	11 029 564.00	1.97
EUR ESSILORLUXOTTICA EURO 18	84 322.00	14 950 290.80	2.67
EUR EUROGAM SA EUR1	12 773.00	218 290.57	0.04
EUR L'OREAL EURO 20	45 798.00	16 249 130.40	2.90
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO 30	48 385.00	35 674 280.30	6.37
EUR NESTLE SA EUR 2	39 942.00	1 518 968.16	0.27
EUR PERNO RICAUD EUR1 55	107 937.00	20 394 696.15	3.64
EUR SANOFI EUR 2	337 500.00	29 187 000.00	5.21
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR 8	115 360.00	16 025 811.20	2.86
EUR TELEPERFORMANCE EUR 50	30 956.00	10 975 922.40	1.95
EUR TOTALENERGIES SE EUR 2 5	134 748.00	10 539 051.86	1.88
EUR VINCI EUR 30	70 385.00	7 090 456.70	1.27
Total France		152 304 892.86	24.33
Germany			
EUR APOTHE PHARMA AG EUR1	88 018.00	844 972.80	0.15
EUR BAYER AG NPV (REGD)	152 393.00	10 654 724.34	1.90
EUR BAYERISCHE MOTORENWERKE AG EUR1	76 331.00	8 586 128.81	1.58
EUR BEIERSDORF AG NPV	64 038.00	6 656 750.10	1.19
EUR DEUTSCHE TELEKOM NPV (REGD)	970 231.00	18 828 302.79	3.36
EUR EXXON AG ORD NPV	133 219.00	990 390.27	0.07
EUR GERRESHEIMER GROUP NPV (BK)	48 695.00	3 416 369.00	0.61
EUR HANNOVER RUECKVERS ORD NPV (REGD)	39 679.00	7 205 706.40	1.29
EUR INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	162 804.00	5 131 487.32	0.92
EUR MEDOS AG NPV	66 227.00	1 371 362.70	0.24
EUR MUENCHENER RUECKVE NPV (REGD)	36 220.00	11 511 864.00	2.05
EUR NEXUS AG NPV	85 283.00	3 690 866.80	0.69
EUR SAP AG ORD NPV	140 161.00	14 641 218.06	2.61
EUR SERVICEWARE SE NPV	54 260.00	391 757.20	0.07
EUR SYMBASE AG NPV (BK)	36 762.00	6 402 119.90	1.14
Total Germany		87 928 046.49	17.47
Ireland			
EUR BANK OF IRELAND G EUR1	1 318 176.00	10 276 702.21	1.83
Total Ireland		10 276 702.21	1.83
Italy			
EUR DIASORIN SPA EUR1	52 891.00	8 689 122.45	1.59
EUR INTERCOS SPA NPV	296 548.00	3 683 126.16	0.66
EUR MONCLER SPA NPV	118 367.00	5 805 901.35	1.04
Total Italy		16 178 149.96	2.89
Luxembourg			
EUR MAJOREL GRP SA (LUX) EURO 01	366 783.00	7 313 653.02	1.30
Total Luxembourg		7 313 653.02	1.30
The Netherlands			
EUR ASML HOLDING NV EURO 09	59 113.00	29 801 704.30	5.32
EUR ASR NEDERLAND N.V. EURO 18	129 250.00	5 360 142.50	0.95
EUR HEINEKEN NV EUR1 60	242 801.00	21 434 472.28	3.82
EUR NK ROTATION N.V. EURO 01	122 423.00	1 346 653.00	0.24
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	62 059.00	2 626 336.88	0.47
EUR WOLTERS KLUWER EURO 12	113 825.00	11 974 390.00	2.14
Total The Netherlands		72 543 698.96	12.94
Spain			
EUR BICO DE SABADEL EURO 125	7 909 207.00	7 029 112.31	1.25
EUR CORP ACCIONA ENERG EUR1	47 667.00	1 612 244.82	0.32
EUR EDP RENOVAVIES SA EUR 5	306 282.00	6 753 518.10	1.21
EUR GREENERGY RENOVABLE EURO 35	164 335.00	5 387 181.10	0.96
EUR IBERDROLA SA EURO 75 (POST SUBORDINATED)	2 054 301.00	22 145 364.76	3.95
Total Spain		43 167 820.91	7.69

UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
United Kingdom			
EUR RELX PLC GBP0.14M	363 452.00	9 787 782.84	1.74
EUR UNILEVER PLC ORD GBP0.001111	107 389.00	5 174 112.11	0.92
Total United Kingdom		14 921 894.75	2.66
Total Equities		495 462 552.20	88.40
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		495 462 552.20	88.40
Total investments in securities		495 462 552.20	88.40
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		63 900 122.17	11.40
Other assets and liabilities		1 094 251.99	0.20
Total net assets		560 456 926.36	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2022

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Equities

Belgium			
EUR AZEUS GROUP NV NPV	51,700.00	1,323,520.00	0.27
EUR EKORAK NV	33,458.00	582,838.36	0.12
Total Belgium		1,906,358.36	0.39
Denmark			
DKK CARLSBERG SER B DKK20	79,989.00	9,607,864.96	1.97
DKK GENMAB AS DKK1	17,423.00	7,657,526.91	1.57
DKK NOVONORDISK AS DKK2.1 SER B	134,546.00	15,990,930.31	3.28
DKK TEGV A/S DKK5	297,693.00	6,623,998.31	1.38
Total Denmark		39,889,320.49	8.18
Finland			
EUR NESTE OIL OY NPV	92,000.00	4,539,280.00	0.93
SEK NORDEA HOLDING AB NPV	389,785.00	5,687,752.34	0.76
EUR SAMPO PLC SER A NPV	303,929.00	14,752,713.86	3.03
Total Finland		22,979,746.40	4.72
France			
EUR AIR LIQUEFIED EURO5 (POST SUBDIVISION)	75,213.00	10,395,940.88	2.13
EUR ANTIN INFRA PARTN EURO 01 (PROMESSES)	15,144.00	337,408.32	0.07
EUR AXA EUR2.25	86,847.00	2,346,605.94	0.48
EUR L'OREAL EURO20	21,566.00	7,651,618.80	1.57
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO30	28,948.00	21,343,360.40	4.38
EUR NEDEN SA EUR2	24,115.00	927,945.20	0.19
EUR PERNO RICARD EUR1.35	64,143.00	12,119,819.85	2.49
EUR SANDRI EUR2	226,609.00	19,597,145.32	4.02
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	66,087.00	9,180,806.04	1.88
EUR TELEPERFORMANCE EUR2.50	33,172.00	7,145,248.80	1.47
Total France		91,685,898.58	18.68
Germany			
EUR BAYER AG NPV (REGD)	108,778.00	8,024,125.64	1.24
EUR BAYERISCHE MOTORENWERKE AG EUR1	80,178.00	5,193,963.18	1.07
EUR DEUTSCHE TELEKOM NPV (REGD)	594,835.00	11,543,368.01	2.37
EUR INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	67,656.00	2,138,621.12	0.44
EUR MUEENCHENER RUECKVE NPV (REGD)	23,673.00	7,130,307.80	1.46
EUR SAP AG ORD NPV	61,595.00	6,434,213.70	1.32
EUR SYMBIOSE AG NPV (BK)	36,473.00	3,973,733.35	0.81
Total Germany		42,438,532.40	8.71
Ireland			
EUR BANK OF IRELAND GR EUR1	885,823.00	6,916,505.98	1.42
Total Ireland		6,916,505.98	1.42
Italy			
EUR INTERCOS SPA NPV	248,000.00	3,080,160.00	0.63
Total Italy		3,080,160.00	0.63
Luxembourg			
EUR MAJOREL GRP SA (LUX EURO 01)	229,577.00	4,577,765.36	0.94
Total Luxembourg		4,577,765.36	0.94
The Netherlands			
EUR ALKEN NV EURO 10	20,245.00	1,857,681.20	0.38
EUR ASML HOLDING NV EURO 09	21,629.00	12,136,031.90	2.49
EUR HEINEKEN NV EUR1.50	134,547.00	11,877,809.16	2.44
EUR NX PUTRATI NV EURO 01	99,909.00	1,098,999.00	0.23
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	31,525.00	1,334,138.00	0.27
Total The Netherlands		28,304,659.26	5.81
Norway			
NOK DNB BANK ASA NOK12.50	430,966.00	7,996,558.44	1.64
NOK OCEAN SUN AS NOK0.01	173,620.00	122,265.29	0.02
NOK VAS ENERGISA NOK0.18	1,089,365.00	3,830,484.39	0.79
Total Norway		11,949,308.12	2.45
Spain			
EUR EDP RENOVAVIER SA EUR5	235,145.00	5,184,947.25	1.07
EUR GREENERGY RENOVABLE EURO 35	154,181.00	5,035,551.46	1.03
EUR IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	1,257,780.00	13,558,866.40	2.78
Total Spain		23,779,365.11	4.88
Switzerland			
CHF ABB LTD CHFR 12 (REGD)	195,813.00	5,680,393.44	1.20
CHF LONZA GROUP AG CHF (REGD)	2,863.00	1,430,128.17	0.30
CHF NESTLE SA CHFR 100 (REGD)	236,587.00	27,092,976.20	5.56
CHF NOVARTIS AG CHFR 50 (REGD)	121,132.00	10,328,951.83	2.12
CHF ROCHE HUGO AG GENUSSCHEINE NPV	41,019.00	12,870,194.28	2.64
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHFR 10	18,248.00	8,424,504.61	1.73
Total Switzerland		46,007,236.58	9.55
United Kingdom			
GBP ASTRAZENCA ORD US00.25	189,792.00	24,511,009.44	5.03
GBP COMPASS GROUP ORD GBP0.1105	379,808.00	8,223,416.38	1.69
GBP DIAGEO ORD GBP0.28 10Y F106	289,772.00	12,782,596.22	2.62
GBP BRAX GROUP ORD GBP0.1155172	825,031.00	5,796,985.60	1.19

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets	
GBP GB GROUP ORD GBP0.025	372 261.00	1 995 878.01	0.29	
GBP HALCON PLC ORD GBP1.25	2 602 103.00	8 950 300.70	1.75	
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.06918604	93 079.00	8 879 449.31	1.82	
GBP NATWEST GROUP PLC ORD GBP1.0793	1 463 780.00	4 434 013.17	0.91	
GBP RELX PLC GBP0.1444	468 278.00	12 522 102.55	2.37	
GBP SPECTRIS ORD GBP0.05	122 849.00	4 509 872.04	0.93	
GBP TEAM17 GROUP PLC ORD GBP0.01	345 799.00	1 799 790.35	0.37	
EUR UNILEVER PLC ORD GBP0.031111	111 000.00	5 349 090.00	1.10	
Total United Kingdom		98 734 519.72	20.27	
Total Equities		441 600 378.73	90.63	
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		441 600 378.73	90.63	
Total investments in securities		441 600 378.73	90.63	
Forward Foreign Exchange contracts				
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date				
CHF 17 835 000.00	EUR 18 239 418.99	12.1.2023	-21 906.63	0.00
USD 6 368 700.00	EUR 6 062 616.31	12.1.2023	80 457.96	0.02
EUR 4 754 051.02	GBP 4 175 000.00	12.1.2023	-64 886.61	-0.02
USD 129 600.00	EUR 125 657.62	12.1.2023	-242.01	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts		-5 575.29	0.00	
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets				
		45 313 994.60	9.50	
Other assets and liabilities				
		-630 524.03	-0.13	
Total net assets		487 277 274.01	100.00	

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2022

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Equities

China			
HKD ABBSCO CAYMAN LTD USD0.00001	1 188 000.00	566 570.09	0.06
HKD AK MEDICAL HDGS L HKD0.01	5 186 000.00	5 112 733.01	0.56
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	284 052.00	22 685 191.32	2.48
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	1 147 400.00	11 753 193.51	1.28
HKD ALPHAMAR OILCOLOGY USD0.000002	1 053 811.00	1 195 412.80	0.13
HKD ANHUI CONCH CEMENT "H" CNY1	2 529 500.00	9 529 265.43	1.04
HKD ANHUI GUANG DIST "H" CNY1	2 676 112.00	39 180 019.80	4.28
HKD BBR BIOSCIENCES L USD0.000005	620 000.00	685 181.92	0.07
HKD CHINA MERCHANTS BK "H" CNY1	8 231 080.00	41 365 392.89	4.52
HKD CHINA TOURISM GROUP HKD1 H	118 300.00	2 925 317.30	0.32
HKD CHINASOFT INTL LTD HKD0.05 (POST BAL CHANGE)	20 808 000.00	17 686 346.51	1.93
HKD CLOUD VILLAGE INC USD0.0001	96 450.00	913 778.49	0.10
HKD HANAN MELAN INTL "H" CNY1	6 949 100.00	18 931 357.53	2.07
CNY JIANGSU HENGSHI "H" CNY1	1 408 281.00	7 852 754.43	0.86
USD KANDHUN LTD SPON EACH ADR REP 2 ORD SHS	628 600.00	10 359 042.00	1.13
HKD KEYMED BIOSCIENCES USD0.0001	509 500.00	3 301 867.25	0.36
HKD KINGSOFT CORP USD0.0005	2 643 000.00	8 301 517.91	0.91
CNY KWEIFLOW MOUTAI "H" CNY1	340 399.00	78 200 729.52	8.33
HKD LINING CO LTD HKD0.1	2 629 082.00	20 644 505.59	2.26
HKD LONGFOR GROUP HDGS HKD0.10	5 081 500.00	15 341 827.76	1.66
HKD MEITUAN USD0.0001 (A & B CLASS)	1 312 900.00	27 536 529.84	3.01
HKD MICROTCH MEDICAL CNY1 H	800 500.00	520 419.99	0.06
HKD NANYANG HOLDINGS L USD0.00005	364 500.00	777 482.89	0.09
USD NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	465 399.00	33 385 743.22	3.65
HKD NETEASE INC USD0.0001	1 938 900.00	27 140 736.14	2.97
USD NEW ORIENTAL EDUC ADR EACH REPR 10 ORD SHS SP	58 338.00	1 573 321.92	0.17
HKD PEBA MEDICAL UM USD0.0001	1 120 020.00	1 109 940.06	0.12
CNY PING AN BANK CO LT "H" CNY1	17 328 257.00	31 609 795.49	3.45
HKD PING AN INSURANCE "H" CNY1	7 392 300.00	45 252 983.90	4.94
HKD PRECISION TIGUAMI HKD1	437 000.00	437 549.04	0.05
HKD SUNKING POWER ELEC HKD0.10	7 236 000.00	1 558 483.12	0.17
USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	717 334.00	4 139 017.18	0.45
HKD TENCENT HDGS LBM HKD0.00002	2 147 100.00	79 055 296.03	8.64
USD TUYA INC SPON ADS EACH REP 1 CL A OR	818 700.00	660 570.00	0.07
CNY YIBIN WULIANGYE "H" CNY1	121 188.00	2 660 819.24	0.29
HKD YIHAI INTERNATIONAL USD0.00001	4 290 000.00	13 309 656.73	1.45
Total China		585 268 331.28	63.95

Hong Kong

HKD AIA GROUP LTD NPV	2 076 000.00	20 892 541.22	2.28
HKD CHINA EVERBRIGHT HKD1	6 884 000.00	4 644 403.99	0.51
HKD CHINA GAS HOLDINGS HKD0.01	2 388 400.00	3 034 415.02	0.33
HKD CHINA JINMAO HOLD NPV	51 462 000.00	12 073 467.35	1.32
HKD CHINA OCEAN LAND HKD0.10	3 756 938.00	10 162 738.36	1.11
HKD CHINA RES LAND HKD0.10	4 970 000.00	22 937 873.39	2.51
HKD CSPC PHARMACEUTICALS HKD0.10	40 897 760.00	52 379 249.57	5.72
HKD FAR EAST HORIZON L HKD0.01	34 779 000.00	26 440 279.74	2.89
HKD JINMAO PROPERTY SERVICES CO LTD	777 372.00	361 767.89	0.04
HKD ONEWO INC CNY1 H	647 200.00	3 609 292.07	0.40
HKD OVERSEAS CHINESE T HKD0.1	12 446 000.00	1 483 908.11	0.16
HKD SHENZHEN RIVESTONE HKD0.05	4 215 104.00	686 267.80	0.08
HKD SHN INTL HDGS HKD1	21 472 409.00	19 785 120.98	2.16
HKD SSV GROUP LIMITED HKD0.02	25 931 088.00	12 931 956.46	1.41
Total Hong Kong		191 403 361.25	20.92

Taiwan

TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	5 362 873.00	85 024 017.50	9.29
Total Taiwan		85 024 017.50	9.29

Total Equities 861 695 550.49 94.15

Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange 861 695 550.49 94.15

Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Equities

China			
HKD BRONCUS HOLDING CO USD0.000025	792 000.00	205 102.43	0.02
HKD CHINA FORESTRY HDL USD0.001 "REG S"	23 052 000.00	29.55	0.00
Total China		205 131.98	0.02

Hong Kong

HKD HUA HAN HEALTH MID HKD0.1	58 982 197.00	75.49	0.00
Total Hong Kong		75.49	0.00

Total Equities 205 207.47 0.02

Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market 205 207.47 0.02

Total investments in securities 861 900 857.96 94.18

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
CHF 75 603 500.00 USD 80 970 638.79 12.1.2023		-924 150.47	-0.10
EUR 159 380 900.00 USD 166 677 061.87 12.1.2023		-1 187 533.44	-0.13
CHF 1 409 700.00 USD 1 504 660.96 12.1.2023		-12 117.17	0.00
EUR 2 693 300.00 USD 2 813 267.39 12.1.2023		-1 8022.99	0.00
USD 1 439 266.30 EUR 1 401 200.00 12.1.2023		-17 551.95	0.00
USD 949 805.65 EUR 911 800.00 12.1.2023		1 801.29	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts		-2 132 574.73	-0.23
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		53 592 971.06	5.85
Other assets and liabilities		1 802 265.71	0.19
Total net assets		915 163 520.00	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

65

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2022

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Equities

Bermuda			
USD ESSENT GRP LTD COM USD0.015	11,266.00	451,653.98	0.66
Total Bermuda		451,653.98	0.66
Canada			
USD REPARE THERAPEUTIC COM NPV	10,530.00	166,795.90	0.25
Total Canada		166,795.90	0.25
Israel			
USD CYBER-ARK SOFTWARE COM ILSD.01	6,500.00	968,955.00	1.43
USD WOL COM LTD COM ILSD.01	10,405.00	941,546.45	1.36
Total Israel		1,910,501.45	2.81
The Netherlands			
USD ARGENT SE SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	1,141.00	454,083.77	0.67
Total The Netherlands		454,083.77	0.67
United Kingdom			
USD IMMUNOCORE HLDGS P SPON ADS EACH REP ONE ORD	9,200.00	577,852.00	0.85
Total United Kingdom		577,852.00	0.85
United States			
USD ALLOGENE THERAPEUT COM USD0.001	31,341.00	309,022.26	0.45
USD ALTERVIX INC COM USD0.0001 CL A	17,332.00	777,340.20	1.14
USD AMERESCO INC COM USD0.0001 CL 'A'	17,813.00	1,167,107.76	1.71
USD ARVYNAS INC COM USD0.001	10,154.00	416,720.16	0.61
USD ASPEN AEROGELS INC COM USD0.00001	24,034.00	289,850.04	0.43
USD ASTEC IND INC COM	6,363.00	262,363.92	0.41
USD ATRICURE INC COM USD0.001	18,055.00	822,565.80	1.21
USD AZENTA INC COM USD0.01	15,727.00	946,922.67	1.39
USD BLOOMIN BRANDS INC COM USD0.01	35,703.00	804,031.56	1.18
USD BOGE CASCADE COMP COM USD0.01	13,536.00	1,002,205.44	1.47
USD CASTLE BIOSCIENCES COM USD0.001	10,770.00	254,064.30	0.37
USD CHART INDS INC COM PAR \$0.01	10,031.00	1,434,332.89	2.11
USD CHESAPEAKE ENERGY COM USD0.01	10,758.00	1,113,453.00	1.64
USD CHILDRENS PLACE INC COM USD0.10	10,120.00	399,260.00	0.58
USD CHURCHILL DOWNES INC COM	4,214.00	935,339.44	1.37
USD CLEARWATER ANALYT COM USD0.001 CLASS A	36,600.00	724,136.00	1.06
USD DAVE & BUSTER'S EN COM USD0.01	18,055.00	716,081.30	1.05
USD DIGITALOCEAN HLDGS COM USD0.000025	20,530.00	612,409.90	0.90
USD ELASTIC N V COM USD0.01	12,365.00	756,614.35	1.11
USD EVDOUA WATER TECHN COM USD0.01	31,490.00	1,369,500.10	2.01
USD FIRST BANCORP N C COM	25,803.00	1,254,799.89	1.84
USD FORWARD AIR CORP COM	10,633.00	1,194,830.21	1.76
USD HASHICORP INC COM USD0.000015 CL A	5,100.00	139,230.00	0.20
USD HENRY JACK & ASSOC COM USD0.01	7,072.00	1,399,083.20	1.97
USD HERC HOLDINGS INC COM	8,292.00	1,062,785.64	1.56
USD IGM BIOSCIENCES INC COM USD0.01	8,923.00	196,395.23	0.29
USD INMED INC COM USD0.01	17,496.00	323,501.04	0.48
USD INSPIRE MEDICAL SV COM USD0.001	4,864.00	1,179,827.68	1.73
USD INTELIA THERAPEUT COM USD0.0001	5,466.00	282,412.48	0.42
USD INTRA-CELLULAR THER USD0.0001	8,612.00	486,942.64	0.69
USD JAMF HOLDING CORP COM USD0.001	34,666.00	736,160.64	1.06
USD KER INC COM STX USD0.001	17,410.00	899,574.70	1.32
USD KYMERA THERAPEUTIC USD0.0001	12,265.00	355,499.70	0.52
USD LATTICE SEMICONDUCTOR CORP COM	20,271.00	1,476,306.93	2.17
USD MAGNITE INC COM USD0.00001	40,059.00	445,055.49	0.65
USD MATTEC INC COM	12,405.00	1,126,746.15	1.66
USD MATADOR RESOURCES COM USD0.01	13,584.00	901,494.24	1.32
USD MAXLINEAR INC COM USD0.01 CL 'A'	24,543.00	886,273.80	1.32
USD MEDPACE HOLDINGS COM USD0.01	5,983.00	1,255,771.87	1.84
USD MERAGTX HLDGS PLC COM USD0.00003681	20,233.00	124,895.28	0.18
USD NANOSTRING TECHNOL COM USD0.0001	13,613.00	95,154.87	0.14
USD NATIONAL BANK HOLD COM USD0.01	16,741.00	776,623.91	1.14
USD NATIONAL VISION HL COM USD0.01	24,651.00	997,379.46	1.47
USD NEOGENOMICS INC COM NPV	20,319.00	227,775.99	0.33
USD NUBIX THERAPEUTICS USD0.001	18,011.00	223,156.29	0.33
USD OLUES BARGAIN OUT COM USD0.001	13,220.00	805,006.00	1.18
USD OVINTV INC COM USD0.01	20,344.00	1,134,381.44	1.67
USD PERFORMANCE FOOD G COM USD0.01	35,015.00	2,135,214.70	3.14
USD PLANET FITNESS INC COM USD0.0001 A	13,503.00	1,058,095.08	1.55
USD PMV PHARMACEUTICAL COM USD0.00001	11,727.00	117,005.46	0.17
USD PURE STORAGE INC COM USD0.0001 CL A	50,014.00	1,459,906.66	2.14
USD RT BCM INC COM USD0.01	50,043.00	452,689.15	0.67
USD REGAL BLDGT CORP COM USD0.01	8,665.00	1,162,290.15	1.71
USD RELAY THERAPEUTICS COM USD0.001	15,964.00	296,611.12	0.44
USD REFLUGEN CORP COM	5,609.00	1,003,113.56	1.47
USD RYMAN HOSPITALITY COM USD0.01	19,436.00	1,776,977.08	2.61
USD SHPR PMTS INC COM USD0.0001 CLASS A	19,968.00	926,243.92	1.36
USD SHOALS TECHNOLOGIE COM USD0.00001 CLASS A	17,028.00	493,301.16	0.72
USD SILK ROAD MEDICAL COM USD0.001	16,892.00	899,490.00	1.32
USD SIMPSON MANUFACTURING CO INC COM	7,178.00	667,912.90	0.96
USD SKI FLAGS ENT CORP COM USD0.01	31,099.00	769,134.91	1.10
USD STAAR SURGICAL CO COM USD0.01	13,368.00	763,446.46	1.12
USD SUMO LOGIC INC COM USD0.0001	111,994.00	851,154.40	1.25
USD SURGERY PARTNERS COM USD0.01	25,201.00	713,440.31	1.05
USD TAPESCIFY INC COM USD0.01	21,731.00	820,779.87	1.21
USD TENABLE HOLDINGS J COM USD0.01	23,511.00	697,649.96	1.32

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

85

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD TEXAS CAPITAL BANCSHARES INC COM	11 232.00	673 807.88	0.99
USD THE DUCKHORN PORTF COM US00 01	39 115.00	628 166.90	0.92
USD TOPBUILD CORP COM US00 01 "WT"	3 324.00	512 161.92	0.75
USD UNIVERSAL DISPLAY COM US00 01	9 993.00	1 057 839.66	1.55
USD VARIOUS SYSTEMS IN COM US00 001	25 573.00	349 170.32	0.80
USD VERTEX HDGS INC COM US00 01	28 647.00	942 143.02	1.38
USD VISTOR CORP COM US00 01	10 290.00	1 510 572.00	2.22
USD WEATHERFORD INTL COM US00 001	20 700.00	696 380.00	1.32
USD WINDHAM FHL CORP COM COM	19 132.00	1 039 632.86	1.53
USD WINDHAM HOTELS R COM US00 01 "W1"	11 645.00	656 744.20	1.26
USD XENCOR INC COM US00 01	16 380.00	486 813.80	0.72
USD ZENTALE PHARMACEU COM US00 001 "CL A"	16 054.00	355 114.48	0.52
Total United States		41 767 452.61	96.76
Total Equities		65 330 341.67	95.94
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		65 330 341.67	95.94
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Equities			
United States			
USD STERLING CHECK COR COM US00 01	23 000.00	334 420.00	0.49
Total United States		334 420.00	0.49
Total Equities		334 420.00	0.49
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		334 420.00	0.49
Total investments in securities		65 664 761.67	96.43
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		2 385 519.58	3.50
Other assets and liabilities		42 435.48	0.07
Total net assets		68 093 715.73	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2022

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Equities			
Ireland			
USD APTN PLC COM USD0.01	15 455.00	1 545 584.85	2.52
Total Ireland		1 545 584.85	2.52
Israel			
USD SOLAREDGE TECHNOLOG USD0.0001	1 025.00	306 331.50	0.47
Total Israel		306 331.50	0.47
The Netherlands			
USD NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	8 085.00	1 421 842.24	2.17
Total The Netherlands		1 421 842.24	2.17
United States			
USD ABBVIE INC COM USD0.01	15 238.00	2 456 060.84	3.76
USD ADOBE INC COM USD0.0001	2 757.00	950 972.01	1.45
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	20 083.00	1 559 043.29	2.38
USD AKAMAI TECHNOLOGIES INC COM	20 917.00	1 984 185.52	3.03
USD ALLSTATE CORP COM	12 817.00	1 716 198.30	2.62
USD AMERICAN WATER WOR COM STK USD0.01	4 491.00	681 554.16	1.04
USD AMERICAN WELL CORP COM USD0.01 CL A	62 264.00	227 263.80	0.35
USD AMERPRIDE PHIL INC COM	7 827.00	2 531 782.85	3.87
USD BANK OZK COM USD0.01	32 386.00	1 494 613.90	2.29
USD BIO RAD LABS INC CL A	3 339.00	1 384 716.89	2.12
USD BLOOM ENERGY CORP COM USD0.0001 CL A	29 556.00	629 247.24	0.96
USD BRUNSVICK CORP COM	8 563.00	635 374.30	0.97
USD CADENCE DESIGN SYS COM USD0.01	10 292.00	1 770 635.48	2.71
USD COSTCO WHSL CORP NEW COM	5 406.00	2 915 185.30	4.46
USD DOLLAR TREE INC	12 171.00	1 829 179.39	2.80
USD ECOLAB INC COM	6 313.00	945 876.79	1.45
USD ELLIE AND CO COM NPV	4 045.00	1 501 016.80	2.30
USD ESTEE LAUDER COS CLASS A COM USD0.01	4 181.00	985 837.99	1.51
USD INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANCE COM	7 571.00	801 163.22	1.22
USD MARAVAI LIFE SCIENCE USD0.01 A	15 805.00	235 178.40	0.36
USD MARGIE MCLENNAN COM USD1	13 140.00	2 275 585.20	3.48
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	7 617.00	439 120.05	0.67
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	15 271.00	3 896 242.34	5.96
USD MONTROSE ENVIRONMENTAL COM USD0.000004	27 778.00	1 282 232.46	1.96
USD MSA SAFETY INC COM NPV	11 823.00	1 636 959.23	2.51
USD PROLOGIS INC COM USD0.01	14 119.00	1 663 077.01	2.54
USD REGAL BELLOT CORP COM USD0.01	6 667.00	874 110.37	1.34
USD RIVIAN AUTOMOTIVE COM USD0.001 CL A	9 157.00	293 390.28	0.45
USD SALESFORCE COM INC COM USD0.001	7 688.00	1 232 002.00	1.88
USD SHOALS TECHNOLOGIE COM USD0.00001 CLASS A	20 223.00	585 680.31	0.90
USD SPROUTS FARM MKT COM USD0.001	31 734.00	1 089 428.22	1.67
USD STARBUCKS CORP COM USD0.001	12 876.00	1 315 927.20	2.01
USD SWEETGREEN INC COM USD0.001 CL A	36 898.00	328 748.34	0.51
USD TAKE TWO INTERACT COM USD0.01	11 149.00	1 178 337.81	1.80
USD THE AZEK COMPANY COM USD0.001 CLASS A	46 296.00	934 044.64	1.43
USD TXI COS INC COM USD1	28 535.00	2 284 228.75	3.49
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	6 342.00	3 473 893.92	5.31
USD VAIL RESORTS INC COM	3 154.00	612 281.18	0.94
USD VERTEX PHARMACEUTICAL COM USD0.01	6 414.00	2 029 389.60	3.10
USD VISA INC COM STK USD0.0001	11 358.00	2 454 886.00	3.77
USD VMWARE INC COM STK USD0.01 CLASS 'A'	16 844.00	2 046 377.56	3.13
USD VONA PHIL INC COM USD0.01	22 579.00	1 489 762.42	2.28
Total United States		61 062 771.16	93.38
Total Equities		64 439 529.75	98.54
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
		64 439 529.75	98.54
Total investments in securities		64 439 529.75	98.54
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		1 006 665.67	1.54
Other assets and liabilities		-52 503.61	-0.08
Total net assets		65 393 691.81	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2022

The notes are an integral part of the financial statements.

101

（２）【2021年11月30日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産計算書

	2021年11月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	11,803,853,445.22	1,706,955,247
投資有価証券、未実現評価（損）益	886,432,153.21	128,186,954
投資有価証券合計（注１）	12,690,285,598.43	1,835,142,200
現金預金、要求払預金および預託金勘定	339,062,360.75	49,031,808
その他の流動資産（マージン）	672,730.10	97,283
有価証券売却未収金（注１）	13,115,736.96	1,896,667
受益証券発行未収金	15,470,432.69	2,237,179
流動資産に係る未収利息	15,163.90	2,193
未収配当金	2,879,079.64	416,344
その他の未収金	1,264,080.04	182,799
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	7,423,476.43	1,073,509
資産合計	13,070,188,658.94	1,890,079,982
負債		
金融先物に係る未実現損失（注１）	(269,145.34)	(38,921)
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(1,978,140.44)	(286,059)
当座借越	(616,714.95)	(89,183)
当座借越に係る未払利息	(1,216.85)	(176)
有価証券購入未払金（注１）	(17,029,156.46)	(2,462,586)
受益証券買戻未払金	(20,640,067.64)	(2,984,760)
その他の負債	(521,199.61)	(75,371)
定率報酬引当金（注２）	(8,327,659.25)	(1,204,263)
年次税引当金（注３）	(791,018.44)	(114,389)
その他の負債引当金	(148,009.95)	(21,404)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(838,602.93)	(121,270)
引当金合計	(10,105,290.57)	(1,461,326)
負債合計	(51,160,931.86)	(7,398,382)
期末純資産額	13,019,027,727.08	1,882,681,600

注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

連結運用計算書

	自2020年12月1日 至2021年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	14,778.40	2,137
配当金	251,420,516.72	36,357,921
貸付証券に係る純収益	2,220,048.18	321,041
その他の収益（注4）	7,411,706.32	1,071,807
収益合計	261,067,049.62	37,752,906
費用		
定率報酬（注2）	(273,404,568.22)	(39,537,035)
年次税（注3）	(6,047,212.72)	(874,487)
その他の手数料および報酬（注2）	(1,175,187.57)	(169,944)
現金および当座借越に係る利息	(1,291,999.71)	(186,836)
費用合計	(281,918,968.22)	(40,768,302)
投資純（損）益	(20,851,918.60)	(3,015,396)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	1,620,887,253.77	234,396,506
金融先物に係る実現（損）益	417,010.63	60,304
先渡為替契約に係る実現（損）益	(55,162,805.21)	(7,977,093)
為替差（損）益	8,657,867.22	1,252,014
実現（損）益合計	1,574,799,326.41	227,731,731
当期実現純（損）益	1,553,947,407.81	224,716,335
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(3,971,347,976.91)	(574,296,631)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(1,978,715.55)	(286,142)
未実現評価（損）益の変動合計	(3,973,326,692.46)	(574,582,773)
運用の結果による純資産の純増（減）	(2,419,379,284.65)	(349,866,438)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）*

純資産計算書

	2021年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	233,993,836.31	31,900,380
投資有価証券、未実現評価（損）益	(9,259,368.96)	(1,262,330)
投資有価証券合計（注１）	224,734,467.35	30,638,050
現金預金、要求払預金および預託金勘定	6,094,639.75	830,882
有価証券売却未収金（注１）	444.38	61
受益証券発行未収金	70,013.14	9,545
未収配当金	16,866.60	2,299
その他の未収金	89,262.58	12,169
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	369,749.05	50,408
資産合計	231,375,442.85	31,543,414
負債		
当座借越	(692,011.48)	(94,342)
受益証券買戻未払金	(98,962.89)	(13,492)
その他の負債	(586,662.28)	(79,980)
定率報酬引当金（注２）	(99,450.53)	(13,558)
年次税引当金（注３）	(13,018.14)	(1,775)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(12,733.59)	(1,736)
引当金合計	(125,202.26)	(17,069)
負債合計	(1,502,838.91)	(204,882)
期末純資産額	229,872,603.94	31,338,532

* 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーアジア・コンサンプション（米ドル）

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）*

運用計算書

	自2020年12月1日 至2021年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	371.47	51
配当金	2,852,967.65	388,945
貸付証券に係る純収益	49,912.69	6,805
その他の収益（注4）	327,502.18	44,648
収益合計	3,230,753.99	440,449
費用		
定率報酬（注2）	(2,555,635.64)	(348,410)
年次税（注3）	(80,011.24)	(10,908)
その他の手数料および報酬（注2）	(13,264.84)	(1,808)
現金および当座借越に係る利息	(16,443.50)	(2,242)
費用合計	(2,665,355.22)	(363,368)
投資純（損）益	565,398.77	77,081
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	62,957,324.36	8,582,972
先渡為替契約に係る実現（損）益	(1,345,732.49)	(183,464)
為替差（損）益	108,728.35	14,823
実現（損）益合計	61,720,320.22	8,414,331
当期実現純（損）益	62,285,718.99	8,491,412
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(71,493,353.70)	(9,746,689)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	183,686.10	25,042
未実現評価（損）益の変動合計	(71,309,667.60)	(9,721,647)
運用の結果による純資産の純増（減）	(9,023,948.61)	(1,230,235)

* 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーアジア・コンサンプション（米ドル）

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）＊

純資産計算書

	2021年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	524,858,245.65	75,899,751
投資有価証券、未実現評価（損）益	137,690,710.17	19,911,454
投資有価証券合計（注１）	662,548,955.82	95,811,205
現金預金、要求払預金および預託金勘定	15,497,327.42	2,241,069
有価証券売却未収金（注１）	1,922,339.49	277,990
受益証券発行未収金	15,117.37	2,186
流動資産に係る未収利息	66.27	10
未収配当金	192,152.76	27,787
その他の未収金	202,602.73	29,298
資産合計	680,378,561.86	98,389,544
負債		
受益証券買戻未払金	(224,860.80)	(32,517)
定率報酬引当金（注２）	(173,409.44)	(25,077)
年次税引当金（注３）	(27,250.73)	(3,941)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(35,607.99)	(5,149)
引当金合計	(236,268.16)	(34,167)
負債合計	(461,128.96)	(66,684)
期末純資産額	679,917,432.90	98,322,860

＊ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーユーロ・カンTRIES・オポチュニティ（ユーロ）

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）＊

運用計算書

	自2020年12月1日 至2021年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	42.79	6
配当金	11,956,850.37	1,729,080
貸付証券に係る純収益	238,494.06	34,489
その他の収益（注4）	212,073.92	30,668
収益合計	12,407,461.14	1,794,243
費用		
定率報酬（注2）	(4,547,807.40)	(657,658)
年次税（注3）	(158,513.70)	(22,923)
その他の手数料および報酬（注2）	(35,541.09)	(5,140)
現金および当座借越に係る利息	(74,598.20)	(10,788)
費用合計	(4,816,460.39)	(696,508)
投資純（損）益	7,591,000.75	1,097,735
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	60,106,531.01	8,692,005
為替差（損）益	7,757.11	1,122
実現（損）益合計	60,114,288.12	8,693,127
当期実現純（損）益	67,705,288.87	9,790,862
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	36,266,854.84	5,244,550
未実現評価（損）益の変動合計	36,266,854.84	5,244,550
運用の結果による純資産の純増（減）	103,972,143.71	15,035,412

＊ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーユーロ・カンTRIES・オポチュニティ（ユーロ）

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）＊

純資産計算書

	2021年11月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	503,121,599.19	72,756,414
投資有価証券、未実現評価（損）益	115,262,105.03	16,668,053
投資有価証券合計（注１）	618,383,704.22	89,424,467
現金預金、要求払預金および預託金勘定	14,838,665.11	2,145,819
有価証券売却未収金（注１）	10,403,535.82	1,504,455
受益証券発行未収金	302,417.37	43,733
流動資産に係る未収利息	4,887.80	707
未収配当金	133,894.17	19,362
その他の未収金	167,756.84	24,259
資産合計	644,234,861.33	93,162,803
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(28,121.81)	(4,067)
有価証券購入未払金（注１）	(10,807,286.66)	(1,562,842)
受益証券買戻未払金	(452,312.18)	(65,409)
定率報酬引当金（注２）	(321,495.14)	(46,491)
年次税引当金（注３）	(40,680.88)	(5,883)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(33,982.02)	(4,914)
引当金合計	(396,158.04)	(57,288)
負債合計	(11,683,878.69)	(1,689,606)
期末純資産額	632,550,982.64	91,473,198

＊ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）＊

運用計算書

	自2020年12月1日 至2021年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	4,887.83	707
配当金	11,245,833.96	1,626,260
貸付証券に係る純収益	199,737.48	28,884
その他の収益（注４）	223,833.55	32,369
収益合計	11,674,292.82	1,688,219
費用		
定率報酬（注２）	(6,995,938.26)	(1,011,683)
年次税（注３）	(235,751.93)	(34,092)
その他の手数料および報酬（注２）	(33,923.94)	(4,906)
現金および当座借越に係る利息	(96,978.23)	(14,024)
費用合計	(7,362,592.36)	(1,064,704)
投資純（損）益	4,311,700.46	623,515
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	65,703,914.07	9,501,443
金融先物に係る実現（損）益	417,103.70	60,317
先渡為替契約に係る実現（損）益	725,486.56	104,913
為替差（損）益	132,221.71	19,121
実現（損）益合計	66,978,726.04	9,685,794
当期実現純（損）益	71,290,426.50	10,309,309
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	37,486,187.22	5,420,878
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(70,031.36)	(10,127)
未実現評価（損）益の変動合計	37,416,155.86	5,410,750
運用の結果による純資産の純増（減）	108,706,582.36	15,720,059

＊ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産計算書

	2021年11月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	1,092,837,422.78	148,986,526
投資有価証券、未実現評価（損）益	190,838,236.27	26,016,977
投資有価証券合計（注１）	1,283,675,659.05	175,003,503
現金預金、要求払預金および預託金勘定	95,662,392.07	13,041,654
有価証券売却未収金（注１）	776.15	106
受益証券発行未収金	1,282,949.62	174,905
流動資産に係る未収利息	0.56	0
未収配当金	189,704.25	25,862
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	6,761,339.45	921,773
資産合計	1,387,572,821.15	189,167,803
負債		
当座借越に係る未払利息	(64.48)	(9)
有価証券購入未払金（注１）	(835,178.26)	(113,860)
受益証券買戻未払金	(4,729,044.57)	(644,711)
定率報酬引当金（注２）	(1,190,349.83)	(162,280)
年次税引当金（注３）	(106,556.62)	(14,527)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(21,291.41)	(2,903)
引当金合計	(1,318,197.86)	(179,710)
負債合計	(6,882,485.17)	(938,289)
期末純資産額	1,380,690,335.98	188,229,514

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド－グレーター・チャイナ（米ドル）

運用計算書

	自2020年12月1日	至2021年11月30日
	(米ドル)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	3.63	0
配当金	26,314,794.12	3,587,496
貸付証券に係る純収益	132,049.37	18,002
その他の収益（注4）	948,426.53	129,299
収益合計	27,395,273.65	3,734,798
費用		
定率報酬（注2）	(35,405,250.96)	(4,826,798)
年次税（注3）	(779,414.36)	(106,258)
その他の手数料および報酬（注2）	(102,569.80)	(13,983)
現金および当座借越に係る利息	(217,471.26)	(29,648)
費用合計	(36,504,706.38)	(4,976,687)
投資純（損）益	(9,109,432.73)	(1,241,889)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	107,963,425.31	14,718,654
先渡為替契約に係る実現（損）益	(34,348,910.41)	(4,682,787)
為替差（損）益	3,622,477.13	493,852
実現（損）益合計	77,236,992.03	10,529,719
当期実現純（損）益	68,127,559.30	9,287,830
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(416,293,754.29)	(56,753,328)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	3,060,666.76	417,261
未実現評価（損）益の変動合計	(413,233,087.53)	(56,336,067)
運用の結果による純資産の純増（減）	(345,105,528.23)	(47,048,237)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

純資産計算書

	2021年11月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	139,153,621.28	18,970,813
投資有価証券、未実現評価（損）益	13,479,609.31	1,837,675
投資有価証券合計（注1）	152,633,230.59	20,808,488
現金預金、要求払預金および預託金勘定	3,509,155.81	478,403
受益証券発行未収金	955,458.41	130,258
未収配当金	101,528.64	13,841
その他の未収金	58,763.26	8,011
資産合計	157,258,136.71	21,439,002
負債		
当座借越に係る未払利息	(28.11)	(4)
有価証券購入未払金（注1）	(69,690.34)	(9,501)
受益証券買戻未払金	(294,884.88)	(40,202)
定率報酬引当金（注2）	(72,110.20)	(9,831)
年次税引当金（注3）	(8,887.69)	(1,212)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(8,528.94)	(1,163)
引当金合計	(89,526.83)	(12,205)
負債合計	(454,130.16)	(61,912)
期末純資産額	156,804,006.55	21,377,090

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

運用計算書

	自2020年12月1日	至2021年11月30日
	(米ドル)	(千円)
収益		
流動資産に係る利息	81.55	11
配当金	463,179.68	63,145
貸付証券に係る純収益	41,826.93	5,702
その他の収益（注4）	103,284.33	14,081
収益合計	608,372.49	82,939
費用		
定率報酬（注2）	(1,796,315.82)	(244,892)
年次税（注3）	(58,413.17)	(7,963)
その他の手数料および報酬（注2）	(8,984.24)	(1,225)
現金および当座借越に係る利息	(96.96)	(13)
費用合計	(1,863,810.19)	(254,093)
投資純（損）益	(1,255,437.70)	(171,154)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	22,811,726.52	3,109,923
為替差（損）益	(3,330.24)	(454)
実現（損）益合計	22,808,396.28	3,109,469
当期実現純（損）益	21,552,958.58	2,938,315
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(6,827,886.13)	(930,846)
未実現評価（損）益の変動合計	(6,827,886.13)	(930,846)
運用の結果による純資産の純増（減）	14,725,072.45	2,007,469

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

純資産計算書

	2021年11月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券、取得価額	62,368,366.79	8,502,679
投資有価証券、未実現評価（損）益	19,296,022.37	2,630,627
投資有価証券合計（注1）	81,664,389.16	11,133,306
現金預金、要求払預金および預託金勘定	1,496,605.87	204,032
受益証券発行未収金	213,996.25	29,174
未収配当金	41,390.45	5,643
その他の未収金	64,521.88	8,796
資産合計	83,480,903.61	11,380,952
負債		
当座借越に係る未払利息	(1.98)	(0)
受益証券買戻未払金	(6,928.02)	(944)
定率報酬引当金（注2）	(54,821.17)	(7,474)
年次税引当金（注3）	(6,912.88)	(942)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(4,343.36)	(592)
引当金合計	(66,077.41)	(9,008)
負債合計	(73,007.41)	(9,953)
期末純資産額	83,407,896.20	11,370,998

運用計算書

	自2020年12月1日 至2021年11月30日	
	(米ドル)	(千円)
収益		
配当金	994,013.10	135,514
貸付証券に係る純収益	26,749.54	3,647
その他の収益（注4）	2,828.08	386
収益合計	1,023,590.72	139,546
費用		
定率報酬（注2）	(1,236,685.98)	(168,597)
年次税（注3）	(39,502.83)	(5,385)
その他の手数料および報酬（注2）	(4,568.18)	(623)
現金および当座借越に係る利息	(47.35)	(6)
費用合計	(1,280,804.34)	(174,612)
投資純（損）益	(257,213.62)	(35,066)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	9,789,686.18	1,334,628
為替差（損）益	(3,669.19)	(500)
実現（損）益合計	9,786,016.99	1,334,128
当期実現純（損）益	9,528,803.37	1,299,062
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	8,112,765.13	1,106,013
未実現評価（損）益の変動合計	8,112,765.13	1,106,013
運用の結果による純資産の純増（減）	17,641,568.50	2,405,075

注記は当財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

2021年11月30日現在

注1－重要な会計方針の要約

当財務書類はルクセンブルグにおいて一般に認められた投資信託の会計原則に従って作成されている。

重要な会計方針は以下に要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドのクラス受益証券の発行済受益証券口数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の百分率は、受益証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、サブ・ファンドの発行済受益証券総数に対する各クラス受益証券における発行済受益証券数の比率により決定され、当該クラス受益証券に課せられる費用が考慮される。

b) 評価原則

- － 流動資産（現金および預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）は、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- － 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。
- － 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- － 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立した価格決定資料に基づき評価される。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が1つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人により許可される計算モデルを使用して証明される。
- － 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCIs）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- － 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存

期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートを使用して評価される。
- － 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フロー両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供される。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、当該証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価基準を適用することが認められている。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある

受益証券1口当たり純資産価格の最大2％に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2％を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資者の取引の特定の状況には関連しない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、その資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要に応じて、追加的評価は一日を通じて行うことができる。かかる新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用される。

c) 証券売却実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。

公認の証券取引所に上場されていないオプション（OTCオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルティより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。

オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現損益の項目において開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は、運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の実勢最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

j) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類は、EUR（ユーロ）で表示されている。ファンドの2021年11月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種項目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類上の対応する項目の合計に等しい。

以下の為替レートは、2021年11月30日現在で連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.443920 カナダ・ドル
1 ユーロ	=	127.806251 日本円
1 ユーロ	=	1.125600 米ドル

償還または合併したサブ・ファンドについて、連結財務書類の換算に用いられた為替レートは償還日または合併日現在のものである。

k) 投資有価証券売却未収金、投資有価証券購入未払金

「投資有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「投資有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

為替取引による未収金および未払金は相殺される。

l) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2－報酬

ファンドは、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）¹

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率）
		名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.920%	1.970%

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－アジア・コンサンプション（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

ーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）¹

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.720%	1.770%

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーユーロ・カントリーズ・オポチュニティ（ユーロ）

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）¹

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.040% ²	2.090% ³

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

² 上限2.040%、実効1.780%

³ 上限2.090%、実効1.830%

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーグレーター・チャイナ（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.340%	2.390%

UBS（Lux）エクイティ・ファンドースモール・キャップスUSA（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%	1.850%

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーUSサステナブル（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.650%	1.700%

上記の定率報酬は以下のとおり使用される。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率管理報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方

針」にて参照することができる。定率管理報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

この報酬は、「定率報酬」として運用計算書に表示される。

2. 上限定率管理報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。その結果、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。
 - c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネージャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（T E R）において説明される。
- これらの手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に表示される。

3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

ファンドの収益および資産に関するすべての税金、特に年次税 ("taxe d'abonnement") についても、ファンドが負担する。

定率管理報酬を用いていない他のファンド・プロバイダーとの報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限定率管理報酬」は報酬の80%と定められている。

クラス受益証券「F」についての追加報酬もまた、請求される。当該報酬は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーのうち1社との個別契約を通じて決定される。

クラス受益証券「I-B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメントまたは公認の代理人のうち1社との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

クラス受益証券「I-X」「K-X」および「U-X」の資産運用、ファンド管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

資産運用目的で受益証券クラス「K-B」に対して実施された業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその承認された販売会社の一社が受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

クラス受益証券に割当てられる費用は、それらのクラス受益証券に請求される。複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関連する費用は、当該サブ・ファンド／クラス受益証券に対して、それぞれの純資産額に比例して請求される。

投資方針の規定により、他のUCISまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

KIIDsには、ファンドの現行の手数料に関する詳細が記載されている。

注3－年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、ファンドは、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課されているが、幾つかのクラス受益証券に関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定規則に準拠して既に年次税を支払っているその他の投資信託の受益証券または株式へ投資されたファンド資産の部分に関して、年次税は適用されない。

注4－その他の収益

その他の収益は、主にスイング・プライシングからの収益で構成される。

注5－関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンズに関するSFC規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

a) 証券取引および金融派生商品取引

2020年12月1日から2021年11月30日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドの、管理会社、投資運用会社または取締役会の関連会社であるブローカーおよび管理会社を通して行われた、有価証券と短期金融商品の取引数量は以下のとおりであった。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社との株式および 株式類似証券の取引数量	証券取引比率
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル） ¹	49 398 628.70 米ドル	7.12%
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ²	8 828 449.87 ユーロ	0.84%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ³	113 082 223.30 ユーロ	7.39%

－グレーター・チャイナ（米ドル）	334 404 659.27 米ドル	4.72%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	関連会社との株式および 株式類似証券の取引の手数料	手数料比率
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル） ¹	63 344.26 米ドル	0.01%
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ²	702.76 ユーロ	0.00%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ³	7 179.75 ユーロ	0.00%
－グレーター・チャイナ（米ドル）	109 932.76 米ドル	0.00%

注記11「取引費用」に開示されているとおり、固定利付証券、上場先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	関連会社との証券および 金融派生商品の取引の手数料	証券取引比率
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル） ¹	－ 米ドル	－
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ²	117 671 362.00 ユーロ	11.25%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ³	228 259 677.36 ユーロ	14.91%
－グレーター・チャイナ（米ドル）	－ 米ドル	－

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－アジア・コンサンブション（米ドル）

² 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ（ユーロ）

³ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

通常の市場慣行に従って、関連当事者との「その他の証券（株式および株式類似証券を除く）」にかかる取引についてファンドに手数料は請求されない。当該取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

関連当事者との取引量をサブ・ファンド通貨へ転換するため、2021年11月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) ファンドの受益証券取引

サブ・ファンド／受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資を続けることを意図して、関連当事者は、シード・キャピタル（以下「直接投資」という。）を提供する目的で、新しいサブ・ファンド／受益証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引／マーケットタイミングの防止要件に従う。関連当事者が、いずれのファンドまたは投資法人に対しても管理または支配力行使する目的で投資することはない。

2021年11月30日現在、管理会社およびその関連会社／関連当事者は、香港において登録されているサブ・ファンド／受益証券クラスにいかなるシード・キャピタルの拠出もなかった。

c) 管理会社の取締役会の保有高

管理会社の取締役会の役員およびその関連当事者は、サブ・ファンドの受益証券の申込みおよび買戻しができる。2021年11月30日現在、管理会社の取締役会による香港において登録されているサブ・ファンドの保有高はなかった。

注6－収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うかどうか、および分配の程度を決定する。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注7－ソフト・コミッションの取決め

ポートフォリオ・マネージャーを規定する法律によって認められている場合、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関係会社は、直接の支払いと引き換えることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品やサービスが受け取られるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッションの取決めを締結することができる。かかる手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引約定が最良の約定基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する約定および／または仲介業務の価値に関連して、仲介手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品やサービスには調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、受領した調査が、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関連会社とそのクライアントまたは運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体としての支援であると考えられているため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。ソフト・コミッションの取決めを締結しているブローカーと約定した取引の金額およびこれらの取引のためにサブ・ファンドが支払った関連手数料は、以下のとおりである。

	ソフト・コミッションの 取決めを実施する ブローカーと 締結した取引金額 (米ドル)	これらの取引に サブ・ファンドが 支払っている 関連手数料 (米ドル)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド		
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル) ¹	446 632 380.37	154 295.16
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ) ²	1 044 613 880.20	－

－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ³	1 234 754 081.04	－
－グレーター・チャイナ（米ドル）	813 006 911.66	54 164.88

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－アジア・コンサンプション（米ドル）

² 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ（ユーロ）

³ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

上記の項目を除き、その他のサブ・ファンドについて他の類似契約はない。

注8－金融先物契約

2021年11月30日現在、サブ・ファンゴとの金融先物契約および個別通貨は、以下のように要約される。

金融先物

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	指数に係る金融先物	
	（購入）	（売却）
本サブ・ファンドは該当しない。		

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

注9－総費用比率（TER）

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）およびスイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	総費用比率（TER）
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル） ¹ P-a c c	2.00%
－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ² P-a c c	1.85%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ³ P-a c c	1.83%
－グレーター・チャイナ（米ドル） P-a c c	2.39%
－スモール・キャップスUSA（米ドル） P-a c c	1.86%
－USサステナブル（米ドル） P-a c c	1.71%

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－アジア・コンサンプション（米ドル）

² 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ（ユーロ）

³ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

運用されていたのが12ヶ月未満のクラス受益証券のTERは年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注10 ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	ポートフォリオ回転率（PTR）
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル） ¹	106.44%
－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ²	134.21%
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ³	162.44%
－グレーター・チャイナ（米ドル）	-57.34%
－スモール・キャップスUSA（米ドル）	75.87%
－USサステナブル（米ドル）	74.79%

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－アジア・コンサンプション（米ドル）

² 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ（ユーロ）

³ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

注11 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれる。

2021年11月30日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	取引費用
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル） ¹	801 316.70 米ドル
－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ²	1 076 009.84 ユーロ
－ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ³	1 248 467.23 ユーロ
－グレーター・チャイナ（米ドル）	1 494 097.11 米ドル
－スモール・キャップスUSA（米ドル）	88 758.52 米ドル
－USサステナブル（米ドル）	12 659.24 米ドル

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－アジア・コンサンプション（米ドル）

² 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ（ユーロ）

³ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではない。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれる。当該取引費用は、個別に識別することができないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスに反映される。

注12－償還

サブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンド－カナダ（カナダ・ドル）は、2021年1月27日付で償還した。

注13－名称変更

以下の名称変更が生じた。

旧名称	新名称	日付（訳注）	原文
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －アジア・コンサンプション（米ドル）	UBS（Lux）エクイティ・ファンド －エマージング・マーケット・サステナブル ・リーダーズ（米ドル）	2021年2月1日	では
UBS（Lux）エクイティ・ファンド －ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ（ユーロ）	UBS（Lux）エクイティ・ファンド －ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ		

（27.1.2021）と記載されているが、正しくは（27.10.2021）であるという確認が取れているため、本書の作成にあたっては正しい原文に対する訳文を記載している。

・サステナブル（ユーロ）		2021年10月27日（訳注）
UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）	UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーヨーロピアン・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ）	2021年2月1日
UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーミッド・キャップス・ヨーロッパ（ユーロ）	UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーミッド・キャップス・ヨーロッパ ・サステナブル（ユーロ）	2021年10月27日（訳注）
UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーヘルスケア（米ドル）	UBS（Lux）エクイティ・ファンド ーサステナブル・ヘルス ・トランスフォーメーション（米ドル）	2021年10月27日（訳注）

注14ーデフォルト証券

期末現在、デフォルト状態にある多くの証券が存在する。これらの証券は投資有価証券明細表に開示されている。

さらに、相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン（すなわち配当）を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注において別個に表示されている。

UBS（Lux）エクイティ・ファンドーミッド・キャップス・ヨーロッパ・サステナブル（ユーロ）¹

株式	通貨	数量
IRISH BK RESOL CP COM EURO.16	ユーロ	73 000.00
LERNOUT HAUSPIE SPEECH —DEFAULT	ユーロ	10 800.00

¹

旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーミッド・キャップス・ヨーロッパ（ユーロ）

注15ー制御不能な事象

2020年3月、世界保健機関はCOVID-19の感染拡大をパンデミックと宣言した。ワクチンの継続的な開発および管理を含め、パンデミックに対する措置については2021年中盤に向けて進展が見られたものの、このパンデミックが世界的にも地域的にもどの程度の期間や深刻さで経済に影響を与えるかは依然として不透明である。このことは、ファンドおよび本報告書で取り上げる資産の評価に関して継続的な不確実性を引き起こしている。

取締役会および投資運用会社は、政府によるパンデミックに対する措置、ひいてはポートフォリオおよび本投資法人自体への経済的影響を継続して注視する。本投資法人の財務書類を作成するに当たり、取締役会によってなされた継続企業の前提が不適切であるという証拠はない。

注16ー後発事象

ウクライナにおける戦争は、第一にロシアやウクライナの証券、さらに世界的に広範な市場に依然として重大な影響を及ぼしている。このような状況は依然として非常に不安定であり、ファンドの管理会社は、ファンドに対する投資者の利益を守るために迅速に適切な措置をとるために慎重に監視している。また、EU、スイス、英国および米国において、特に最近制定された制裁制度に限定されるものではないが、適用される法律および規則を常に遵守するために必要な措置を講じている。ファンドは、制裁を受けたロシア証券を超えて深刻な取引制限を経験しているため、相場価格（もし入手可能であれば）が、その時々の市場価値を反映していないと考えられるすべての該当証券に公正価値の価格設定を適用している。今後の金融市場の動向次第では、投資戦略にもさらなる影響が出てくる可能性がある。現時点では、一定

のファンドにおける流動性対策の適用を必要とするかどうかは不明である。これらには、それぞれのファンドの英文目論見書に示されているようなすべての措置が含まれる可能性がある。

2021年11月30日現在、サブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンド-エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）は、純資産の5.70%をロシア証券で保有しており、決定された公正価値の影響を受けている。2022年2月28日から2022年3月3日までの間に価格設定のヘアカットが適用され、すべてのロシアの現地株式、GDR、ADRは2022年3月3日付の純資産価額（NAV）を0として最終決定された。

ファンドの経営陣は、これらの事象をファンドおよびサブ・ファンドの報告期間後の非調整事象と考える。

注17—適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服することを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、ファンド受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して受益証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らおよびファンドが拘束されるものと認めることができる。

注18—店頭派生商品および証券貸付

ファンドが店頭取引を実行する場合、ファンドは店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドは店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。ファンドが適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、ファンドのため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関するファンドの権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、ファンドは、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

ファンドは、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領担保
UBS（Lux）エクイティ・ファンド —エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル） ¹		
カナディアン・インペリアル・バンク	-9 219.29米ドル	0.00米ドル

シティバンク	379 415.97米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-447.63米ドル	0.00米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド		
ーヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ） ²		
カナディアン・インペリアル・バンク	480.03ユーロ	0.00 ユーロ
シティバンク	-28 601.84ユーロ	0.00 ユーロ
UBS（Lux）エクイティ・ファンド		
ーグレーター・チャイナ（米ドル）		
シティバンク	6 774 014.92米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-12 675.47米ドル	0.00 米ドル

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーアジア・コンサンプション（米ドル）

² 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

貸付証券

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	2021年11月30日現在 貸付証券による取引相手方エクスポージャー		2021年11月30日現在 担保内訳（比率%）		
	貸付証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
－エマージング・マーケット・サステナブル ・リーダーズ（米ドル） ¹	19 304 970.73 米ドル	20 750 390.22 米ドル	43.98	56.02	0.00
－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ） ²	39 302 241.29 ユーロ	42 244 914.78 ユーロ	43.98	56.02	0.00
－ヨーロッパ・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ） ³	22 851 597.26 ユーロ	24 562 563.03 ユーロ	43.98	56.02	0.00
－グレーター・チャイナ（米ドル）	21 776 544.83 米ドル	23 407 018.29 米ドル	43.98	56.02	0.00
－スモール・キャップスUSA（米ドル）	44 825 943.91 米ドル	48 182 193.13 米ドル	43.98	56.02	0.00
－USサステナブル（米ドル）	6 875 856.88 米ドル	7 390 672.35 米ドル	43.98	56.02	0.00

UBS（Lux）エクイティ・ファンド			
－エマージング・マーケット ・サステナブル・リーダーズ （米ドル） ¹	－ユーロ・カンTRIES ・オポチュニティ・サステナブル （ユーロ） ²	－ヨーロッパ・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ） ³	
貸付証券収益	83 187.82 米ドル	397 490.10 ユーロ	332 895.80 ユーロ
貸付証券コスト	33 275.13 米ドル	158 996.04 ユーロ	133 158.32 ユーロ
純貸付証券収益	49 912.69 米ドル	238 494.06 ユーロ	199 737.48 ユーロ

UBS（Lux）エクイティ・ファンド			
－グレーター・チャイナ（米ドル）	－スモール・キャップスUSA （米ドル）	－USサステナブル（米ドル）	
貸付証券収益	220 082.28米ドル	69 711.55米ドル	44 582.57米ドル
貸付証券コスト	88 032.91米ドル	27 884.62米ドル	17 833.03米ドル
純貸付証券収益	132 049.37米ドル	41 826.93米ドル	26 749.54米ドル

¹ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－アジア・コンサンブション（米ドル）

² 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ（ユーロ）

³ 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

[次へ](#)

UBS (Lux) Equity Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2021
Investments in securities, cost	11 803 853 445.22
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	886 432 153.21
Total investments in securities (Note 1)	12 690 285 598.43
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	339 062 360.75
Other liquid assets (Margins)	672 730.10
Receivable on securities sales (Note 1)	13 115 736.96
Receivable on subscriptions	15 470 432.69
Interest receivable on liquid assets	15 163.90
Receivable on dividends	2 879 079.64
Other receivables	1 264 080.04
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	7 423 476.43
Total Assets	13 070 188 658.94
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-269 145.34
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-1 978 140.44
Bank overdraft	-616 714.95
Interest payable on bank overdraft	-1 216.85
Payable on securities purchases (Note 1)	-17 029 156.46
Payable on redemptions	-20 640 067.64
Other liabilities	-521 199.61
Provisions for flat fee (Note 2)	-8 327 659.25
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-791 018.44
Provisions for other liabilities	-148 009.95
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-838 602.93
Total provisions	-10 105 290.57
Total Liabilities	-51 160 931.86
Net assets at the end of the financial year	13 019 027 727.08

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

Combined Statement of Operations

	EUR
	1.12.2020-30.11.2021
Income	
Interest on liquid assets	14 778.40
Dividends	251 420 516.72
Net income on securities lending	2 220 048.18
Other income (Note 4)	7 411 706.32
Total income	261 067 049.62
Expenses	
Fat fee (Note 2)	-273 404 568.22
Taxe d'abonnement (Note 3)	-6 047 212.72
Other commissions and fees (Note 2)	-1 175 187.57
Interest on cash and bank overdraft	-1 291 999.71
Total expenses	-281 918 968.22
Net income (loss) on investments	-20 851 918.60
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	1 620 887 253.77
Realized gain (loss) on financial futures	417 010.63
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-55 162 805.21
Realized gain (loss) on foreign exchange	8 657 867.22
Total realized gain (loss)	1 574 799 326.41
Net realized gain (loss) of the financial year	1 553 947 407.81
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-3 971 347 976.91
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-1 978 715.55
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-3 973 326 692.46
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-2 419 379 284.65

Combined Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2020-30.11.2021
Net assets at the beginning of the financial year	18 824 705 052.90*
Subscriptions	7 587 057 242.34
Redemptions	-10 968 372 945.19
Total net subscriptions (redemptions)	-3 381 315 702.85
Dividend paid (Note 6)	-4 982 338.32
Net income (loss) on investments	-20 851 918.60
Total realized gain (loss)	1 574 799 326.41
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-3 973 326 692.46
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-2 419 379 284.65
Net assets at the end of the financial year	13 019 027 727.08

* Calculated using 30 November 2021 exchange rates. Using 30 November 2020 exchange rates, the combined net asset at the beginning of the year was EUR 17 787 523 004.95.

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

The notes are an integral part of the financial statements.

15

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2021
Investments in securities, cost	233 993 836.31
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-9 259 368.96
Total investments in securities (Note 1)	224 734 467.35
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	6 094 639.75
Receivable on securities sales (Note 1)	444.38
Receivable on subscriptions	70 013.14
Receivable on dividends	16 866.60
Other receivables	89 262.58
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	369 749.05
Total Assets	231 375 442.85
Liabilities	
Bank overdraft	-692 011.48
Payable on redemptions	-98 962.89
Other liabilities	-586 662.28
Provisions for flat fee (Note 2)	-99 450.53
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-13 018.14
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-12 733.59
Total provisions	-125 202.26
Total Liabilities	-1 502 838.91
Net assets at the end of the financial year	229 872 603.94

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2020-30.11.2021
Interest on liquid assets	371.47
Dividends	2 852 967.65
Net income on securities lending	49 912.69
Other income (Note 4)	327 502.18
Total income	3 230 753.99
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-2 555 635.64
Taxe d'abonnement (Note 3)	-80 011.24
Other commissions and fees (Note 2)	-13 264.84
Interest on cash and bank overdraft	-16 443.50
Total expenses	-2 665 355.22
Net income (loss) on investments	565 398.77
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	62 957 324.36
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-1 345 732.49
Realized gain (loss) on foreign exchange	108 728.35
Total realized gain (loss)	61 720 320.22
Net realized gain (loss) of the financial year	62 285 718.99
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-71 493 353.70
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	183 686.10
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-71 309 667.60
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-9 023 948.61

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)*

* formerly UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

The notes are an integral part of the financial statements.

35

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2021
Investments in securities, cost	524 858 245.65
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	137 690 710.17
Total investments in securities (Note 1)	662 548 955.82
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	15 497 327.42
Receivable on securities sales (Note 1)	1 922 339.49
Receivable on subscriptions	15 117.37
Interest receivable on liquid assets	66.27
Receivable on dividends	192 152.76
Other receivables	202 602.73
Total Assets	680 378 561.86
Liabilities	
Payable on redemptions	-224 860.80
Provisions for flat fee (Note 2)	-173 409.44
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-27 250.73
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-35 607.99
Total provisions	-236 268.16
Total Liabilities	-461 128.96
Net assets at the end of the financial year	679 917 432.90

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2020-30.11.2021
Interest on liquid assets	42.79
Dividends	11 956 850.37
Net income on securities lending	238 494.06
Other income (Note 4)	212 073.92
Total income	12 407 461.14
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-4 547 807.40
Taxe d'abonnement (Note 3)	-158 513.70
Other commissions and fees (Note 2)	-35 541.09
Interest on cash and bank overdraft	-74 598.20
Total expenses	-4 816 460.39
Net income (loss) on investments	7 591 000.75
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	60 106 531.01
Realized gain (loss) on foreign exchange	7 757.11
Total realized gain (loss)	60 114 288.12
Net realized gain (loss) of the financial year	67 705 288.87
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	36 266 854.84
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	36 266 854.84
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	103 972 143.71

UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)*

* formerly UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

The notes are an integral part of the financial statements.

41

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2021
Investments in securities, cost	503 121 599.19
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	115 262 105.03
Total investments in securities (Note 1)	618 383 704.22
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	14 838 665.11
Receivable on securities sales (Note 1)	10 403 535.82
Receivable on subscriptions	302 417.37
Interest receivable on liquid assets	4 887.80
Receivable on dividends	133 894.17
Other receivables	167 756.84
Total Assets	644 234 861.33
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-28 121.81
Payable on securities purchases (Note 1)	-10 807 286.66
Payable on redemptions	-452 312.18
Provisions for flat fee (Note 2)	-321 495.14
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-40 680.88
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-33 982.02
Total provisions	-996 158.04
Total Liabilities	-11 683 878.69
Net assets at the end of the financial year	632 550 982.64

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2020-30.11.2021
Interest on liquid assets	4 887.83
Dividends	11 245 833.96
Net income on securities lending	199 737.48
Other income (Note 4)	223 833.55
Total income	11 674 292.82
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-6 995 938.26
Taxe d'abonnement (Note 3)	-235 751.93
Other commissions and fees (Note 2)	-33 923.94
Interest on cash and bank overdraft	-96 978.23
Total expenses	-7 362 592.36
Net income (loss) on investments	4 311 700.46
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	65 703 914.07
Realized gain (loss) on financial futures	417 103.70
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	725 486.56
Realized gain (loss) on foreign exchange	132 221.71
Total realized gain (loss)	66 978 726.04
Net realized gain (loss) of the financial year	71 290 426.50
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	37 486 187.22
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-70 031.36
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	37 416 155.86
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	108 706 582.36

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)*

* formerly UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

The notes are an integral part of the financial statements.

47

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2021
Investments in securities, cost	1 092 837 422.78
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	190 838 236.27
Total investments in securities (Note 1)	1 283 675 659.05
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	95 662 392.07
Receivable on securities sales (Note 1)	776.15
Receivable on subscriptions	1 282 949.62
Interest receivable on liquid assets	0.56
Receivable on dividends	189 704.25
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	6 761 339.45
Total Assets	1 387 572 821.15
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-64.48
Payable on securities purchases (Note 1)	-835 178.26
Payable on redemptions	-4 729 044.57
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 190 349.83
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-106 556.62
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-21 291.41
Total provisions	-1 318 197.86
Total Liabilities	-6 882 485.17
Net assets at the end of the financial year	1 380 690 335.98

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2020-30.11.2021
Interest on liquid assets	3.63
Dividends	26 314 794.12
Net income on securities lending	132 049.37
Other income (Note 4)	948 426.53
Total income	27 395 273.65
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-35 405 250.96
Taxe d'abonnement (Note 3)	-779 414.36
Other commissions and fees (Note 2)	+102 569.80
Interest on cash and bank overdraft	-217 471.26
Total expenses	-36 504 706.38
Net income (loss) on investments	-9 109 432.73
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	107 963 425.31
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-34 348 910.41
Realized gain (loss) on foreign exchange	3 622 477.13
Total realized gain (loss)	77 236 992.03
Net realized gain (loss) of the financial year	68 127 559.30
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-416 293 754.29
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	3 060 666.76
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-413 233 087.53
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-345 105 528.23

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2020-30.11.2021
Net assets at the beginning of the financial year	1 804 959 242.88
Subscriptions	927 104 488.88
Redemptions	-1 006 267 867.55
Total net subscriptions (redemptions)	-79 163 378.67
Net income (loss) on investments	-9 109 432.73
Total realized gain (loss)	77 236 992.03
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-413 233 087.53
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-345 105 528.23
Net assets at the end of the financial year	1 380 690 335.98

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

The notes are an integral part of the financial statements.

67

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2021
Investments in securities, cost	139 153 621.28
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	13 479 609.31
Total investments in securities (Note 1)	152 633 230.59
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	3 509 155.81
Receivable on subscriptions	955 458.41
Receivable on dividends	101 528.64
Other receivables	58 763.26
Total Assets	157 258 136.71
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-28.11
Payable on securities purchases (Note 1)	-69 690.34
Payable on redemptions	-294 884.88
Provisions for flat fee (Note 2)	-72 110.20
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-8 887.69
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-8 528.94
Total provisions	-89 526.83
Total Liabilities	-454 130.16
Net assets at the end of the financial year	156 804 006.55

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2020-30.11.2021
Interest on liquid assets	81.55
Dividends	463 179.68
Net income on securities lending	41 826.93
Other income (Note 4)	103 284.33
Total income	608 372.49
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 796 315.82
Taxe d'abonnement (Note 3)	-58 413.17
Other commissions and fees (Note 2)	-8 984.24
Interest on cash and bank overdraft	-96.96
Total expenses	-1 863 810.19
Net income (loss) on Investments	-1 255 437.70
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	22 811 726.52
Realized gain (loss) on foreign exchange	-3 330.24
Total realized gain (loss)	22 808 396.28
Net realized gain (loss) of the financial year	21 552 958.58
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-6 827 886.13
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-6 827 886.13
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	14 725 072.45

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

Statement of Net Assets

	USD
	30.11.2021
Assets	
Investments in securities, cost	62 368 366.79
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	19 296 022.37
Total investments in securities (Note 1)	81 664 389.16
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	1 496 605.87
Receivable on subscriptions	213 996.25
Receivable on dividends	41 390.45
Other receivables	64 521.88
Total Assets	83 480 903.61
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-1.98
Payable on redemptions	-6 928.02
Provisions for flat fee (Note 2)	-54 821.17
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-6 912.88
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-4 343.36
Total provisions	-66 077.41
Total Liabilities	-73 007.41
Net assets at the end of the financial year	83 407 896.20

Statement of Operations

	USD
	1.12.2020-30.11.2021
Income	
Dividends	994 013.10
Net income on securities lending	26 749.54
Other income (Note 4)	2 828.08
Total income	1 023 590.72
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 236 685.98
Taxe d'abonnement (Note 3)	-39 502.83
Other commissions and fees (Note 2)	-4 568.18
Interest on cash and bank overdraft	-47.35
Total expenses	-1 280 804.34
Net income (loss) on investments	-257 213.62
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	9 789 686.18
Realized gain (loss) on foreign exchange	-3 669.19
Total realized gain (loss)	9 786 016.99
Net realized gain (loss) of the financial year	9 528 803.37
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	8 112 765.13
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	8 112 765.13
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	17 641 568.50

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

The notes are an integral part of the financial statements.

107

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currency of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in this unit class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of subfund units in circulation, taking into account the fees charged to that unit class.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and

other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.

- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the

buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Directors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended. The net asset value shall be calculated separately for each class of the subfund. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

As some of the Fund's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Management Company may – by way of derogation to the aforementioned provisions – allow the net asset value per unit to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per unit, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the time of valuation are not generally taken into account in the net asset value per unit of the subfund concerned. If, as a result of this, the Management Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio

do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per unit to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Management Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all unit classes in the same subfund.

The Management Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Fund whenever it deems this to be appropriate.

Evaluating assets at fair value calls for greater reliability of judgement than evaluating assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Fund will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Fund determines the net asset value per unit. As a consequence, if the Fund sells or redeems units at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing unitholders.

If necessary, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments.

Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents.

The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the currency of account of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies is other than the currency of account of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Fair Value pricing principle

The fair value pricing principle applies for funds with main investments in Asian markets. The fair value principle takes into account important movements not reflected in the last available Exchange closing prices, by re-evaluating all underlying assets of the Fund portfolio with snapshot prices at a specified time. The net asset value is then calculated based on these re-evaluated prices. The fair value principle is applicable only in case the deviation of a Fund specific benchmark exceeds 3%.

j) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as at 30 November 2021 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 November 2021:

Exchange rates			
EUR 1	=	CAD	1.443920
EUR 1	=	JPY	127.806251
EUR 1	=	USD	1.125600

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the combined financial statements is the one as at liquidation or merger date.

*k) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "QL" in their name	0.820%	0.870%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Canada (CAD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%

UBS (Lux) Equity Fund

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "K-1" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "Q" in their name	0.840%	0.890%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.700%	1.730%
Unit classes with "K-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "Q" in their name	1.400%	1.450%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.200%	1.230%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.130%	1.160%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund

– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)¹

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	2.250%	2.300%
Unit classes with "K-1" in their name	1.400%	1.430%

¹ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "K-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "Q" in their name	0.980%	1.030%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)¹

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.720%	1.770%
Unit classes with "N" in their name	2.200%	2.250%
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ Formerly UBS Euro Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity
Sustainable (EUR)¹

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040% ²	2.090% ³
Unit classes with "N" in their name	2.310%	2.360%

¹ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

² max 2.040% / a.l. 1.780%

³ max 2.090% / a.l. 1.830%

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "K-1" in their name	1.150%	1.180%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020% ⁴	1.070% ⁵
Unit classes with "I-A1" in their name	1.000% ⁶	0.730%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.940% ⁷	0.680%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.820% ⁸	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

⁴ max 1.020% / a.l. 0.390%

⁵ max 1.070% / a.l. 1.040%

⁶ max 1.000% / a.l. 0.390%

⁷ max 0.940% / a.l. 0.500%

⁸ max 0.820% / a.l. 0.600%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.740%	1.790%
Unit classes with "N" in their name	2.260%	2.310%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

UBS (Lux) Equity Fund
– Global Sustainable Improvers (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	0.920%	0.970%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.500%	1.530%
Unit classes with "K-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.980%	1.010%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)¹

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Unit classes with "N" in their name	2.200%	2.250%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.560%	0.590%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ Formerly: UBS Fund Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name ¹
Unit classes with “P” in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with “N” in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with “K-1” in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with “K-8” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

¹ max 2.090% / eff. 2.040%

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with “N” in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with “K-1” in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with “K-8” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health
Transformation (USD)¹

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.840% ²	1.890% ³
Unit classes with “N” in their name	2.390%	2.440%
Unit classes with “K-1” in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with “K-8” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.870%	0.900%
Unit classes with “Q” in their name	1.000% ⁴	1.050% ⁵
Unit classes with “I-A1” in their name	0.920%	0.950%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.890%	0.920%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.870%	0.900%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

¹ formerly UBS (Lux) Equity Fund – Health Care (USD)² max 1.840% / eff. 1.710%³ max 1.890% / eff. 1.780%⁴ max 1.000% / eff. 0.910%⁵ max 1.050% / eff. 0.980%

UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	2.040%	2.090% ¹
Unit classes with “N” in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with “K-1” in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with “K-8” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

¹ max 2.090% / eff. 2.040%UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with “N” in their name	2.130%	2.180%
Unit classes with “K-1” in their name	1.090%	1.120%
Unit classes with “K-B” in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with “Q” in their name	0.990%	1.040%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with “I-B” in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the “Depositary and Main Paying Agent” of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under “The subfunds and their special investment policies” of the sales prospectus. The actual maximum rate applied to the flat management fee can be found in the annual and semi-annual reports.

This fee is shown in the Statement of Operations as “Flat fee”.

2. The maximum flat management fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - a) all other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which

arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section titled “Net asset value, issue, redemption and conversion price” of the sales prospectus;

- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
- d) fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as “Other commissions and fees”.

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

All taxes on the Fund's income and assets, particularly the "taxe d'abonnement", shall also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

For unit class F, an additional fee will also be charged; this shall be determined via a separate contract between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the services to be performed for share classes "K-B" for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs that can be allocated to unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Fund's ongoing charges can be found in the KIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for some unit classes only a reduced "taxe d'abonnement" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the Fund assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and money-market transactions undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors and the Management Company for the financial year from 1 December 2020 to 30 November 2021 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Opportunity (USD)	920 612 532.72 USD	5.92%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	49 398 628.70 USD	7.12%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	8 828 449.87 EUR	0.84%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³	113 082 223.30 EUR	7.39%
– Greater China (USD)	334 404 659.27 USD	4.72%
– Tech Opportunity (USD)	1 386 296.83 USD	0.06%

¹ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)

² Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)

³ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

UBS (Lux) Equity Fund	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security commission
– China Opportunity (USD)	558 605.83 USD	0.00%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	63 344.26 USD	0.01%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	702.76 EUR	0.00%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³	7 179.75 EUR	0.00%
– Greater China (USD)	109 932.76 USD	0.00%
– Tech Opportunity (USD)	182.66 USD	0.00%

As disclosed in Note 11 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Equity Fund	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Opportunity (USD)	120 000 240.00 USD	0.77%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	- USD	-
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	117 671 362.00 EUR	11.25%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³	228 259 677.36 EUR	14.91%
– Greater China (USD)	- USD	-
– Tech Opportunity (USD)	72 627 400.00 USD	3.18%

¹ Formerly UBS Lux Equity Fund – Asian Consumption (USD)

² Formerly UBS Lux Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)

³ Formerly UBS Lux Equity Fund – European Opportunity (EUR)

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Fund on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties. Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 November 2021 were used.

b) Transactions in units of the fund

Connected persons may invest in a new subfund/share-class for the purpose of providing seed capital (“Direct Investment”), with the intent of remaining invested until the subfund/shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm’s length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 30 November 2021, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / share classes registered in Hong Kong.

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The members of the Board of Directors of the Management Company and their affiliated persons may subscribe and redeem units in the subfunds. As of 30 November 2021, the Directors of the Management Company had no holdings in the subfunds registered in Hong Kong.

Note 6 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates’ overall responsibilities to their clients or funds they manage. The amounts of transactions executed with brokers having soft commission

arrangements in place and the related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions are as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place (in USD)	Related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions (in USD)
– China Opportunity (USD)	6 825 383 430.23	780 760.72
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	446 632 380.37	154 295.16
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	1 044 613 880.20	-
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³	1 234 754 081.04	-
– Greater China (USD)	813 006 911.66	54 164.88
– Tech Opportunity (USD)	902 502 949.95	-

¹ Formerly UBS Lux Equity Fund – Asian Consumption (USD)

² Formerly UBS Lux Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)

³ Formerly UBS Lux Equity Fund – European Opportunity (EUR)

Except of the above item there are no other comparable agreements for the other subfunds.

Note 8 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 30 November 2021 can be summarised as follows:

Financial Futures

UBS (Lux) Equity Fund	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
– Global Sustainable Improvers (USD)	12 328 875.00 USD	- USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) / Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Biotech (USD) P-acc	2.10%
– Biotech (USD) (SEK) P-acc	2.10%
– Biotech (USD) Q-acc	1.07%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Biotech (USD) Q-acc	0.89%
– China Opportunity (USD) F-acc	1.02%
– China Opportunity (USD) I-A1-acc	1.21%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A1-acc	1.21%
– China Opportunity (USD) I-A2-acc	1.15%
– China Opportunity (USD) I-A3-acc	1.01%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A3-dist	1.01%
– China Opportunity (USD) I-B-acc	0.20%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-B-acc	0.20%
– China Opportunity (USD) I-X-acc	0.02%
– China Opportunity (USD) K-1-acc	1.75%
– China Opportunity (USD) (HKD) K-1-acc	1.75%
– China Opportunity (USD) K-X-acc	0.06%
– China Opportunity (USD) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-acc	2.45%
– China Opportunity (USD) (EUR) P-acc	2.42%
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.44%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) P-acc	2.45%
– China Opportunity (USD) (SEK) P-acc	2.39%
– China Opportunity (USD) (SGD) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) P-dist	2.40%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-dist	2.46%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-dist	2.39%
– China Opportunity (USD) Q-acc	1.45%
– China Opportunity (USD) (EUR) Q-acc	1.46%
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.51%
– China Opportunity (USD) (HKD) Q-acc	1.45%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) Q-acc	1.50%
– China Opportunity (USD) (SGD) Q-acc	1.46%
– China Opportunity (USD) U-X-acc	0.01%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ I-B-acc	0.19%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ K-B-acc	0.24%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ (EUR) N-acc	2.38%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ P-acc	2.00%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ (CHF hedged) P-acc	2.05%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ (SGD) P-acc	1.99%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ Q-acc	1.03%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹ (CHF hedged) Q-acc	1.09%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ² I-A1-acc	0.76%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ² I-B-acc	0.08%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ² I-X-acc	0.02%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ² P-acc	1.85%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ² Q-acc	0.96%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ² U-X-acc	0.02%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ I-A1-acc	0.71%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ I-A2-acc	0.67%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ I-A3-acc	0.61%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ I-X-acc	0.01%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ K-B-acc	0.12%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ P-acc	1.83%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ (USD hedged) P-acc	1.88%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ Q-acc	1.05%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ (USD hedged) Q-acc	1.10%
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³ U-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) I-A1-acc	0.74%
– Global Sustainable (USD) I-A2-acc	0.70%
– Global Sustainable (USD) I-B-acc	0.08%
– Global Sustainable (USD) (EUR) I-B-acc	0.08%

¹ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)

² Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)

³ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Global Sustainable (USD) (JPY hedged) I-B-acc	0.08%
– Global Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) (CAD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) P-acc	1.80%
– Global Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.85%
– Global Sustainable (USD) (EUR) P-dist	1.80%
– Global Sustainable (USD) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) (EUR) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) U-X-acc	0.01%
– Global Sustainable Improvers (USD) P-acc	1.70%
– Global Sustainable Improvers (USD) Q-acc	0.97%
– Global Sustainable Improvers (USD) U-X-acc	0.02%
– Greater China (USD) F-acc	0.90%
– Greater China (USD) I-A1-acc	1.06%
– Greater China (USD) I-A2-acc	0.99%
– Greater China (USD) I-A3-acc	0.89%
– Greater China (USD) I-X-acc	0.02%
– Greater China (USD) (EUR) N-acc	2.81%
– Greater China (USD) P-acc	2.39%
– Greater China (USD) (CHF hedged) P-acc	2.45%
– Greater China (USD) (EUR hedged) P-acc	2.45%
– Greater China (USD) (SGD) P-acc	2.40%
– Greater China (USD) Q-acc	1.25%
– Greater China (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.31%
– Greater China (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.31%
– Japan (JPY) I-A1-acc	0.66%
– Japan (JPY) I-B-acc	0.08%
– Japan (JPY) P-acc	1.56%
– Japan (JPY) Q-acc	1.08%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)* I-B-acc	0.08%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)* P-acc	1.95%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)* Q-acc	1.07%
– Mid Caps USA (USD) I-B-acc	0.08%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.08%
– Mid Caps USA (USD) P-acc	1.86%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) P-acc	1.91%
– Mid Caps USA (USD) Q-acc	1.08%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.13%
– Mid Caps USA (USD) U-X-acc	0.02%
– Small Caps USA (USD) I-B-acc	0.08%
– Small Caps USA (USD) P-acc	1.86%
– Small Caps USA (USD) Q-acc	1.10%
– Small Caps USA (USD) U-X-acc	0.01%
– Sustainable Health Transformation (USD)* P-acc	2.07%
– Sustainable Health Transformation (USD)* (CHF hedged) P-acc	2.18%
– Sustainable Health Transformation (USD)* (EUR hedged) P-acc	1.74%
– Sustainable Health Transformation (USD)* Q-acc	1.07%
– Sustainable Health Transformation (USD)* (CHF hedged) Q-acc	1.19%
– Sustainable Health Transformation (USD)* (EUR hedged) Q-acc	1.21%
– Tech Opportunity (USD) P-acc	2.09%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) P-acc	2.15%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.15%
– Tech Opportunity (USD) Q-acc	1.08%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.13%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.13%
– US Sustainable (USD) P-acc	1.71%
– US Sustainable (USD) Q-acc	1.05%

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Health Care (USD)

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 10 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Equity Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Biotech (USD)	78.21 %
– China Opportunity (USD)	-48.65 %
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	106.44 %
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	134.21 %
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³	162.44 %
– Global Sustainable (USD)	51.78 %
– Global Sustainable Improvers (USD)	-9.31 %
– Greater China (USD)	-57.34 %
– Japan (JPY)	35.80 %
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) ⁴	25.93 %
– Mid Caps USA (USD)	115.46 %
– Small Caps USA (USD)	75.87 %
– Sustainable Health Transformation (USD) ⁵	33.13 %
– Tech Opportunity (USD)	231.66 %
– US Sustainable (USD)	74.79 %

¹ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)² Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)³ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)⁴ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)⁵ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Health Care (USD)

Note 11 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 November 2021, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Biotech (USD)	403 684.27 USD
– Canada (CAD)	20 192.15 CAD
– China Opportunity (USD)	13 914 039.05 USD
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	801 316.70 USD
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	1 076 009.84 EUR
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³	1 248 467.23 EUR

¹ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)² Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)³ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

UBS (Lux) Equity Fund

Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Global Sustainable (USD)	849 944.86 USD
– Global Sustainable Improvers (USD)	344 353.76 USD
– Greater China (USD)	1 494 097.11 USD
– Japan (JPY)	2 345 057 JPY
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) ^a	129 240.55 EUR
– Mid Caps USA (USD)	122 826.10 USD
– Small Caps USA (USD)	88 758.52 USD
– Sustainable Health Transformation (USD) ^a	102 433.09 USD
– Tech Opportunity (USD)	279 067.96 USD
– US Sustainable (USD)	12 659.24 USD

^a Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)

^b Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Health Care (USD)

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfunds.

Note 12 – Liquidation

The subfund UBS (Lux) Equity Fund – Canada (CAD) was liquidated as at 27 January 2021.

Note 13 – Name changes

The following name changes occurred:

Old Name	New Name	Date
UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	1.2.2021
UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)	UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	27.1.2021
UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)	UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)	1.2.2021
UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	27.1.2021
UBS (Lux) Equity Fund – Health Care (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)	27.1.2021

Note 14 – Defaulted securities

There are a number of securities that - at the year end - are in default. These securities are disclosed in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)¹

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16	EUR	73 000.00
LERNOUT HAUSPIE SPEECH-DEFAULT	EUR	10 800.00

¹ Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)

Note 15 – Uncontrollable Event

In March 2020, the World Health Organization declared the outbreak of COVID-19 to be a Pandemic. Although progress has been made towards the middle of 2021 in managing this Pandemic, including through the continuing development and administration of vaccines, it remains uncertain for how long and how severely the Pandemic will continue to globally and regionally impact the economy. This raises continuing uncertainties in relation to the fund and the valuation of assets covered in this report.

The Board of Directors and the Investment Managers continue to monitor the management of the Pandemic by governments and hence the economic impact on the portfolio and the fund itself. There is no evidence that the 'going concern' assumption made by the Board of Directors when preparing the financial statements of the fund is inappropriate.

Note 16 – Subsequent event

The war in Ukraine had and still has a material impact on financial markets, first and foremost on Russian and Ukrainian securities but also on the wider markets globally. The situation remains very volatile and the Fund Management Company is closely monitoring in order to quickly take appropriate action to protect the interest of investors in our funds. It has put in place the necessary measures to at all times comply with applicable laws and regulations, in particular but not limited to the most recently enacted sanction regimes in the EU, Switzerland, UK and US. As we are experiencing serious trading limitations beyond sanctioned Russian securities, we are applying fair value pricing for all relevant securities where price quotes (if available) are not considered reflective of their current market value. Depending on the future evolution of financial markets there may be a further impact on investment strategies. It is unclear right now whether this will require the application of liquidity measures in certain funds. These could include all such measures as indicated in the respective fund prospectuses.

As of 30 November 2021, the subfund UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) is holding Russian securities for 5.70% of its net assets and was impacted by the fair value decision taken. Pricing hair-cuts have applied between 28 February 2022 and 3 March 2022 and final decision to price all local Russian equities, GDRs, ADRs at 0 was made for NAV date 3 March 2022.

UBS (Lux) Equity Fund
Annual report and audited financial statements as of 30 November 2021

The Management of the Fund regards these events as non-adjusting events after the reporting period for the Fund and any of its subfunds.

Note 17 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 18 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)		
Bank of America	-2 838 529.55 USD	0.00 USD
Barclays	578 654.52 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-1 198.22 USD	0.00 USD
HSBC	181 647.88 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-83 078.02 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-40 383.58 USD	0.00 USD
State Street	46 174.66 USD	0.00 USD
UBS AG	-38 228.66 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)¹		
Canadian Imperial Bank	-9 219.29 USD	0.00 USD
Citibank	379 415.97 USD	0.00 USD
UBS AG	-447.63 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)²		
Canadian Imperial Bank	480.03 EUR	0.00 EUR
Citibank	-28 601.84 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)		
Canadian Imperial Bank	267 233.52 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-5 905.86 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-5.09 USD	0.00 USD
State Street	20 327.76 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)		
Citibank	6 774 014.92 USD	0.00 USD
UBS AG	-12 675.47 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)		
Citibank	335 062.80 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-12 663.49 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)³		
JP Morgan	5 203.90 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	11 486.40 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)		
Barclays	-10 376.23 USD	0.00 USD
Citibank	620 949.14 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-6 536.28 USD	0.00 USD

¹ Formerly UBS Euro Equity Fund – Asian Consumption (USD)

² Formerly UBS Euro Equity Fund – European Opportunity (EUR)

³ Formerly UBS Euro Equity Fund – Health Care (USD)

Securities Lending

UBS (Lux) Equity Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 November 2021		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 November 2021		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Biotech (USD)	176 916 795.78 USD	190 163 072.53 USD	43.98	56.02	0.00
– China Opportunity (USD)	165 036 042.88 USD	177 392 772.99 USD	43.98	56.02	0.00
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	19 304 970.73 USD	20 750 390.22 USD	43.98	56.02	0.00
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	39 302 241.29 EUR	42 244 914.78 EUR	43.98	56.02	0.00
– European Opportunity Sustainable (EUR) ³	22 851 597.26 EUR	24 562 563.03 EUR	43.98	56.02	0.00
– Global Sustainable (USD)	63 771 942.44 USD	68 546 733.85 USD	43.98	56.02	0.00
– Greater China (USD)	21 776 544.83 USD	23 407 018.29 USD	43.98	56.02	0.00
– Japan (JPY)	183 701 940 JPY	197 456 240 JPY	43.98	56.02	0.00
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) ⁴	19 295 145.79 EUR	20 739 829.65 EUR	43.98	56.02	0.00
– Mid Caps USA (USD)	43 504 588.74 USD	46 761 904.25 USD	43.98	56.02	0.00
– Small Caps USA (USD)	44 825 943.91 USD	48 182 193.13 USD	43.98	56.02	0.00
– Sustainable Health Transformation (USD) ⁵	18 703 128.59 USD	20 103 486.40 USD	43.98	56.02	0.00
– Tech Opportunity (USD)	34 504 647.84 USD	37 088 111.51 USD	43.98	56.02	0.00
– US Sustainable (USD)	6 875 856.88 USD	7 390 672.35 USD	43.98	56.02	0.00

	UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) ¹	UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) ²	UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR) ³
Securities Lending revenues	433 809.08 USD	1 509 558.97 USD	83 187.82 USD	397 490.10 EUR	332 895.80 EUR
Securities Lending costs	173 523.63 USD	603 823.59 USD	33 275.13 USD	158 996.04 EUR	133 158.32 EUR
Net Securities Lending revenues	260 285.45 USD	905 735.38 USD	49 912.69 USD	238 494.06 EUR	199 737.48 EUR

	UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR) ⁴	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)
Securities Lending revenues	472 688.42 USD	220 082.28 USD	2 099 798 JPY	118 097.57 EUR	156 118.12 USD
Securities Lending costs	189 075.37 USD	88 032.91 USD	839 919 JPY	47 239.03 EUR	62 447.25 USD
Net Securities Lending revenues	283 613.05 USD	132 049.37 USD	1 259 879 JPY	70 858.54 EUR	93 670.87 USD

	UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD) ⁵	UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	69 711.55 USD	39 540.27 USD	154 556.43 USD	44 582.57 USD
Securities Lending costs	27 884.62 USD	15 816.11 USD	61 822.57 USD	17 833.03 USD
Net Securities Lending revenues	41 826.93 USD	23 724.16 USD	92 733.86 USD	26 749.54 USD

¹ Formerly UBS Lux Equity Fund – Asian Consumption (USD)

² Formerly UBS Lux Equity Fund – Euro Countries Opportunity (EUR)

³ Formerly UBS Lux Equity Fund – European Opportunity (EUR)

⁴ Formerly UBS Lux Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)

⁵ Formerly UBS Lux Equity Fund – Health Care (USD)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）) (2023年2月末日現在)

I 資産総額	380,851,198.93米ドル	51,921,444千円
II 負債総額	1,304,068.93米ドル	177,784千円
III 純資産総額（I－II）	379,547,130.00米ドル	51,743,660千円
IV 発行済口数	382,601.991口	
V 1口当たりの純資産価格	130.30米ドル	17,764円

(注) 「IV 発行済口数」および「V 1口当たりの純資産価格」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）) (2023年2月末日現在)

I 資産総額	546,959,174.82ユーロ	79,095,766千円
II 負債総額	12,517,961.79ユーロ	1,810,222千円
III 純資産総額（I－II）	534,441,213.03ユーロ	77,285,544千円
IV 発行済口数	1,448,589.193口	
V 1口当たりの純資産価格	123.71ユーロ	17,890円

(ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）) (2023年2月末日現在)

I 資産総額	446,402,076.75ユーロ	64,554,204千円
II 負債総額	852,321.71ユーロ	123,254千円
III 純資産総額（I－II）	445,549,755.04ユーロ	64,430,950千円
IV 発行済口数	222,583.639口	
V 1口当たりの純資産価格	1,054.27ユーロ	152,458円

(グレーター・チャイナ（米ドル）) (2023年2月末日現在)

I 資産総額	996,570,105.00米ドル	135,862,402千円
II 負債総額	3,739,672.53米ドル	509,830千円
III 純資産総額（I－II）	992,830,432.47米ドル	135,352,573千円
IV 発行済口数	911,195.063口	
V 1口当たりの純資産価格	427.09米ドル	58,225円

(スモール・キャップスUSA（米ドル）) (2023年2月末日現在)

I 資産総額	67,424,656.73米ドル	9,192,003千円
II 負債総額	75,010.19米ドル	10,226千円
III 純資産総額（I－II）	67,349,646.54米ドル	9,181,777千円
IV 発行済口数	55,032.171口	
V 1口当たりの純資産価格	1,130.55米ドル	154,128円

（USサステナブル（米ドル））

（2023年2月末日現在）

I 資産総額	63,062,721.11米ドル	8,597,341千円
II 負債総額	34,603.35米ドル	4,717千円
III 純資産総額（I－II）	63,028,117.76米ドル	8,592,623千円
IV 発行済口数	205,196.591口	
V 1口当たりの純資産価格	263.65米ドル	35,943円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルードランジュL-3364、シャトー・ド通り10番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

ファンドの受益証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- （i）1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- （ii）1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- （iii）米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)(iv)条）
- （iv）1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- （v）米国人がファンドに投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

株式資本の13,000,000ユーロ（約18億7,993万円）は、1株2,000ユーロ（28万9,220円）の株式6,500株によって表章される。2023年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みである。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2018年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2019年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2020年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2021年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2022年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2023年2月末日現在	13,000,000ユーロ

（2）会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）から成る取締役会により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の実務取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または、会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または、副会長が不在の場合は、最年長の実務取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役会の全構成員により合意された全ての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用するUCIまたはAIFの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

管理会社は、投資信託に関する2010年法第15条に規定する制限の範囲内において、直接または間接的に、当該目的に関連する取引を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社であるUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）およびUBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託している。

2023年2月末日現在、管理会社は以下のとおり、441本のサブファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	403	466,253,095.64オーストラリア・ドル
			2,858,492,639.23カナダ・ドル
			13,732,504,469.69スイス・フラン
			5,427,007,368.01中国元
			485,019,908.93デンマーク・クローネ
			54,588,939,711.56ユーロ
			2,012,079,494.26英ポンド
			309,713,095.51香港ドル
			461,587,916,627.03日本円
			30,438,500.52シンガポール・ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	38	114,702,487,834.31米ドル
			1,057,958,740.71オーストラリア・ドル
			191,591,624.68スイス・フラン
			510,788,416.88ユーロ
			975,470,948.51英ポンド
			19,428,534,372.77日本円
			18,500,696,777.26米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本語の財務書類には、2023年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝144.61円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
貸借対照表

2022年12月31日および2021年12月31日現在

	注記	2022年12月31日		2021年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A. 未払込資本		0.00	0	0.00	0
B. 創業費		0.00	0	0.00	0
C. 固定資産		5,842.90	845	0.00	0
I. 無形資産		0.00	0	0.00	0
II. 有形資産		0.00	0	0.00	0
III. 金融資産	3	5,842.90	845	0.00	0
1. 関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
3. 参加持分		0.00	0	0.00	0
4. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
5. 固定資産として保有の投資		0.00	0	0.00	0
6. その他の債権		5,842.90	845	0.00	0
D. 流動資産		178,126,824.65	25,758,920	224,747,914.97	32,500,796
I. 棚卸資産		0.00	0	0.00	0
II. 債権		98,222,861.95	14,204,008	117,496,595.49	16,991,183
1. 売掛金	4	91,825,282.30	13,278,854	112,205,683.76	16,226,064
a) 1年以内に期限到来		91,825,282.30	13,278,854	112,205,683.76	16,226,064
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権	5	6,397,579.65	925,154	5,290,911.73	765,119
a) 1年以内に期限到来		6,397,579.65	925,154	5,290,911.73	765,119
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
3. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
III. 投資	6	140,722.53	20,350	167,425.93	24,211
1. 関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2. 自己株式		0.00	0	0.00	0
3. その他の投資		140,722.53	20,350	167,425.93	24,211
IV. 銀行預金および手元現金	7	79,763,240.17	11,534,562	107,083,893.55	15,485,402
E. 前払金		1,389,523.17	200,939	945,913.70	136,789
資産合計		179,522,190.72	25,960,704	225,693,828.67	32,637,585

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

	注記	2022年12月31日		2021年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および負債					
A. 資本金および準備金		54,692,758.30	7,909,120	77,784,368.77	11,248,398
I. 払込資本金	8	13,000,000.00	1,879,930	13,000,000.00	1,879,930
II. 資本剰余金		0.00	0	0.00	0
III. 再評価積立金		0.00	0	0.00	
IV. 準備金	9	8,617,625.00	1,246,195	8,083,000.00	1,168,883
1. 法定準備金		1,300,000.00	187,993	1,300,000.00	187,993
2. 自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
3. 定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
4. 公正価値準備金を含む その他の準備金		7,317,625.00	1,058,202	6,783,000.00	980,890
a) その他の分配可能準備金		150,000.00	21,692	150,000.00	21,692
b) その他の分配不能準備金		7,167,625.00	1,036,510	6,633,000.00	959,198
V. 繰越損益		66,743.77	9,652	71,861.36	10,392
VI. 当期損益		33,008,389.53	4,773,343	56,629,507.41	8,189,193
VII. 中間配当金		0.00	0	0.00	0
VIII. 資本投資助成金		0.00	0	0.00	0
B. 引当金		13,824,568.12	1,999,171	18,445,360.25	2,667,384
1. 年金および類似の債務に対する 引当金		0.00	0	0.00	0
2. 納税引当金	10	13,824,568.12	1,999,171	18,445,360.25	2,667,384
3. その他の引当金		0.00	0	0.00	0
C. 債務		111,004,864.30	16,052,413	129,464,099.65	18,721,803
1. 社債		0.00	0	0.00	0
2. 金融機関に対する債務		0.00	0	0.00	0
3. 支払額		0.00	0	0.00	0
4. 買掛金		0.00	0	0.00	0
5. 未払為替手形		0.00	0	0.00	0
6. 関連会社に対する債務	11	82,579,547.05	11,941,828	105,047,123.71	15,190,865
a) 1年以内に期限到来		82,579,547.05	11,941,828	105,047,123.71	15,190,865
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
8. その他の債務	12	28,425,317.25	4,110,585	24,416,975.94	3,530,939
a) 税金債務		1,373,718.13	198,653	1,474,617.09	213,244
b) 社会保障債務		280,546.94	40,570	576,805.27	83,412
c) その他の債務		26,771,052.18	3,871,362	22,365,553.58	3,234,283
i) 1年以内に期限到来		26,771,052.18	3,871,362	22,365,553.58	3,234,283
ii) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
D. 繰延収益		0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計		179,522,190.72	25,960,704	225,693,828.67	32,637,585

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
損益計算書

2022年12月31日および2021年12月31日に終了した年度

	注記	2022年1月1日から 2022年12月31日まで		2021年1月1日から 2021年12月31日まで	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1. 純取引高	13	930,589,584.41	134,572,560	1,102,559,858.01	159,441,181
4. その他の営業収益	14	3,884,289.68	561,707	3,842,070.90	555,602
5. 原材料および消耗品ならびに その他の外部費用	15	854,401,326.56	123,554,976	1,001,676,461.91	144,852,433
a) 原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用		854,401,326.56	123,554,976	1,001,676,461.91	144,852,433
6. 人件費	16	12,560,559.82	1,816,383	10,600,284.84	1,532,907
a) 賃金および給与		10,908,572.79	1,577,489	9,147,871.53	1,322,874
b) 社会保障費		1,535,110.66	221,992	1,425,293.40	206,112
i) 年金に関連するもの		1,100,619.59	159,161	925,408.06	133,823
ii) その他の社会保障費		434,491.07	62,832	499,885.34	72,288
c) その他の人件費		116,876.37	16,901	27,119.91	3,922
7. 評価額調整		0.00	0	911.58	132
a) 創業費ならびに有形固定資産 および無形固定資産に関連するもの		0.00	0	911.58	132
b) 流動資産に関連するもの		0.00	0	0.00	0
8. その他の営業費用	14	23,485,724.50	3,396,271	18,241,524.61	2,637,907
11. 受取利息および類似収益		242,755.95	35,105	9.94	1
a) 関連会社に関連するもの		210,075.90	30,379	9.94	1
b) その他の受取利息および類似収益		32,680.05	4,726	0.00	0
14. 支払利息および類似費用		267,667.61	38,707	418,131.79	60,466
a) 関連会社に関連するもの		202,310.82	29,256	279,829.70	40,466
b) その他の支払利息および類似費用		65,356.79	9,451	138,302.09	20,000
15. 損益にかかる税金	10	10,992,962.02	1,589,692	18,835,116.71	2,723,746
16. 税引後損益		33,008,389.53	4,773,343	56,629,507.41	8,189,193
17. 前科目に含まれないその他の税金	10	0.00	0	0.00	0
18. 当期損益		33,008,389.53	4,773,343	56,629,507.41	8,189,193

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記－2022年12月31日

注1－概要

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（公開有限責任会社）として、2010年7月1日に設立されました。当社は、ルクセンブルグで登記され、2010年8月1日に営業を開始しました。当社は当初、スイスで設立された銀行であるユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社でした。

当社の登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ L-1855、J. F. ケネディ通り33A番です。

当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、当社の目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第2章第5条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。2018年12月19日以降、当社はまた、ポートフォリオ一任運用業務の認可を受けています。2022年10月26日以降、当社の認可は、M i F I D投資助言／R T O業務に拡張されています。

当社は、2016年4月28日以降、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー（スイス・チューリッヒ）の全額出資子会社であり、UBSグループの連結勘定に組み込まれています。UBSグループ・エイ・ジーの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ CH-8098、UBSグループ・エイ・ジーにて入手することができます。

当社は、オーストリア支店（2021年7月1日）およびオランダ支店（2021年12月1日）を設立しましたが、後者はまだ営業していません。当社の年次財務書類には、オーストリア支店の営業が含まれています。支店の年次財務書類は、その所在国で適用される規則に従って作成されています。これらの財務書類をルクセンブルグで適用される会計原則に適合させるために必要な調整が行われました。

注２－重要な会計方針の要約

本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

具体的には、下記の会計方針が使用されています。

外貨換算

当社は、ユーロ（EUR）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これに当たって残存価額が調整されます。

債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

投資

投資は、貸借対照表日付において取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価されています。

負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

債務

債務は、返済額で計上されます。

収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

注3－金融資産

その他の債権は、ウィーンの事務所に対するオーストリア支店の賃料保証金を表示しています。

注4－売掛金

当該債権は、2022年12月分にかかるUBSが出資するルクセンブルグ籍の大口の投資信託、UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド、UBS（Lux）インスティテューショナルSICAV、UBS（Lux）インベストメントSICAV、UBS（Lux）ファンド・ソリューションズSICAVおよびUBS（Irl）ETF plcの管理投資信託からの未収報酬です。

さらに、当該項目にはその他の管理投資信託（主に不動産プライベート・エクイティ・ファンド、アイルランド籍ファンド、サード・パーティー・ファンド、ポートフォリオ一任運用業務およびスイス・ファンド・オーダーデスク運用業務）からの未収報酬が含まれます。

注5－関連会社に対する債権

2022年12月31日および2021年12月31日現在、当該債権は、その他のUBSの事業体に提供されたサービス費用の回収可能額を表示しています。

注6－投資

2022年12月31日および2021年12月31日現在、その他の投資は、ポートフォリオの評価を表しています。

注7－銀行預金および手元現金

現金には、UBSグループに帰属する事業体に預託された63,250,156.82ユーロ（2021年：86,723,577.52ユーロ）が含まれます。

ユーロ	2022年12月31日	2021年12月31日
ユービーエス・エイ・ジー	10,723,651.44	10,317,498.95
UBSヨーロッパSE	52,526,505.38	76,406,078.57
ルクセンブルグ支店		
残高	63,250,156.82	86,723,577.52

注8－発行済資本金

当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立され、1株当たり額面価額2,000ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日現在、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。2022年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,000,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000ユーロの記名株式6,500株に表章されています。

注9－準備金

損益の配分は、2022年4月27日現在の株主の決定に基づいています：

ユーロ	発行済資本金	法定準備金	その他の 準備金	繰越利益	当期利益	資本合計
2021年12月31日現在	13,000,000.00	13,000,000.00	6,783,000.00	71,861.36	56,629,507.41	77,784,368.77
2021年の利益配分			(1,430,000.00) 1,964,625.00	(5,117.59)	(529,507.41)	0.00
配当分配金					(56,100,000.00)	(56,100,000.00)
当期利益					33,008,389.53	33,008,389.53
2022年12月31日現在	13,000,000.00	13,000,000.00	7,317,625.00	66,743.77	33,008,389.53	54,692,758.30

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

富裕税準備金

ルクセンブルグの税法は、該当年度の富裕税負債の5倍の金額に相当する分類不能な特別準備金が5年間にわたって設定されていることを条件に、富裕税を減額することを規定しています。当該準備金は、「その他の準備金」に含まれます。2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局は第47号通達を発出し、2015年以降の富裕税の減額を（当年ではなく）前年の法人税納税金額を上限とすることになりました。

株主は、2022年4月27日の総会において、1,964,625.00ユーロを当該特別準備金に割り当てることを決定しました。2022年12月31日現在、特別準備金の総額は、2017年度の1,430,000.00ユーロの解除を考慮に入れた上で、7,167,625.00ユーロとなります。

<u>富裕税準備金</u>	<u>ユーロ</u>
2018年度の特別準備金	1,344,000.00
2019年度の特別準備金	1,300,000.00
2020年度の特別準備金	1,103,000.00
2021年度の特別準備金	1,456,000.00
2022年度の特別準備金	1,964,625.00
<u>合計</u>	<u>7,167,625.00</u>

注10－課税引当金

当社は、ルクセンブルグの税法に準拠した課税対象法人です。

課税引当金は、以下の法人所得税（以下「C I T」といいます。）に対する負債および富裕税（以下「NWT」といいます。）に対する未収税金で構成されています。C I T（2020年度まで）およびNWT（2021年度まで）に関する査定を、2022年に受けました。

当社のすべての支店は、税務上その所在国の恒久的施設とみなされ、それぞれの規制地域で制定された税法および税率に従います。

ユーロ	C I T	NWT	合計
2021年12月31日現在の引当金	18,445,360.26	—	18,445,360.26
2022年前払金	(10,705,092.00)	—	(10,705,092.00)
前年の支払額	(4,908,662.16)	—	(4,908,662.16)
2022年納税額	10,992,962.02	—	10,992,962.02
2022年12月31日現在の引当金	13,824,568.12	—	13,824,568.12

ユーロ	C I T	NWT	合計
2020年12月31日現在の引当金	6,524,967.45	—	6,524,967.45
2021年前払金	(5,887,010.00)	—	(5,887,010.00)
前年の支払額	(1,027,713.90)	—	(1,027,713.90)
2021年納税額	18,835,116.71	—	18,835,116.71
2021年12月31日現在の引当金	18,445,360.26	—	18,445,360.26

注11－関連会社に対する債務

2022年12月31日および2021年12月31日現在、関連会社に対する債務には、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドおよびUBSグローバル・アセット・マネジメント（米州）アイ・エヌ・シーに対する、12月分の未払ポートフォリオ運用報酬および販売報酬UBSが含まれます。

さらに、当該項目には2022年および2021年第4四半期についての管理投資信託（不動産ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、上場投資信託、ポートフォリオ一任運用業務およびスイス・ファンド・オーダーデスク運用業務）からの未収報酬が含まれます。

注12－その他の債務

当該項目は、以下の未払金から構成されます。

ユーロ	2022年12月31日	2021年12月31日
給与に係る源泉徴収税	155,246.55	141,693.65
付加価値税	1,218,471.58	1,332,923.44
税金合計	1,373,718.13	1,474,617.09
社会保障費	280,546.94	576,805.27
給与およびボーナス引当金	1,961,781.04	1,572,459.78
専門家報酬	700,431.53	426,812.81
キャップ費用*	2,965,323.65	2,249,963.20
集団訴訟	4,331,195.31	2,675,479.15
委託された役割からの業務	11,565,845.48	10,821,118.71
その他**	5,246,475.17	4,619,719.93
その他合計	26,771,052.18	22,365,553.58
その他の債務合計	28,425,317.25	24,416,975.94

* 特定のファンドでは、（総資産に対する割合により）営業費用に関する上限（キャップ）が定められています。当社は、当該上限を超えた全ての費用を負担します。

** 「その他」には、UBSファンドセンターのクリアストリームへの売却に基づくプロセスの変更に伴い、ファンド・プラットフォームに関する追加の見越額が反映されています。

注13－純取引高

純取引高には、管理投資信託のために受領した総報酬の総額が含まれます。当該総報酬には、委託された役割（主に、中央管理事務会社、投資運用会社、販売事業者）に関する金額が含まれます。このような投資信託の業務提供者に支払う金額は、注記15「原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用」において開示されています。

当社は、2022年12月31日に終了した年度に、以下の投資スキームで管理される管理会社業務を提供することにより、930,589,584.41ユーロ（2021年：1,102,559,858.01ユーロ）の総収益を稼得しました。

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F
Alpinum SICAV-SIF	X	タクティカル・リアル・エステート・オポチュニティーズ・フィーダー・カンパニー・エス・エイ SICAV-RAIF	X/*
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオA S.C.S., SICAV-FIS	X	タクティカル・リアル・エステート・オポチュニティーズ・フィーダー・パートナーシップSCSp SICAV-RAIF	X/*
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオS.C.A., SICAV-FIS	X	タクティカル・リアル・エステート・オポチュニティーズ・マスター・パートナーシップSCSp SICAV-RAIF	X/*
APPIA IIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	X	UBS (Lux) Archmore インフラストラクチャー・デット・プラットフォームS.C.A., SICAV-RAIF	X/*
APPIA IIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	X	UBS (Lux) ボンドSicav	
APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	X	UBS (Lux) エクイティSicav	
		UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ	

APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCSp	X/*	UBS (Lux) グローバル・リビング・ファンド・エス・エイ SICAV-RAIF	X/*
APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	X	UBS (Lux) インスティテュショナルSicav	
Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム, SCA-SICAV SIF	X	UBS (Lux) インベストメントSicav	
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドA (USD) SCSp	X/*	UBS (Lux) キー・セレクションSicav	
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドB (USD) SCSp	X	UBS (Lux) マネー・マーケットSicav	
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドC (EUR) SCSp	X	UBS (Lux) プライベート・クレジット・エス・エイ SICAV-RAIF	X/*
Archmore SCSp, SICAV-SIF	X	UBS (Lux) リアル・エステート・ファンド・セレクション	X
アトラスSICAV-FIS	X	UBS (Lux) Sicav1	
BCB&パートナーズ・ファンドSICAV-SIF	X	UBS (Lux) Sicav2	
BCCインベストメント・パートナーズSICAV	X	UBS (Lux) ストラテジーSicav	
ヨーロッパ・インフラストラクチャー・パラレル・ファンド SCSp SICAV-RAIF	X/*	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラSicav	X
BOSインターナショナル・ファンド		UBSグローバル・プライベート・エクイティ・	
BPERインターナショナルSICAV		グロウスIIIフィーダーSCA, SICAV-SIF	X
フォーカストSicav		UBSグローバル・プライベート・エクイティ・	
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス		グロウスIIISLP-SIF	X
グローバル・プライベート・エクイティ・グロースIV SCSp-SICAV-RAIF	X	Valori Sicav	*
インベストメント・アクセスI SICAV SIF	X		
インベストメント・アクセスII SICAV RAIF	X		
ユスケSICAV			
Kersio Lux			
エスペランジュ・ファンドSCSp, SICAV-RAIF	X/*		
マネージャー・オポチュニティーズ・アクセス	X		
ミグロス・バンク (Lux) Fonds			
マルチ・マネージャー・アクセス			
マルチ・マネージャー・アクセスII			
ニュー・スタイルS.à r.l., SICAV-RAIF	X		
プライベート・エクイティ (Lux) エバグリーン・セカンダリー・ファンド	X		
OnCapital SICAV			
SDGアウトカムズ・ファンドSCSp, SICAV-SIF	X/*		
SF (Lux) SICAV2			
SF (Lux) SICAV3	X		
Steli (Lux) Sicav			

契約ストラクチャー（アイルランド籍）	A I F
UBSコモン・コントラクチュアル・ファンド	

契約ストラクチャー（フランス籍）	A I F
Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム-ハイ・イールド・クレジット	X
インフラストラクチャー・デット・プラットフォームII	X
フォンドゥ・プロフェッショナル・スペシャリゼ	

「X」はA I Fを表します

「*」はまだ設定されていないA I F／UC I T Sまたは資産なしで設定されたものを表します

注14－その他の営業収益および費用

その他の営業収益には、主に、リスク管理および運用のために他のU B S事業体に提供されたサービスのグループ間相互請求が反映されています。

グループ費用には、主に、管理およびインフラ関連業務のために他のU B S事業体から受領したサービスのグループ間相互請求の増加が反映されています。

関連する付加価値税は、その他の営業費用－その他に計上されます。

ユーロ	2022年度	2021年度
グループ費用	17,435,372.52	12,966,714.40
専門家報酬	1,085,227.16	1,459,391.19
その他の営業費用－その他	4,965,124.82	3,815,419.02
その他の営業費用合計	23,485,724.50	18,241,524.61

注15－原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用

854,401,326.56ユーロ（2021年：1,001,676,461.91ユーロ）の原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用は、ポートフォリオの運用、管理事務または販売のために委託された役割に支払われた手数料費用を表しています。前年比での減少は、純取引高の推移（注記13を参照のこと。）と同様のものです。

注16－人件費

当社は、当事業年度中に平均82名（2021年：71名）の従業員（正規職員）を雇用しました。2022年末現在、87名の従業員が雇用されており、そのうち女性が37名および男性が50名（2021年12月31日：女性33名／男性44名）、ルクセンブルグ大公国民が7名および他国民が80名（2021年12月31日：ルクセンブルグ国民8名／他国民69名）です。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は666,943.73ユーロ（2021年：573,705.65ユーロ）です。

注17－取締役会および理事会に関する情報

2022年12月31日現在、理事会は11名の構成員から成り立ちます（2021年：8名）。

UBS関連会社に雇用されている取締役会の構成員には、職務に対する特定の報酬は支払われませんでした。社外取締役には、報酬が支払われました。

2022年度中、社外取締役を含む理事会は、職務への報酬として3,133,369.47ユーロ（2021年：1,815,237.00ユーロ）を受領しました。

注18－後発事象

UBS FMLは、今後もその方針を続け、そのガバナンスの下で投資家の資産を保護する責任を全うし続け、また顧客およびパートナーへ高品質のサービスを提供し続けます。

本報告書の発行までに、UBSアセット・マネジメント・ビジネスの欧州での連携は、さらに進展しました。

- ・ 2023年1月30日現在、傘下のUBS（Irl）ファンドp l c、キー・オルタナティブ・プラットフォーム・マスター I C A Vおよびキー・オルタナティブ・プラットフォーム I C A Vが、UBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドに移管されました。
- ・ 2023年3月1日現在、UBSヨーロッパSEからUBS FMLの支店へのオランダの資産管理業務の移管が、当社の株式資本を738,000.00ユーロ増加させる現物出資取引で実行されました。移管完了後、チューリッヒ（スイス）のUBSアセット・マネジメント・エイ・ジーが再び当社の単独株主となりました。

[次へ](#)



Balance Sheet – Assets

	Notes	31.12.2022	31.12.2021
A. Subscribed capital unpaid		0.00	0.00
B. Formation expenses		0.00	0.00
C. Fixed assets		5,842.90	0.00
I. Intangible assets		0.00	0.00
II. Tangible assets		0.00	0.00
III. Financial assets	3	5,842.90	0.00
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Loans to affiliated undertakings		0.00	0.00
3. Participating interests		0.00	0.00
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
5. Investments held as fixed assets		0.00	0.00
6. Other loans		5,842.90	0.00
D. Current assets		178,126,824.65	224,747,914.97
I. Stocks		0.00	0.00
II. Debtors		98,222,861.95	117,496,595.49
1. Trade debtors	4	91,825,282.30	112,205,683.76
a) becoming due and payable within one year		91,825,282.30	112,205,683.76
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
2. Amounts owed by affiliated undertakings	5	6,397,579.65	5,290,911.73
a) becoming due and payable within one year		6,397,579.65	5,290,911.73
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
III. Investments	6	140,722.53	167,425.93
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Own shares		0.00	0.00
3. Other investments		140,722.53	167,425.93
IV. Cash at bank and in hand	7	79,763,240.17	107,083,893.55
E. Prepayments		1,389,523.17	945,913.70
TOTAL ASSETS		179,522,190.72	225,693,828.67

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Balance Sheet – Capital and Liabilities

	Notes	31.12.2022	31.12.2021
A. Capital and reserves		54,692,758.30	77,784,368.77
I. Subscribed capital	8	13,000,000.00	13,000,000.00
II. Share premium account		0.00	0.00
III. Revaluation reserve		0.00	0.00
IV. Reserves	9	8,617,625.00	8,083,000.00
1. Legal reserve		1,300,000.00	1,300,000.00
2. Reserve for own shares		0.00	0.00
3. Reserves provided for by the articles of association		0.00	0.00
4. Other reserves, including the fair value reserve		7,317,625.00	6,783,000.00
a) other available reserves		150,000.00	150,000.00
b) other non available reserves		7,167,625.00	6,633,000.00
V. Profit or loss brought forward		66,743.77	71,861.36
VI. Profit or loss for the financial year		33,008,389.53	56,629,507.41
VII. Interim dividends		0.00	0.00
VIII. Capital investment subsidies		0.00	0.00
B. Provisions		13,824,568.12	18,445,360.25
1. Provisions for pensions and similar obligations		0.00	0.00
2. Provisions for taxation	10	13,824,568.12	18,445,360.25
3. Other provisions		0.00	0.00
C. Creditors		111,004,864.30	129,464,099.65
1. Debenture loans		0.00	0.00
2. Amounts owed to credit institutions		0.00	0.00
3. Payments		0.00	0.00
4. Trade creditors		0.00	0.00
5. Bills of exchange payable		0.00	0.00
6. Amounts owed to affiliated undertakings	11	82,579,547.05	105,047,123.71
a) becoming due and payable within one year		82,579,547.05	105,047,123.71
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
8. Other creditors	12	28,425,317.25	24,416,975.94
a) Tax authorities		1,373,718.13	1,474,617.09
b) Social security authorities		280,546.94	576,805.27
c) Other creditors		26,771,052.18	22,365,553.58
i) becoming due and payable within one year		26,771,052.18	22,365,553.58
ii) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
D. Deferred income		0.00	0.00
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		179,522,190.72	225,693,828.67

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Profit and Loss Accounts

Euro	Notes	1.1.2022 -31.12.2022	1.1.2021 -31.12.2021
1. Net turnover	13	930,589,584.41	1,102,559,858.01
4. Other operating income	14	3,884,289.68	3,842,070.90
5. Raw materials and consumables and other external expenses	15	854,401,326.56	1,001,676,461.91
a) Raw materials and consumables		0.00	0.00
b) Other external expenses		854,401,326.56	1,001,676,461.91
6. Staff costs	16	12,560,559.82	10,600,284.84
a) Wages and salaries		10,908,572.79	9,147,871.53
b) Social security costs		1,535,110.66	1,425,293.40
i) relating to pensions		1,100,619.59	925,408.06
ii) other social security costs		434,491.07	499,885.34
c) Other staff costs		116,876.37	27,119.91
7. Value adjustments		0.00	911.58
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		0.00	911.58
b) in respect of current assets		0.00	0.00
8. Other operating expenses	14	23,485,724.50	18,241,524.61
11. Other interest receivable and similar income		242,755.95	9.94
a) derived from affiliated undertakings		210,075.90	9.94
b) other interest and similar income		32,680.05	0.00
14. Interest payable and similar expenses		267,667.61	418,131.79
a) concerning affiliated undertakings		202,310.82	279,829.70
b) other interest and similar expenses		65,356.79	138,302.09
15. Tax on profit or loss	10	10,992,962.02	18,835,116.71
16. Profit or loss after taxation		33,008,389.53	56,629,507.41
17. Other taxes not shown under above items	10	0.00	0.00
18. Profit or loss for the financial year		33,008,389.53	56,629,507.41

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Notes to the financial statements

Note 1 – General

UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as the "Company", was created on July 1, 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. The Company is registered in Luxembourg and began operating on August 1, 2010. The company was originally a fully owned subsidiary of UBS AG, a bank incorporated in Switzerland.

The location of the registered Office of the Company is 33A, avenue John F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.

The purpose of the Company is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010").

Since October 30, 2013, the purpose of the Company is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated July 12, 2013 relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution. Since December 19, 2018, the Company is also licensed for discretionary portfolio mandates. Since October 26, 2022, the Company license has been extended to MiFID Investment Advisor/RTO services.

The Company since April 28, 2016, is a fully owned subsidiary of the UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) and is incorporated in the UBS Group's consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group AG is available at UBS Group AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

The Company established a Branch in Austria (July 01, 2021) and a Branch in the Netherlands (December 01, 2021); the latter is not operational yet. The Company's financial statements include the operations of Austria Branch. The financial statements of the Branches have been drafted according to the rules applicable in their local country. The necessary adjustments have been made to adapt these financial statements to the accounting principles applicable in Luxembourg.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

In particular, the following accounting policies have been used:

Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the financial statements have been drawn up using this currency.

Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.

Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.



The profit and loss account includes all realized gains and losses and unrealized gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

Debtors

Accounts receivables are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Investments

Investments are valued at balance sheet date at the lower of cost or market.

Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognizable risks and uncertain liabilities.

Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

Use of estimates

The general accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.

Note 3 – Financial assets

The other loans represent the Austrian branch rent guarantee deposit for the offices in Vienna.

Note 4 – Trade debtors

The debtors represent accrued fee receivables from the UBS sponsored Luxembourg based wholesale Funds, UBS (Lux) Institutional Fund, UBS (Lux) Institutional SICAV, UBS (Lux) Investment SICAV, UBS (Lux) Fund Solutions SICAV and UBS (Irl) ETF plc for the month of December 2022.

In addition, this position includes the accrued fee receivable of other managed Funds (mainly Real Estate Private Equity funds, Ireland domiciled Funds, Third Party Funds, Discretionary Portfolio Mandates and Swiss Fund Order Desk Mandates).



Note 5 – Amounts owed by affiliated undertakings

As at December 31, 2022 and 2021, the receivable represents the recoverable of some costs for services provided to other UBS entities.

Note 6 – Investments

As at December 31, 2022 and 2021, the other investments represent the valuation of the portfolio.

Note 7 – Cash at bank and in hand

Cash includes an amount of EUR 63,250,156.82 (2021: EUR 86,723,577.52) placed with entities belonging to the UBS Group.

EUR	<u>31.12.2022</u>	<u>31.12.2021</u>
UBS AG	10,723,651.44	10,317,498.95
UBS Europe SE, Luxembourg branch	52,526,505.38	76,406,078.57
Balance	63,250,156.82	86,723,577.52

Note 8 – Subscribed capital

The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid-up capital of EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000 each.

As of October 30, 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00. As of December 31, 2022 the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,000,000.00 divided into 6,500 registered shares with a par value of EUR 2,000 each.

Note 9 – Reserves

The allocation of the result is based on the decision of the shareholders as of April 27, 2022:

EUR	Subscribed capital	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit of the financial year	Total Equity
31.12.21	13,000,000.00	1,300,000.00	6,783,000.00	71,861.36	56,629,507.41	77,784,368.77
Allocation of 2021 profit			-1,430,000.00 1,964,625.00	-5,117.59	-529,507.41	0.00
Dividend paid					-56,100,000.00	-56,100,000.00
Profit of the financial year					33,008,389.53	33,008,389.53
31.12.22	13,000,000.00	1,300,000.00	7,317,625.00	66,743.77	33,008,389.53	54,692,758.30



Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.

Reserve for Net Wealth Tax

Luxembourg tax legislation provides for a reduction of the net worth tax on the condition that a special non-distributable reserve is established for a period of 5 years and for an amount equal to 5 times the net worth tax liability of a given year. This reserve is included under "Other reserves". On November 19, 2015, the Luxembourg tax authorities issued the Circular I. Fort. No 47bis stating that as from 2015, the reduction of the Net Wealth Tax is limited to the amount of Corporate Income Tax due for the preceding year (and not anymore of the current year).

The shareholder decided on the General Assembly of April 27, 2022, to allocate EUR 1,964,625.00 to this special reserve. Considering the release for 2017 EUR 1,430,000.00 the special reserve amounts to EUR 7,167,625.00 as of December 31, 2022.

<u>Net Wealth Tax Reserve</u>	EUR
Special reserve 2018	1,344,000.00
Special reserve 2019	1,300,000.00
Special reserve 2020	1,103,000.00
Special reserve 2021	1,456,000.00
Special reserve 2022	1,964,625.00
Total	7,167,625.00



Note 10 – Provisions for taxation

The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law.

The provision for taxation consists of a liability for corporate income tax (CIT) and a tax receivable for net wealth tax (NWT) as outlined below. The tax assessments for CIT until year 2020 and NWT until year 2021 have been received in 2022.

All Branches of the Company are considered as permanent establishments for tax purposes in their local countries and follow the tax regulation and tax rates enacted in their respective regulatory territory.

EUR	CIT	NWT	Total
Provisions as of 31.12.2021	18,445,360.26	-	18,445,360.26
Advance payments 2022	-10,705,092.00	-	-10,705,092.00
Payments of prior years	-4,908,662.16	-	-4,908,662.16
Taxes due for 2022	10,992,962.02		10,992,962.02
Provisions as of 31.12.2022	13,824,568.12	-	13,824,568.12
EUR	CIT	NWT	Total
Provisions as of 31.12.2020	6,524,967.45	-	6,524,967.45
Advance payments 2021	-5,887,010.00	-	-5,887,010.00
Payments of prior years	-1,027,713.90	-	-1,027,713.90
Taxes due for 2021	18,835,116.71		18,835,116.71
Provisions as of 31.12.2021	18,445,360.26	-	18,445,360.26

Note 11 – Amounts owed to affiliated undertakings

As at December 31, 2022 and 2021, amounts due to affiliated undertakings include accruals for the portfolio management and distributions fees for the month of December, mainly payable to UBS Asset Management Switzerland AG, UBS Asset Management (UK) Ltd and UBS Asset Management (Americas) Inc.

In addition, this position includes the accrued fee payable for managed funds for the 4th quarter 2022 and 2021: Real Estate, Private Equity, Exchange Traded funds, Discretionary Portfolio Mandates and Swiss Fund Order Desk Mandates.



Note 12 – Other creditors

This position is composed of the following payables:

EUR	<u>31.12.2022</u>	<u>31.12.2021</u>
Withholding tax on salaries	155,246.55	141,693.65
VAT	1,218,471.58	1,332,923.44
Total Tax authorities	1,373,718.13	1,474,617.09
Social Security authorities	280,546.94	576,805.27
Salary and bonus provisions	1,961,781.04	1,572,459.78
Professional services	700,431.53	426,812.81
Capping fees*	2,965,323.65	2,249,963.20
Class action	4,331,195.31	2,675,479.15
Services from delegated functions	11,565,845.48	10,821,118.71
Others **	5,246,475.17	4,619,719.93
Total Other creditors	26,771,052.18	22,365,553.58
Total Other creditors	28,425,317.25	24,416,975.94

*For selected funds a cap (as percentage of the total assets) related operating expenses is defined. The Company bears all expenses above the cap.

**Others reflect additional accruals for fund platforms due to the change of the processes based on the sale of UBS Fondcenter to Clearstream.



Note 13 – Net turnover

The net turnover includes also the aggregate all-in fee received for the managed funds. Such all-in fees include amounts owed to the delegated functions, mainly central administration, investment managers and distribution partners. Such amounts to the service providers of the funds are disclosed in Note 15, Raw materials and consumables and other external expenses.

For the year ending December 31, 2022, the Company earned gross revenues of EUR 930,589,584.41 (2021: EUR 1,102,559,858.01) for Management Company services delivered for the following managed investment schemes:

Corporate Structures - Luxembourg based	AIF	Corporate Structures - Luxembourg based Continued	AIF
Alpium SICAV-SIF	x	Multi Manager Access	
APRIA Global Infrastructure Portfolio A S.C.S., SICAV-FIS	x	Multi Manager Access II	
APRIA Global Infrastructure Portfolio S.C.A., SICAV-FIS	x	New Style S.à r.l., SICAV-RAIF	x
APRIA II Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Private Equity (Lux) Evergreen Secondary Fund	x
APRIA II Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	OnCapital SICAV	
APRIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	SDG Outcomes Fund SCSp, SICAV-RAIF	x*
APRIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCSp	x*	SF (Lux) SICAV 2	
APRIA III Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	SF (Lux) SICAV 3	x
Archmore Infrastructure Debt Platform, SCA-SICAV-SIF	x	Steli (Lux) Sicav	
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund A (USD) SCSp	x*	Tactical Real Estate Opportunities Feeder Company S.A. SICAV-RAIF	x*
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund B (USD) SCSp	x	Tactical Real Estate Opportunities Feeder Partnership SCSp SICAV-RAIF	x*
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund C (EUR) SCSp	x	Tactical Real Estate Opportunities Master Partnership SCSp SICAV-RAIF	x*
Archmore SCSp, SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Archmore Infrastructure Debt Platform S.C.A., SICAV-RAIF	x*
Atlas SICAV-FIS	x	UBS (Lux) Bond Sicav	
BCB & Partners Fund SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Equity Sicav	
BCC Investment Partners SICAV		UBS (Lux) Fund Solutions	
European Infrastructure Parallel Fund SCSp SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Global Living Fund S.A. SICAV-RAIF	x*
BOS International Fund		UBS (Lux) Institutional Sicav	
BPER International SICAV		UBS (Lux) Investment Sicav	
Focused Sicav		UBS (Lux) Key Selection Sicav	
Global Opportunities Access		UBS (Lux) Money Market Sicav	
Global Private Equity Growth IV SCSp SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Private Credit S.A. SICAV-RAIF	x*
Investment Access I SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection	x
Investment Access II SICAV-RAIF	x	UBS (Lux) Sicav 1	
Jyske SICAV		UBS (Lux) Sicav 2	
Kersio Lux		UBS (Lux) Strategy Sicav	
Hesperange Fund SCSp, SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Strategy Xtra Sicav	x
Manager Opportunities Access	x	UBS Global Private Equity Growth III Feeder SCA, SICAV-SIF	x
Migros Bank (Lux) Fonds		UBS Global Private Equity Growth III SLP-SIF	x
		Valori Sicav	*

Contractual Structures - Luxembourg based	AIF	Corporate Structures - Ireland based	AIF
A&Q (Lux) Select FCP-RAIF	x	Key Alternative Platform ICAV	x
AeK Wien SIF	x	Key Alternative Platform Master ICAV	x
Bond Strategy FCP-RAIF	x	UBS (Ir) ETF plc	
Constance Long Term Fund	x	UBS (Ir) Fund plc	
Focused Fund		UBS (Ir) Fund Solutions II ICAV	
Luxembourg Placement Fund			
UBS (Lux) Bond Fund			
UBS (Lux) Emerging Economies Fund			
UBS (Lux) Equity Fund			
UBS (Lux) Institutional Fund			
UBS (Lux) Money Market Fund			
UBS (Lux) Strategy Fund			
Victoria II Fund	x		
Zilux FCP-SIF	x		

Contractual Structures - Ireland based	AIF	Contractual Structures - France based	AIF
UBS Common Contractual Fund		Archmore Infrastructure Debt Platform - High Yield Credit	x
		Infrastructure Debt Platform II Fonds Professionnel Spécialisé	x

x stands for AIFs

* stands for not yet launched AIFs / UCITS or launched without Assets



Note 14 – Other operating income and expenses

Other operating income reflects mainly intergroup cross charges for services provided to other UBS entities for risk management and operations.

Group charges reflects mainly the increase in intergroup cross charges for services received from other UBS entities for management and infrastructure.

Related VAT is recorded under Other operating expenses - Other.

EUR	<u>FY 2022</u>	<u>FY 2021</u>
Group charges	17,435,372.52	12,966,714.40
Professional fees	1,085,227.16	1,459,391.19
Other operating expenses - Other	4,965,124.82	3,815,419.02
Total other operating expenses	23,485,724.50	18,241,524.61

Note 15 – Raw materials and consumables and other external expenses

The raw materials and consumables and other external expenses in the amount of EUR 854,401,326.56 (2021: EUR 1,001,676,461.91) represent the fee expenses paid to delegated functions for portfolio management, administration, or distribution. The decrease year over year is congruent to the net turnover development (see Note 13).

Note 16 – Staff costs

The Company employed an average of 82 (2021: 71) staff during the business year. As at end of 2022, 87 staff were employed, whereof 37 women and 50 men (31.12.2021: 33 women / 44 men); 7 are citizens of G.D. of Luxembourg, 80 are from abroad (31.12.2021: 8 Luxembourg / 69 non-Luxembourg citizen).

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 666,943.73 (2021: EUR 573,705.65).

Note 17 – Information concerning the Board of Directors and the Executive Management

The Board of Directors and the Executive Management consisted as at December 31, 2022 of 11 members (2021: 8 members)

No specific remuneration was paid to the members of the Board of Directors employed by UBS entities in respect of their duties. The independent director is remunerated.

The Executive Management including the independent director received in 2022 a remuneration amounting to EUR 3,133,369.47 (2021: EUR 1,815,237.00) in respect of their duties.

**Note 18 – Subsequent events**

UBS FML will continue its path and stays committed to its responsibility to safeguard investors' assets under its governance and continues to deliver high-quality services to our clients and partners.

Further progress was made in the European alignment of the UBS Asset Management Business until the issuance of this report:

- The umbrellas UBS (Irl) Fund plc, Key Alternative Platform Master ICAV and Key Alternative Platform ICAV were moved to UBS Fund Management (Ireland) Ltd. as of 30 January 2023.
- As of March, 1 2023, the transfer of the Asset Management Business in the Netherlands from UBS Europe SE into the branch of UBS FML was executed in a contribution in kind transaction increasing the share capital of the Company by EUR 738,000.00. After full completion of the transaction, UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) became again sole shareholder of the Company.

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他のファンドのサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、関係者、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反に関する方針を採用し、実施している。また、管理会社らは、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、また、利益相反が避けられない場合はファンドの受益者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャー、主たる販売会社、証券貸付代行会社および証券貸付業務提供会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要なプレイヤーでもある。そのため、関係者は、様々な事業活動に従事しており、ファンドが投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、ファンドと締結される金融デリバティブ契約の取引相手方として行為することができる。保管受託銀行はファンドにその他の商品またはサービスを提供する関係者から法的に独立している法人と密接に関係している場合、利益相反が生じる潜在的可能性もある。

関係者は、事業の遂行にあたり、関係者の様々な事業活動とファンドまたは受益者との間の利益相反に繋がる可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努めるものとする。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的のため、関係者は、ファンドまたはその受益者の利益を害するおそれのある利益相反を引き起こす事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するための手続きを実施している。受益者は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／またはファンドの方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による最善の努力および相当な注意にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもってファンドまたはその受益者の利益が害されるすべてのリスクの排除を確保するために十分ではない可能性があるというリスクがある。この場合、これに関連する一切の軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて受益者に通知される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

この情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、これらの法人は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託されたすべての保管業務の概要ならびに保管受託銀行のすべての委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これに関する最新情報は、請求により受益者に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

利害関係人の取引制限

管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するファンドまたはサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年8月10日法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了するものとする。

管理会社の存続期間は無期限である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

（UBS Asset Management (UK) Ltd., London）（「投資運用会社」）

① 資本金の額

2022年12月末日現在、1億4,000万英ポンド（約230億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝164.44円）による。

② 事業の内容

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において登録し、金融行為監督機構（FCA）の許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用業務およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

（2）UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

（UBS Asset Management (Singapore) Ltd., Singapore）（「投資運用会社」）

① 資本金の額

2023年2月末日現在、3,999,998シンガポール・ドル（約4億480万円）

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝101.20円）による。

② 事業の内容

UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、シンガポールに設立されたユービーエス・エー・ジーの子会社であり、シンガポール金融管理庁の認可を受けている。

同社は、1993年より集団投資スキームおよび一任勘定による資金の管理を行っている。

（3）UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

（UBS Asset Management (Americas) Inc., Chicago）（「投資運用会社」）

① 資本金の額

2022年12月末日現在、10,167,024米ドル（約14億円）

② 事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人などの機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

（4）UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

（UBS Asset Management (Hong Kong) Limited, Hong Kong）（「投資運用会社」）

① 資本金の額

2023年2月末日現在、153,761,570香港ドル（約27億円）

（注）香港ドルの円貨換算は、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝17.38円）による。

② 事業の内容

アジアにおいて、機関投資家向けの資産運用を行っている。

（５）UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」「支払事務代行会社」）

① 資本金（株主資本）の額（UBSヨーロッパSE）

2023年2月末日現在、446,001,000ユーロ（約645億円）

② 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイツ・チェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

（６）ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

（Northern Trust Global Services SE）（「登録・名義書換事務代行会社」および「管理事務代行会社」）

① 資本金の額

2023年2月末日現在、393,067,791ユーロ（約568億円）

② 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（EC）2157／2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

（７）UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「元引受会社」）

① 資本金の額

2023年2月末日現在、500,000スイスフラン（約7,284万円）

（注）スイスフランの円貨換算は、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝145.68円）による。

② 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システマティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

（８）UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

① 資本金の額

2023年2月末日現在、5,165百万円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

2【関係業務の概要】

(1) UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

（UBS Asset Management (UK) Ltd., London）（「投資運用会社」）

ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）およびヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

(2) UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

（UBS Asset Management (Singapore) Ltd., Singapore）（「投資運用会社」）

エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

(3) UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

（UBS Asset Management (Americas) Inc., Chicago）（「投資運用会社」）

スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUSサステナブル（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

(4) UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

（UBS Asset Management (Hong Kong) Limited, Hong Kong）（「投資運用会社」）

グレーター・チャイナ（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

(5) UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」および「支払事務代行会社」）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務および支払事務を行う。

（６）ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズＳＥ

（Northern Trust Global Services SE）（「登録・名義書換事務代行会社」および「管理事務代行会社」）

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズＳＥは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に１口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

（７）UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「元引受会社」）

ファンド資産について元引受会社として、ファンド証券の販売に必要な業務を行う。

（８）UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本における代行業務および販売業務を行う。

3【資本関係】

UBSヨーロッパSEは、ユービーエス・エイ・ジーに100%所有されている。UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ユービーエス・エイ・ジーが100%所有するUBSアセット・マネジメント・エイ・ジーに、100%所有されている。各投資運用会社は、最終的にはユービーエス・エイ・ジーに100%所有されている。

第3【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

（2023年5月付）

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011/61/EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）指令2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（とりわけ、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パートIファンド	2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（指令2009/65/ECをルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
R C S	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
R E S A	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2023年3月27日現在で契約型の規制UCI¹の数は1,199、その純資産総額は9,133億300万ユーロ（132兆727億円）に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2023年3月27日現在で、SICAV（変動資本を有する投資法人）型およびSICAR（リスク資本に投資する投資法人）型の規制UCIの数は2,105、で、その純資産総額は、4兆2,353億5,300万ユーロ（612兆4,744億円）に達している³。

2023年3月27日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆1,643億5,300万ユーロ（746兆8,171億円）に達している⁴。

（注）ユーロの円貨換算は、2023年2月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1ユーロ＝144.61円）による。

¹ この数字は、UCITS、UCIパートII、SIFおよびSICARを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト（<https://www.cssf.lu/en/Document/basic-statistical-data-on-ucis-february-2023/>）を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

II. ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（CSSF）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

III. ルクセンブルクの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁵ ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS／UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、指令85／611／EEC（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、UCITS指令を改正する指令2001／107／ECおよび指令2001／108／ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009／65／EC（以下「UCITS IV指令」という。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIIに基づくUCIは、2011年1月1日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正され、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014／91／EU（以下「UCITS V指令」という。）をルクセンブルク法に導入した2016年5月10日法（2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日に施行された。）により改正された。

最近、同法は、2021年7月26日付メモリアルA561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令（EU）2019／1160を置き換えた2021年7月21日法、および、2021年12月9日付メモリアルA845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月8日法により改正された。

2021年7月26日に2022年メモリアルA82号に公告された2010年法の直近の改正は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009／65／ECを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令（EU）2021／2261を置き換える2022年2月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により導入された。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下、この法律の統合版を「2007年法」という。）（2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。）によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2017年法の直近の改正は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって導入された。

S I Fは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。S I Fは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iに区分されている。S I Fは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけC S S Fに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（随時改正および補足済）（以下「R A I F法」という。）は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のA I Fであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）を導入した。R A I Fは、A I FMDの範囲内で認可されたA I FMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、R A I Fは、C S S Fによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。R A I Fは、C S S Fの監督に服することなく、S I F制度およびS I C A R制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

R A I F法の直近の改正は、2019年7月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド（European Venture Capital fund、以下「E u V E C A」）規則、欧州社会起業家ファンド（European Social Entrepreneurship Funds、以下「E u S E F」）規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド（European long-term investment fund、以下「E L T I F」）規則および証券化S T S規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって導入された。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI U C I T S（以下「パートI」という。）
- パートII その他のU C I（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のU C I（以下「パートIII」という。）
- パートIV 管理会社（以下「パートIV」という。）
- パートV U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定（以下「パートV」という。）

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「U C I T S」という。）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（以下「U C I」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートIIに基づくU C Iは2013年法に定義されるA I Fとしての資格を有しているのに対し、U C I T Sは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合（以下「E U」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド（以下「パートIファンド」という。）は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートIファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 一 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d) の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項（現2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパートI（現在は2010年法のパートI）の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), common fund）
- 2) 投資法人（investment companies）、これは
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125—1条は、特定の特性を規定し、または、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付現在、この点においてCSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託（「fonds commun de placement」）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないた

め、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

- － ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。
- － 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- － 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- － F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。
- － 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パート II が適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S Fは、U C I T Sについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パート II が適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
- － 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）2010年法パート I に基づくF C Pに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、F C Pの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、U C I T S I V指令に従い認可されたU C I T Sまたは同指令第1条第2項第1号および／または第2号に規定する範囲のその他のU C Iの受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － かかるその他のU C Iは、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - － かかるその他のU C Iの受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がU C I T S I V指令指令の要件と同等であること。
 - － かかるU C Iの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - － 取得が予定されているU C I T Sまたはその他のU C Iが、その設立文書に従い、その他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のU C Iに関して、C S S Fは、2018年1月5日付C S S Fプレスリリース18/02号において公表されるとおり、U C I T Sの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のU C Iは以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のU C Iは、U C I T S指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。
 - (ii) その他のU C Iは、U C I T S指令第50条第(1)項(e)(ii)に従い、U C I T S指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
 - (iii) ファンドの規則または設立文書において、U C I T S指令第50条第(1)項(e)(iv)条に従い、その他のU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券に、合計でU C Iの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- (3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等とC S S Fが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
 - (4) U C I T Sは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバ

ティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、（１）から（５）に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512（改正済）を發布した。通達11/512は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略（金融デリバティブ商品の取扱いを含む。）に基づいて各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

- （５）UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記（１））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記（１）に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- （６）UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

- （７）投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

- （８）UCITSは、付随的流動資産を保有することもできる。⁶

6

かかる付随的流動資産の保有は、UCITSの純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市況の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、UCITSは、UCITSの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10) (e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および／または

－ その資産の20%を超える同一発行体とのO T Cデリバティブ取引において発生
するエクスポージャー

（c）上記（a）の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

（d）上記（a）の第1文に記載される制限は、指令2009/65/E Cおよび指令2014/59/E Uを改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令（E U）2019/2162（以下「指令（E U）2019/2162」という。）の第3条（1）に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により2022年7月8日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日以前のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

U C I T Sがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該U C I T Sの資産価額の80%を超過してはならない。

C S S Fは、本（10）に定める基準を遵守した債券の発行に関する本（10）（d）の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本（10）（d）の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「E S M A」という。）に送付するものとする。

（e）上記（c）および（d）に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

（a）、（b）、（c）および（d）に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記（a）、（b）、（c）および（d）に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該U C I T Sの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/E Uまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

U C I T Sは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

（11）以下の（15）に記載される制限に反することなく、（10）に記載する制限は、U C I T Sの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）C S S Fの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- － 指数の構成が十分多様化していること
- － 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- － 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

（12）（a）（10）にかかわらず、C S S Fは、U C I T Sに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは

は複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10) および (11) に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a) に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。
 - (c) さらに、(a) に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2) に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10) 記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび／またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび／またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1) ないし(8) に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11) に従って、株

式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
 - (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。⁷
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

⁷ 本項は、2010年法第50条(17) a)の記載を反映したものである。2010年法(改正済)に関するCSSFのFAQでは、CSSFはローンをUCITSの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）

- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

- (21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I（以下「ターゲット・ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護および投資信託に適用される投資規則の遵守違反に起因する結果の是正に関する1997年1月21日付C S S F通達02/77（2021年2月18日に改正済）
- 一定の定義の明確化に関するUCITS指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007/16/CE（以下「指令2007/16」という。）を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付C S S F通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたC S S F通達08/339。

C S S F通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS（および原則としてUCIも）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512（改正済）によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- CSSF通達08/380が2008年11月26日に発行され、これによりUCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインが規定され、UCITSによる投資適格資産に関する、CSSF通達08/339を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号CESR/07-044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。

CSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUCITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。CSSF通達08/380は、UCITS指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSがレポまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUCITSのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマナー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）
- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009/65/ECを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月20日付CSSF規則No.10-4

2010年12月20日付CSSF規則No.10-4は、2022年7月27日付CSSF規則No.22-05により改正された。

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009/65/ECを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/44/EUを置き換える、2010年12月20日付CSSF規則No.10-5（改正済）
- ルクセンブルク法に準拠し、他のEU加盟国での受益証券の販売を希望するUCITSおよびルクセンブルクでの受益証券の販売を希望する他のEU加盟国のUCITSが従うべき新たな通知手続に関する2011年4月15日付CSSF通達11/509

CSSF通達11/509は、2021年7月28日付CSSF通達21/778によって改正された。

- CSSF規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付CSSF通達11/512。CSSF通達11/512は、CSSF通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年7月22日付CSSF通達14/591

- 2014年9月30日に発行された、E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014/937（改定済）に言及するC S S F通達14/592（同通達は、C S S F通達13/559により実施された、2012年公告の関連するE S M Aガイドライン（E S M A/2012/832）を置き換えた。）。

C S S F通達14/592は、主に、インデックス・トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T Sおよび逆レバレッジU C I T S、証券貸付、レポ契約および逆レポ契約などの担保を利用するU C I T Sに関するものである。この点に関して、E U規則2015/2365も考慮されなければならない。

- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rのガイドライン（C E S R/10-049）のレビューに関するE S M Aの意見に関する2014年12月2日付のC S S F通達14/598
- 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年3月27日付C S S F通達15/609
- 新たなC S S Fへの月次報告に関連する2015年12月3日付C S S F通達15/627
- 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付C S S F通達15/631
- 投資信託に関する2010年法パート I の適用対象となるU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F通達16/644。同C S S F通達は、2018年8月23日付C S S F通達18/697によって改正された。
- ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年8月23日付C S S F通達18/698
- 証券（E S M A）および銀行（E B A）セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F通達19/718
- 資産担保コマーシャル・ペーパー（A B C P）証券化および非A B C P証券化のためのS T S（簡素で、透明性が高く、標準化された）基準に関する欧州銀行監督局（E B A）ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付C S S F通達19/719
- オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構（I O S C O）の提言に関する2019年12月20日付C S S F通達19/733
- C O V I D-19パンデミック時の金融犯罪およびA M L/C F Tの影響に関する2020年4月10日付C S S F通達20/740
- 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法（改正済）およびA M L/C T F法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するC S S F通達17/650を補完する2020年7月3日付C S S F通達20/744
- U C I T Sの成功報酬およびA I Fの一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付C S S F通達20/764
- M i F I D IIのコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局（以下「E S M A」という。）のガイドライン（E S M A35-36-1952）の採択に関する2021年7月30日付C S S F通達21/779
- C S S F A M L/C T F外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付C S S F通達21/788
- ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付C S S F通達21/789。ルクセンブルクの投資信託のréviseurs d'entreprises agréés（承認された法定監査人）の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則

- 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則（EU）345／2013、（EU）346／2013および（EU）1286／2014の変更に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2010／1156（以下「C B D F規則」という。）に基づくマーケティングコミュニケーションにおけるESMAのガイドライン（ESMA34－45－1272）の適用に関するCSSF通達22／795
 - 外注の取決めについてのEBAガイドラインに関する2022年4月22日付CSSF通達22／805
 - 外注の取決めに関する2022年4月22日付CSSF通達22／806
- 本通達の主な目的は、外注の取決めについてのEBAガイドライン（EBA／GL／2019／02）の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。
- ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の手続に関する2022年5月12日付CSSF通達22／810
 - UC Iの管理事務代行会社に関する2022年5月16日付CSSF通達22／811
 - デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域（1）ならびにFATFの監視が強化されている法域（2）についてのFATF声明に関する2022年10月27日付CSSF通達22／822
 - マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについてのESMAガイドラインに関する2023年3月24日付CSSF通達22／831

（注）上記のCSSF通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたCSSF通達11／512（CSSF通達16／698により改正済）に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、CSSFによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
 - 予想されるレバレッジ・レベル、および（VaRアプローチを用いるUCITSについて）より高いレバレッジ・レベルの可能性
 - レラティブVaRアプローチを用いるUCITSの参照ポートフォリオに関する情報
- また、CSSF通達14／592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014／937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パートIIファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パートIIには、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートIIに準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パートIファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

パートIIファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートIIファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125-1条に服する管理会社と同法第125-2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125-1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125-2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 指令2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 指令2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。指令2011/61/EUに規定するAIFs以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c)または(d)の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、

125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) 記載の資金は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは株主に、とりわけ自己資産に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する／適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するU C Iの資産を使用してはならない。

管理するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

（2）2010年法第125－2条に服する管理会社

2010年法第88－2条第2項a)に規定する外部A I F Mを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011／61／E Uに規定する一または複数のA I Fを管理し、2010年法第125－2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙Iに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するA I Fに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承

認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

（1）第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。

（2）管理会社は、指令2009／65／E Cに従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のU C Iの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009／65／E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの管理のための活動は、2010年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

（3）上記（2）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（a）ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書IIのセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む。）

（b）付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書IIのセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または（a）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

（4）上記（2）からの一部修正として、指令2011／61／E Uに規定するA I FのA I F Mとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項（7）に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Iに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するU C I T Sの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するA I Fの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本（4）に規定するA I FのA I F Mとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1－1条、第37－1条および第37－3条は、管理会社による上記（3）の業務提供に準用される。

上記（3）（a）で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するEU規則575／2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年6月26日付欧州議会および理事会指令2013／36／EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記（2）（3）の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) C S S Fは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

－ 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

－ 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用機能を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用機能を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

－ これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575／2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。

- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該U C I T SまたはU C Iの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。

- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。

 - (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
 - (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

- (16) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、C S S Fの責任とする。ただし、U C I T S指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法（改正済）第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS IV指令に従い、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA. (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (ii) (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97／9／ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- (i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

（５）事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

- （a）事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- （b）管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- （c）事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- （d）利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- （e）その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。

- UCITSの健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの
- 関連するUCITSに適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの
- UCITSの最善の利益のために行動するUCITS管理会社の義務の遵守を妨げないもの

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。

（６）管理会社は、上記（５）に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

- （a）報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
- （b）報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- （c）報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- （d）報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形で社内レビューの対象とされる。

- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナ

ス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記第6項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイカー、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009/65/EC第14a条第(4)項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37―8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37―8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS IV指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、UCITS IV指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー（以下「IFM」という。）（すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125-1条または第125-2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人（SIAG）、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条第1項（b）に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド（FIAAG））の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF通達12/546（改正済）を置き換えることをその目的とする。CSSF通達18/698は、IFMがルクセンブルクおよび／または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、認可に係る特定の要件（特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

CSSFが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律または約款（UCITSのみ）に従って計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

UCITS V指令（以下に定義される。）に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、FCPおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。UCITSの場合（後者の場合）、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法（改正済）に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行に当たり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するUCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたCSSF通達14/587を2014年7月11日に公表した（以下「通達14/587」という。）⁸。CSSFは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、UCITSの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14/587の結果、IML通達91/75の第E章はもはやUCITSには適用されなくなったが、AIFMDの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在UCITSの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、CSSFの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなかった。

⁸

CSSF通達14/587は、以下に詳述されるとおりCSSF通達16/644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS V指令の最終文を正式に採択した。UCITS V指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITS Vのレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、UCITS指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、C S S Fは、U C I T Sの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのU C I T SおよびU C I T Sのために活動する管理会社に宛ててC S S F通達16／644を公表した。本C S S F通達16／644は、U C I T S Vレベル2の措置と矛盾する通達14／587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびU C I T S Vレベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手續や特定の状況（U C I T Sがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、C S S Fは、2010年法パートIの適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ（該当する場合）に適用される組織的取決めに關するC S S F通達18／697を發布した。C S S F通達18／697は、投資信託に關連する2010年法パートIに従いU C I T Sの預託機関として活動する信用機関（該当する場合は、その管理会社により代理される。）に適用される規定に關するC S S F通達16／644および投資信託に關する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体が従う規則の変更および改訂に關するI M L通達91／75（通達C S S F 05／177により改正済）を改定する。

A) 預託機関は、F C PのパートIファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C Pの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に關連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、F C Pのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C Pのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に關する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

U C I T S V指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、(ii) 保管、(iii)

デュー・ディリジェンス、（iv）支払不能保証および（v）独立性に関係するものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート I ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他の E U加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fがモニタリングするために必要なすべての情報を、C S S Fに対し提供しなければならない。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたC S S F通達16/644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S Fは、U C I T Sの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

C S S F通達16/644は、上記でさらに記載されるとおり、C S S F通達18/697により改定された。

B) 預託機関は、パートIIファンドとしての適格性を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P（パートIIファンド）に関しては、F C Pの資産は、2010年法第88－3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、2010年法パートIIファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売される2010年法パートIIファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パートIIファンドの預託機関にはA I F Mの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

（i）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB（4）に従う。

（ii）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（「sociétés anonymes」）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（「société d'investissement à capital variable」または「S I C A V」）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、S I C A Vの株主総会の議事録を記録した公正証書またはS I C A Vに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

S I C A Vは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- － S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- － S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。
- － 法律およびS I C A Vの定款に反しない限りにおいて、S I C A VまたはS I C A Vに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- － S I C A V資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、S I C A Vのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、(ii) 保管、(iii) デュー・ディリジェンス、(iv) 支払不能保証および(v) 独立性に関係するものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照のこと。）に基づき認可されるA I F Mが管理するS I C A Vには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パート I ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S I V指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」を「S I C A V」と読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2018年8月23日付C S S F通達18/698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム

（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年8月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年1月1日に施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（F C Pおよび／または非セルフ・マネージドS I C A V）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（「société anonyme」）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420の1条）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420の15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

(ii) 会社の形態および名称

(iii) 登録事務所の所在地

(iv) 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

(vi) 当初払込済の発行済資本の額

(vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

(viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

(ix) 現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(x i) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

(x ii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(x iii) 会社の存続期間

(x iv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420の17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをR C Sに公告すること

(ii) 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420の19（2）条および第420の23（2）条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルクのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- － ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
- － E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定されたU C I T Sでないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条（5）の規定に基づき、ルクセンブルグ内のプロの投資家に対して行われる外国法A I Fの受益証券または株式の販売は、2013年法第6章および第7章の規定に従ってルクセンブルグで設立されたA I F Mにより行われる場合、または2011/61/E U指令の第V I章および第V I I章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合、除外される。

(ii) 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるU C Iについては、設立から1か月以内にかかるリストへの記入の申請書をC S S Fに提出しなければならない。

(iii) ルクセンブルク法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルクのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（「fonds d'investissement」）の定義は、1991年1月21日付I M L通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、F C Pの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パートIIファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート I ファンドに関しては、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成するものとする（2010年法の第159条を参照のこと）。

K I Iは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（PRIIP）の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（EU）第1286／2014号（以下「規則（EU）1286／2014」という。）に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす（2010年法第163－1条を参照のこと）。

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則（EU）1286／2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

K I Iは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- － UCITSはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。
- － 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- － 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- － 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パートIIに服するUCIは、2010年法第88-2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パートIIに服する、同法第88-2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、C S S Fに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をC S S Fに提出する必要はない。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定リスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務者および預託機関を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348およびCSSF通達15/627により改正済）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（viii）違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託（「fonds d'investissement」）の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20営業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条

第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第1項によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならない。かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書（1915年法第1100-14条）、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書
- 清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書（清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。）、清算期間の延長要請（清算期間が9か月を超える見込みの場合）、清算後の情報（Caisse de Consignation⁹への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等）などの非財務報告書その他場合に依じて必要な文書

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation” にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

⁹ ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税 (droit d'apport)

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パート I のU C I T Sまたはパート II のU C I のみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクのU C I
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクのU C I
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（C D）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（E U）2020/852（規則（E U）2019/2088を改正する。）

（以下「規則（E U）2020/852」という。）第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるU C Iまたは複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またかかる投資割合に応じて、U C Iまたは複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメントの純資産総額に比べて低い割合が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、U C Iの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合（規則（E U）2020/852に従い開示される。）は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第（b）項に基づきInstitut des Réviseurs d' Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人（réviseur d'

entreprises agréé) により証明されなければならない。かかる割合およびUC Iまたは複数のコンパートメントを有するUC Iの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、年次報告書または保証報告書に記載されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人 (réviseur d' entreprises agréé) により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税 (taxe d'abonnement) の初回申告のために、ルクセンブルグのVAT当局 (Administration de l' Enregistrement et des Domaines et de la TVA) に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルグのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則 (EU) 2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合 (当該規則に従い開示される。) に適用される税率を決定する基準となる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUC Iにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条またはRAIF法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
 - b) 以下のUC Iおよび複数のコンパートメントを有するUC Iの個々のコンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
 - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金である場合
 - (iii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合
- UC Iまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。
- c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUC Iおよびそのコンパートメント。
 - d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUC Iおよび複数のコンパートメントを有するUC Iの個々のコンパートメント
 - e) 以下のUC Iおよび複数のコンパートメントを有するUC Iの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UC Iまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

2.6.3. 投資主への課税関係

ルクセンブルク法について概説すると、契約型および会社型の投資信託ともに、原則として、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権保有者が、当該ファンドの投資証券または権利について、通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合については、この限りでない。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託（パート I U C I またはパート II U C I）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託（パート I U C I またはパート II U C I）を通じて、ルクセンブルク籍企業（S I C A R、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。）の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、（i）当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または（ii）当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルク付加価値税（以下「V A T」という。）の法制に基づき、法人型の投資信託（すなわち、S I C A V、S I C A F または S I C A R）および契約型の投資信託（すなわち、F C P）は、V A Tの目的で課税対象者としての地位を有する。したがって、投資ファンドは、ルクセンブルクにおいて付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者とみなされる。

ルクセンブルクでは、ファンド・マネジメント・サービスとして適格なサービスに対して、付加価値税の免除が適用される。そのような投資信託（またはF C Pの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービスは、潜在的にV A Tを引き起こし、ルクセンブルクの投資信託／その管理会社のV A T登録を必要とする可能性がある。そのようなV A T登録の結果、投資信託／その管理会社は、ルクセンブルクにおいて海外から購入した課税サービス（または一定の商品）に支払うべきと扱われるV A Tを自己評価する義務を履行する立場にたつ。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてV A T債務は発生しない。

2016年9月30日、ルクセンブルクのV A T当局は、企業の取締役のV A Tの状況およびその活動に対するV A Tの取扱いに関する通達第781号（以下「通達第781号」という。）を公表した。

通達第781号において、ルクセンブルクのV A T当局は、独立取締役がV A Tの対象者であることを改めて強調した。さらに、通達第781号は、使用者のために取締役として行動する従業員は付加価値税の対象とならず、したがって付加価値税の登録義務を負わないことを明確にした。付加価値税（もしあれば）の登録義務は使用者にある。

しかしながら、通達第781号は、会社形態の投資ファンドの取締役およびマネージャーの報酬、管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネージャーの報酬（後者の場合、ジェネラル・パートナーの企業活動に関するものを除く）に対する付加価値税の免除の適用に関しては触れていない。欧州の法理によれば、V A Tの免除は、関連するサービスがファンドの運営にとって「特別かつ不可欠な」ものとして適格な場合に与えられる。

管理会社の取締役を支払われる報酬は、管理会社（契約型投資信託／F C Pおよび管理会社を指定した法人）のファンドの管理に関する部分は免除されるべきである一方、管理会社（法人）の経営に関する部分は付加価値税の対象となる。管理会社の取締役は、付加価値税の免除の適用を実証できる立場になければならない。

2.6.5. 共通報告基準（以下「C R S」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるC R S法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014／107／E Uを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「C R S法」という。）に定められる共通報告基準（以下「C R S」という。）の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年1月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するO E C Dの多国間の権限ある当局間の契約に加えE U加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

C R S法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

C R S法の条件に基づき、ファンドは毎年、L T Aに対し、（i）C R S法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および（ii）C R S法の意味における受動的金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、T I N、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報（以下「本情報」という。）には、C R S法別紙Iに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局（administration des contributions directes）（以下「L T A」という。）は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがC R S法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、C R S法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者（該当する場合）に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はL T Aに伝達されたデータにアクセスし、当該データを（必要な場合に）修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、C R S法に定められる目的のために毎年L T Aに開示される。L T Aは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてL T Aに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、C R S法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがC R S法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

投資家は、CRS法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.6. FATCA

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、FATCA法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるFATCA規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。FATCAの実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されFATCAの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

FATCAの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「FATCA法」という。）により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をLTAに報告することを義務付けている。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的・非金融機関外国事業体（以下「受動NFFE」という。）の場合、当該NFFEのコントローリング・パーソンを含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法は、FATCA法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をLTAに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、LTAにより米国内国歳入庁に報告される。

受動NFFEとしての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はLTAに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCA制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをLTAに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および／または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意すべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託（「S I F」）

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するS I Fになった。

3.1. 範囲

S I F制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUC Iおよび（ii）その設立文書によりS I F制度に服するUC Iに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUC Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特にEU規則2017/1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」。）等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、金融機関の業務の遂行および追求に関する指令2013/36/EUに定める金融機関、金融商品市場に関する指令2014/65/EUに定める投資会社もしくはUC ITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナー

シップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは特に、C S S F通達07/309を、S I Fにおけるリスク分散に関して発行し、そこでS I Fがリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパー

トメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- － 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- － 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- － いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実に照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パートIIの特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルクに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法（改正済）の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびS I C A Vのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）第26-1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fとして適格でないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fとして適格でないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（PRIIPS KID）を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014/65/EUの別紙IIに定める専門投資家にのみ販売される場合（かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でCSSFに提出されなければならない。）およびS I Fが2018年1月1日までにUCITS-KIIに類似する文書の発行を選択済みであった場合（その場合、当該S I Fは2019年1月31日までPRIIPS KIDを発行する義務を免除される。）はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下はルクセンブルグにおける法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

S I Fは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

- a) 他のUCIが保有する受益証券／投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がRAIFに係る2007年法第68条、2010年法第174条またはRAIF法第46条によってすでに年次税を課されている場合
- b) 以下のS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - (ii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - (iii) 公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。
- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。
- d) 主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

RAIF制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 法的構造の柔軟性： ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。RAIFは変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、RAIFが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、SIFに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。RAIFは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いかなる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。
- 適格投資家： RAIFは、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、プロフェッショナル投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- RAIFは、CSSFの監督対象とならない。SIFまたはSICARと異なり、RAIFは、CSSFによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。RAIFは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- 承認されたAIFMを任命しなければならないこと： RAIFは自動的にAIFの資格を取得し、ルクセンブルク、他のEU加盟国または場合によっては第三国（ただしAIFMD運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ）に設立されたAIFMを任命しなければならない。
- 税制： RAIFは、0.01%の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）またはSICARに適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。AIF運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- 転換： 既存のSIF、SICARおよび規制されないAIFは、投資家および（該当する場合）CSSFから適切な承認を得ることを条件に、RAIF制度を選択することができる。

第4【参考情報】

当計算期間の開始日から本有価証券報告書の提出日までの間に、ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2022年5月31日	有価証券報告書（第32期）
2022年5月31日	有価証券届出書
2022年8月31日	半期報告書（第33期中）
2022年8月31日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし

別紙－S F D R 関連情報

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンド
－エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）
法人識別番号：5493005EFKKJE4105054

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 20% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBS ESGコンセンサススコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。

特性2)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクルージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵

器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

投資は、この金融商品により促進される環境および／または社会的特性に応じてポジティブ・スクリーニングがなされる。

主要な悪影響と

は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

―― 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

―― 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクルージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになる。またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当該企業にベンチマークの組入比率よりも低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクリージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBS ESGコンセンサススコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）

特性2）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は20%である。



#1 E/S特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に整合の区分は以下を包含する。

- **#1A 持続可能**の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。
- **#1B その他のE/S特性**の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、環境的に持続可能であり、EUタクソミー適合ではない経済活動に投資するが、これは必要とされる施行法規がないことならびに特に投資先企業が提供する必要なタクソミー関連データおよび明確に規定された計算方法がないことによる。この金融商品は、最低比率の持続可能な投資を目標としており、環境目的はEUタクソミーに適合していない0%以上である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、0%以上の比率の社会的持続可能な投資を目標としている。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。

は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト（www.ubs.com/funds）で参照することができる。

--

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンド
—ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）
法人識別番号：549300CL2G6Y5RVEBR40

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい

●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 40% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBS ESG コンセンサススコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。

特性2)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクリュージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1＋2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵

--

器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

投資は、この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性に応じてポジティブ・スクリーニングがなされる。

主要な悪影響と

は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

―― 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

―― 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクルージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになる。またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクリューション・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクリューション・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクリューション）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクリューション・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBS ESGコンセンサススコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）

特性2）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

--

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

- 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

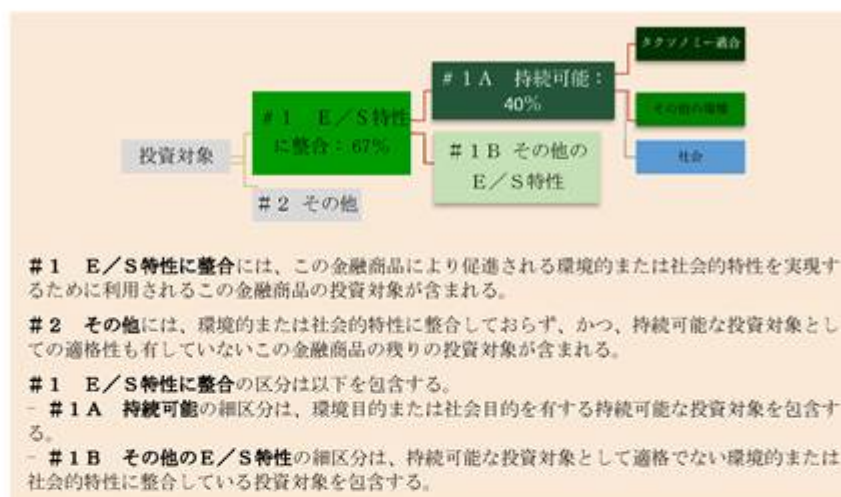
良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は40%である。



- この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**



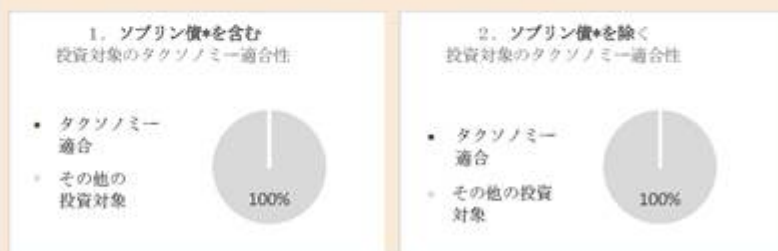
環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、環境的に持続可能であり、EUタクソミー適合ではない経済活動に投資するが、これは必要とされる施行法規がないことならびに特に投資先企業が提供する必要なタクソミー関連データおよび明確に規定された計算方法がないことによる。この金融商品は、最低比率の持続可能な投資を目標としており、環境目的はEUタクソミーに適合していない0%以上である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、0%以上の比率の社会的持続可能な投資を目標としている。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。

は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト（www.ubs.com/funds）で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンドーヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）
法人識別番号：549300P3QHSRVY6MML75

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい

●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 30% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。

サブ・ファンドの投資ユニバースは、（i）ヨーロッパ以外に所在し、またはヨーロッパ以外で主な活動を行っている企業の株式により補完される（ii）ヨーロッパに所在し、またはヨーロッパで主な活動を行っている企業の株式で主に構成される。投資ユニバースのこの2つの部分は分離されており、それぞれ少なくとも20%減少させることにより、UBS ESGコンセンサススコアが最も低い発行体が除外される。

ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオに組み入れられている有価証券（現金、現金等価物およびヘッジ目的のデリバティブを除く。）の少なくとも90%についてUBS ESGコンセンサススコア評価を適用するものとする。

特性2)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

--

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクリュージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

主要な悪影響と

は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

投資は、この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性に応じてポジティブ・スクリーニングがなされる。

―― **持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

―― **持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）**

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクリュージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値

--

の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性2)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

サブ・ファンドの投資ユニバースは、(i) ユーロ圏以外に所在し、またはユーロ圏以外で主な活動を行っている企業の株式により補充される (ii) ユーロ圏に所在し、またはユーロ圏で主な活動を行っている企業の株式で主に構成される。投資ユニバースのこの2つの部分は分離されており、それぞれ少なくとも 20% 減少させることにより、UBS ESG コンセンサススコアが最も低い発行体が除外される。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大な ESG リスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数の ESG のデータ・ソースを組み合わせた独自の ESG リスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスに ESG リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対して ESG リスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 67% である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 30% である。

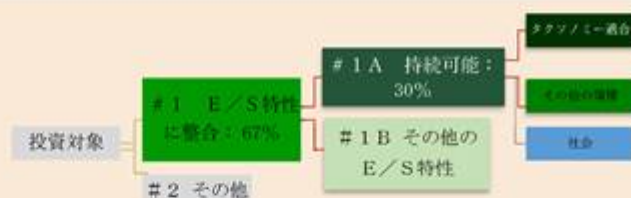
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。



#1 E/S特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に整合の区分は以下を包含する。

- #1A 持続可能な細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。

- #1B その他のE/S特性の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

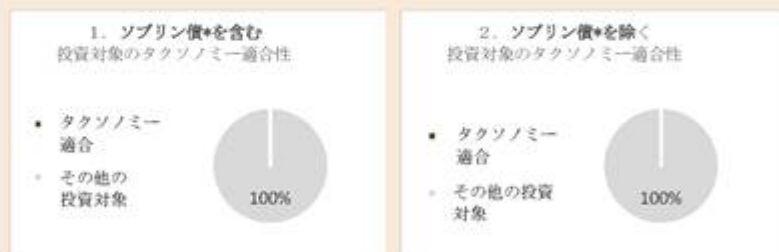
この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソノミー適合投資は0%である。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

● **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、環境的に持続可能であり、EUタクソノミー適合ではない経済活動に投資するが、これは必要とされる施行法規がないことならびに特に投資先企業が提供する必要なタクソノミー関連データおよび明確に規定された計算方法がないことによる。この金融商品は、最低比率の持続可能な投資を目標としており、環境目的はEUタクソノミーに適合していない0%以上である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、0%以上の比率の社会的持続可能な投資を目標としている。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト（www.ubs.com/funds）で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンド・グレーター・チャイナ（米ドル）
法人識別番号：549300MSUKNCZH0K6C44

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい

●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1) について：

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）：

- － スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- － スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さと、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

特性2) について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも（i）「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および（ii）（ベンチマークを参照することにより）「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコア（発行体数別）によるESG分析を含める。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

―― 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

―― 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

☐ 考慮する。

☒ 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2）：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

● 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

--



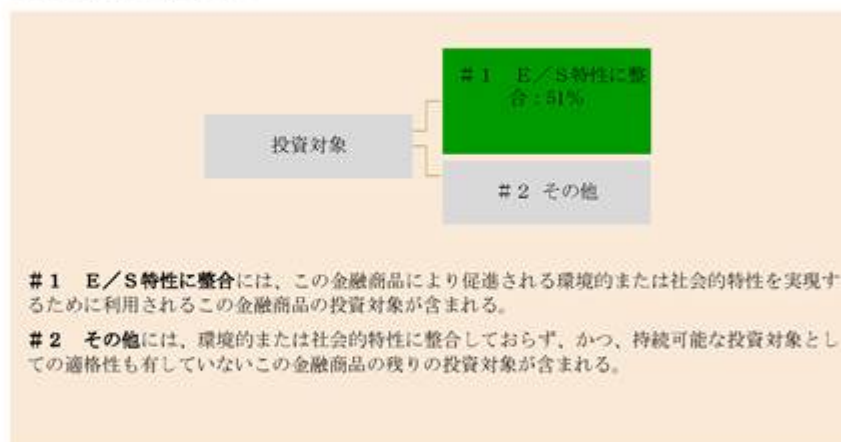
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

該当なし。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

● **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

該当なし。



● **EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

該当なし。



● **社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

該当なし。



● **どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？**

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



● **この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？**

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。



● **より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？**

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンド・スモール・キャップスUSA（米ドル）
法人識別番号：549300JGF0N0SU3K3P83

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい

●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WAC1）または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1) について：

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

特性2) について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも（i）「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および（ii）（ベンチマークを参照することにより）「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコア（発行体数別）によるESG分析を含める。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

—— 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

—— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

☐ 考慮する。

☒ 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

重大なサステナビリティ／E S Gに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクススクルーション・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクススクルーション・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクススクルーション）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクススクルーション・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（W A C I）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2）：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

● 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なE S Gリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のE S Gのデータ・ソースを組み合わせた独自のE S Gリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにE S Gリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してE S Gリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

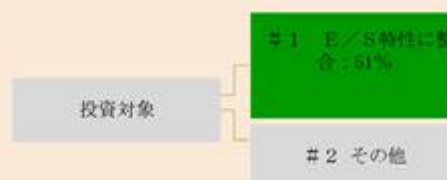
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。



#1 E/S特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

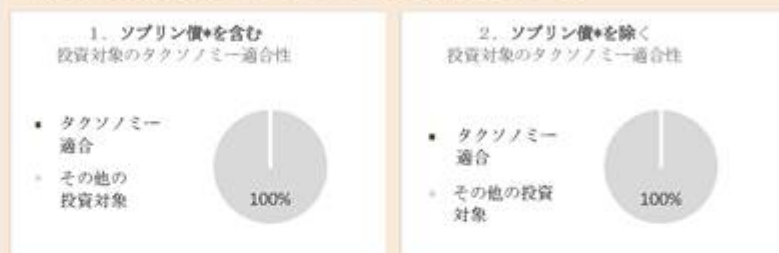
この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

該当なし。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンド－USサステナブル（米ドル）
法人識別番号：5493007HGBIH15NYM56

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 30% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBS ESG コンセンサススコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、（とりわけ）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。

特性2)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクルージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵

器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

投資は、この金融商品により促進される環境および／または社会的特性に応じてポジティブ・スクリーニングがなされる。

主要な悪影響と

は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

―― 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

―― 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクルーージョン）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになる。またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当該企業にベンチマークの組入比率よりも低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクリージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBS ESGコンセンサススコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）

特性2）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見る事が含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は30%である。



#1 E/S特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に整合の区分は以下を包含する。

- **#1A 持続可能**の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。
- **#1B その他のE/S特性**の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

イネープリング

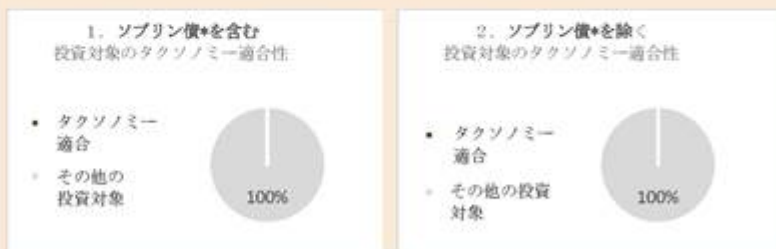
活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル

活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、環境的に持続可能であり、EUタクソミー適合ではない経済活動に投資するが、これは必要とされる施行法規がないことならびに特に投資先企業が提供する必要なタクソミー関連データおよび明確に規定された計算方法がないことによる。この金融商品は、最低比率の持続可能な投資を目標としており、環境目的はEUタクソミーに適合していない0%以上である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品は、0%以上の比率の社会的持続可能な投資を目標としている。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。

は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト（www.ubs.com/funds）で参照することができます。

監査報告書

UBS（Lux）エクイティ・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2022年11月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2022年11月30日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・2022年11月30日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、国際会計士倫理基準審議会により公表され、CSSFがルクセンブルグについて採用した国際独立性基準を含む職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）、および財務書類の監査に関する倫理上の要件に従い、ファンドから独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算またはサブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d' entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
・ ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ 2023年3月24日

アラン・メヒリンク

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Equity Fund (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 30 November 2022, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 30 November 2022;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the statement of investments in securities and other net assets for each of the sub-funds as at 30 November 2022; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 24 March 2023

Alain Maechling

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J. F. ケネディ通り33A番

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2022年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類に対する注記で構成される、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）の財務書類を監査しました。

我々は、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、当社の2022年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの（金融監督委員会）（以下「C S S F」といいます。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行いました。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した職業会計士の国際倫理規程（国際会計士倫理基準審議会が発行した国際独立性基準を含みます。）（以下「I E S B A 規程」といいます。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

その他の情報

取締役会は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表記に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

本財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。
- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の法律および規則の要求に関する報告

運用報告書は、本財務書類と一致しており、適用される規制の要求に準拠して作成されています。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2023年3月14日

ベルナール・レースト

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS fund Management (Luxembourg) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2022, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2022, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Bernard Lhoest

Luxembourg, 14 March 2023

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

UBS（Lux）エクイティ・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2021年11月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2021年11月30日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・2021年11月30日現在の投資有価証券およびその他の資産明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にCSSFがルクセンブルグについて採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（「IESBA規程」）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算またはサブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d' entreprises agréé) の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ 2022年3月22日

アラン・メヒリンク

本年次報告書のドイツ語版のみが監査人による監査を受けている。したがって、監査報告書はドイツ語版の報告書に言及しており、その他の言語版は、管理会社の取締役会の責任の下で行われた誠実な翻訳によるものである。ドイツ語版と翻訳版の間に齟齬が生じた場合、ドイツ語版を正文とする。

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Equity Fund (the “Fund”) and of each of its subfunds as at 30 November 2021, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the subfunds as at 30 November 2021;
- the schedule of investments and other assets as at 30 November 2021;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the subfunds for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the subfunds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its subfunds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so. Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 22 March 2022

Alain Maechling

Only the German version of the present annual report has been audited by the Auditor. Consequently, the Audit Report refers to the German version of the report; other versions result from a conscientious translation made under the responsibility of the Board of Directors of the Management Company. In case of differences between the German version and the translation, the German version shall be the authentic text.

Prüfungsvermerk

An die Anteilinhaber des
UBS (Lux) Equity Fund

Unser Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des UBS (Lux) Equity Fund (der „Fonds“) und seiner jeweiligen Teilfonds zum 30. November 2021 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Was wir geprüft haben

Der Abschluss des Fonds besteht aus:

- der kombinierten Nettovermögensaufstellung des Fonds und der Nettovermögensaufstellung der Teilfonds zum 30. November 2021;
- der kombinierten Ertrags- und Aufwandsrechnung des Fonds und der Ertrags- und Aufwandsrechnung der Teilfonds für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr;
- der kombinierten Veränderung des Nettovermögen des Fonds und der Veränderungen des Nettovermögen der Teilfonds für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr;
- der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte der Teilfonds zum 30. November 2021; und
- dem Anhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 über die Prüfungstätigkeit (Gesetz vom 23. Juli 2016) und nach den für Luxemburg von der “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (ISAs) durch. Unsere Verantwortung gemäß dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs wird im Abschnitt “Verantwortung des “Réviseur d’entreprises agréé” für die Abschlussprüfung” weitergehend beschrieben.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem “International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards“, herausgegeben vom “International Ethics Standards Board for Accountants “(IESBA Code) und für Luxemburg von der CSSF angenommenen, sowie den beruflichen Verhaltensanforderungen, die wir im Rahmen der Abschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Abschluss und unseren Prüfungsvermerk zu diesem Abschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Abschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Abschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Abschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrates der Verwaltungsgesellschaft für den Abschluss

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Abschlusses, und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Abschlusses ist der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und seiner Teilfonds zur Fortführung der Tätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Tätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren oder einen seiner Teilfonds zu schließen, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des “Réviseur d’entreprises agréé” für die Abschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Abschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist, und darüber einen Prüfungsvermerk, der unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Unzutreffende Angaben können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Abschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Abschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangsangaben;
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Tätigkeit durch den Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einer seiner Teilfonds zur Fortführung der Tätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Prüfungsvermerk auf die dazugehörigen Anhangsangaben zum Abschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Prüfungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einer seiner Teilfonds seine Tätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Abschlusses einschließlich der Anhangsangaben, und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschließlich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, die wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Luxemburg, 22. März 2022

Alain Maechling

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。